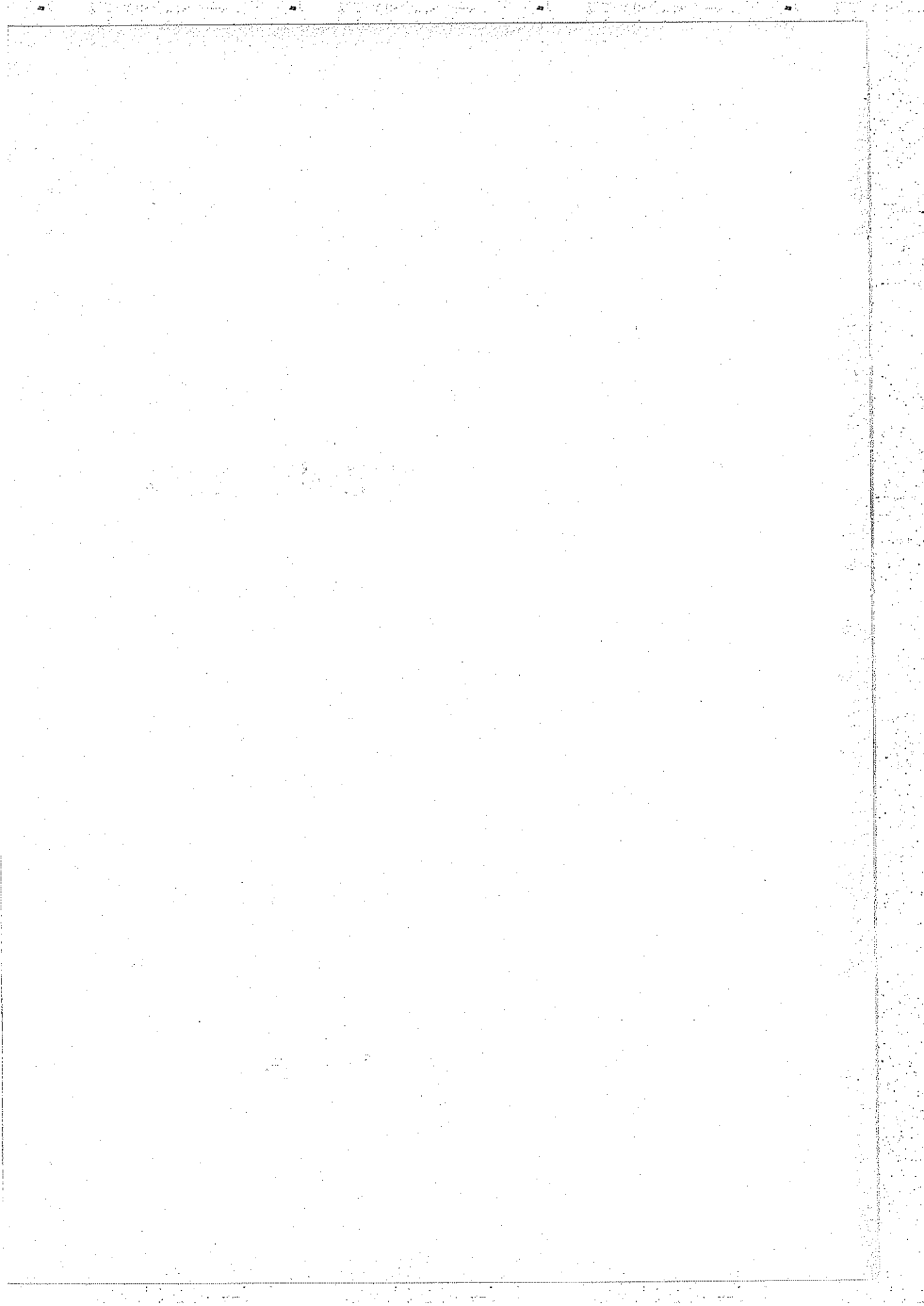


昭和48年3月9日開会
昭和48年3月30日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和48年3月9日(金曜日)第1日

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議 事 日 程	4頁
○ 開会宣言(午前10時35分)	5頁
○ 開 会 宣 告	5頁
○ 会議録署名議員の指名(藤原利一君、上代卯之松君、横田憲治郎君)	5頁
○ 助役開会あいさつ	6頁
○ 会期決定(3月9日～3月31日)	6頁
○ 日程第1 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第2 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第4 和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第5 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第6 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第7 和泉市家畜診療料条例制定について	
○ 日程第8 和泉市災害見舞金等支給条例制定について	
○ 日程第9 和泉市立保育園条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第10 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第11 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定について	
○ 日程第12 和泉市消防賞じゅう金条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第13 青年学級開設について	
○ 日程第14 昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算	
○ 日程第15 昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第16 昭和48年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	

○ 日程第17 昭和48年度和泉市病院事業会計予	
○ 日程第18 昭和48年度和泉市水道事業会計予算	
18件一括上程	7頁～45頁
○ 昭和48年度の市長施政方針(代理辻助役)	46頁
○ 日程第1から日程第18まで提案理由の説明	50頁
○ 散会宣告(午後2時18分)	77頁

昭和48年3月13日(火曜日)第2日

○ 出席議員、欠席議員	79頁
○ 議事説明員その他	79頁
○ 開会宣告(午前10時43分)	81頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に16番 横田憲治郎君	82頁
2番に 8番 吉川伊与一君	112頁
3番に 7番 田中 包治君	116頁
4番に26番 勝部津喜枝君	127頁
○ 散会宣告(午後4時38分散会)	130頁

昭和48年3月14日(水曜日)第3日

○ 出席議員、欠席議員	131頁
○ 議事説明員その他	131頁
○ 議 事 日 程	133頁
○ 開会宣告(10時25分)	135頁
○ 一般並びに総括質問	頁
1番に26番 勝部津喜枝君(第2日より続く)	137頁
2番に20番 寺田 茂君	146頁
3番に 3番 金沢 勝君	154頁
○ 予算特別委員会設置並びに委員選任	
日程第1より日程第18まで予算特別委員会に付託	162頁
○ 散会宣言(午後0時26分散会)	162頁

昭和48年3月19日(月曜日)第4日

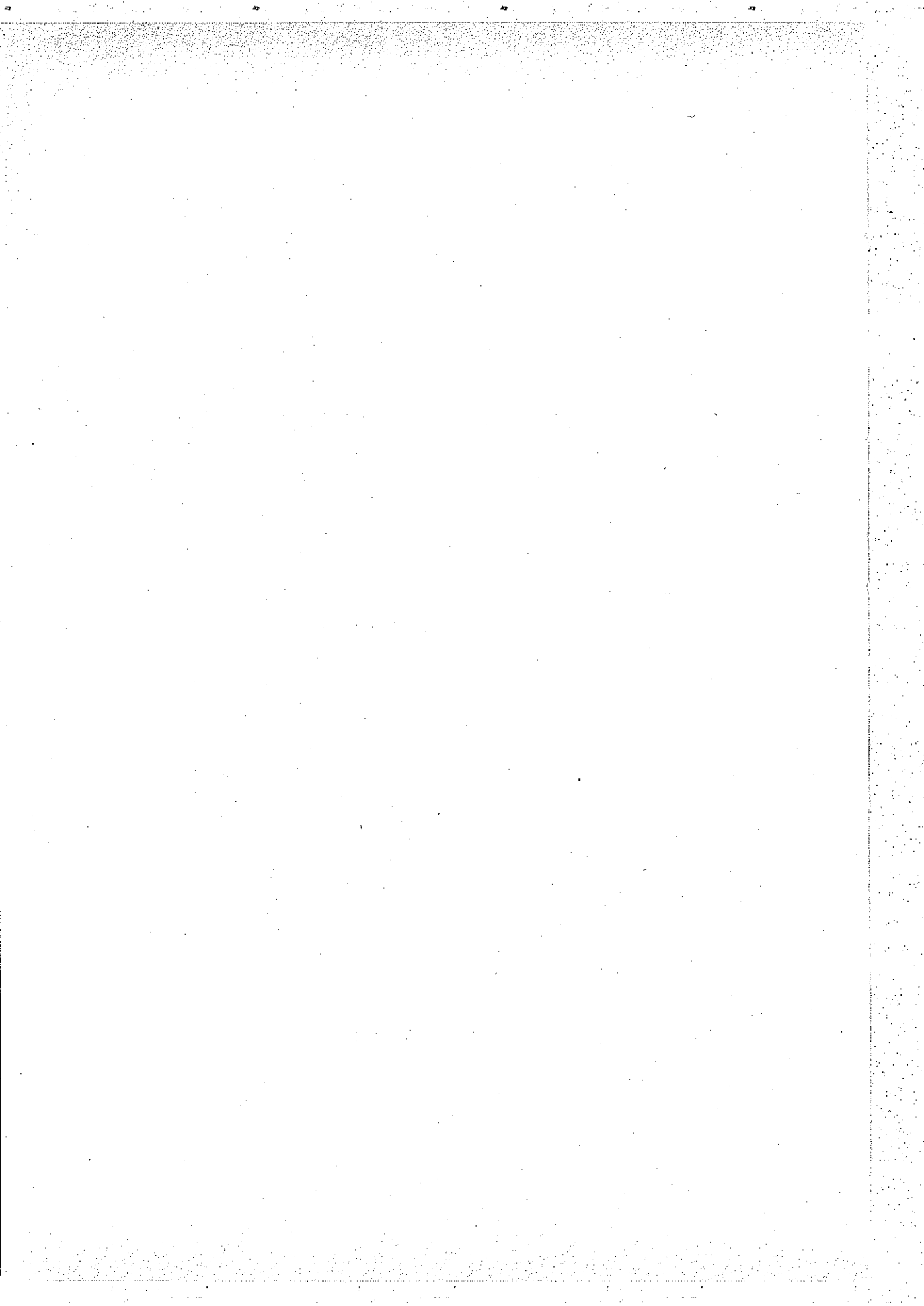
○ 出席議員、欠席議員	163頁
○ 議事説明員その他	163頁
○ 議 事 日 程	166頁
○ 開会宣告(午前10時20分)	167頁
○ 日程第1 老人福祉に関する請願書(厚生文教委員会委員長報告)	
○ 日程第2 在日朝鮮人の国民健康保険の適用に対する請願(厚生文教委員会委員長報告)	
○ 日程第3 児童遊園設置に関する請願(厚生文教委員会委員長報告)	
○ 日程第4 小学校新設に関する請願(厚生文教委員会委員長報告)	
4件一括上程	167頁
○ 日程第5 和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	172頁
○ 日程第6 和泉市と岸和田市との境界の一部変更について	191頁
○ 日程第7 工事請負契約締結について(市立(仮称)和泉台小学校新築工事第1期)	205頁
○ 日程第8 和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	220頁
○ 日程第9 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	223頁
○ 日程第10 昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第8号)	225頁
○ 日程第11 昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	277頁
○ 日程第12 昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	295頁
○ 散会宣告(午後3時6分散会)	314頁

昭和48年3月30日(金曜日)第5日最終

○ 出席議員、欠席議員	315頁
○ 議事説明員その他	315頁
○ 議 事 日 程	317頁
○ 開会宣告(午前10時19分)	321頁
○ 日程第1より日程第18まで予算特別委員長藤原要馬報告	321頁
○ 日程第19 例月出納検査の結果報告について(収入役扱昭和47年11月分)	
○ 日程第20 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱昭和47年11月分)	
○ 日程第21	”(和泉市立病院企業出納員扱昭和47年10月分)

○ 日程第22	例月出納検査の結果報告について（収入役扱昭和47年12月分）	
○ 日程第23	// （水道部企業出納員扱昭和47年12月分）	
○ 日程第24	// （和泉市立病院企業出納員扱昭和47年11月分）	
○ 日程第25	// （ // 昭和47年12月分）	
○ 日程第26	// （収入後扱昭和48年1月分）	
○ 日程第27	// （水道部企業出納員扱昭和48年1月分）	
○ 日程第28	// （和泉市立病院企業出納員扱昭和48年1月分）	
	以上10件一括報告	339頁
○ 日程第29	土地（部落共有地）処分について	448頁
○ 日程第30	和泉市総合基本構想の制定について （別冊「にんげん回復のまちづくり」和泉市総合基本構想）	463頁 464頁
○ 日程第31	用水路改修について請願	474頁
○ 日程追加	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	476頁
○ 日程追加	大阪府立高等学校誘設について要望決議	480頁
○ 閉会宣言	（午後2時50分）	482頁
○ 助役閉会挨拶		483頁
○ 議長閉会挨拶		483頁

第 1 日



昭和48年3月9日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	26番	勝部津喜枝君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

欠席議員(1名)

17番	山田清二君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

助役	辻忠夫	建設部長	中塚白
助役	藤田利	水道部長	神田平吉
収入役	橋本炳	病院長	岩崎峭
総務部長	坂口礼之助	病院事務局長	竹内潔
同和对策部長	佐原行雄	隣保館長	高橋正弘
市民部長	小林一三	消防長	和田増義
産業衛生部長	宇沢清	総務部理事 (財務担当)	庄司清

総務部次長	西川喜久	農林課長	吉岡昭男
福祉事務所長	山下武雄	農林課参事	青木太郎
建設部次長	林徳次	保健衛生課長	大宅清臣
水道部次長	田中稔	交通公害課長	内田潔
病院事務局長 長兼庶務課長	平野誠蔵	計画課長	大浦行雄
庶務課長	杉本弘文	土木課長	中尾宏
企画課長	橋本昭夫	建築課長	逢野一郎
人事課長	門林六男	区画整理 事務所長	中西淳富
財政課長	北野敦雄	開発課長	白川保
資産税課長	吉田日出男	会計課長	片桐武雄
市民税課長	吉田利秀	営業課長	高橋新平
納税課長	吉田種義	工務課長	福本喬久
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	経理課長	守田勇
推進調整課長	萩本啓介	業務課長	藤原光夫
//	生田稔	隣保館事務所長	富田宏之
//	浅井隆介	消防署長兼 次長	南口主雄
市民課長	田中二三夫	監査委員	堀田徳治
社会児童課長	森保	監査事務所長	西岡正志
福祉課長	山村昇	選管委員長	味谷日吉
商工課長	岩井益一	選管事務所長	青木孝之

教育委員長	堀内由延	社会教育課長	広岡史郎
教育長	葛城宗一	学校教育課 参事	角谷泰夫
教育次長	阪東重信	農業委員会 事務局長	松村吉堯
〃	乾武俊	開発協会 事務局長	西川武雄
総務課長	紀之定藤与茂	開発協会 事務局長	山本俊兼
学校教育課長	唄幸治	開発協会参事 (総務担当)	藤原永一
指導課長	吉見豊	〃 (用地担当)	官本福秀

本会の議事を速記法により、記録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和48年和泉市議会第1回定例会議事日程(3月9日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第10号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	
2	議案第11号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	
3	議案第12号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
4	議案第13号	和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	
5	議案第14号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
6	議案第15号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第16号	和泉市家畜診療料条例制定について	
8	議案第17号	和泉市災害見舞金等支給条例制定について	
9	議案第18号	和泉市立保育園条例の一部を改正する条例制定について	
10	議案第19号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
11	議案第20号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定について	
12	議案第21号	和泉市消防費じゅうつ金条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第23号	青年学級開設について	
14	議案第5号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算	
15	議案第6号	昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	

日程	種別及び番号	件名	摘要
16	議案第7号	昭和48年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	
17	議案第8号	昭和48年度和泉市病院事業会計予算	
18	議案第9号	昭和48年度和泉市水道事業会計予算	

(午前10時35分開議)

- 議長(松尾千代一君) おはようございます。議員の皆様方には年度末、何かとお忙しいところ多数ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

現在、ご出席の議員さんは21名でございます。欠席届けのある議員さんは山田議員さん、遅刻届けのある議員さんは出原議員さんでございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、21名でございます。

開議

- 議長(松尾千代一君) 出席議員数21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和48年度第一回定例会を開会いたします。

- 議長(松尾千代一君) 会議録署名議員を13番、藤原利一君、15番、上代卯之松君、16番、横田憲治郎君、以上、3名の方をお願いいたします。

本日の議事日程及び議場に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布しておりますので、ご了承賜りたいと存じます。

なお病院事業会計予算書のうち、訂正箇所がありますので、今朝方ご配布の訂正書により、まことにめんどうですが、ご訂正くださいますようお願い申し上げます。

ここで議員の皆様方に、すでによくご存じの通り、市長が現在、なお入院加療中でございます。

すので、向こうおおむね一カ月間、入院加療を要する診断書を添え、市長から本定例会に出席できない旨の届けが出ております。したがって、辻助役が市長の代行を勤めることとなりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

この際、辻助役のあいさつをお願いします。

(助役あいさつ)

○ 助役(辻 忠夫君) 昭和48年第1回定例会の開会に当り、一言、ごあいさつ申し上げます。

議員の皆さん方におかれましては、公私何かとご繁忙の折にもかかわらずご出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを哀心より厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、昭和48年度当初予算案をはじめ、関連諸議案多数提案申し上げ、ご審議をお願い申し上げるしだいでございます。議案の内容につきましては後ほど、ご説明させていただきますので、何とぞよろしくご審議くださいまして、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお本議会に市長が出席いたしましてごあいさつを申し上げるのが本意でございますが、いまだ全快の域に達せず、やむなく欠席させていただくことになりましたので、何とぞご了承下さいますようよろしくお願い申し上げます。

本議会におきましては、私どもはじめ、各部課長におきましてもその責任の重大なることを深く認識いたし、職責を果たしてまいる所存でございます。どうか議員の皆さん方には一そうのご協力をくださいますようお願いを申し上げ、はなはだ簡単でございますが、開会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○ 議長(松尾千代一君) 助役のあいさつが終わりました。

おはかりいたします。本定例会の会期を、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月31日までの23日間を決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月31日までの23日間と決定いたします。

- 議長（松尾千代一君） それではこれより日程審議に入ります。日程第一「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」より、日程第18「昭和48年度和泉市水道事業会計予算」については、いずれも昭和48年度予算案に関連する議案でありますので、一括議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第10号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する
条例制定について

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年8月9日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表中和泉市公害対策審議会の項の次に次の1項を加える。

和泉市商工業振 興対策審議会	市内の商工業振興に関する総合対策の樹立について の調査審議に関する事務
-------------------	--

附 則

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

理 由

最近のわが国の厳しい経済環境にかんがみ、その対応策ならびに市商工業構造の質的変換策を

講じ、もって商工業者の健全な育成と発展に寄与するため、和泉市商工業振興対策審議会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定 について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「8人」を「9人」に改め、同項第2号ア中「5.19人」を「6.25人」に、同号ウ中「1.10人」を「1.30人」に改め、同項第3号中「6.5人」を「7.7人」に改め、同項第6号中「2.9人」を「3.1人」に改め、同項第7号中「1.33人」を「1.47人」に改める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

理 由

本年4月から開設する保育園および小、中学校に従事する職員ならびに一般行政事務需要の増加に伴い、職員の増加を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 12 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

昭和 48 年 3 月 9 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年和泉市条例第 22
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「月額 50,000 円」を「月額 75,000 円」に改める別表を次のように改め
る。

別表

特別職の職員で非常勤のものの報酬額

区 分	報 酬 額
教育委員会委員長	月額 45,000 円
教育委員会委員（委員長である委員を除く。）	月額 37,000 円
市議会議員の中から選任された監査委員	月額 12,000 円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月額 37,000 円
選挙管理委員会委員長	年額 120,000 円
選挙管理委員会委員	年額 50,000 円
公平委員会委員長	年額 30,000 円
公平委員会委員	年額 25,000 円

区 分	報 酬 額
農業委員会会長	年額 75,000円
農業委員会委員	年額 50,000円
固定資産評価審査委員会委員	年額 20,000円
公務災害補償認定委員会委員	日額 2,500円
公務災害補償審査会委員	日額 2,500円
附属機関の委員	日額 2,500円
社会教育委員	月額 2,000円
選挙長	1選挙ごとに4,500円
投開票管理者	日額 3,500円
投開票立会人	日額 3,000円
選挙立会人	日額 3,000円
地方自治法第182条による補充員	日額 3,500円

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済諸情勢の推移にかんがみ、特別職の職員で非常勤のものの報酬額を改訂する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定
について

和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤原秀夫

和泉市条例第 号

和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市実費弁償条例(昭和31年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「日額1,000円」を「日額2,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

近時の社会経済諸情勢の推移にかんがみ、地方自治法第207条の規定による出頭人に対する実費弁償額を改訂する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「3,000円」を「4,000円」に、「2,000円」を「2,500円」

円」に、「12000円」を「16000円」に、「8000円」を「11000円」に、「6000円」を「8000円」に、「5000円」を「6500円」に改める。

第13条第1項中「250円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

理 由

最近の諸物価高騰ならびに市関係特別職および一般職の職員の報酬、給料等の改訂その他の諸情勢にかんがみ、消防団員の報酬および費用弁償の額を改訂する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

一般職の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例制定について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(案)

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「1時間につき1,000円以内」の次に「(12月29日から1月3日までの期間にあっては、1,500円以内)」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2

職 種	平日宿直	休日宿直 (土、日曜) を含む。	日 直	半 日 直
医療職(-)適用者	8,200円	14,200円	11,200円	5,600円
その他の職員	2,000	2,500	2,000	1,000

備考 12月29日から1月3日までの期間中の宿日直に対しては、それぞれ
の額の50パーセント増とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。

理 由

昭和47年度給与改定による給与単価の上昇等に伴い、これに関連する診療関係特殊勤務手当
の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

和泉市家畜診療料条例制定について

和泉市家畜診療料条例を次のように制定する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市家畜診療料条例(案)

和泉市家畜診療料条例(昭和32年和泉市条例第49号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、家畜の振興奨励のため本市の行なう家畜診療等について徴収する手数料(以下「家畜診療料」という。)の額の算定及びその徴収方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

(家畜診療料)

第2条 家畜の診療を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じて家畜診療料を納付しなければならない。

(1) 診察料、薬治料、文書料、検査料、注射料、処置料及び手術料 昭和30年農林省告示第778号(農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)第33条第1項及び第34条の3第1項の規定により診察その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等。以下「告示」という。)の算定方法により算定する額とし、その額の算定に当たっては、告示の家畜共済診療点数表のB種によるものとする。ただし、薬治料、注射料、処置料及び手術料を算定する場合における診療に使用した医薬品の額については、告示の薬価基準表によらず、当該医薬品の購入原価によるものとする。

(2) 妊娠診断手数料 1回につき200円

(3) 人工授精料 1回につき200円

(徴収期日)

第3条 家畜診療料は、同一病種について治療が完了したときに徴収するものとする。ただし、文書料については、前納しなければならない。

(減免)

第4条 市長は、家畜診療料の納入義務者が災害その他の理由でその納入することが困難であると認めるときは、これを減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行なった診療に係る診療料については、なお従前の例による。

理 由

家畜飼養形態の企業化ならびに獣医技術および医薬品の進歩による家畜診療形態の変化に伴い、

家畜診療の算定方法等を全面的に改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

和泉市災害見舞金等支給条例制定について

和泉市災害見舞金等支給条例を次のように制定する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市災害見舞金等支給条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、災害を受けた本市住民に対して災害見舞金等を支給することにより、災害を受けた者の復興の一助とし、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨その他の異常な自然現象又は火災により生ずる被害をいう。

(見舞金の支給)

第3条 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づき本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登載されている者が次の各号に掲げる災害を受けたときは、その者が属する世帯主(世帯主が当該災害により死亡した場合には、その遺族)に対し、当該各号に定める見舞金を支給する。

(1) 死亡 災害弔慰見舞金

(2) 規則で定める程度の傷害又は自己の居住する家屋の被害 災害見舞金

2 前項の規定による見舞金(以下「見舞金」という。)の額、支給方法、手続等は、規則で定める。

(見舞金の返還)

第4条 虚偽又は不正の手段により見舞金の支給を受けたことが判明した場合は、市長は、当該見舞金の返還をさせることができる。

(委 任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

理 由

災害国といわれるわが国において毎年自然災害および火災が発生し、多くの生命および財産が失われている実状にかんがみ、本市における災害救助法の規定による救助の対象とならない小規模災害に対する応急的な援助を行なうことにより住民福祉の増進を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

和泉市保育園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立保育園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市立保育園条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立保育園条例(昭和31年和泉市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の表和泉市立幸保育園の項位置の欄中「5丁目」を「五丁目」に改め、同表和泉市立和泉保育園の項位置の欄中「2丁目」を「二丁目」に改め、同表に次の2項を加える。

#ひまわり保育園	#幸町102番地	150名
#鶴山台保育園	#鶴山台二丁目2番6号	120名

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

理 由

最近の保育園入園希望者増加の傾向にかんがみ、新たに幸地区および鶴山台地区に保育園を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する
条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「行う」を「行なう」に、「2,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に発生した死亡に対する葬祭費については、なお従前の例による。

理 由

現下の社会諸情勢にかんがみ、国民健康保険葬祭費の給付改善を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 について

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を次のように制定する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(案)

和泉市清掃条例(昭和31年和泉市条例第43号)の全部を改正する。

(目 的)

第1条 この条例は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、法令に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(一般廃棄物の処理計画)

第3条 法第6条第1項の規定に基づき、市が定める市域内の一般廃棄物の処理計画は、次のとおりとする。

(1) ごみ 週おおむね1回収集する。

(2) ふん尿 月おおむね2回収集する。

2 前項各号に掲げるもののうち臨時若しくは多量に排出されるもの及び粗大ごみ等の一般廃棄物の処理計画は、市長が定める。

(土地又は建物の占有者の協力義務)

第4条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物から排出される一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる。一般廃棄物を自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、種類ごとに各別の容器に収納し、粗大ごみ等にあつては所定の場所に搬出する等本市が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、この設置に係る容器、ダストシュート(以下「容器」等という。)を衛生的に維持管理するとともに、次に掲げる一般廃棄物を容器等に入れてはならない。

(1) 有毒性物質を含むもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

(3) 前2号のほか収集、運搬又は処分に支障のあるもの

3 本市が行なう一般廃棄物の収集業務の提供を受ける土地又は建物の占有者は、容器等の収集の容易な構造とし、かつ、収集に便利な場所に設置しなければならない。

4 市長は、第2項又は前項の義務が適正に果されていないと認めるときは、その土地又は建物の占有者に対し、容器等の改善その他必要な措置を指示することができる。

(事業者の責務)

第5条 法第3条の規定に基づき、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、自ら運搬及び処分するに当たっては、その運搬及び処分する廃棄物の種類、処分地及び処分方法について、別に定めるところにより市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち本市が処理するものの範囲)

第6条 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物を事業者自らの責任において適正に処理できないときは、市長が本市の行なう廃棄物処理作業を困難にすると認めた場合を除き、その収集、運搬又は処分を本市が行なうことがある。

2 法第10条第2項の規定により本市が処理する産業廃棄物の範囲は、無害及び固形状のもの、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとする。

3. 前2項の取扱いについては、規則で定める。

(廃棄物処理手数料)

第7条 法第6条第6項の規定により一般廃物の収集、運搬及び処分に関し別表に掲げる手数料を徴収する。

2 第3条第1項に規定する処理計画によるもののうち、事業活動に伴って生ずる一般廃棄物(ふん尿、胞衣及び死犬等を除く。)以外のものであって、かつ、本市に住民登録をしている世帯から生ずるものの収集、運搬及び処分については、第1項の規定にかかわらず、無料とする。

3 別表に掲げるもの以外の一般廃棄物の処理手数料及び前条第2項の規定による産業廃棄物の処理費用は、第1項の規定による一般廃棄物処理手数料との均衡を考へて市長が定める。

4 市長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、第1項の手数を減免することができる。

(一般廃棄物処理業許可申請等手数料)

第8条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は法第9条第1項の規定によりし尿浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、申請の際、次の各号に定める手数料を納付しなければならない。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 一般廃棄物処理業許可申請手数料 | 1件につき 3,000円 |
| (2) し尿浄化槽清掃業許可申請手数料 | 1件につき 3,000円 |
| (3) 前2号の許可証再交付申請手数料 | 1件につき 1,000円 |

2 既納の手数は、返還しない。

(実施の細目)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前に旧条例の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によつてしたものとみなす。

別表

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単 位	手 数 料
ふん尿	普通	普通便そう	1人1箇月につき	60円
	特殊	水使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に200円を加算した額
		一般家庭で便そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額
		雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そう)	10リットルにつき	25円
	臨時	便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	10リットルにつき	25円
			1回につき	従量手数料に500円を加算した額
従量	事業所等人員によって算定し難いもの	10リットルにつき	25円	
ごみ	従量	一般家庭以外の事業所等から排出されるものの継続処理	45リットル(ポリ容器標準)1ばいにつき	40円(週2回以上1回増すごとに20円増)
	臨時	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの	2トン車1台につき	3000円
			1台に満たない量の場合	査定した額
胞衣		収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	1000円
		処理場へ自ら持参するもの	1個につき	500円
死犬等		収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	500円
		処理場へ自ら持参するもの	1個につき	200円

備考 一般家庭とは、事業所以外のものをいう。

理 由

生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的として制定された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に伴い、本市においてもこの趣旨にのっとり、廃棄物処理責任の明確化、廃棄物適正処理体制の整備等法の規定により必要とする事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 21 号

和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 48 年 3 月 9 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防費じゅつ金条例(昭和 38 年和泉市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

(授与の要件)

第 2 条 市長は、職員が、消防業務に従事するに当たって一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのために死亡し、又は身体障害者となり、若しくは傷害を受けた場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。

(種類及び金額)

第 3 条 賞じゅつ金の種類及び金額は次のとおりとし、いずれか該当する一つを授与する。ただし、この条例の規定に定める事由が生じた場合において、他の地方公共団体又はその他の団体が負担することとなる場合には、その負担額の限度において賞じゅつ金を授与しない。

(1) 殉職者賞じゅつ金

この賞じゅつ金は、職員が死亡した場合に授与するものとし、その額は、功労の程度及び扶養親族（和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）第13条第2項に定めるものの例による。以下同じ。）の状況に応じ別表第1に定めるとおりとする。

(2) 身体障害者賞じゅつ金

この賞じゅつ金は、職員が身体障害者となった場合に授与するものとし、その額は、功労の程度及び和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号。以下「補償条例」という。）別表第2に掲げる障害の等級及び扶養親族の状況に応じ別表第2に定めるとおりとする。

(3) 傷害者賞じゅつ金

この賞じゅつ金は、職員が傷害を受けた場合に授与するものとし、その額は、補償条例第8条に該当するものについては別表第3に定める額とし、その他のものについては同表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、災害防除に以身し特に功労顕著なものについては、それぞれ同表の額に100分の100を乗じて得た額の限度において加算することができるものとする。

第4条中「支給」を「授与」に改める。

第6条第1項中「ものとし、その遺族の範囲及び順位等は、労働基準法施行規則第42条乃至第44条の例による」を削り、同条第2項中「支給」を「授与」に改め、同条の次の1条を加える。

（遺族の範囲等）

第6条の2 殉職者賞じゅつ金を受けるとのできる職員の遺族の範囲等は、次によるものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員が死亡当時事実上婚姻と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員が死亡当時その収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号のほか、職員が死亡当時その収入によって生計を維持していた者
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 殉職者賞じゅつ金をうける順位は、前各号の順位により、前第3号及び第4号に掲げるものうちにあつてはそれぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については養父母を先にして実父母を後にする。

3 職員が遺言又は市長に対してした予告で前第3号及び第4号に規定するものうち特定のも

のを指定した場合は、前第2号及び第4号の規定にかかわらず、その指定したものとする。

4 賞じゅつ金を受ける同順位のものがある場合においては、その人数によって等分して行なうものとする。

第7条中「基き」を「基づき」に、「支給」を「授与」に改める。

第8条中「基き」を「基づき」に、「行う」を「行なう」に、「支給額」を「授与額」に、「支給」を「授与」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

殉職者賞じゅつ金

	功 勞 の 程 度	金 額
(1)	災害現場において抜群の功勞があり、他の模範となると認められるもの	5,000,000円
(2)	顕著な功勞があった者	3,750,000円
(3)	多大な功勞があった者	3,000,000円
(4)	功勞があった者	2,500,000円

備考

1 扶養親族が2人以上あるときは、1人をこえる扶養親族5人まで1人につき1,000,000円を加算する。

2 賞じゅつ金を授与される遺族が第6条の2第3号及び第4号に掲げるものである場合においては、その授与額の2分の1に相当する額を減額することができる。

別表2

身体障害者賞状の給付金

功勞の程度 種別	(1)災害現場において抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	(2)顕著な功勞があった者	(3)多大な功勞があった者	(4)功勞があった者
1級	5,000,000円	3,750,000円	2,500,000円	1,250,000円
2級	4,300,000円	3,230,000円	2,150,000円	1,080,000円
3級	3,700,000円	2,780,000円	1,850,000円	930,000円
4級	3,200,000円	2,400,000円	1,600,000円	800,000円
5級	2,700,000円	2,030,000円	1,350,000円	680,000円
6級	2,300,000円	1,730,000円	1,150,000円	580,000円
7級	1,900,000円	1,480,000円	950,000円	480,000円
8級	1,500,000円	1,130,000円	750,000円	380,000円
9級	1,200,000円	900,000円	600,000円	300,000円
10級	900,000円	680,000円	450,000円	230,000円
11級	700,000円	530,000円	350,000円	180,000円
12級	550,000円	410,000円	280,000円	130,000円
13級	400,000円	300,000円	200,000円	100,000円
14級	300,000円	230,000円	150,000円	80,000円

備考

- 1 扶養親族が2人以上あるときは、1人をこえる扶養親族5人まで1人につき(1)に該当するものについては1,000,000円、(2)に該当するものについては700,000円、(3)に該当

するものについては5,000.00円、(4)に該当するものについては3,000.00円を加算する。

ただし、9級以下には、扶養親族の加算をしない。

2 補償条例別表第2に定める身体障害が2以上ある場合は、14級以上に該当する身体障害に必ずる等級の直近上位の等級とする。ただし、8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には2級上位の等級、5級以上に該当する障害が2以上ある場合には3級上位の等級とする。

3 功勞の程度及び身体障害の等級の決定については、大阪府消防賞じゅつ金共済会の裁定に従う。

別表第4を次のように改める。

別表第4 削除

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

理 由

現下の社会経済諸情勢の推移および自動車損害賠償責任保険給付最高額等にてらして今回大阪府消防賞じゅつ金共済会において給付額を増額するよう同会寄付行為施行細則が改正されたことに伴い、本市においても殉職者賞じゅつ金等の引き上げを行ない、あわせて規定の整備を行なう必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

青年学級開設について

青年学級振興法第5条第2項の規定に基づき、青年学級を次のとおり開設する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市青年学級

1. 名称

和泉市立和泉青年学級

// 北池田青年学級

// 南池田青年学級

// 横山青年学級

2. 開設者

和泉市

3. 開設期日

昭和48年4月1日

4. 開設期間

自 昭和48年4月1日

至 昭和49年3月31日

5. 開設場所

和泉市立青少年会館

// // 北池田小学校

// 南池田公民館

// 榎尾中学校

6. 学習内容

一般教養（一般社会、書道）

家事（茶道、花道）

7. 学習時間

各青年学級共に年間を通じ1人100時間以上

議案第23号参考資料

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）抜粋

（開設及び実施機関）

第5条 青年学級は、市町村が開設する。

2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なけ

ればならない。

- 3 青年学級の実施機関（以下「実施機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学及び高等専門学校を除く。）とする。

議案第5号

昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算

昭和48年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,990,380千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料・職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 市 税		1,925,829千円
	1 市 民 税	786,840
	2 固 定 資 産 税	705,792
	3 軽 自 動 車 税	35,105
	4 市 煙 草 消 費 税	171,828
	5 電 気 ガ ス 税	118,580
	6 木 材 引 取 税	49
	7 都 市 計 画 税	107,635
2 地 方 譲 与 税		22,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	22,000
3 自 動 車 取 得 税 交 付 税		57,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	57,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		11,778
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	11,778
5 地 方 交 付 税		1,221,343
	1 地 方 交 付 税	1,221,343
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		9,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,000
7 分 担 金 及 負 担 金		54,119
	1 分 担 金	7,858
	2 負 担 金	46,261
8 使 用 料 及 手 数 料		52,541
	1 使 用 料	42,619
	2 手 数 料	9,922

款	項	金額
9 國庫支出金		1,621,116千円
	1 國庫負擔金	570,748
	2 國庫補助金	1,036,347
	3 國庫委託金	140,21
10 府支出金		775,446
	1 府負擔金	42,004
	2 府補助金	711,716
	3 府委託金	21,166
	4 府交付金	560
11 財産収入		158,194
	1 財産運用収入	644
	2 財産売却収入	157,550
12 寄附金		75,762
	1 寄附金	75,762
13 繰入金		400
	1 基金繰入金	400
14 諸収入		554,685
	1 延滞金	2,250
	2 市預金利子	13,100
	3 貸付金元利収入	89,148
	4 受託事業収入	30,000
	5 雑収入	420,192
15 市債		1,451,167
	1 市債	1,451,167
歳入合計		7,990,380

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		87,456千円
	1 議 会 費	87,456
2 総 務 費		912,009
	1 総 務 管 理 費	587,941
	2 徴 税 費	154,912
	3 戸籍住民基本台帳費	62,250
	4 選 挙 費	14,831
	5 統 計 調 査 費	4,918
	6 監 査 委 員 費	8,480
	7 同 和 対 策 費	78,677
3 民 生 費		1,805,676
	1 社 会 福 祉 費	838,456
	2 児 童 福 祉 費	502,548
	3 生 活 保 護 費	464,258
	4 災 害 救 助 費	414
4 衛 生 費		499,347
	1 保 健 衛 生 費	209,508
	2 清 掃 費	277,051
	3 墓 地 火 葬 場 費	12,788
5 労 働 費		46,491
	1 失 業 対 策 費	46,491
6 農 林 水 産 業 費		134,578
	1 農 業 費	120,851
	2 林 業 費	13,727

款	項	金額
7 商 工 費		79,466千円
	1 商 工 費	79,466
8 土 木 費		1,723,777
	1 土 木 管 理 費	115,360
	2 道 路 橋 梁 費	445,342
	3 河 川 及 水 路 費	20,488
	4 都 市 計 画 費	375,514
	5 住 宅 費	767,073
9 消 防 費		236,944
	1 消 防 費	236,944
10 教 育 費		1,806,015
	1 教 育 総 務 費	199,535
	2 小 学 校 費	878,692
	3 中 学 校 費	360,555
	4 幼 稚 園 費	97,709
	5 社 会 教 育 費	260,737
	6 保 健 体 育 費	8,787
11 災 害 復 旧 費		17,480
	1 農 林 水 産 施設 災害復旧費	4,162
	2 土 木 施設 災害復旧費	13,318
12 公 債 費		547,241
	1 公 債 費	547,241
13 諸 支 出 金		88,900
	1 開 発 公 社 貸 付 金	88,900
14 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		7,990,380

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	5 住宅費	(仮称) 和泉第2団地 建設事業	826,356 千円	昭和48年度	444,509千円
				昭和49年度	381,847

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
伯太小学校改築事業	昭和48年度 } 昭和49年度	53,882 千円
信太小学校増改築事業	昭和48年度 } 昭和49年度	82,383
仮第二団府小学校 体育館建設事業	昭和48年度 } 昭和53年度	42,720
鶴山台南小学校 プール建設事業	昭和48年度 } 昭和58年度	14,274
和泉中学校 給食室改築事業	昭和48年度 } 昭和49年度	8,802
仮第二和泉中学校 体育館建設事業	昭和48年度 } 昭和53年度	50,600
市民会館冷暖房施設整備事業	昭和48年度 } 昭和49年度	20,000
学校用地取得事業	昭和48年度 } 昭和53年度	500,000
住宅改良地区内 道路用地取得事業	昭和48年度 } 昭和52年度	461,100
芦洗公園用地取得事業	昭和48年度 } 昭和53年度	555,000
旭公園用地取得事業	昭和48年度 } 昭和53年度	500,000

事 項	期 間	限 度 額
都市計画街路用地取得事業	昭和48年度 } 昭和51年度	300,000 ^円
総合文化センター 用地取得事業	昭和48年度 } 昭和50年度	300,000
池上遺跡取得事業	昭和48年度 } 昭和51年度	488,900
和泉市土地開発公社に委託し先行 取得する上記用地取得事業資金の 元金およびその利子 (損失補償)	昭和48年度 } 昭和53年度	元金 305,500 およびその利子
和泉市土地開発公社が取得する用 地の事業資金の元金およびその利 子 (損失補償)	昭和48年度 } 昭和53年度	元金 1,500,000 およびその利子
大阪府同和金融公社 貸付金損失補償 (昭和48年度貸付金)	昭和48年度 } 昭和57年度	1,500
光明池土地改良区に対する債務補 償 (菱池水路整備事業)	昭和48年度 } 昭和58年度	元金 25,700 およびその利子
純債務負担分合計		3,327,661
補償分合計		1,527,200

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期間	据置期間	償還方法	その他
退職手当	千円 10000	普通貸借又は証券発行	年% 以内 7.8	政府 その他	年 以内 20	年 以内 2	半年賦、年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還	据置期限及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借替えることができる。
公害対策事業	7500	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
同和進対策事業	11800	同上	6.2	同上	24	2	同上	同上
有線放送改線造事	500	同上	6.2	同上	24	2	同上	同上
庁整備事業	11200	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
会館用地取得	66800	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
老人憩の家建設事業	10100	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
老人福祉センター建設事業	351334	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
(仮称)幸第2保育園屋外遊戯場建設事業	14425	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
(仮称)緑カ丘保育園建設事業	11,400	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
診療所建設事業	63068	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
農道整備事業	22300	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
大阪府同和金融公社貸付資金	15000	同上	6.2	同上	20	2	同上	同上
唐国池田線道路整備事業	11200	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
				資金 区別	償還 期間	据置 期間	償還方法	その他
焼津池田下線 道除整備事業	千円 22500	普通貸 借又は 証券 発行	年々 以内 7.8	政府 その他	年 以内 20	年 以内 2	半年賦、年賦元 利均等又は当初 発行額の5%以 上半年賦償還	据置期限及び償還 期限を短縮し、も しくは繰上償還又 は低利に借替える ことができる。
市道整備事業	15000	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
街路和泉中央線 整備事業	51700	同上	6.2	同上	20	2	同上	同上
街路和泉府中北 通線整備事業	7500	同上	6.2	同上	20	2	同上	同上
黒鳥山公園 整備事業	3100	同上	6.2	同上	20	2	同上	同上
松尾寺公園 整備事業	6000	同上	6.2	同上	20	2	同上	同上
肥子池公園 整備事業	15000	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
府中北排水路 整備事業	4900	同上	6.2	同上	20	2	同上	同上
東松尾川河川 整備事業	4500	同上	6.2	同上	20	2	同上	同上
改良住宅 建設事業	181100	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
唐建団地 建設事業	48000	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
阪和東側1号線 整備事業	61000	同上	6.2	同上	20	2	同上	同上
消防施設 整備事業	39600	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
消防団詰所 整備事業	12100	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期間	据置期間	償還方法	その他
黒鳥小学校プール建設事業	千円 9100	普通貸借又は証券発行	年% 以内 6.2	政府 その他	年 以内 20	年 以内 2	半年賦、年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還	据置期限及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借替えることができる。
(仮称)第2国府小学校新設事業	77900	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
鶴山台南小学校増築事業	8500	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
北池田小学校運動場増改築事業	12900	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
横山小学校増改築事業	31700	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
伯太小学校増築事業	6200	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
(仮称)鶴山台北小学校新設事業	10300	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
(仮称)和泉台小学校新設事業	4900	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
幸小学校増改築事業	87740	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
通学道路整備事業	7500	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上
(仮称)第2和泉中学校新設事業	79000	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上
信太中学校屋内運動場建設事業	8500	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期間	据置期間	償還方法	その他
南池田幼稚園 新設事業	千円 8000	普通貸 借又は 証券発 行	年% 以内 6.2	政府 その他	年 以内 25	年 以内 2	半年賦、年賦元 利均等又は当初 発行額の5%以 上半年賦償還	据置期限及び償還 期限を短縮し、も しくは繰上償還又 は低利に借替える ことができる。
幸増 幼 稚 事 業 園 業	1000	同 上	7.8	同上	20	2	同 上	同 上
池 上 遺 跡 取 得 事 業	16500	同 上	7.8	同上	20	2	同 上	同 上
河 川 災 害 復 旧 事 業	3900	同 上	6.2	同上	20	2	同 上	同 上
合 計	1,451,167							

議案第6号

昭 和 4 8 年 度

大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和48年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ870,838千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は100,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用するこ

とができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の流用。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入		金 額
款	項	
1 国民健康保険料		335,767千円
	1 国民健康保険料	335,767
2 一部負担金		10
	1 一部負担金	10
3 使用料及手数料		21
	1 手数料	21
4 国庫支出金		509,712
	1 国庫負担金	474,783
	2 国庫補助金	34,929
5 府支出金		12,628
	1 府補助金	12,628
6 諸収入		2,700
	1 延滞金及過料	50
	2 預金利子	1,800
	3 雑収入	850
7 繰入金		10,000
	1 一般会計繰入金	10,000
歳入合計		870,838

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		6,1340千円
	1 総 務 管 理 費	1,7018
	2 徴 収 費	4,3797
	3 運 営 協 議 会 費	525
2 保 険 給 付 費		805,806
	1 療 療 諸 費	794,456
	2 助 産 費	9,600
	3 葬 祭 費	1,750
3 保 健 施 設 費		300
	1 保 健 施 設 費	300
4 公 債 費		972
	1 一 般 公 債 費	972
5 諸 支 出 金		1,420
	1 償 還 金 還 付 加 算 金	1,420
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		870,838

議案第7号

昭 和 4 8 年 度

大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算

昭和48年度和泉市の土地区画整理事業特別会計の予算は次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ195,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入		金 額
款	項	
1 国庫支出金		85,563千円
	1 国庫負担金	85,563
2 府支出金		91,550
	1 府負担金	91,550
3 繰入金		18,650
	1 繰入金	18,650
歳入合計		195,763

歳 出		金 額
款	項	
1 土地区画整理費		195,763千円
	1 土地区画整理費	195,763
歳出合計		195,763

議案第8号

昭和48年 和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和48年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	120床		
(2) 年 間 患 者 数	入 院 43,800人	外 来	80,460人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	入 院 120人	外 来	270人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	工 事 関 係 費 4,000千円	固 定 資 産 購 入 費	8,000千円
(5) 病 院 建 設 調 査 事 業	設 計 委 託、調 査 費 5,000千円		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	39,400.5千円
第1項 医 業 収 益	35,742.5千円
第2項 医 業 外 収 益	3,658.0千円

支 出	
第1款 病院事業費用	55,812.6千円
第1項 医 業 費 用	51,259.2千円
第2項 医 業 外 費 用	4,523.4千円
第3項 予 備 費	300.0千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。

収 入	
第1款 資本的収入	22,189千円
第1項 出 資 金	22,189千円

支 出	
第1款 資本的支出	22,189千円
第1項 建 設 改 良 費	12,000千円
第2項 割 賦 金 償 還 金	1,233千円
第3項 企 業 債 償 還 金	3,956千円
第4項 病 院 建 設 調 査 費	5,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 医業費用 512,592千円

(2) 医業外費用 45,234千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 292,168千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、32,011千円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は15,888千円と定める。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院建設用地買収書	昭和48年度から 昭和49年度まで	37,000千円
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(損失補償)	昭和48年度から 昭和49年度まで	元金37,000千円に対する 利子等を加算した額

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

1 取得する資産	種 類	数 量
	土 地	369 m ²

昭和48年3月9日

和泉市長 藤木 秀夫

議案第9号

昭和48年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和48年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	28,800戸
(2) 年間総給水量	7,712,000m ³
(3) 一日平均給水量	21,129m ³
(4) 主要な建設改良事業	和泉上水道第3回拡張事業 4,306.0千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		6,327,794千円
第1項 営業収益		6,277,794千円
第2項 営業外収益		5,000千円

	支	出
第1款 水道事業費用		6,316,686千円
第1項 営業費用		5,125,537千円
第2項 営業外費用		1,190,499千円
第3項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		6,005,000千円
第1項 企業債		4,560,000千円
第2項 負担金		4,500千円

第3項 工事負担金 140,000千円

支 出

第1款 資本的支出 589,025千円

第1項 建設改良費 550,300千円

第2項 企業債償還金 38,725千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和泉上水道 第3回拡張事業費	417,000千円	証書借入	8.0%以内	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をし又は、低利債に借換えることができる。
配水管整備事業費	39,000千円	又は 証券発行		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及浄水費	147,254千円
2. 営業外費用	支払利息及企業債取扱諸費	119,039千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	194,051千円
2. 交際費	400千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、94,630千円と定める。

昭和48年3月9日提出

大阪府和泉市長 藤木秀夫

- 議長（松尾千代一君） それではこの際助役より昭和48年度の施政方針の要旨を披露願います。
- 助役（辻 忠夫君） 48年度の市長の施政方針の要旨を私、代りまして読ましていただきます。

今回、新しい年度を迎えるに当たり、議員の皆さん方には平素より市政運営に絶大なご支援ご協力を賜わり、深く敬意を表するものでございます。

不肖私、昨年暮れ突然の病に倒れまして、以来、市政各般にわたりご迷惑をおかけいたしておりますことに対しまして、深くおわび申し上げますとともに、議員の皆さん方をはじめ、各位のあたたかいご協力と励ましのおことばをいただき、衷心より厚くお礼申し上げます。

私も市政を担当させていただきましてより一年余、深くその使命の重大なそして責任の非常に重いことを痛感すると同時に、市民福祉向上充実をはかるため精根を傾注する決意でございます。

今回、昭和48年度各会計予算案並びに関連諸議案のご審議をわずらわすに際し、市政全般にわたりまして私の所信を申し述べ、議員各位の絶大なご支援ご協力を賜わりたく存ずるしだいでございます。

わが国経済は一昨年来、景気後退下の通貨調整という試練を乗り越え、着実な景気上昇過程をたどってまいりました。

しかしながら、本年当初来、景気過熱に対処するため、過去数次にわたる公定歩合の引き下げによる金融緩和政策を転換して金融引き締め政策へと移行しております。また、最近ドルの切り下げ、円の変動相場制の実施等から来る国際的通貨不安は、再び日本経済の先行きに大きな影響を与えることが予想されます。

昭和48年度国の予算は、これら経済情勢に対応するため、長期的な視野のもとに、成長優先から福祉優先への基調の転換をはかることを基本として、社会資本の整備、社会保障の充実等、国民福祉向上を主体として、積極的な予算を編成されることとなりましたことは、各位のすでに熟知の通りでございます。

このような観点から、国における48年度の地方行財政の運営の指導方針は、生活関連社会

資本の整備を進めるとともに、社会福祉諸施策の充実等を通じて、積極的に住民福祉の向上をはかるものとされています。

したがって、昭和48年度における本市の行財政の運営は、これら諸情勢の推移を十分見きわめつつ、本市財政の事情をも十分考慮しながらも、住民福祉の向上充実のための積極的な行政施策の展開が不可欠であると痛感しているしだいでございます。

昭和48年度予算編成につきましては、財政の健全均衡を維持する姿勢を前提としながらも、前述いたしました諸点を十分配慮して、市民の要望にこたえるため、就任以来市政運営の基本目標といたしております。

- 1 未来の街づくりのために
- 2 暮らしをよくするために
- 3 次代をになう青少年に恵まれた施設を
- 4 産業の振興のために

の4つを柱として、総合的かつ計画的な市政を積極的に推進してまいりたい所存でございます。

以上のような考え方によりまして編成いたしました一般会計予算は79億9千38万円でありまして、昭和47年度予算に比較いたしますと24億7千216万円の増加で44%の伸びとなっております。

特別会計予算につきましては28億8千21万円でございますが、昨年度当初予算に比較いたしますと、4億2千283万1千円の増加で17%の伸びとなっております。市予算総額といたしましては、108億7千59万円と相なるしだいでございます。

以下、予算に意を配しました主要施策並びに事業につきまして申し述べてまいりたいと存じます。

まず、第一の柱であります「未来の街づくりのために」でございますが、本市は広大な市域を有し、近年特に急速なる宅地開発が進められ、しかも府における南部開発構想の中におきまして将来の和泉市がどうあるべきか真剣に考え、かつ対策を適切に講じなければならないと存じます。

このような観点から、南大阪湾岸流域下水道構想についても本市の実情に即応した計画の促進をはかるとともに、泉北ニュータウンの新住宅市街地開発法による計画の具体化とその促進をはかってまいるのでございます。また、地域開発につきましては、府住宅供給公社の団地計画並びに黒石山等の開発計画を積極的に取り組んでまいるのでございます。

既成市街地改造につきましては、和泉府中駅東西両地区の再開発をはかるよう調査を実施してまいるほか、市街化区域の良好な都市形成の指導強化をいたしてまいるのでございます。

既定計画に基づく土木事業といたしましては、和泉中央線の一部開通をいたすようにするとともに、泉大津阪本線の改良及び和泉府中北通線の早期完成をはかるよう予算措置を講じ、また、池田唐園線の拡幅改良工事並びに東松尾川改修につきましても所要の措置をいたしたたしだいであります。

緑と自然の保存に関する対策でございますが、都市化の急激な進展から自然の破壊を防ぎますとともに、市民のいこいの場にふさわしい環境をつくるため、松尾寺公園の整備に着手するほか、引き続き黒鳥山公園及び肥子池公園の整備を行なうよういたしました。また芦洗公園の用地取得を行なうよう所要の措置を講じました。

上水の供給に関する対策でございますが、市民の暮らしに一日も欠かすことのできない重要なもので、48年度といたしましては、第三次拡張事業の第8年度に当たり、明49年度をもって前記拡張事業の最終年度となりますので、その目的達成をはかるよう措置いたしたたしだいでございます。

次に第2の柱であります「暮らしをよくするために」の実現につきましては、市民生活の向上は、生活環境施設の整備等の公共施設の拡充はもとより、生活目標として、健康、安全、快適が相互に関連を保持しながら達成されることによってのみ、真に豊かな市民生活を実現することができるものと考えます。

同和問題は人類普遍の原理である基本的人権にかかわる重大な問題であります。したがって、国及び府の同対策答申並びに同和対策事業特別措置法の趣旨にのっとり、公共施設の整備充実の促進をはかりますとともに、福祉、保健対策、産業職業対策、教育対策等を推進して、完全解放に向けて一段の努力をいたしたく所要の措置を行なうたしだいでございます。

恵まれない境遇にある人々の福祉対策といたしましては、福祉諸法の精神を十分体しながら、身体障害者及び精神薄弱者に対する見舞い金の適用範囲を拡大いたしましたほか、老人いこいの家の建設並びに老人福祉の諸対策の充実をはかってまいりたいと存じます。

かねて課題とされておりました異常な自然現象等の災害発生によります被害者に対する災害見舞い金制度の創設と、小中学校児童生徒を対象といたしました傷害等の事故に対処するための学童共済制度発足につきましても所要の措置をいたしました。

幼児保育の充実をはかるよう、保育所一園の新設をすることといたしました。

市民の健康保持増進につきましては、成人病対策として住民集団検診並びに各種予防行政の徹底を行なうよういたすとともに、学童に対する腎臓疾患対策にも配慮いたしました。

また、国民健康保険事業の適切な運営と保険料負担の軽減の一助として、国民健康保険事業会計へ繰り出しの措置を行ない、市立病院につきましても、公立病院の持つ宿命的な経営難も

さることながら、市民のための医療機関としてその使命を果たすべく、財政の長期健全化に十分配慮しつつ、適正な経営規模への改善のために積極的に取り組んでまいり所存でございます。

市民の交通安全並びに公害防止のため、歩道、防護さく(柵)の施設整備を充実していくと同時に、大気汚染観測車の購入のほか、公害モニター制度の措置を講じました。

また市民の住宅難解消の一環として、公営住宅の建設のほか、快適な生活環境を維持するため、道路舗装の整備充実をいたすことといたしました。

消防防災対策といたしましては、住宅の高層化に備えるとともに、市民の生命財産を災害から守るため、消防装備の近代化をはかる一環としておれご車及びタンク車購入の措置をいたしました。

次に第三の柱「次代をになう青少年に恵まれた施設を」につきましては、青少年に希望を与え、心身ともにすこやかに育成することは、私の特に関心を持つものであります。

このため、義務教育施設整備につきましては、本年度開校に備えまして47年度において債務負担事業として実施してまいりました第2国府小学校等3校の校舎新設事業をはじめとして、小中学校合わせて7校の増改築事業のほか、屋内運動場3カ所につきましてそれぞれ予算措置を行ないますとともに、プール1カ所新設、また昨年度より継続事業として校舎1校を計上し、また校舎増改築3校、屋内運動場2カ所、プール1カ所の新設を行なうよう債務負担行為の措置をいたしております。

なお就学前教育の充実については、幼稚園1カ所新設をいたすことといたしました。

やがては社会に巣立つ少年たちのそれぞれの個性、特技の伸長のためにクラブ活動備品の整備と特学級備品の充実に意を配しましたほか、核家族化の進行と婦人の職業進出による夫婦ともかせぎ家庭児童のいわゆるカギっ子対策として、学童保育の実施並びに通学路の整備をはかるよう所要の措置を講じたのであります。

文化財保存に関しましては、貴重なる遺跡として知られております池上遺跡の保存を行なうよう所要の予算措置をいたしました。

なお、将来資料館の建設と青少年のためのスポーツ施設を設けたいと考えております。

次に第4の柱「産業の振興のために」でございますが、まず、農業対策といたしましては、本市農業は従来より果樹、そ菜、花きを3本の柱として振興してまいりましたが、これら各作物は現状においてそれぞれ問題点をかかえており、その解決こそ本市農業施策の今後の課題であると考えております。したがって、農道、水路等農業基盤の整備はもとより、近郊農業近代化施設をはじめ、48年度より基幹農道等の新設改良事業に着手するよう措置をいたし、これら各種諸事業の導入により農業生産の近代化、生産物の流通の合理化に資する所存でございます。

現下のわが国経済情勢に伴い、本市の地場産業はいまや、発展途上国の追い上げ、国際通貨情勢の不安定並びに若年労働力不足による産地経済の維持困難、また商業面にあっても、都市化と流通環境の大幅変化により、市の商工業構造はきびしい試練と大きな転換期を迎えようとしております。こうした情勢に即応して商工振興対策を樹立するため、商工業振興対策審議会を設置するとともに、雇用促進、雇用量定着対策の一環として、勤労青少年ホームの建設を促進してまいり所存でございます。

また、零細業者に対する融資助成を中心に国・府等の施策制度の探索と適用の指導を強化するため、国・府関係機関並びに商工関係団体と関係を密にして、経営技術の相談・指導、商工ニュース等の発刊を行ない、商工業者へのよりきめ細かい活動を果たしてまいりたい所存でございます。

以上昭和48年度における市政の運営方針につきまして申し上げてまいりましたが、本市の財政基盤はご承知のとおり非常に脆弱であり、その運用に当たっては寸分の油断も許されない事情でございます。

さらに、近年における人口増加等、大都市周辺としての特殊性並びに都市基盤整備に対処するための財政するための財政需要の急増の波は今後ますます高まるものと推測され、諸施策を執行するに当たってはまことにきびしいものがあると存じますが、私以下職員一丸となり十分な創意とくふうをこらしながら、事務能率の向上と事務管理経費の節減につとめ、全体の奉仕者として日常の服務にはあくまで厳正、誠実を旨といたしまして、11万市民の信託にこたえてまいり所存でございます。議員のみなさん方におかれましては、何とぞ微意のあるところをおくみとりくださいます格段のご支援ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

- 議長（松尾千代一君） 市長の施政方針要旨の説明が終わりました。

-
- 議長（松尾千代一君） それでは先ほど一括上程いたしました諸議案に対して、所管の議案を取りまとめ、順次提案理由の説明を願います。まず議案第10、11、12、13、17、19号について総務部長から説明願います。

- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいま議長さんからご指定のございました各議案についての提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第10号でございますが、議案つづりの一ページでございます。議案第10号和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

最近のわが国内外の経済環境はまことにきびしいものがございます。本市の地場産業も、発展途上国の追い上げ、米国のドル不安に端を発した国際通貨体制の不安定、若年労働力不足による産地経済維持の困難等の事情によりまして、大きな転換期を迎えようとしてございます。また商業面におきましても、急速な都市化の進展と流通機構の革新、消費生活向上の多様化傾向等に伴いまして、これが対応策の樹立は当面の緊急課題でございます。これがため、商工業者の健全なる育成と発展を期するために、各界の英知を集め、本市内の商工業振興に関する総合対策の樹立について調査ご審議をいただくため、市長の諮問機関として、和泉市商工業振興対策審議会を設立しようとするものでございます。同審議会の構成員といたしましては、市議会議員、商工関係団体員、学識経験者、府、本市職員等を予定いたしており、今般、和泉市附属機関に関する条例の一部を改正させていただきたく存ずるものでございます。

なお本条例の施行期日は、委員構成等諸般の準備の必要もございますので、昭和48年7月1日といたしたく存じておるしだいでございます。

それでは引き続きまして、議案第11号和泉市職員定数条例の一部を改正する条例案の制定について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

近年、本市域内における地域開発等の影響によりまして、本市の人口は急増してまいっており、これに伴い市民から行政需要が増加し、かつ、教育施設や保育園の新設等、施設の増設に対応いたしまして、職員の増加をはかる必要がございます。したがって、職員定数条例の一部を改正いたしたく存じ、ご提案を申し上げたしだいでございます。

それではその内容についてご説明申し上げます。同条例第2条第1項第1号、議会事務局の職員の定数は現行「8人」とございますのを1人増員いたしまして「9人」に改め、同項第2号、市長の補助機関たる職員うち、ア欄、一般会計で給与を支弁する職員「519人」を106人増員して「625人」に改めようとするものでございます。市長の補助機関たる職員の内訳を申し上げますと、来たる4月1日付で事務職員16人、土木建築関係の技術職員12人、保母38人、栄養士2人、看護婦1人、用務員2人、保育園調理員8人、合計74人を採用すべく予定いたしておりますほか、他会計で給与を支弁いたしておりました職員のうち、15人については、その給与を一般会計で支弁することといたしたく、合わせて実質上は89人の増員となる予定でございます。差し引き17名につきましては、施設の設置に備え、順次増員いたしてまいりたく、106人の増員をお願いしようとするしだいでございます。同号のウ欄は病院事業会計で給与を支弁する職員でございまして、「110人」を20人増員いたしまして「130人」に改めようとするものでございまして、医師、看護婦など、医療職職員を充実いたしたく存じております。第3号は水道事業に属する職員の定数「65人」を12人増員いた

しまして「77人」に、第6号教育委員会の事務局の職員「29人」を2人増員いたしまして「31人」に、第7号教育委員会の所管に属する教育機関の職員定数「133人」を14人増員して「147人」にそれぞれ改めたく存するしだいでございます。

以上、総合計いたしますと、今回の職員定数の改正は155人の定数増となり、職員の総定数は137人となるしだいでございます。

この増員のおもなる理由は、先ほども申し上げましたように、小中学校、幼稚園、保育園等の新設に伴う教諭、保母、調理員等、施設新設に伴う必要職員の充実、市立病院医療職の充実等でございます。行政の高度化、施設の充実等に対応していくための措置でございます。最近における地方自治体に課せられた行政の多様化、専門化の実態をご理解賜わり、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

それでは5ページにまいりまして、議案第12号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

近時の社会経済の諸情勢並びに阪南各市の状況等を勘案いたしまして、特別職の職員で非常勤である各行政委員会の委員及び附属機関の委員等の報酬額を引き上げたく、本条例をご提案申し上げたいでございます。

その内容につきましては、まず、条例第2条第3項には、臨時または非常勤の嘱託員及びそれに準ずる者の報酬月額を定めてございますが、その「月額5万円」をこえない範囲内とあるのを、「月額7万5千円」をこえない範囲内に改めようとするものでございます。また、別表の報酬額を、教育委員会委員長「月額3万円」とあるものを「4万5千円」に、教育委員会委員「月額2万5千円」を「3万7千円」に、市議会議員の中から選任された監査委員「月額1万円」を「1万2千円」に、知識経験を有する者の中から選任された監査委員「月額2万5千円」を「3万7千円」に、選挙管理委員会委員長「年額5万円」を同じく「年額1.2万円」に、選挙管理委員会委員「年額3万5千円」を「5万円」に、公平委員会委員長「年額2万円」を「3万円」に、公平委員会委員「年額1万5千円」を「2万5千円」に、農業委員会会長「年額5万円」を「7万5千円」に、同委員「年額3万5千円」を「5万円」に、固定資産評価審査委員会委員「年額1万5千円」を「2万円」に、公務災害補償認定委員会委員「日額1,500円」を「2千500円」に、公務災害補償審査会委員「日額1,500円」を「2千500円」に、附属機関の委員「日額1,500円」を「2千500円」に、社会教育委員「月額千円」を「2千円」に、選挙長「一選挙ごとに3千円」を「4千500円」に、投開票管理者「日額2千円」を「3千500円」に、投開票立会人「日額1,500円」を「3千円」に、選挙立会人「日額

1500円」を「3千円」に、地方自治法第182条による補充員「日額2千円」を「3千500円」にそれぞれ改めようとするものでございまして、この条例は、来たる昭和48年4月1日より適用いたしたく存じているしだいでございます。

それでは8ページの議案第18号、和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例案の制定について、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

近時における社会経済の推移にかんがみ、地方自治法第207条の規定による出頭人、すなわち、議会の出頭請求による出頭、監査委員の出頭請求に応じての出頭人等に支給いたします実費弁償額を改定する必要がございますので、この条例案をご提案申し上げたしだいでございます。

改正の内容は、前述の規定により出頭いたしました出頭人に対しましてその実費を弁償するため、「日額千円」を支給することとなっておりますものを、「日額2千円」に改めようとするものでございます。

なおこの条例は公布の日から施行いたしたく存じておるしだいでございます。

引き続きまして、議案第17号和泉市災害見舞い金等支給条例制定についての提案理由並びにその内容をご説明申し上げます。

議案つづりの17ページでございます。

いわゆる災害国といわれるわが国におきまして毎年、自然災害や火災が多く発生しており、貴重な人命や財産が失われております。これに対処するため災害対策基本法や災害救助法等が定められ、総合的、有機的に機能し、一定の成果を見ているものでございますが、本市の場合、災害救助法の適用を受ける基準が80戸以上の住家の全壊もしくは240戸以上の床上浸水があったときに限定されてございます。しかるに、本市の最近の災害の状況を見ておきますと、災害救助法に規定されております基準以下の小規模災害が多うございまして、これに対しては現在、何らの応急的な見舞い金すら支給できる制度がございません。このような実情にかんがみまして、小規模災害に対しまして、応急的な援助を行なうことによって住民福祉の増進をはかっていくべく本条例を提案いたしましたしだいでございます。

それではその内容について、逐条ごとにご説明申し上げます。まず、第一条では、本条例の目的をうたったものでございまして、本市住民が災害を受けたとき、災害見舞い金を支給することにより、その応急的な復興の一助とし、もって市民の福祉の増進をはかっていこうとするのが本条例政定の目的でございます。

第2条では、災害の定義をいたしてございまして、本条例でいう災害とは、災害対策基本法に規定されております自然災害、たとえば暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の異

常な自然現象及び火災と規定といたしておるものでございます。

第3条第1項では、見舞い金を受けることができるものの範囲と、見舞い金の種類を規定いたしておるものでございます。見舞い金の支給要件といたしましては、本市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている本市住民を対象としております。また見舞い金の種類は、災害で死亡された場合は災害弔慰見舞い金、災害で負傷された者及び災害で自己の居住する家屋が損壊、消失、流失もしくは床上浸水があった場合は、災害見舞い金を支給していただくものとしてございます。

なお、傷害の程度でございますが、一応、入院された場合を別途といたしており、性格的には、入院時の一部扶助という性格をも合わせ持っているものでございます。

次に第3条第2項の見舞い金の額でございますが、本条例では、規則にゆだねる形をとっております。このことは、支給額を条例で固定化せず、社会情勢の変化に伴い、弾力的に対処できるよう余地を残したものでございます。規則は、本条例の議決をいただいた後に制定するよう準備いたしておりますが、災害市慰見舞い金につきましては、災害によって死亡された者には5万円、障害を受けられた者については30日を限度として入院1日に付き500円、家屋の全壊、全焼、流失は1世帯について2万円、家屋の半壊、半焼は1世帯について1万円、床上浸水につきましては1世帯について3千円の見舞い金を支給できるよう規定いたしたく存じております。

なお被害の認定基準につきましては、大阪府が定めております災害時の認定基準に準拠いたしまして、公平かつ公正に判断をいたし、運用してまいりたく存じております。

第4条は見舞い金の返還命令権を規定したものでございまして、虚偽または不正の手段を用いて見舞い金の支給を受けた場合、返還していただくことといたしてございます。

第5条では、条例の趣旨を受けて、施行細則を附則事項で補完していただくものとしてございます。

本条例の施行期日でございますが、昭和48年4月1日より施行いたしたく存じているのでございます。

それでは引き続きまして21ページ、議案第19号、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の制定について、提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。

現下の社会諸情勢にかんがみまして、国民健康保険葬祭費の給付内容の改善をはかる必要がございますので、当該条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げたいでございます。

内容につきましては、和泉市国民健康保険条例の第7条に葬祭費の額を「2千円」と定められておるものを、3千円を引き上げ「5千円」に改定いたしたく存ずるしだいでございます。

なおこの条例は、附則1項に規定いたしてございます通り、昭和48年4月1日から施行いたしたく存じております。申すまでもなく、この条例施行前に発生いたしました死亡者に対する葬祭費の額につきましては、従前通りといたしたく存ずるしだいでございます。

以上で、私の所管いたします事項の議案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定いただきますようお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 総務部長の説明が終わりました。

次に議案第14、21号について消防長より説明願います。

○ 消防長（和田増義君） お許しをいただきまして議案第14号、第21号につきまして、合わせてご説明申し上げます。

まず最初に、1.0ページでございます。議案第14号、和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

消防団員の報酬及び費用弁償の額につきましては、昭和45年10月に改正されまして今日に至っておるものでございますが、最近の諸物価の高騰並びに市関係特別職の報酬及び一般職の給与等の改定その他諸情勢にかんがみまして、消防団員の報酬及び費用弁償の額を引き上げる必要があるでございます。

改正の内容につきましては、報酬年額について、消防団長の「3万円」を「4万円」に、副団長の「2万円」を「2万5千円」に、分団長の「1万2千円」を「1万6千円」に、副分団長の「8千円」を「1万1千円」に、班長の「6千円」を「8千円」に、班員の「5千円」を「6千500円」にそれぞれ引き上げようとするものでございます。

費用弁償につきましては、火災、水害、警戒、訓練等に出動いたしましたときに、1人1回「250円」を「300円」に引き上げようとするものでございます。

本改正につきましては、4月1日より実施をいたしたく存じておるものでございます。

次に議案第21号についてご説明申し上げます。27ページでございます。

議案第21号、和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防賞じゅつ金の授与額につきましては、昭和46年7月改正され、現在に至っておりますのでございますが、現下の社会情勢の推移及び自動車損害賠償責任保険給付最高額等の規定に照らしまして、今回、大阪府消防賞じゅつ金共済会において給付額を増額するよう同会寄付行為施行細則が改正されたことに伴いまして、本市におきましても、殉職者賞じゅつ金等の引き上げを行ない、合わせて規定の整備を行なう必要が生じてきたものでございます。

改正の内容につきましては、殉職者賞じゅつ金につきましては、その最高額を「400万円」を「500万円」に引き上げる。また身体障害者の賞じゅつ金につきましては、和泉市消防団

員等公務災害補償条例の別表に示す障害の等級に照らしまして、その最高を「400万円」を「500万円」に引き上げるとともに、扶養親族に対する加算額を引き上げようとしたものでございます。その他遺族の範囲等を本条例に明記するなど、若干の規定の整備をしたものでございます。以上でございます。

本件も4月の1日より実施しようとするものでございます。

よろしくご審議くださいまして原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 消防長の説明が終わりました。

次に議案第15号について、病院の事務局長より説明を願います。

- 病院事務局長（竹内 潔君） お許しを得ましてご説明申し上げます。

12ページから13ページでございますが、本条例の改正案は、市立病院に勤務する職員の宿日直勤務手当の改定並びに医療職中の管理職に対する特別出勤手当の年末年始期間の割増措置、以上二つの事項の改正案でございます。

13ページの第27条第2項中「1時間につき千円以内」を「12月29日から1月3日までの期間にあっては、1500円以内」を加えるという項でございますが、条例第27条の特別出勤手当は、医療職給与表の適用を受けております管理職手当を受ける職員で、すなわち医師にありましては病院長、副院長、各科の部長、医長。看護婦では総看護婦長、同じくその代理。医療技術員では、薬剤部長、主任薬剤師、X線の技師長並びに栄養指導室長でございますが、これらの医療職員が勤務時間外に診療の必要上勤務いたしました場合に、時間外勤務手当の例に準じまして、1時間当たり千円を限度として手当を支給する規定でございますが、12月29日から1月3日までの年末年始の休暇期間に限り、その限度額を5割増しの1500円とし、勤務者の手当を同様5割増しといたしたく、特例を挿入させていただきたいと存ずるものでございます。

なお限度額千円ということにつきましては、昨年4月実施の給与改定後の該当者の一時間単価を抽出調査いたしましたところ、おおむね妥当な額でございますので、今回は据え置きをいたしたいと存じております。

次の別表第2を改めるということでございますが、別表第2の改正は、条例第28条に規定いたしてございます宿日直勤務手当の額の改正案でございます。市立病院におきましては、入院患者あるいは外来の急患の診療看護に備えまして、医師、看護婦、事務職員が毎日宿日直勤務を行っておりますが、急患の応接、処置のため、時間外勤務同様相当の実働を伴いますために、給与条例規定の宿日直手当800円のほかに、本特殊勤務手当を併給し、時間外実働に対する報酬を措置いたしているものでございますが、近隣の医療機関において医師当直手当の

改訂が行なわれましたこと並びに47年度給与改定により、職員給与の1時間単価が上昇いたしましたので、改定の必要が生じたわけでございます。

改定内容は別表第2に記載の通りでございますが、医師につきましては平均66.8%の引き上げとなり、看護婦、事務職員では平均17.6%の引き上げとなります。医師当直に対する手当の改定はかなり大幅となっておりますが、周囲の情勢等、やむをえない事情を勘案いたしました結果でございます。今後はつとめて常勤医師当直体制を進めていきたいと存念いたしております。

なお土曜夜間に急患が多い実情にかんがみまして、従来、平日宿直並みとされておりました土曜宿直を日曜、休日並みに組みかえまして、合わせて年末年始の期間、すなわち12月29日から1月の3日までに限りまして、手当額を5割増しとしていただきたいと存するわけでございます。

以上の改正は昭和47年の12月1日から適用していただきたく、附則でその旨規定いたしてございます。何とぞよろしくご審議のうえ原案通り可決ご決定くださいますようお願い申し上げます。簡単でございますが、説明を終わります。

- 議長（松尾千代一君） 事務局長の説明が終わりました。

次に議案第16、20号について産業衛生部長より説明願います。

- 産業衛生部長（宇沢清君） お許しを得まして説明させていただきます。

議案第16号、和泉市家畜診療料条例制定について、14ページ、15ページの提案理由の説明をさせていただきます。

現在、本市における家畜診療料の算定は、独自の料金表、すなわち昭和32年12月20日、条例第49条で定めておりましたが、近時の社会経済情勢の推移により、本市の家畜飼育形態も多額飼育化、いわゆる企業化され、また獣医技術、医薬品の進歩、診療形態の変化等によりまして、現行条例では不合理が生じつつあります。それで種々検討いたしました結果、近隣都市では家畜共済の診療点数表、またはこれに準じて診療料を算定する方法をとっておりますが、その方法が最も適正かつ合理的であり、本市においても、これに準じた方法により家畜診療料を算定する改正条例案を提案いたしました。

以上が和泉市家畜診療料条例の全面改正の理由でございます。

以下、条例各条項の内容についてご説明を申し上げます。第1条は目的でございますが、現行条例と用語なり、条文のみ多少変わっておりますが、内容において大きく変わっておりません。家畜診療料の額の算定及び徴収の方法を特に明記いたしましたのでございます。

第2条は、現行条例では、区分が薬価、注射料、手術料、文書料となっておりますが、診療

料、検査料及び処置料を追加し、現行条例では、たとえば注射料を300円以内と定められておりましたが、改定では家畜共済の診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等の算定、すなわち昭和30年農林省告示第778号の算定方法により算定する額とし、その額の算定に当たっては、告示の家畜共済診療点数表のB種によると明確化し、医療品については同告示の薬価基準表によらず、本市の購入する原価によるものとしたものでございます。すなわち、家畜診療料では、診察料プラス技術料プラス薬品原価となるわけでございます。

なお告示に定められていない妊娠診断手数料、人工受精手数料はそれぞれ200円といたしたいのでございます。

第3条及び第4条は徴収期日と減免を明記されておりますが、現行条例と用語なり、条文のみ多少変わっておりますが、内容においては大きく変わっておりません。ただ、徴収期日について、即日、市金庫に納入しなければならないとあるのを、同一病種におきまして治療が完了したときに徴収することに改正しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由とその内容の説明を終らせていただきます。

引き続きまして議案第20号、23ページでございますが、和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案について、改正の理由とその内容についてご説明を申し上げます。

申すまでもなく、科学の進歩によりまして機械器具類はもとより、生活必需品に至るまで化学製品が取り入れられました現在、市販されているこれらの製品を製造するためにできる廃棄物や生活必需品の使用後の廃品が、普通のごみとして処理できない状態に立ち至っております。もし、これらを普通ごみ同様に処理を行なったとすれば、周辺に公害を与え、生活環境に悪影響を及ぼすわけでございます。これらの処理を適正に行なわせるためには、旧清掃法では現実にはそぐわなくなったために、一部改正ではなく全面改正となり、新たに産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律として昭和45年12月15日法律第137号が制定され、昭和46年9月24日、この法に対する施行令が公布され、法の施行に基づきまして条例改正を行なうものでございます。

この条例を逐条ご説明をすることが本旨でございますが、概要、特に改正点の必要性について述べさせていただきますと存じます。ご了承願いたいと思います。

まず、第1条と第2条につきましては、現行条例と用語なり条文のみ多少変わっておりますが、内容については大きく変わっておりません。

第3条につきましては、(1)号、(2)号とも旧条例の通りで変わっておりません。

第8条2項につきましては、いままで臨時とか多量排出あるいは粗大ごみという項がありま

せんでしたので、建物の改造とか引っ越し等の際不要物が多量にでき、自家で処理できない場合の処理をどうするか。住宅増加、ことにアパート等、新品と買い換え等による場合にできる戸だなどか洗たく機、テレビ、古自転車等、普通ごみ収集と同時にできないものの処理をどのように取り扱うかを明確にいたしたものでございます。

第4条は土地または建物の占有者の協力義務を示したものであります。

第5条は、事業者の責務といたしまして、法でいう産業廃棄物の類に属するもので、産業廃棄物を排出する事業主をさすものでございます。

第6条は、産業廃棄物を収集運搬するものまたは処分するものについては、知事の許可を受けることが必要でございます。しかし、市の処理場または処分地で一般廃棄物と合わせて処分できるものについては、事業者みずから適正処理ができない場合、市が事業者より申し出があれば、それを収集、運搬及び処分するというところでございます。第2項は、本市が処理することができる産業廃棄物の範囲を規定したものでございまして、法第10条の2項とは、市町村が単独または共同して一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物、その他、市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができるとされていますが、事業者独自で処理施設を設けることが容易でないところから、第2項として設けたものでございます。

第7条は、手数料の規定であります。別表としてあげておりますのでご参照願います。この別表の中で、料金は別といたしまして、ごみの臨時として、従来の事例から新たに設けられたものでございます。また、袍衣、死犬等につきましては、収集体制もできたことであり、自家で持参できなく、他人にも頼めないで困っているという向きもありますので、収集する場合とみずから持参するものに区別したものでございます。

第8条は清掃業の許可申請を行なう場合の手数料でありまして、公的機関では許可申請には手数料を必要とされております。今回、業者が許可申請を行なう場合に、条例に定められました手数料を納入する項を制定いたしましたのでございます。

第9条につきましては、規定の通りご了解願いたいと思います。

以上、簡単ではありますが、条例改正の理由、内容の説明を終わらせていただきます。本2件につきましてもよろしく可決ご決定くださるようお願い申し上げます。概要の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（松尾千代一君） 産衛部長の説明が終わりました。

次に議案第18号について、福祉事務所長より説明を願います。

○ 福祉事務所長（山本武雄君） お許しを得まして、ご説明申し上げます。

市民部長が欠席のため、お許しを得まして、私から先刻ご上程いただきました議案第18号、和泉市立保育園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

最近、人口の急増に伴い、また保育需要の多様化しつつあるのにかんがみまして、新たに幸地区及び鶴山台地区に保育園を設置いたしましたので、これに伴い条例の一部改正の必要が生じたので、ご提案申し上げます。

その内容につきましては、保育園条例第2条の表の次に、新設いたしました名称「ひまわり保育園」位置は「幸町102番地」、収容定員「150名」、同じく「鶴山台保育園」、位置「鶴山台2丁目2番6号」で、収容定員「120名」の2項を加えようとするものであります。なおこの条例は昭和48年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わります。どうかよろしくご審議のうえご可決賜りますようお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 福祉事務所長の説明が終わりました。

次に議案第23号について、教育次長より説明を願います。

- 教育次長（阪東重信君） 44ページでございます。お許しを得まして、議案第23号、青年学級開設についての提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。

本件は、昭和48年度において開設しようとする青年学級を設定するについて、青年学級振興法第5条の規定に基づき、議会の議決を賜りたくご提案申し上げるものであります。

内容といたしましては、勤労青年を対象とする青年学級は、昭和48年度において、和泉青年学級、北池田青年学級、南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から翌年3月31日の向けて開設期間といたしております。開設場所は青少年会館、北池田小学校、南池田公民館、榎尾中学校とし、学習内容は、一般教養と茶道、華道を予定いたしております。学習時間につきましては、各学級とも年間を通じて一人100時間以上を計画しております。

よろしくご審議のうえ可決決定賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに内容の説明を終わります。

以上でございます。

- 議長（松尾千代一君） 教育次長の説明が終わりました。

ここでおはかりいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは1時まで休ましていただきます。

（午前11時54分休憩）

(午後1時12分再開)

○ 議長(松尾千代一君) 午前に引き続き会議を開きます。

続いて予算案について、まず、一般会計予算、国民健康保険事業会計特別予算、土地区画整理事業特別会計予算についてを総務部長より説明願います。

○ 総務部長(坂口礼之助君) それでは議案第5号、昭和48年度の一般会計予算につきまして、まず、その内容等のご説明を申し上げます。

初めに、国家予算の編成の基調を見ますと、生活関連、社会資本の整備充実のための投資の増大並びに国民福祉の向上をはかる施策を基本といたしております。本市財政は、国の各般の政策から来る影響を敏感に受けるものでございますから、今後の経済情勢を十分考慮しながら住民福祉向上を積極的にはかるため、財源の有効配分につとめ、予算編成を行なったしだいでございます。

本年度各会計の予算編成の至上施策につきましては、先ほどの施政方針に基づく4つの柱、すなわち「未来の街づくりのために」、「暮らしをよくするために」、「次代をになう青少年に恵まれた施設を」、「産業の振興のために」を基本といたしたしだいでございます。

このような考えから編成いたしました一般会計の歳入歳出予算の総額は79億9千38万円と相なっておりまして、前年度当初に比較いたしますと24億7千216万円、44%の増加となっております。本市は財政再建完了後、一貫して健全均衡財政を堅持してまいりましたが、今後も脆弱な財政基盤の中にあっても、創意と工夫をこらし、健全なる財政を維持いたすべく、慎重な配慮のもとに昭和48年度予算を編成いたしましたものでございます。

なお、本年度一般会計の予算書作成に当たりましては、従来の目の中にさらに細目を設け、行政目的ごとの事業費を細分化し、従来の同一目内での所属部課及び業務内容の異なるものをそれぞれ分割いたしまして、細目予算制度を導入いたしたしだいでございます。これによりまして事業目的ごとの予算額の把握が簡便になること、事業に対する原価意識が向上すること、行政組織の増大によっても部門ごとの予算が明確にできること、執行管理及び経費分析が至便になること等の長所を取り入れまして、予算執行の効率化に資するよう配慮いたしたしだいでございます。よろしくご了承賜りたいと存じます。

それでは予算書に基づきまして概要のご説明を申し上げます。

まず、予算書の一ページ、一般会計予算から始めさせていただきます。第1条でございますように、歳入歳出予算は79億9千38万円と定めるもので、この予算の款項の区分及び金額は第1表の通りでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により

逐一説明申し上げたいと存じます。

第2条は継続費でございますが、改良住宅建設業（仮称）和泉第2団地分を、継続費として年割り額を定めさせていただいたものでございます。

第3条につきましては、債務負担行為でございますが、債務を負担することができる限度額等を定めるもので、校舎等の建築事業費7件、2億7千62万1千円、学校敷地等用地取得事業費30億5千500万円及び損失補償費を計上いたしましたもので、事業ごとの明細は7ページ、第3表の通りでございます。

第4条は地方債でございますが、事業目的、借入れ限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第4表の通り、1.4億5千116万7千円を計上いたしました。

第5条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるもので、最近の資金需要を勘案いたしまして10億円といたしました。

第6条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が一般会計の予算でございますが、続きまして歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により歳出からその内容についてご説明申し上げたいと存じます。35ページをお開き願います。

まず初めに議会費でございますが、議会運営費につきましては、議員各位の報酬、諸手当及び共済費等として6千309万4千円を計上いたしました。事務局費につきましては、職員の給与費1千738万1千円及び事務経費等合わせ2千436万2千円を計上いたし、議会費といたしましては、合計8千745万6千円と相なるしだいでございます。

次に37ページの総務費でございますが、総務管理費の給与費につきましては、特別職はじめ一般行政職員並びに嘱託員の給与費として3億3千662万7千円を、秘書費につきましては、渉外関係経費並びに事業経費として742万9千円を、庁舎管理費につきましては、庁内一般管理経費はじめ、前年度債務負担行為として議決を得た庁舎冷暖房工事等5千523万7千円を計上いたしました。人事管理費につきましては、人事及び給与管理経費として2.66万円、職員福利厚生費につきましては、職員の福利施設の整備はじめ、職員厚生会の補助金等として802万6千円を、職員研修費につきましては、各種研修会の派遣旅費等として128万4千円をそれぞれ計上いたしました。

次に文書費の法令等管理費につきましては、市例規の整備費はじめ、議案書作成のための経費等として816万9千円。文書管理費につきましては、庁内一般文書管理経費として114万1千円を計上いたしてございます。

次に46ページ、広報公聴費につきましては、市民と行政を結ぶパイプ役「広報いずみ」の発行経費はじめ、各種啓蒙活動費として828万円及び市民相談費として10万7千円をそれぞれ計上いたしました。

財務管理費につきましては、予算執行管理経費及び資金調達事務経費として213万6千円。会計管理費につきましては、金銭及び物品の出納事務経費並びに決算事務経費等として317万1千円を計上いたしました。

財産管理費につきましては、市有財産の維持管理経費はじめ、一般行政施設の敷地賃借料等として1千430万円。財産評価委員会費につきましては、運営経費として45万円を計上いたしました。

次に企画費でございますが、総合計画費につきましては、総合計画書作成経費はじめ、隣接泉大津市との境界整備経費等として425万4千円。事務管理費につきましては、行政事務管理及び改善並びに庁内報の発行経費等として113万円を計上いたしました。

公平委員会費につきましては、委員会の運営経費として50万4千円を計上いたしましたものでございます。

次に交通安全対策費につきましては、「交通事故をなくす運動」をはじめ、交通モラル啓蒙対策経費として815万円を計上いたしました。

交通傷害補償費につきましては、市民交通傷害保険料及び付帯事務費合わせまして542万4千円を計上いたしました。

交通公園費につきましては、交通児童公園の維持管理経費として72万6千円を計上。

交通安全施設費につきましては、従来土木費に計上していたものを本年度総務費で措置いたしましたものでございまして、歩道及び防護さくの設置等をいたすべく1,380万8千円を計上いたしてございます。

次に公害対策費につきましては、市民の特に関心の高い最近の公害、特に光化学スモッグに対処するため、移動観測車購入費1千600万円をはじめ、公害モニターの発足のための経費並びに事務経費合わせまして2千16万1千円を計上いたしました。

60ページの諸費につきましては、防犯灯設置等、防犯対策費として160万円。町会活動費として561万2千円。将来会館を建設いたすべく用地1千46平方メートルの購入費6千885万5千円及び工事費の積立金として1千500万円、付帯事務費合わせ8千432万5千円を計上いたしました。償還金の400万円につきましては、市税の過誤納還付金でございます。

次に62ページ徴税費でございますが、固定資産評価審査委員会費につきましては、委員会

の運営費として40万円。給与等につきましては、徴税職員50名分として1億505万5千円を計上いたしてございます。

賦課費につきましては、市民税、固定資産税及び諸税の賦課事務に要する費用として、合わせ1億9千817万7千円。

徴收費につきましては、市税の納期前納付報償費はじめ、納税組合補助金等、合わせまして2千964万円を計上いたしまして、ご徴税費を会計いたしますと1億5千491万2千円と相なるものでございます。

戸籍住民基本台帳費につきましては、関係職員28名分の給与費5千724万円。戸籍及び諸証明事務経費として385万8千円を計上いたしてございます。事務管理費として37万4千円を計上いたしておりますのは、住民の情報管理を将来コンピューターに載せるべく準備経費でございます。

次、72ページ、選挙費でございますが、選挙管理委員会費につきましては、事務局職員6名分の給与費1千846万5千円はじめ、委員会の運営費並びに明るく正しい選挙啓蒙費等、合計いたしまして1千488万1千円を計上いたしてございます。

統計調査費につきましては、職員の給与費はじめ、商業統計、住宅統計、工業統計及び農林統計等の各種市勢統計の経費合計いたしまして491万8千円を計上いたしました。

監査委員費につきましては、事務局職員8名分の給与費として727万4千円並びに監査事務運営経費として120万6千円を計上いたしました。

次に同和対策費につきましては、非常勤嘱託員の給与費及び総合文化センター建設準備のための設計料1千万円並びに一般対策経費等、合わせまして8千290万7千円、同和対策促進費として546万9千円、地区改良事業費の一般事務経費として137万9千円、同和更生資金運営事務経費として179万1千円をそれぞれ計上いたしてございます。

隣保館費につきましては、各種講座の経費をはじめ、幸会館及び王子町会館の維持管理経費並びに隣保館活動経費でございまして、合計3千713万1千円を計上いたしました。

以上が総務費でございまして、総額9億1千200万9千円と相なるものでございます。

次に85ページ、民生費でございますが、社会福祉費の社会福祉総務費につきましては、関係職員82名分の給与費6千425万5千円。福祉事務所のうち、社会事務一般経費として640万5千円、国民健康保険事業特別会計への繰り出し金1千円及び福祉事務一般経費合わせまして1千86万1千円を計上いたしました。

民生児童委員費につきましては、委員さんの活動経費等として291万8千円を計上。

身体障害者福祉費及び精神薄弱者福祉費はともに扶助費がおもてでございます。

老人福祉費につきましては、寝たきり老人対策費はじめ、慰問品支給及び老人クラブ補助金並びに旅費等として3千831万9千円を計上いたしました。老人の家建設事業費につきましては、150平方メートルの建物を2カ所建設いたすべく1千649万円を計上いたしてございます。老人福祉センター建設事業費につきましては、2階建て延べ1,250平方メートルの建築費はじめ、用地2千550平方メートルを取得すべく、合計いたしまして3億8千714万2千円を計上いたしてございます。

老人医療助成費につきましては、67才以上の者の医療費無料化に伴う扶助費及び付帯事務費として1億5千751万9千円を計上したものでございます。

国民年金費につきましては、一般事務費として781万9千円、印紙購入費として1億1千880万円をそれぞれ計上いたしてございます。

共同浴場費につきましては、各共同浴場の管理運営経費として575万円を計上いたしました。

次に児童福祉費でございますが、児童福祉総務費につきましては、家庭児童相談に要する経費及び助産施設収容者の扶助費等として365万5千円を計上いたしてございます。

児童措置費につきましては、従来は5才未満児を対象としておりますが、国の施策により本年度から10才未満児まで適用することとなりましたので、所要の扶助費及び事務費として7千484万2千円を計上いたしました。

次に保育所費につきましては、保母等、保育所従事職員167名分の給与費2億5千898万7千円、運営管理費7千248万1千円を計上いたしましたほか、(仮称)緑ヶ丘保育園を建設いたすべく、建物820平方メートル、定員120名として、5千551万9千円を計上いたしました。(仮称)幸第二保育園屋外遊戯場建設事業費につきましては、プール建設工事費及び敷地501平方メートルを拡張すべく2千483万6千円を計上いたしました。

母子寮費につきましては、職員2名分の給与費及び運営経費として56.8万1千円を計上いたしました。

児童遊園費につきましては、既設園の維持費及び新設費合わせまして393万7千円を計上いたしましたのでございます。

次に10.8ページ、生活保護費でございますが、職員の給与費のほか、生活保護総務費につきましては、入院患者及び福祉施設入所者並びに保護家庭見舞い品等、公務扶助費等として1千547万2千円を計上いたしました。

扶助費4億3千474万円につきましては、生活保護法による各種扶助費を計上したものでございます。

次に災害救助費につきましては、最小限の経費にとどめてございますが、一朝有事には予備費の充当等、適切なる処置を講ずる所存でございます。

なお、扶助費につきましては、別途議案第17号で審議をお願いいたしております災害見舞い金等支給条例と関連いたすものでございます。

以上が民生費でございまして、総額18億567万6千円と相なるしだいでございます。

次に120ページ、衛生費でございまして、保健衛生費の保健衛生総務費につきましては、職員17名分の給与費のほか、母子衛生対策費として678万9千円を計上いたしました。

なお、市立病院事業補助につきましては、市単独の補助金5千万円及び一床当たり3万5千円の府助分420万円を合わせ補助金として措置いたしましたほか、一般衛生対策経費は、130ページの保健衛生総務費にございまして、5千953万9千円を計上いたしました。

予防費につきましては、結核、成人病及び各種予防接種費として1千610万6千円を計上いたしました。

次に環境衛生費につきましては、そ族昆虫駆除経費をはじめ、環境整備経費として431万7千円を計上いたしました。

診療所建設事業費につきましては、すでに債務負担行為として議決をいただき執行しております建物2階建て及び敷地購入費等8千792万円を計上いたしました。

次に清掃費でございまして、清掃総務費につきましては、職員23名分の給与費のほか、泉北環境整備施設組合負担金等として1億6千942万6千円を計上いたしました。

じんあい処理費につきましては、ごみ収集及びし尿くみ取り経費として1億762万5千円を計上いたしてございます。

墓地火葬場費につきましては、市営和泉霊園の管理経費はじめ、既設墓地の管理経費及び市営葬儀費合わせまして、1千278万8千円を計上いたしてございます。

次に126ページ、労働費でございまして、失業対策費につきましては、職員7名分の給与費1千478万2千円のほか、一般職業対策費として8千170万4千円を計上いたしました。

次に128ページ、農業費の農業委員会費につきましては、事務局職員の給与費のほか、委員会の運営経費として1千28万2千円を計上いたしました。

農業総務費につきましては、職員の給与費のほか、一般農林事務費として2千436万8千円を計上いたしました。

農業振興費につきましては、農業振興事業補助金及び近郊農業近代化施設設置事業補助金並びに農業関係団体の経費、合計いたしまして2千14万5千円を計上いたしてございます。

畜産業費につきましては、家畜診療等に要する経費として147万2千円を計上いたしました。

ました。

農地費につきましては、土地改良事業関係費でございまして、農道、水路、ため池及び農免道路事業費をそれぞれ計上いたしてございます。

林業費につきましては、一般林業事務費を林業総務費として1.2万円。林道整備事業及び林業振興費を林業事業費として1千360万7千円を計上いたしてございます。

以上が農林水産業費でございまして、総額1億3千457万8千円と相なるしだいでございます。

次に139ページ、商工費でございまして、商工総務費につきましては、職員12名分の給与のほか、計量器検査事務、自動車運転免許等、技能取得費、消費流動調査関係及び一般商工事務費として2千933万4千円を計上いたしました。

次に商工振興費につきましては、中小企業経営指導育成費、小規模事業対策等、振興費、消費経済費、及び観光費として千226万4千円を計上いたしてございます。

雇用対策費につきましては、求人对策経費のほか、既就職者の定着率向上のための経費等、合わせまして214万1千円を計上いたしました。

金融対策費につきましては、中小企業融資等のための経費として3千572万7千円を計上いたしました。

以上が商工費でございまして、総額7千946万6千円と相なっております。

次に148ページ、土木費でございまして、土木管理費の土木総務費につきましては、関係職員の給与をはじめ、土木関係、建築関係及び用地関係の一般事務費として1億1千536万円を計上いたしました。

次に道路橋梁費につきましては、関係職員8名の給与をはじめ、市内一般市道の維持費1億2千326万8千円、唐園池田線道路改良事業費並びに環境改善事業費による阪和東側線整備事業費と合計いたしまして、道路橋梁費として4億4千534万2千円を計上いたしました。

次に河川及び水路費につきましては、河川一般維持補修費として334万円、東松尾川河川改修費1千262万8千円及び市内一般用悪水路改修費として452万円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に都市計画費につきましては、関係職員27名分の給与費のほか、公共下水道基本計画費等一般事務経費を都市計画総務費として、5千600万5千円を計上いたしてございます。

公園費につきましては、既設公園の管理費のほか、黒鳥山公園、松尾寺公園及び肥子池公園の事業費、合計いたしまして4千892万3千円を計上いたしてございます。

次に街路事業費につきましては、継続事業として実施いたしております和泉中央線整備費及

び和泉府中北通り線の整備費、合わせまして2億2千733万5千円を計上いたしました。なお、本年度をもって和泉中央線は一部開道通いたすよう措置いたしてございます。

浸水対策費につきましては、府中北排水路を整備いたすべく千809万4千円を計上いたしました。

土地区画整理調査指導費につきましては、特別会計への繰り出し金等として2千833万6千円を計上いたしました。

開発費につきましては、開発許可等の事務経費及び府中駅前再開発調査費等といたしまして682万1千円を計上いたしました。

次に住宅費でございますが、住宅管理費につきましては、既設市営住宅の維持管理経費として1,201万1千円を計上いたしてございます。

住宅建設費につきましては、(仮称)和泉第一団地の改良住宅120戸建設事業費総額7億9千932万7千円のうち、本年度分2億3千714万1千円を計上いたしましたもので、これにつきましては、昭和47年度の補正予算で継続費の決定をお願いいたしたく存じておるしだいでございます。次に(仮称)和泉第二団地建設費につきましては、本年度の継続費の決定をお願いしておるもので、総額8億2千635万6千円、48戸分建設費のうち、本年度分4億4千450万9千円を計上いたしました。次に唐団地建設事業費につきましては、一般公営住宅中層耐火4階建て16戸建設いたすべく7千341万2千円を計上いたしてございます。

次に175ページ、消防費でございますが、常備消防費につきましては、消防員員の給与費はじめ、消防本部及び署の活動経費として1億4千461万6千円を計上いたしました。

非常備消防費につきましては、消防団の活動経費として1千495万2千円を計上。

消防施設費につきましては、40メートル級のはしご車はじめ、消防機械及び水利施設の充実をはかるべく、常備消防施設費として5千629万4千円を計上。ポンプ自動車の購入ほか、消防団の施設充実のため、非常備消防施設費として2千96万円をそれぞれ計上いたしました。

次に185ページ、教育費でございますが、まず教育総務費の教育委員会費につきましては、委員さんの報酬はじめ、委員会の運営経費として332万7千円を計上いたしてございます。

事務局費につきましては、職員員の給与費はじめ、一般事務経費として8千599万5千円を計上いたしました。

教育指導費につきましては、指導主事関係費はじめ、小中学校クラブ活動費並びに教職員研修費等といたしまして2千130万2千円を計上いたしてございます。

教育研究所費につきましては、実験研究経費として77万円を計上いたしております。

同和教育指導費につきましては、同和教育推進関係費はじめ、就学奨励費等として8千814

万1千円を計上いたしました。

次に195ページ、小学校費でございますが、学校管理費につきましては、校務員及び給食調理員等の給与費のほか、学校管理運営経費及び校舎の維持補修費、合わせまして1億8千574万5千円を計上いたしてございます。

学校保健費につきましては、児童の健康管理経費及び給食関係費として3千894万6千円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、国庫負担法による教材備品の購入費はじめ、就学扶助費等として1千855万1千円を計上いたしてございます。

学校建設費に学校建設費につきましては、伯太小学校増築事業債務負担行為済み分2千190万1千円、北池田小学校体育館建設事業の4千118万8千円、横山小学校校舎及び体育館建設事業8千711万3千円は、それぞれ債務負担行為済み分として計上いたしたしだいでございます。黒鳥小学校プール建設事業は、25メートル6コース及び小プールの建設事業費を新規に1千341万円を計上いたしました。鶴山台南小学校建設事業は、債務負担行為済み分を住宅公団から買収いたすべく3千166万6千円、(仮称)第2国府小学校建設事業は、債務負担行為済み分及び仮設校舎建設事業費を2億2千450万2千円計上いたしました。(仮称)和泉台小学校建設事業は4千645万5千円、(仮称)鶴山台北小学校建設事業は債務負担行為済み分4千10万3千円を、それぞれ建設事業費として計上いたしたしだいでございます。

次に211ページ、中学校費でございますが、小学校費と経費内容が類似するものでございまして、学校管理費につきましては、校務員及び給食調理員の給与費はじめ、中学校の一般管理運営費並びに校舎等の維持管理費等として8千411万7千円を計上いたしてございます。

学校保健費につきましては、生徒の健康管理経費はじめ、給食費として1千897万9千円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、国庫負担法による教材備品はじめ、就学扶助費として1千528万9千円を計上いたしました。

次に学校建設費につきましては、すでに公用を開始しております信太中学校の体育館の買収費として2千678万3千円及び本年度開校を旨とし建設中の(仮称)第二和泉中学校の建設費につきましてすでに債務負担行為により施行いたしております事業費並びに仮設校舎の建設費を計上いたしたしだいでございます。

次に幼稚園費でございますが、幼稚園管理費につきましては、職員27名分の給与費はじめ一般運営管理経費並びに園舎の維持費として6千746万9千円を計上いたしてございます。

次の幼稚園保健費につきましては、園児の健康管理費として92万5千円を計上。

次に幼稚園建設費につきましては、伯太幼稚園の園舎を2教室増築いたすべく884万6千円。(仮称)南池田幼稚園新設、472平方メートル、2千441万4千円。幸幼稚園調理室増築に105千5千円をそれぞれ計上いたしました。

次に229ページ、社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、関係職員
の給与費をはじめ、社会教育委員の運営経費、青年学級及び家庭教育学級の各講座経費及び各種行事並びに運営経費として1千531万1千円を計上いたしました。

青少年対策費につきましては、青少年問題協議会はじめ、青少年指導員関係費、水難防止対策費及び子供会対策費等を計上いたしましたほか、本年度新規事業として、両親のともかせぎ等、留守家族の家庭の児童を放課後も措置いたすべく所要経費を計上し、青少年対策費合計いたしまして563万7千円と相なっております。

236ページからは各種社会教育施設の運営管理経費でございますが、青少年会館につきましては、図書館を重点的に整備いたすべく897万3千円。公民館費につきましては81万4千円、市民会館費につきましては329万6千円、青年の家費につきましては153万8千円、青少年指導ルーム費につきましては81万6千円をそれぞれ施設の管理費として計上いたしました。

次に同和教育費につきましては、同和教育費として693万8千円を計上いたしました。

次に文化財保護費につきましては、一般保護費として131万9千円、池上遺跡の敷地6千700平方メートルを取得いたすべく2億2千110万円を計上いたしました。この件につきましては、別途債務負担行為と合わせまして敷地2万平方メートルを取得いたすことといたしてございます。なお、取得後において資料館が建設されるように努力いたす所存でございます。

次に保健体育費につきましては、各種体育大会の経費のほか、市民グラウンド及びプールの維持管理経費として879万7千円を計上いたしました。

以上が教育費でございますが、18億601万5千円と相なっております。

次に252ページ、災害復旧費でございますが、前年度において被害のあった農林施設及び河川の復旧費につきましては、過年度補助事業として施行するもので、1千748万円を計上いたしてございます。

次に公債費でございますが、前年度以前に借り入れました市債の元金及びその利子並びに一時借入金利子等といたしまして5億4千724万1千円を計上いたしたしだいでございます。

次に諸支出金につきましては、土地開発公社への貸付金として8千890万円を計上いたしてございます。

最後に緊急または不測の経費に充当いたすために予備費として500万円を計上いたしたし

だいでございます。

以上が歳出の事項でございまして、総額7.9億9千38万円と相なっております。

それでは引き続きましてこれら歳出予算に充当いたします歳入予算についてご説明申し上げます。事項別明細書の3ページへ戻っていただきたいと存じます。

まず市税でございますが、前年度決算見込み及び自然増等を見込みまして、2.3%の増。額にいたしまして5億2千188万9千円の増で、総額1.9億2千582万9千円を計上いたしております。

地方譲与税、自動車取得税、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金につきましては、前年度実績を勘案し、それぞれ見込み額を計上いたしました。

地方交付税につきましては、前年度交付額及び伸び率1.5%を見込みまして1.2億2千134万3千円を計上いたしましたのでございます。

次に分担金及び負担金でございますが、分担金については、農林施設整備事業の受益者分担金につきましては、保育園措置児の父兄負担金及び福祉施設収容者の負担金として4千626万1千円を計上いたしました。

使用料及び手数料につきましては、各種行政財産の使用料として4千261万9千円を計上いたしましたほか、戸籍関係及び諸証明等の手数料として992万2千円を計上いたしましたのでございます。

次に国庫支出金1.6億2千111万6千円及び府支出金7億7千544万6千円、合計いたしまして2.3億9千656万2千円を計上いたしておりますが、これらはいずれも歳出予算の事務事業費と関連いたしますもので、現行補助基準助基準及び前年度実績等を勘案いたしましてそれぞれ計上いたしましたのでございます。

次に財産収入といたしまして1億5千819万4千円計上いたしておりますが、おもなものとしては、土地売り払い収入といたしまして共有地の処分金の納入を予定いたしておるものでございます。

寄附金7千576万2千円につきましては、全額一般寄附金として計上いたしました。

繰入金につきましては、用品調達資金から40万円繰り入れるべく計上いたしております。

次に諸収入でございますが、預金利子といたしまして1千310万。土地開発公社への貸付金の元金収入8千890万円。市道の掘さくによる受託事業収入3千万円。その他雑入といたしまして4億2千19万2千円をそれぞれ計上いたしましたのでございます。

最後に市債でございますが、1.4億5千116万7千円を計上いたしております、これらはいずれも歳出予算の事業費と関連いたします、適正事業に対しそれぞれ充当率を勘案し、

計上したものでございます。

以上が歳入予算の事項でございまして、総額79億9千88万円と相なっておりますのでございます。

それでは引き続きまして議案第6号国民健康保険事業の特別会計予算について概要をご説明申し上げます。予算書のまず13ページでございます。

第1条にございますように歳入歳出予算を8億7千83万8千円と定めるものでございまして、この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の同一款内での各項の経費を流用できるよう規定するものでございまして、該当経費といたしましては職員の給与費並びに保険給付費と定めるものでございます。

次に事項別明細書によりまして、まず歳出予算からご説明を申し上げます。270ページでございます。

初めに総務費でございますが、総務管理費につきましては、保険給付事務関係職員の給与費及び一般運営管理経費として1千701万8千円を計上いたしました。

徴収費につきましては、保険料の賦課徴収関係職員の給与費はじめ、賦課徴収事務に必要な経費4千879万7千円を計上いたしてございます。

運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の運営経費として52万5千円を計上いたしました。

次に保険給付費につきましては、診療報酬の保険者負担金はじめ、助産費及び葬祭費として8億580万6千円を計上いたしたしだいでございます。

保健施設費につきましては、保健衛生普及費として30万円を計上いたしました。

公債費につきましては、一時借入金の利子として97万2千円を計上。

諸支出金につきましては、保険料の還付金等として142万を計上いたしました。

最後に予備費100万円を計上いたしたしだいでございます。歳出総額8億7千80万8千円と相なっております。

引き続きましてこれら歳出に充当いたします歳入についてご説明を申し上げます。

267ページでございます。

まず国民健康保険料でございますが、最近の保険事業の財政事情にかんがみまして保険料率を15%上昇の措置を講じさせていただきました。さらに前年度決算見込みを勘案いたしまして、3億8千576万7千円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、事務費負担金はじめ、療養給付費負担金等として5億971万2千円を計上いたしました。

次に府支出金につきましては、保険事業の補助金及び老人医療費の加給分の補助金として1千262万8千円を計上いたしました。

諸収入につきましては、歳計現金の預金利子等として270万円を計上いたしました。

最後に繰入金につきましては、基準財政等、諸般の事業を考慮し一般会計から1千円を繰り入れたいすべく措置いたしましたのでございます。

以上が歳入予算の事業でございまして、総額8億7千88万8千円と相なっております。

以上が国民健康保険事業特別会計予算の内容でございます。

それでは引き続きまして、議案第7号土地区画整理事業特別会計について、内容のご説明を申し上げます。

まず予算書の1.6ページ、第1条にございますように、歳入歳出予算総額を1億9千576万8千円と定めるものでございまして、この予算の款項の区分及び金額は第1表のとおりでございます。

内容につきましては、事前別明細書によりご説明申し上げます。283ページでございます。原案の葛の葉土地区画整理事業費でございまして、公共用地取得費9千80万1千円はじめ、農業及び物件補償費6千90万円、換地計画及び測量等の経費8千690万2千円並びに現場事務所建設のための経費等、合わせまして1億9千576万8千円を計上いたしてございます。

これに充当いたします歳入といたしましては、国庫支出金及び府支出のほか、諸般の事情を勘案いたしまして一般会計から1千865万人円を繰入金として措置いたしましたのでございまして、歳入総額1億9千576万8千円と相なっております。

以上で一般会計並びに特別会計の予算の内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定をいただきますようお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 総務部長の説明が終わりました。

次に水道事業会計予算について説明願います。水道部長お願いします。

○ 水道部長（神田平吉君） それでは議案第9号、昭和48年度和泉市水道事業会計予算の内容をご説明申し上げます。

第1条は総則でございまして、水道事業会計の予算は次に定めるところによるということでございます。

第2条は業務の予定量で、給水戸数を2万8千800戸、前年より7.1%の増を見込んでおります。年間総合水量は771万2千トン、前年より8.3%の増を見込んでおります。(3)の1

日平均給水量2万1千129トン、これも前年度より83%の増を見込んでおります。(4)はおもな建設改良事業費で、和泉上水道第3回拡張事業費を4億3千60万とし、この事業の内容は、和田浄水場、汐見浄水場等の拡張事業費並びに市内の配管工事費でございます。

第3条は収益的収入及び支出でございます。予定額は次のとおりで、歳入から申し上げますと、第一款の水道事業収益6億3千279万4千円、これは前年よりも44%の増収を見込んでおります。第1項の営業収益では6億2千779万4千円、これは前年度より47%の増収を見込んでおります。その内訳といたしましては、給水収益で5億3千729万4千円、受託工事収益で2千700万円、その他の営業収益といたしまして6千350万円を見込んでおります。第2項の営業外収益では500万円で、これは前年度と同じことでございます。その内訳は、受取利息で200万円、雑収益で300万円を見込んでおります。

次に支出ですが、第一款の水道事業費用6億3千168万6千円、これは前年よりも117%の増を見込んでおります。この内訳は、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、業務費、総係費、減価償却費、その他の営業費用でございます。第2項の営業外費用では、1億1千904万9千円。これは、支払い利息及び企業債取り扱い諸費で1億1千903万9千円、雑支出で1万円、計1億1千904万9千円となっております。第3項の予備費では10万円これは前年と同じことでございます。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、この予定額は、歳入では第一款資本的収入6億50万円でございます。これは前年度よりも22.8%の増を見込んでおります。その内訳といたしましては、第1項の企業債で4億5千600万円。この内訳が、第3回拡張事業費で4億1千700万、配水管整備事業費で3千900万と見込んでおります。第2項の負担金450万、これは消火栓の新設の負担金でございます。第3項の工事負担金1億4千万円、これは宅地等の開発による負担金でございます。

支出では、第一款の資本的支出5億8千902万5千円で、これは前年よりも6.1%の増を見込んでおります。第1項の建設改良費で5億5千30万円。この事業の内訳は、先ほど言いましたように和田浄水場、汐見浄水場、市内配管工事の建設改良費でございます。第2項の企業債償還金で3千872万5千円となっております。

第5条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法等を定めるものでございまして、起債の目的は、和泉上水道第3回拡張事業費で4億1千700万円、配水管整備事業費で3千900万円と考えておるわけでございます。

第6条は1時借入金で、1時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用をできるものと定めてございまして、これは管

業費用のうち原水及び浄水費、それから営業外費用では支払い利息及び企業債の諸費でございます。

第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費でございます、これは職員の給与費及び交際費でございます。

第9条はたな卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくご審議のうえ可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 水道事業会計予算の説明が終わりました。

次に病院事業会計予算の説明を願います。病院事務局長、お願いします。

- 病院事務局長（竹内 潔君） 予算の説明をさせていただく前に、午前中に正誤表として提出申し上げました別冊につきまして釈明をさせていただきます。

これにつきまして、後日、ご提案申し上げます47年度の補正予算の財源といたしまして、予定いたしておりました泉大津市との病院分割に伴う調整金3千370万8千円につきまして、まだ泉大津市議会におきまして決算の認定が終わっておりませんので、当初の原案を修正の上提案させていただく予定でございます。よって、47年度に関連をいたしてまいります48年度当初予算の内容をも修正せざるを得なくなりましたのでございます。何とぞ事情ご賢察賜わりますご容赦いただきたく存じます。

重ねておそれ入りますが、本予算書のうち、なお1カ所数字のご訂正をお願い申し上げたいと存じます。予算書3ページ、第3条予算中、(1)医業費用5億1千259万2千円となっておりますのを、2億321万1千円にご訂正をお願い申し上げたく存じます。

それでは昭和48年度病院事業特別会計予算案につきまして、その概要につきましてご説明申し上げます。

昭和48年度の予算総額は、収益的、資本的を合わせまして、総額5億8千31万5千円となっております。

うち、収益的収支予算につきましては、支出総額の予定は5億5千812万6千円でありまして、これを昭和47年度当初予算と比較いたしますと、1億2千73万3千円、約30%の増加となっております。そのおもなものは、医師、看護婦等、人員の増加に伴うものでありまして、人件費におきましては7千91万9千円、医業費及び諸経費におきましては8千801万6千円、その他一時借入金の増加等による借入利息等で1千179万8千円となっております。これに伴いますところの医業収入並びに医業外の収入を合わせましてもほぼ昨年と同様の3億9千400万円5千円でございます、差し引き1億6千412万1千円の収入不足と

なっております。

一方資本的収支につきましては、機械備品の購入予定として800万円、企業債の償還等で518万9千円、用水路改修工事費として400万円、懸案となっております病院の建設のための調査費として500万円、合計2千218万9千円でございます。財源につきましては、一般からの出資金、繰り入れ金等をもってこれに当てることといたしております。

なお、病院用地拡張のために本年度3千700円の債務負担行為をあわせてお願い申し上げます。

病院事業特別会計につきまして、48年度一般会計から総額5千420万円の繰り入れを願いましてもなお、当初におきまして2億4千700万円の累積赤字がございます。このままでまいりますと、48年度末には実に4億1千万円余りの累積する赤字が予想され、まことに容易ならざる事態と相なりますので、本年度からは府の指導のもとに自主再建計画を行っていきたく存じております。

一方、老人医療の無料化等とも相まちまして、施設の狭隘、不足がますます深刻となってまいりました。本年度よりこれが建設計画に取り組んでいくために所要の予算措置をいたしましたのでございます。

以上は昭和48年度における病院事業会計予算案の概要でございますが、詳細につきましては5ページ以下に附属書類として添付いたしておりますので、ご参考としていただきまして、何とぞよろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。以上で簡単でございますが私の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（松尾千代一君） 病院事業会計予算の説明が終わりました。

おはかりいたします。以上、提案理由の説明が終わりました。これもちまして本日の議事日程は全部終わりましたので、これにて散会したいと思います。ご異議ございません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日から1・2日まで休会とし、13日から一般並びに総括質問に入りますので、定刻ご参集願います。

質問通告期限は12日の正午までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

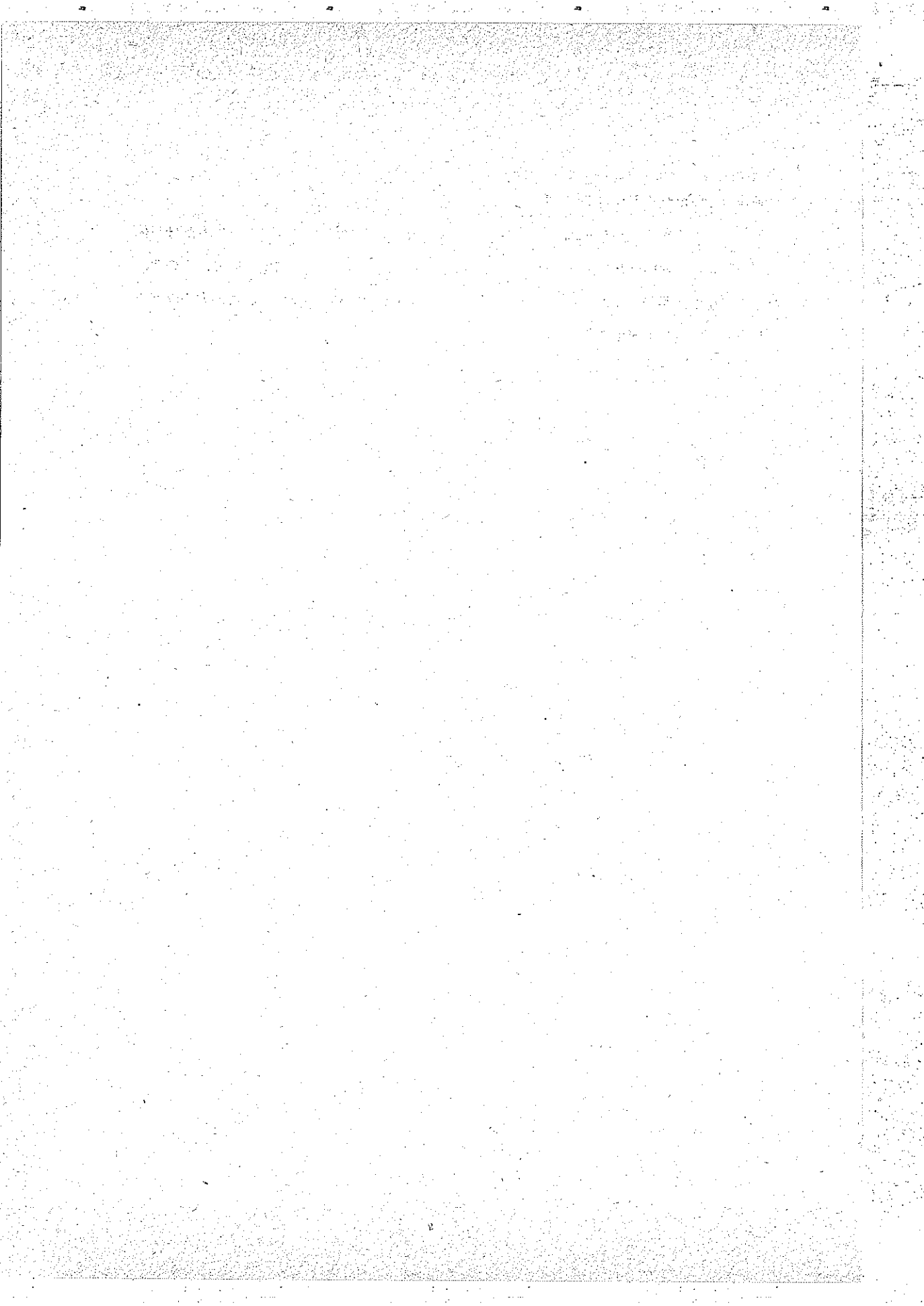
なおこれまで理事者の的確なる答弁がなされていないため貴重な時間を空費しておったということが実態であったと思います。13日から行なわれる一般並びに総括質問に際しては、市長の意を十分体し、質問には満足のいく、簡潔にして明快、誠意ある答弁ができるよう、十分

に勉強していただくよう強く要望します。

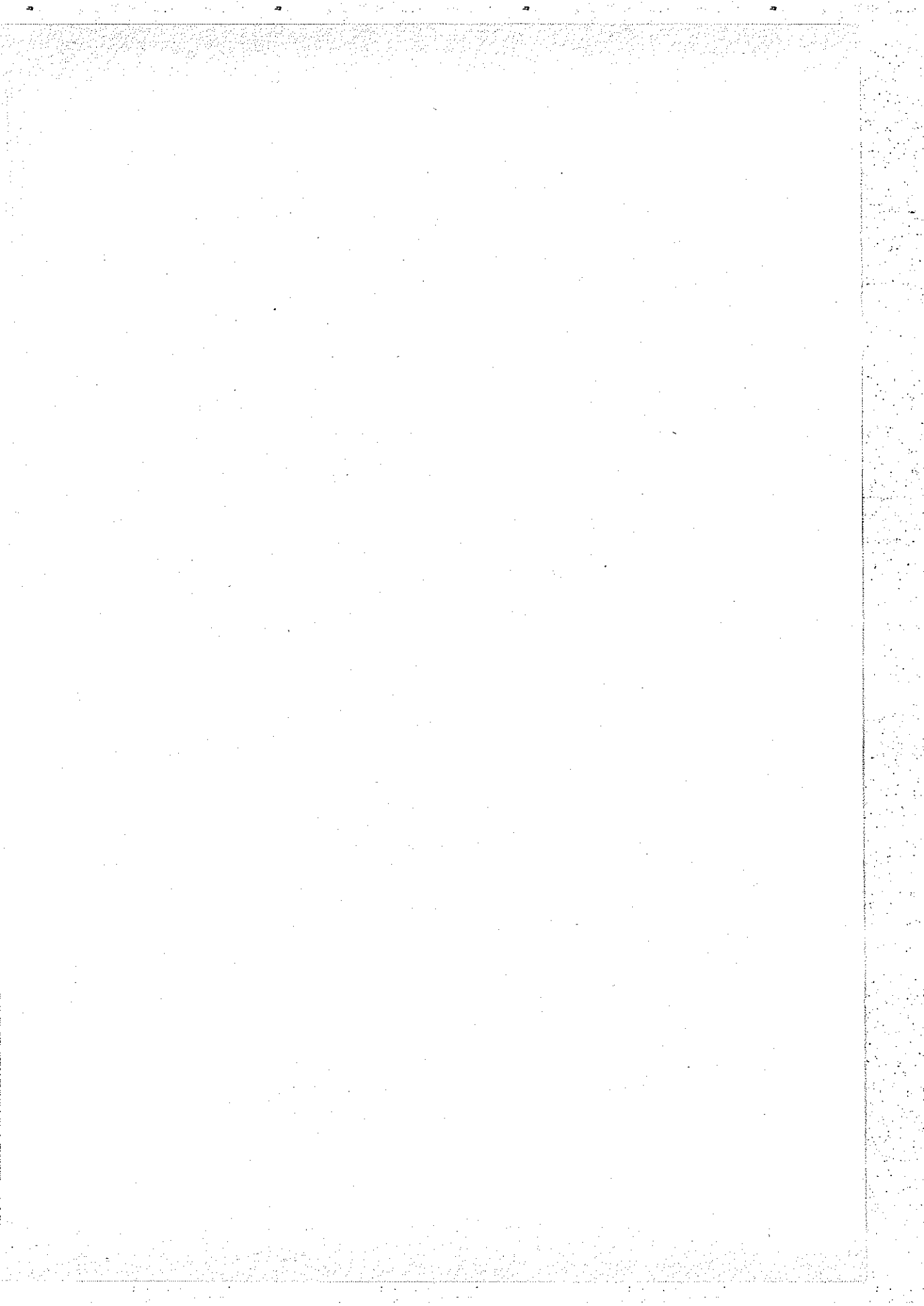
なお議員の皆様方にはまことに恐縮でございますが、質問の内容等についてはできるだけ具体的にご通告をお願いいたします。たとえば、市政全般について、政治姿勢について、その他、などの表現でご通告されますと、理事者も答弁に困惑いたすと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

長時間まことにありがとうございました。

(午後2時18分散会)



第 2 日



昭和48年3月13日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	26番	勝部津喜枝君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

欠席議員(1名)

21番 柳瀬美樹君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

助役	辻忠夫	病院長	岩崎 脩
助役	藤田利	病院事務局長	竹内 潔
収入役	橋本 炳	隣保館長	高橋正弘
総務部長	坂口礼之助	消防長	和田増義
同和对策部長	佐原行雄	総務部理事 (財務担当)	庄司 清
市民部長	小林一三	総務部次長	西川喜久
産業衛生部長	宇沢 清	福祉事務局長	山本武雄
建設部長	中塚 白	建設部次長	林 徳次
水道部長	神田平吉	水道部次長	田中 稔

病院事務局長 次長兼庶務課長	平野誠藏	會計課長	片桐武雄
庶務課長	杉本弘文	營業課長	高橋新平
企画課長	橘本昭夫	工務課長	福本喬久
人事課長	門林六男	経理課長	守田勇
財政課長	北野敦雄	業務課長	藤原光夫
資産税課長	吉田日出男	隣保館事務長	富田宏之
市民税課長	吉田利秀	消防署長兼次長	南口主雄
納税課長	吉田種義	監査委員	堀田徳治
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	監査事務局長	西岡正志
推進調課長	萩本啓介	選管委員長	味谷日吉
"	生田稔	選管事務局長	青木孝之
"	浅井隆介	教育委員長	堀内由延
市民課長	田中二三夫	教育長	葛城宗一
社会児童課長	森保昇	教育次長	阪東重信
福祉課長	山村昇	"	乾武俊
商工課長	岩井益一	総務課長	紀之定藤与茂
農林課長	吉岡昭男	学校教育課長	唄幸治
農林課参事	青木太郎	指導課長	吉見豊
保健衛生課長	大宅清臣	社会教育課長	広岡史郎
交通公害課長	内田潔	学校教育課参事	角谷泰夫
計画課長	大浦行雄	農業委員会事務局長	松村吉堯
土木課長	中尾宏	開発協会事務局長	西川武雄
建築課長	逢野一郎	開発協会事務局長次長	山本俊兼
区画整理事務所長	中西淳富	開発協会参事 (総務担当)	藤原永一
開発課長	白川保	(用地担当)	宮本福秀

本会の議事を速記法により起録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
次長	北野文夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

（午前10時43分開議）

- 議長（松尾千代一君） どなたもおはようございます。大変長らくお待たせいたしました。それではただいまより出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（井谷義雄君） ご報告申し上げます。

現在、ご出席の議員さんは16名でございます。遅刻の届け出ある議員さんは関戸議員さん、出原議員さん、吉川議員さん、藤原利一議員さん、その他の方につきましては間もなくお見えになるものと思います。現在16名でございます。

開議

- 議長（松尾千代一君） ただいまの報告の通り、出席議員16名をもちまして議会が成立いたしましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日より一般、総括質問を行ないます。皆様方には何かとご協力いただきまして、通告に際しましても至極丁寧に通告いただきましたので、非常に理事者の方も答弁には時間を食わない、かように思います。そこで理事者の方々にぜひお守りいただきたいことは、答弁の内容については十分整理ができておることと思いますので、明確なるご答弁を賜りたいと存じます。

-
- 25番（藤原要馬君） 発言をお許しいただきたいのですが、私の一般質問は6番目で、そのときに言うたらええのですが、私は今般の一般質問を取り止めたいという理由について一言、先もって申し上げたいと思います。

ということは、私は今般、一般質問をしたいということは、市長は病気ではございますが、

もしや、出席せられるんではないかという一の希望を持っておったので、一般質問の通告を出したのですが、市長さんはやはり病気のために出席しないということでございますので私の一般質問を取り止めたいということでございます。

その理由につきましては、皆さんご承知のように、私はいままで部課長には質問しない、最高責任者の市長に質問をしてきたのでございます。ということは、われわれは常勤ではありませんが、日勤のごとく、ほとんどきてるわけでございます。それで一般の事業につきましては部課長から逐一聞いておりますので、部課長に質問はしたいということにしておったのでございます。だから、あらゆる事業については、最高責任者の市長からやるか、やらないかということについて質問してきたわけでございますが、このたびは助役が代行してますが、やはり、最高責任者がおりませんので、このたびの一般質問は取り止めたいのでございます。

財政問題についても、現在、市長自ら財源獲得をしなければいけない。それから学校問題についても、その間の請願も出ておるところがある、池上地区のほうだと思いますが、府中、国府地区においても、肥子一丁、二丁、繁和、府中八丁目は線路を越えていかなければならないと同時に密集しておる。だから、これらもともども考えていかなければならない問題だと思っておりますので、市長に質問しなければならぬ。次に建設問題についても、私は日常業務については、建設委員長でありますので全部聞いておりますが、最終的に聞きたいことがあり、交通についても、あらゆる条項について全部市長に尋ねたいものばかりでございますので、市長の欠席のために止めさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします

こういう事情でありますので、普通の一般質問の中止であれば議長に申し上げればよいのですが、あえてお許しを願ったわけでございます。一般質問の貴重な時間をお借りいたしましてすみません。終わります。

○ 議長（松尾千代一君） よくわかりました。それでは一般質問の第一番目として、横田憲治郎議員さんをお願いいたします。

非常に勝手な申し分でございますが、私はちょっと目を悪うしておりますので、副議長に代ってやっていただきたいと思っておりますので、よろしくご了承のほどをお願いいたします。

（議長退席、副議長着席）

○ 16番（横田憲治郎君） 昭和48年度一般会計並びに特別会計当初予算に対しまして、一般、総括質問させていただきます。

施政方針で市長は、行財政の運営は財政事情を十分考慮しながら、住民福祉向上充実のため

に効率的な行政施策が不可欠であるという冒頭の言葉から始まりまして、一読させていただいたわけでございますけれども、基本的な市政運営方針の市長の理念に基づきました48年度当初予算の概要について、具体的な面は、付託されるであろう予算委員会にゆだねるといたしまして、大まかな諸点について質問申し上げてまいりたいと思います。

まず最初に、開会当日、辻助役から市長代行としての弁がございましたが、先ほど、藤原さんから質問取り止めの意見表明の中にもございましたが、助役の答弁はあくまでも市長の答弁であり、市長代行の答弁は市長の答弁と決意してお願いしたいし、そのように承りたいことを確認しておきたいと思います。

私はまず、前段に強調されております財政事情の健全運営の見通しにつきましておうかがいしたいのであります。まず、一般会計予算の歳入の面でございますけれども、市税収入19億2千5百万円余の実態でございますが、47年度の当初予算比31%増、47年度現計予算に比して2.3%の伸長を見込んでいるわけではあります、これらの算定の基礎を具体的にお聞かせ願いたいのであります。特に市民税の3億余の伸長見込みについて、予算編成時は昨年12月だと推測されますが、いわゆる個人市民税の把握については、どのような基準を設けて行っているのか、目標設定ではないのかどうか。昭和45年から46年、46年から47年そしてこのたびの47年から48年と、すでに25~30%ずつの個人市民税の伸長を見込んで計上しているわけでございますけれども、本年度の決算見込みと相まって、これらの予算編成時における市民税の編成基礎について、具体的におうかがいしたい。

次いで第2点といたしまして、地方交付税の問題でございますけれども、12億2千万円の当初計上でございますけれども、これは端的に言って努力目標なのかどうか。昭和47年度における10億9千6百万円の収入見込みは当初のままですけれども、合わせておうかがいしたいのであります。

さらに同和関係事業費に対する交付税の特別措置が、どのように本年度12億の中で見込まれているのか、別途補正で組もうとしているのか、基本的な姿勢についてこの際、おうかがいしたいのであります。

次いで市債14億5千万円余の計上ですが、これが一般財政に対して圧迫となりはしないか。恭間11万市民の憂慮し、心配するところの再度、再建団体に没落の可能性が、これら財政圧迫による故似に起こりうるであろうと是念するわけではあります、具体的実態をおうかがいしたいのであります。

続きまして第2項の市街化調整区域内における開発及び土地買い占め防止に対する基本的な態度についておうかがいしてまいりたいと思います。施政方針演説の中で、府における南部開

発構想の中で将来、本市がいかにあるべきかを真剣に考え、対策を適切に講じねばならないと述べられておりますが現状の実態は、特に最近、無計画な土地利用による混乱、それに伴う地価高騰は諸悪の根源となっているのは周知の事実であります。したがって、経済にきわめて悪い影響を与え、市民生活の基盤を大きく崩壊しようとしている状態であるときえ言っても過言ではないと思います。このような事態は、中央における自民党政府の田中首相の日本列島改造論以後、特に顕著になったことも基本的な問題点であろうと思いますけれども、われわれ末端自治行政においても、これを見過すことはできないのであります。本市は恵まれた自然環境を有しておりますが、それらを崩壊し、既存住民を窮地に陥れている実態に対して、行政サイドで適切な措置がなされねばならないと思うのであります。

改めて言うまでもございませんが、昭和43年度に新都計法と申して、無秩序な市街化を防止するために、市街化区域と市街化調整区域に二分いたしまして、市街化区域については公共投資も重点的に行ない、市街化を促進し、さら調整区域に対しては市街化をおおむね10年抑制するという趣旨で発足したのであります。ここで新都計法の正否、是非を論ずるのではなく一応、そのような実態の中で基本的に考えてみまするに、本市の調整区域並びに市街化区域における土地業者の乱脈な開発に対して、行政サイドにおける強力な規制措置がこの際、強く望まれるのであります。むしろ、遅きに失している感もございませう。本定例会の最終に提案されるであろう総合計画の構想とも相待ちまして、あくまでも、地域住民本意の町づくりと快適な生活環境の確保を図るために、次の諸事項について根本的に取り組み、その施策の拡充上部行政機関に対する働きかけ等々を強引に行なうべきであろうと思うのであります。

まず第1点といたしまして、都市計画法に基づく調整区域内の土地利用につきまして、秩序ある土地利用計画と土地利用規制のための都市計画法の当初の目的に逸脱しないような行政サイドの施策の拡充を促進することでありませう。土地利用計画の策定、規制措置の充実等を図るべきであると思うのであります。

第2点といたしまして、都市計画区域内の土地利用計画については、地域住民の意思を十分尊重し、都市計画法の根本思想を尊重し、当分の間は、線引きの見直し作業は実施すべきでないといふ基本的な考えをわけでございませうが、これらについてのご見解も承りたいのであります。

さらに3点目といたしまして、調整区域内における民間デベロッパーの投機的買占めと、乱開発に対する強力な規制措置を行なうべきであると思ひますが、この点についても、明快なご答弁をお願いしたい。

4点目に、調整区域内における農地、森林などについては、緑地確保の趣旨に鑑み、その維持拡大を促進するために緑地化促進を図るよう、本市自治行政の中で特別措置を講ずることは

できないかどうか。いたずらに上部機関にゆだねるのではなく、本市独自の緑地保全、維持拡大を促進するための行政措置を強力に推進すべきであろうと思うのでありますが、本件についてもご答弁を賜りたい。

さらにゴルフ場等、土地、観光業者の乱造成は、酪農、その他、本市におけるところのみかん栽培等に対する経営持続の困難と、災害をもたらす阻害要因となっていく懸念もあるわけですが、こ。らが私企業、観光事業の乱開発につながり、マイナスの弊害を予想される中で、これらを防止するような行政措置も行なわなければならないと存じますが、本件についても明確なご見解をお示し願いたいと思うのであります。

最後に、市街化区域及び調整区域内の宅地開発については、民間業者に事前に計画書を市町村長に提出させなければならないとわが党では考えておりますが、地域住民の民意を尊重した土地利用計画に適合しているかどうか、また地価が適正な宅地価格であるかどうかその適否についての行政措置も行なっていかなければならないと思うのであります。本市の人間回復の町づくりをメインテーマとした総合計画の視点に立って、これら現下の問題について、市の行政サイドからいかが取り組むのか、お聞かせを願いたいのであります。

次に3項目、福祉行政について、5点ばかりおうかがいしたいのであります。

最初に保育所問題でございますが、48年度における決定収容保育児数は合計幾らになっているか。さらに現在の保育所の定員数は幾らか。それによる建て増し等々を含まず、現況、認下されている定員数の実態をおうかがいしたいのであります。

現在、社会生活にあって、働く市民の求め願っているのは、安心して子供を預け、働きたいということであります。いまさら、その是非を論ずるまでもないわけではありますが、経済生活の不安定の中で、生活防衛の基本的な手段として、働ける間は主婦も働かなければならないのが実態であります。このような中で、保育行政として市民の要望、願望にかなった状態に前進させなければならないことは言うを待たない。決して惰性的に運営するような、形式的に処理していくものであっては断じてならないのであります。

そこで私がお聞かせ願いたいのは、阪和沿線に48年度で新設1カ所をしたいという考えがあるというふうに、かつての厚生文教委員会でもおうかがいしているわけではありますが、現在の国府保育園あるいはすみ保育園、さらに信太第1、第2等々、市の70ないし75%の人口が集積する阪和沿線で、1園の新設で全き保育行政が49年度からできるのかどうか。零歳児から就学前を含め、長時間保育の目的達成のためへの布陣としては心もとない限りと言わざるをえない。府中駅周辺あるいは北信太山駅周辺で、理想的に言えば3園ぐらい必要であろうと思いますが、最少限度2園は、北信太、府中校区関係で必要と思いますが、保育行政、福祉

充実のための具体的な施策について、これら保育園新設に伴っておうかがいしたいのであります。

次いで保育園の問題でおうかがいしたいのでありますが、全き保育行政を遂行する目的に立つならば、就学前、零歳児を含めた幼児、乳幼児数を毎年、月を定めて、日を定めて掌握する必要があるのではないかと。これはかねがね、保育所行政についての質問で各議員から出ていたわけですが、毎年、零歳児より乳幼児を含めた就学前の児童数を掌握するシステムをつくる気はないかどうか。実態に即した保育行政を行なうためにも当然、必要であろうと思えますけれども、ご見解をおうかがいしたいのであります。

老人問題ですが、老人福祉センターが3億8千7百14万円予算計上されておりますが、どこへつくる目的なのか、また老人憩いの家とはどのように違うのかどうか、この点についてもおうかがいしたい。

特に老人医療の無料化が長く叫ばれてまいりまして、不満足とはいえ、現在、67歳以上の老令者に対する無料給付が実施されておりますが、問題点が幾つかございます。まず、差し迫った現下の急務の問題として、いままでよりお年寄りが金銭の心配なく入院医療を受けられるようになったのはまことに結構ですが、医療施設の不十分さから入院が容易でない実態であります。また一方では、働く青少年が、老令者の長期入院のために入院治療を受けることができない等々、相矛盾して問題が提起されている実態にあります。これらの実情に立って、公立病院の増築あるいは老令者専門病棟の確保等が、老令者が安心して気がねなく医療に専念できるような状態をつくるべきが当然であろうと思えますけれども、現下の問題点について、具体的にお考えをお聞かせ願いたいのであります。

次いで精薄心身障害者等への若干の給付金の増加が今回の予算で認められたが、まだまだこれら恵まれない方々に対する全き施策としては乏しい。特に社会復帰を可能とならしめためには、福祉施設の貧困が問題であります。府立あるいは国立等をも含めて、本市内に積極的にこれら福利更生施設の建設を促進する用意はないかどうか、おうかがいしたいのであります。

さらに足下の問題として、精薄児に対する教育行政に入りますが、特殊学級の問題でございますが、何ら特例措置が予算上でみるべきものがないのは残念であります。より快適な経室を与え、有能にして情熱のある教職員を配置し、特にそれらの先生方には優遇措置等をも講ずるなどの気持、努力で、これらお気の毒な精薄児特殊学級に対する暖かい手を差しのべるのが当然であろうと思えますけれども、教育長のお考えをおうかがいしたいのであります。

次いで母子寮の改廃によるところの総合福祉会館建設なるものを常々、提唱してまいっておりますわけですが、今回の予算にみる限り、具体化されていないのはまことに残念であります。

す。時代の要請に従い、自由かつ豊かな母子家庭の福祉住宅的なものに発展していくとともに、用地の効率的な活用を図り、保育所あるいは児童図書、老人憩いの家等々を併設し、福祉充実への姿勢を市行政の基本として示すべきではないかと思っておりますけれども、お考えをうかがいたいのであります。

それから公園管理と夜間使用であります。黒石山、松尾寺、黒鳥山等の公園の充実にある程度の予算が計上されておりますが、これらの管理体制はどのようになっているのか、この点をお聞きしたい。

第2点目は、働く勤労青年のためにナイター設備を、これは教育行政ともからむと思っておりますが、市民グラウンド等々も含めて、健全なスポーツ、娯楽に供せられる状態に持っていくのがいいのではないかと提唱したいのであります。積極的な夜間使用についての考え方をお聞きしたいのであります。

次に教育問題について、幼稚園併設計画でございますけれども、常に提唱し、申し上げておるわけでありますけれども、本年度は南池田小学校に1園併設するというところでありますけれども、これは幼児教育の必要性から、全小学校に幼稚園1園の併設は当然の課題でございます。本市の人口増から毎年新校を1校ないし2校はつくっていかねばならない現下の中で、既存小学校に対する1園の新設だけではまことに心もとないのであります。横山小学校あるいは南横山小学校、南松尾小学校等々、併設可能なところから鋭意努力する気持はないのかどうか、この際、具体的に全小学校幼稚園併設の計画を確固不動に確立すべきであろうと思っておりますけれども、教育委員会の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

福祉行政で1点抜けましたので、入れさせていただきます。世帯更生資金運用の問題でございますが、社会福祉協議会が窓口となって行なわれておりますが、もちろん、社会福祉協議会の運営の趣旨並びに之れらの内容については云々しますが、社会福祉協議会に参りましてもこれを借るためには、最低4回は足を運ばねばならない現状であります。そのうえに最低1カ月半から2カ月の日時が要する。私の主観であります。この更生資金の創設の精神、意義は現在の生活保護は乏民じゃなく窮民だと言われておりますが、どん底へ落ちねばならない、落ちて最低の扶助が受けられるわけでありまして、それを補っていく一助として、貧乏に落ち込まない以前に生活を更生していくために、現在の収入ではどうしても赤字が出る、だから、何とか内職なり、自分の特殊技能を活かして生計を立て直したい、そのような切なる願いでこの更生資金を借りようとするわけでありますけれども、これに1カ月も2カ月もかかる。保証人が2人いる。役所へくれば民生委員のところへ行ってくれ、やっと民生委員の方々お2人お訪ねして再度役所を訪ねねばならない。最低1週間から2週間の申し込みの準備期間がある。さ

らに1カ月に1度の審査を経て、決定が下りてくるまで計算すると1カ月半から2カ月かかりその間に貧乏に落ち込みたくない、生活を更生したいという所期の目的が達せられない、生き金じゃなく死に金になっている。これは社会福祉協議会で運営されているわけですが、行政の中で、これら具体的な現状に即した、この更生資金運用の趣旨に則った運用を図るべきだと思いますけれども、福祉事務所長並びに民生部長、民生担当の助役等々の責任ある答弁をお願いしたいと思います。

教育問題に戻ります。新設校の開校についてであります。青葉台あるいは国府、もう1校鶴山台等々の新設小学校、さらに和泉第2中学校の新設がありますが、既存の小学校の運営の中で、社会増自然増等々で児童がふえて新学期に校舎が足りない。そしてそれが間に合わんということであれば、了解する面もないではありません。しかし新設する小学校が4月1日から発足することができない、いわんや、プレハブの仮校舎を建てなければ開校することができないというような教育行政では、これは市民が安心して教育委員会にお任せするわけにはいかないという存念を持つのは至極当然であります。事態の推移からみてやむをえない事情はわかるとはいえ、今後もある重大な問題であります。この際、教育長の責任ある見解をおうかがいしたいのであります。

さらにこれらの建設事業費でありますけれども、国庫支出金が計上されておりますが、これらは現下のいわゆる実施単価に見合った補助うらなのかどうか。基準単価であろうと思えますけれども、その差、いわゆる超過負担がどの程度に予想されるのかどうか、その点についても明らかにしていただきたいのでございます。

2百数十万円でプレハブの仮校舎を建てねば間に合わんという不測の事態ですが、明らかにお示し願いたいし、人口急増は本市の宿命とはいえ、学校に対する特別措置をどのように本市教育行政が実施することができるかどうか、その点についても明確な答弁をお願いしたいと思います。

父兄負担解消であります。逐年、叫んでまいり、これが解消に向かってきたわけでありましてけれども、体育備品で60万円、校舎営繕費で9百万円、大体、小学校1校にして50万円から60万円、中学校は総額4百23万円です。具体的なことは委員会に付託するとしても、端的に言って、依然、父兄負担は解消されない現下の教育行政の実態は、これは論を待たないところであります。年次計画的に、基本的に父兄負担は解消するんだという姿勢で教育委員会として臨むべき態度はいかにあるべきか、おうかがいしたいのであります。

現下、聞くところによると、小学校で百万円から2百万円、中学校で150万円から3百万円の年間PTA会費を持ってありますが、これが絶滅と父兄負担の解消のための努力と覚悟を

教育長におうかがいしたいのであります。

図書館のことであります。一言で言うならば、現在の和泉市府中町にある青少年会館は何にも役に立っていない、そんなことはないでしょうけれども、そのようにさえ批判される状態です。これが図書館への発展的解消、図書の実充というものを各議員から叫ばれ、私自身も過去8年有余、機会あるごとにお願ひし、叫んできたわけでございますけれども、今回初めて、37万余の設備費と3百万円の図書費が計上されたのであります。本年、これを第1歩として、青少年会館の効率的な活用あるいは図書館の建設の目的に向かって計画的に前進する用意はないのかどうか、あろうと思ひますので、その具体的な目標についておうかがいしたいのであります。

さらに交通公害問題であります。公害測定の実状と対策であります。オキシダント、PCB等主要公害に対する現状、和泉市民が浸蝕されておらないかどうか、具体的におうかがいしていると時間がありませんので、総括的に排気ガス、騒音あるいはスモッグ等々の現状と対策についてお聞かせ願ひたいのであります。

交通安全対策でございますけれども、本年度予算に見る限りでは、全く寒心にたえんわけです。何を目標とし、基準として安全対策を行なっていくとするのか、その点についてお聞かせ願ひたいのであります。

最後に事業部土木関係で災害対策についてであります。毎年、雨期あるいは秋になりますと、雨や風が吹くわけですが、国の災害対策の補助を受けることができる補助事業は、大体、現在では2年、3年前の災害である。しかもこの国、府の補助を受けて拾えるのは、きわめてきびしい基準というものはよくわかるわけですが、だからといって、天下り的に唯唯諾諾としておってはならないと思ひます。本市11万市民を擁護し、自然あるいは充実した快適な環境を守っていかなければならないその主たる責任者である行政として、現下、国、府で定められてある災害対策の基準はこうだから仕方ないんだという考え方ではいけないと思ひます。これは国、府に強力に現状を訴え、さらに災害対策への拡充された施策を促していくためにも市行政サイドにおけるところの努力と決意を示していかなければならないと思ひますのであります。この際、本件についての事業部長のご答弁をお願ひしたいと思ひます。

市道の維持管理についてであります。6千万円余の実質市道維持管理費が計上されているわけですが、現在の市道の舗装率は約何%ぐらいいっているのか。私の一応、推測するところによりますと、認定道路の範ちゆうでとらえるならば、市道舗装あるいは維持管理は満足とはいえないまでも、行き届いていると考えても過言ではないと思ひます。これからの道路舗装、道路の維持管理については、効率的に行なうべきであらうと思ひますのでありますけれども、

場当り的でなく、より緊急度を考えたところの維持管理でなければならないと思いますけれども、具体的に本年度予算執行の基準なり、姿勢なりをおうかがいしたいと思います。

最後に光明池用水路との関係でございますが、運営方針の中でも述べられておりますように下水道整備の問題に関連するわけでありまして、本市の用悪水路のほとんどはかんがい用水の光明池水利を使用しているのがその実態であります。これは都市化現象の中で、かんがい用水は12カ月の中で2カ月か、3カ月、あとはほとんどは家庭の用悪水路になってしまっている。この維持管理補修については、主たる責任は行政サイドにもなければ、光明水利組合にもない。しかし現実には、耕作者の方々が家庭汚水、悪水の浸入で困っている、あるいは都市化された住宅は、雨期の農繁期における一時的な溢水に困るという状態が繰り返されているわけでありまして、基本的には将来、予測される都市化現象の中で、本市基本的な下水路整備の計画を確立すべきであると思います。その中に用水路等々をも組み込んで、そして全き市民が衛生的にも完備された快適な状態の中で都市化が進行できるような状態にしなければならないと思うのでありますが、そのような相矛盾した問題点について事業部ではどのように掌握され、どのように解消していこうとするのか、基本的な施策についておうかがいしたいのであります。

以上、6項目、24点についてご質問申し上げましたが、明確なる責任あるご答弁を要求いたしまして、答弁しだいでは再質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○ 副議長（上代卯之松君） 理事者に申し上げます。

横田議員さんの質問に対し、関連質問を取りまとめ、簡単明瞭に答弁願ひます。理事者答弁

○ 総務部次長（西川喜久君） まず、市税算定の基礎から説明申し上げます。

これにつきましては、昭和45年度から46年度への税目別の伸び率及び社会情勢、昭和46年度から47年度への税目別の伸び率及び社会情勢を調査いたしましたところ、伸び率については、約22から30%の伸び率となっております。これらの点を考慮いたしまして、昭和48年度の当初予算につきましては、昭和47年度の現計予算から23%の増収を見込んだしだいでございます。

税目別に申し上げますと、まず市民税でございますが、昭和47年度の現計予算6億7千47万3千円に対し、26%の増収を見込みまして、7億9千56万3千円を計上いたしました。金額では、1億8千3百万円の増収となっております。これは市民税の中でも、特別徴収市民税が主体でございますが、現計予算3億2千63万4千円に対し、37%の増収を見込みまして、1億7百万円程度の増収を見込んだしだいでございます。これにつきましては、特別徴収の納税義務者が昭和45年度で1万7千8百19人、46年度では1万9千5百65人、こ

れは10%の納税義務者の増となっております。47年度の現計予算の納税義務者が2万2千3百47人、14%の増となっております。これらからみまして、昭和48年度の納税義務者が2万5千6百人を予想しまして、15%の増をみたわけであります。これはおもに鶴山台団地の千3百が主でございます、そのほか自然増を加えて見込んでいただいております。

固定資産税の増収ですが、これは現計予算5億8千99万5千円に対し、22%の増収をみまして、48年度当初予算7億5百79万2千円を計上したのであります。金額では1億2千5百万円の増収を見込んでおります。これはおもに当市の場合、大場、三英の宅地造成に伴いまたこれ以外に各所に小規模の農地から宅地に転換がなされております。このほか建物については、昭和48年度より建物の評価基準の改正がございまして、これも40%の新築分増を見込んでおります。

以上のようなことから、現計予算から23%の増収を見込み、19億2千9百5.5万円を計上いたしました。よろしくご了解をお願いいたします。

○ 総務部理事(庄司清君) 次の地方交付税のご質問、地方交付税の算定のご質問の中で47年度の問題でもございましたので、まず、それからお答えさせていただきます。

47年度の交付税につきましては現在、まだ補正もいたしておりません。当初通りでございます。10億9千6百万円、そのままになってございますが、47年度の最終額が11億5千5百万円になろうかと、次の補正が準備いたしておるようなわけでございます。

そこで48年度の収入見込みの算定でございますが、基準財政需用額、一応、和泉市の事業の取り方、経常経費等の伸び等から勘案いたしまして、19%程度伸びるであろう。これは47年度実績に対しての伸び率でございます。

それから収入につきましては、これも47年度実績に対して20%程度伸びるであろうということで、需要につきましては19%の伸びという見方をしております。と申しますのは、48年度の地方交付税の交付の算定の基礎になる単位費用、それから補正係数、このようなものがまだ明確に出てございませぬ。ただ、国の予算の動向等をにらみ合わせ一応、このような伸び率を想定、本市の事情に置き替えて算定したようなわけでございます。

それから次の同和の關係につきまして、この交付税の中に配慮してあるかどうかということでございますが、これは普通交付税の中におきまして、元利補給と申しますか、元利償還金についての10分の8、国庫補助対象となった事業についての地方債の償還について1.0分の8が交付税で算定されるわけでございます。

それから国庫補助事業に見合う補助事業費補正、こういうものが含まれていくわけでございますが、一応、大まかな本市の48年度の予算をみながらとらえたわけでありまして、このよ

うな状況でございます。

それから市債につきましては、ご指摘の通り、非常に財政圧迫の要因を呈しつつあるのが現状でございます。46年度で決算に対して5%、47年度で6%、48年度については6.7%程度になるだろうという状況でございます。圧迫と申す何ですか、非常に悪い過程をたどってございます。これは国が公債依存の政策を方向付けされ、地方においてもこのような方向で財政の構造自体がそのような方向に指導あるいは方向付けされておりますので、やむなくこのように考えるわけでございますので、われわれとしては、まず、公債比率を一番重視しております。47年度の公債比率は現在、13%程度でございます。46年度は11%程度でございました。そういうことを指標に置き、最高15%以内にとどまるように配慮いたしまして財政の圧迫を極力回避していきたい考えでございます。

このようなところから、国においても6分5厘の利子を6分2厘に下げるということもありました。元利補給、利子補給の措置もとられてございます。このようなことから、何とか国としても考えてございますので、先ほどの公債比率を重視し、この関係についての要望も合わせて行なってまいりたいこのように考えてございます。

以上で終わります。

○ 16番(横田憲治郎君) 端的に言うと、市税の納税義務者がふえたということですね。大体、普通徴収分と特徴分との比率はどの程度になってるのか。金額的には出ているわけですがほとんど特徴で伸びているんだという答弁であったと思う。普通、市民税の申告をしている人たちは、山間部で言えばみかん栽培とか、農業所得者あるいはまた零細企業、またその零細企業に勤めている人が多いなどでありますが。この普通徴収の目標というものはこの予算で持っていなかったのかどうか、持ってるような感じがしてならない。その点で突っ込んでお聞かせ願いたいと思います。

○ 総務部次長(西川喜久君) お答えいたします。

普通徴収においても、やはり24%の増を見込み、金額的に6千万円を見込んでおります。お説のように、申告の見通しについて予算計上されてるかということですが、たしかにそれは見込んでおります。と申しますのは、年々、申告率が向上しておりますし、いままでであれば依頼を出して2割程度しか、されなかったものが、今年の場合は60%ぐらいの申告率が向上してやります。その点から、かなり申告による税の増収を見込んで予算措置はいたしております。ただし、申告率は非常に向上しましたが、均等割に近い線がかなり多うございまして、そう当初予算には見込んでおりません。現在、まだ申告中でございますので、はっきりした数字は出ておりませんが、大体、6千から7千ぐらいと判断して当初予算を計上させていただござ

います。

- 16番(横田憲治郎君) 地方交付税問題でございますが、47年度決算では、11億5千万円ぐらいになろうということですね。これはいろいろ財政需用額とかあると思うのですがこれは在来の基準を超越した考え方を国に対して、自治行政の立場から要求すべきだと思います。特に本市のような同和事業の関連事業は、直ちに出てこない間接経費等々も踏まえ、あるいは人口急増都市としての性格の位置付けを旨ざしていかなければならないと思う。

そういう中で、これは極端に言えば、現実には見込みが下回ったとしても、これは大幅に見込んでいくべきだし、その努力をしてもうわねばならんと思う。事務レベルと政治レベルと、ある程度ニュアンスが違ふと思いますが、その点について、前進的な方向を示唆していくことができないのかどうか。やはり、余計もろうてこないかん。極端に言うなら、そういう方向で考え方を出していただきたい。

- 総務部理事(庄司清君) 地方交付税につきまして、いま、われわれとして一番取り組んでございますのは、種地の改正を非常に重視いたしております。一ランク上がることによって、和泉市に対して1億幾らかは当然、ふえるわけでございます。私たち、関係者といたしましては、この種地算定の基礎を変えてほしいと申し入れをし、現在の不合理の点を指摘いたしました。その改正をしていただくよう中央にも働きかけ、これは大阪府下各市共同歩調で大都市周辺の特殊事情を申し上げて、いまのところ、何とか9分通りいけそうな感じがしているわけでございます。その点いま、困に当たってるような状況でございます。

- 16番(横田憲治郎君) 共同歩調でやっていますということじゃなく、大都市周辺、さらにその中でも特殊事情の内容をはらんだ本市の性格を裏付けるよう努力してもらわないかんと思う。してないとは言いませんが、もっともっと、果敢にやっていただくべきだと、これはお願いもし、ご批判もしておきたいと思います。

ただ市債の構成比率、15%というご答弁がありました。もう1つ念を入れてお聞かせ願いたいんですけど、このままでいくなれば、例年のごとく市債が増加していく可能性を否定できない。だから、これはその日暮し、その場しのぎという考え方だとしか解釈できない。本当に安心できるのかどうか。15%見当であれば、とにかく押さえていくことができるかどうかその点について再度、お聞きしたいと思います。

- 総務部理事(庄司清君) たしかにその点はむずかしい問題でございます。和泉市のような開発途上にある市におきましては、非常に公共施設の充実が必要となってきてございます。これの用地の取得については、地方債に依在していく率が高いわけでございます。そういうことも非常に懸念はされているわけでございます。しかし和泉市の現在の11%あるいは15%

を目標にしていることについては、まだ現状、開発された先進各市から比較すると相当低い状態にあるわけでございます。

そういうことからわれわれといたしましても、漸次、開発が進められていっても、やはり15%程度が一定していくんではないか。と申しますのは、開発即人口増ということになるわけでございまして、人口増加になりますと、やはり交付税、市税の収入等も考えられるわけでございます。依存度そのものが15%程度押さえていけるのではないか、このように推測しておるようなわけでございますので、ひとつご了承賜りたいと思います。

○ 16番(横田憲治郎君) 歳入の第1点についてはこれで終わりたいと思いますが、最後に質問冒頭に申し上げましたように、市長不在の中で市長代行、すなわち市長そのもののご答弁ということで特に歳入の点でご答弁いただきましたが、具体的なことは委員会に譲りますが、基本的に交付税といい、市税といい、11万市民の心配する赤字転落するんじゃないか、また貧乏で、よその市でももらえることが、本市の住民がしてもらえんという行政のアンバランスが出てい、を現下の中で憂慮にたえない。したがって、ただ努力しておりますということではなく、具体的にこれの打開への道しるべ、道標を確立しなければならない。その点のご決意のほどと展望がございましたらお聞かせ願って、第1点を終わりたいと思います。

○ 助役(辻忠夫君) 当市の財政の窮迫状態は、ご承知の通りでございます。これは誰が市長をし、市政を担当いたしましても、一番大きな問題であると存じます。したがって、他市の住民と同様、当市の市長にも公共施設等を提供できるようにしていかなければならない。そのためには、今後の市の開発を進め、市税の伸びを大幅に取り入れられるような計画をまず持つべきじゃないか。もちろん国や府に対して強く要請、要望して、もらえるべき交付税、特別交付税の増額は強く運動することはもとよりでございますが、市自体の今後の歩みについて、税の増収の方法をも考えていかなければならない、かたうに存じております。

○ 16番(横田憲治郎君) これが本市行政のメインテーマであろうと思うんです。それにしておざなりな、安易安直な考え方だと思うんですよ。開発してもらうて税金が入ってきまっしゃろ、えらい悪い表現で冷やかすんじゃないが、そう簡単な問題ではないことは助役さんもお存知だと思ふ。

だから、そういうこともあるでしょう。全然ないとは否定しませんし、もちろん、そういうことも含まれましようが、基本的に今後、市民とともにある行政姿勢というものが大事であろうと思います。時間を取りますが、黙ってたら認めたことになるので意見だけ言うときですが一応、市長代行個人の意見として、市政執行の市長代行としてはちよっと情けないと思うんです。言葉で表現すればそういうことになるかもしれませんが、幾ら美辞麗句でうまく言いくる

めたところで基本的な問題は問題なんですから、やはり市民とともに考え、そして市民とともに本市を豊かにしていくんだという広い深い視点に立って、本市の命取りともいうべき財政問題については、確固不動の考え方を持たなければならないと思う。市民に向かうんじゃなく、上部機関に対してお願い、陳情ということではなく、基本的には、8割自治、1割自治と言われる末端の自治行政を住民に取り戻すんだという姿勢に立っての行動を展開しなければならないと思う。

そういう観点に立てばさびしい限りであります。具体的なことは委員会にゆだねるとして次の答弁をお願いいたします。

- 企画課長（橋本昭夫君） 企画課長のほうから、第2点の市街化調整区域の開発に対する基本的なご意見につきましてご答弁申し上げます。

市街化調整区域はご承知の通り、本市の面積の約3分の2を占め、これらの計画的な開発並びに保全の対策がなされないと、本市の将来に大きな影響を及ぼすことは事実であります。

そういう観点に立って、議員さんのご指摘のございましたご意見ご主張はまことにごもっともなものばかりでございます。ご趣旨を帯しまして、それらの対策を立ててまいりたいと考えるわけでございます。

具体的には6点ばかりご指摘がございましたが、順序といたしまして若干、お答えの順番が変わりますが、第1点の土地利用計画の策定につきましては、市街化区域内については、なるほど、都市計画法に基づく用途地域制が敷いておりますが、調整区域にはそれがなされていないという弱い点がございまして。したがって、それを補完する意味で農業振興対策、緑地保全、防災、文化財の保全等も加味して、市街化調整区域内の3分の1を占める膨大な区域について大まかな土地利用の基本計画を基本構想に基づいて策定を進めてまいりたいと考えてございます。それに引き続き今後、いろんな開発行為の計画なり、予想がされるわけですが、ご指摘の緑地化促進の市独自の措置あるいはまたゴルフ場等の造成に伴い、農業基盤の破壊が相関連する問題でございまして、大阪府で現在行っております自然保護条例では、まことに本市の実情にそぐわない、不十分な面がございまして、農業振興対策あるいは市街化区域内における緑の回復というものもかね合わせ、十分実態に即応して、市民の皆様方にご納得できるような一つの線を研究してまいりたいと思います。

次の買い占め規制あるいはまた事業の事前協議、これも相関連する問題だろうと思います。基本的には現在、一部の土地が商品化され、投機化されていること自体に問題がございまして。しかし、この市街化区域内の土地利用が、先ほど申し上げましたような線で市民の皆様方にご納得をいただき、一定の合意ができましたら、それに基づき市民福祉の向上に役立つもの事

業につきまして事前協議をもちろん行ない、促進していく。したがって、それ以外のものにつきましては、土地利用計画策定の中で規制をしたいということでございます。

したがって、具体的大資本等の土地買い占めを事前にチェックし、防止することは、現行の法体制では非常に不十分な面があるのですが、そういう形で計画を公表して、そういうことの起こらないような予防措置を講ずるのが現在の考え方でございます。

そういうものを踏まえ、ご指摘の線引きの当分の見直しというご主張でございまして、いま述べてまいりました諸点の中で、やはり地域住民の福祉向上にプラスになる、市の発展にプラスになるという側面につきましては、やはり見直し作業のなかで慎重に考えていくのが妥当ではないかと考えているわけでございます。いずれにしても、市民福祉を破壊し、低下させるような市街化調整区域内の開発なり買い占めにつきましては十分配慮し、市民全体の損害にならないように十分計画の中に包含させてまいりたい。

以上、まだ具体的な形は出ませんが、そういう方針で、今後、精力的に仕事を進めてまいりたいと考えます。

- 1.6番(横田憲治郎君) 本件の問題はすべてそうですが、特に理論を弄んでいる段階ではなく、現実の問題なんです。すでに泉北ニュータウンの最南端に位置する光明池団地あるいは観音寺三井団地、その他、市民の財産が特定の機関によって買い占められ、宅地化され、それに基づいているんな都市化現象が誘発されてきている。これらがいい、悪いは別として、やはり市街化調整区域内における本市の利用計画は持つべきだと思う。現状、なくてはならんと思う。やはり、地価暴騰を目論んだ大手業者が一部、侵蝕していることを巷間、絶え間なく聞くわけです。それらに対して何の措置も講ずることができない。なるほど、末端自治行政の法的規制の権限範囲というものもありませんが、結果的にはどうであれ、姿勢というものは持つべきであろうし、上部機関に対して促進していかなければならない。

それらについて多くを語りませんが、今度提案されます総合計画、こういう調整区域内の具体的な基本計画というものをサブテーマに計画を作成する。こういうことなのですか。

- 企画課長(橋本昭夫君) 最終的に提案していただく構想の中の土地利用の計画、その基本的な方針に沿って、具体的に地図の上に土地利用の計画を所管委員会並びに審議会を通じて入れさせていただく。基本構想では大まかな地域構想だけで、計画の詳細なところまではできておりませんが、議員さんのご意見通りの形になります。

- 1.6番(横田憲治郎君) 意見として言うときですが、現在の3大ザル法と言われる建築基準法をくぐって、小規模な宅造業者の乱脈な造成が行なわれているわけです。これらに対して何ら規制することもできないという状態をどうするのかということ。調整区域が3分の2

を占めているのだから、それらに対する基本的な計画も、もちろん、強く要望しておきます。

○ 総務部長（坂口礼之助君） ちよつと私から補足して説明させていただきます。

横田議員さんが特に関心をお示しなのは、いわゆる市街化調整区域内の開発規制問題だと思いますが、基本的には、市街化調整区域内については現在、大規模あるいは小規模なものについても、開発は促進しないという措置ははっきり講じてまいっております。現在、大場、三英等が開発を調整区域内でやっていますが、これはご承知の通り、市街化調整区域の線引以前に宅地事業法に基づく開発許可があったものでございまして、その後の大規模な開発については一切許可していない。基本的には、開発許可権限は知事にございますが、まずその前段で所在市町村に対する事前協議は当然行なわれるわけなんです。現在、法的な規制は、いわゆる都市計画法に基づいて開発しないということを原則にしておりますが、さらに和泉市におきましては、市街化調整区域内における開発の規制措置として指導要綱を作成しております。この指導要綱に基づき、いわゆる乱脈な、あるいは無秩序な開発は一切させないという方向付けはいたしてまいっております。現実の問題として、たとえば黒石山の関係などは、日商岩井がすでに土地を取得しておりますが、施工者だけの考え方に基づく開発は一切まかりならん。当然、市街化調整区域の開発しない地域を開発する以上は、和泉市の将来に大きく貢献できるような開発でなければならないということです。ここ2・3年来、懸案事項としてまだ保留したままでございます。

そういうことで、調整区域につきましては、まず全面的に開発しないことを基本にし、その中においてもどうしても開発したいというときには、市の総合計画なり、基本計画に沿った開発でない限り一切許可しないという考え方で、従来から、現在も、あるいは今後もその方向でやっていきたいと考えております。

それらの中で問題が特に顕著に現われてまいっておりますのは、市街化区域内、いわゆる10年以内に開発を促進すると法にうたわれておる地域で、小規模開発が乱脈に行なわれているのが現実です。ご承知かと思いますが、住宅公団、住宅供給公社の規模のものは、その都度、われわれのほうでも綿密な計画の事前審査も行ない、公共関連施設設置に対する負担区分等についてもいろいろ案を練り、議会における開発事業対策特別委員会等とも協議申し上げ、ご審議をわずらわして計画的な開発の方向付けをしてまいっておりますが、現在、法律的には届け出の必要のない範囲、千平方メートル未満のものにつきましては、現状では非常に無秩序にやられております。そのために付近地の方々に対するご迷惑あるいは開発されたところに新たに入居してこられた方々の迷惑等が多発してまいっておりますので現在、われわれ関係者の中で、市街化区域内における小規模開発に対する規制措置を行なうための指導要綱の案を作成中

でございます、数回にわたって論議を交してございますが、成案を得ましたら開発事業対策委員会にも付議し、その要綱をもって取り締りを強化していきたい、また取り締りだけでなく、開発規制並びに計画的な開発指導の方向付けをしてまいりたいと現在、案の審議、作成中でございます。

なお現在、特に問題になっておりますのは、先ほど横田議員さんのご質問にもございましたように建築基準法なんかザル法だというご意見がございましたが、非常にうまく法をくぐりながら無秩序な開発をしているのが現状でございます、現在、考えておりますのは、0.1ヘクタール以上の開発を規制しようという考え方も持っておりますが、それではさらに逃げ口がございますから、さらに細かく0.05ヘクタール、百50坪以上の開発はすべて規制の対象にしていこうというところまで考えております。いずれにしても、成案を得ましたら議会のほうにもご提案申し上げ、ご審議をわずらわし、計画的な開発の方向付けをしてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

- 副議長（上代卯之松君） ただいまの答弁の状況から考えますと、相当長時間かかると存じます。これからの答弁につきましては、質問の要点を明確に把握して答弁していただき、円滑に議事進行できるよう、よろしく願い申し上げます。

おはかりいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

- 28番（坂上国治君） 議事進行。現在、横田議員の質問は全部終わってませんが、短時間でやっていただけるならば、1人だけ区切りを付けて休憩していただいたら結構かと思うんですが……。

- 副議長（上代卯之松君） ただいまの村上議員さんのご提案でございますが、横田議員さんのご質問はまだ4点ばかり残っておりますので、ここで暫時休憩したいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないようでございますので、1時まで休憩いたします。

（午後0時9分休憩）

○
（午後1時14分再開）

- 副議長（上代卯之松君） それでは午前中に引き続き会議を開きます。これより一般質問を続行いたします。質問の第3項から最後の6項まで、まず答弁を全部終わっていただきます。理事者答弁。
- 市民部長（小林一三君） それでは福祉行政について、保育所関係でございますが、第1点

の申し込み人員は何名かということですが、1月12日現在でつかんでございます数は千9百69名でございます。定員につきましては千5百77名でございます、したがって8百92名のオーバーということになります。

第2点の阪和沿線の新園の建設問題でございますが、これは先般来、再々申しておりますように、沿線の急激な社会増に施設が付いていけないというのが実態でございます、国府保育園においても、定員をオーバーしてるのが実情でございます。したがって、鋭意、49年度事業といたしまして、国、府に働きかけるべくわれわれも努力したいわけでございますが、果して、49年度事業となると、50年度からの保育となりますので、できる限り府あるいは国の了解が得られるならば、債務負担行為等によって、早期に用地並びに建築に取りかかりたい、現在、かように考えておるしいでございます。

第3点の零歳から就学前乳幼児の5歳までの人員の把握でございますが、毎年、掌握する必要があるんじゃないかというご意見でございますが、ご承知の通り、住民につきましては一定時点で調べましても、転入転出、死亡、出生等があり、動的でございますので、今般、計画しておりますように、住民台帳をコンピューターの中に一貫して入れるべく現在、考えておるしいでございます。したがって、その制度が確定した時点では、一定期日に町別、住所構造別に何歳児が何名かということが打ち出せる、そういうシステムをやろうと考えてございます。

それから老人問題でございますが、老人福祉センターはどこかということですが、場所は幸町4番地周辺でございます。これは同和環境改善の一環といたしまして同和対策事業としてやっておりますが、かといって、地区外の老人が使用できないとあっては問題もありますので、その点は流動的に運営していくという考え方でございます。

それから憩いの家との違いはどうかということですが、老人福祉センターは、あくまでも厚生省基準に基づく一定の基準施設でありまして、たとえば、風呂にしても、公衆浴場の許可を受けなければならないのであります。また老人憩いの家につきましては、大阪府単独の老人クラブ常設集会所ということでございます、一カ所百50万円打ち切りの補助制度でございます。おおむね40坪、百30平方メートル以上ということになりますので、その点が国あるいは府の施策と大きに違っておるのでございます。

それから心身障害者対策でございますが、お説ごもっともでございます、今回、48年度予算でご審議をお願いいたしますように、若干の給付対策につきましては、市単独で積極的に取り組んだつもりでございますが、議員さんおっしゃる通り、和泉市には現在1カ所もないわけでございます。したがって、昨年来、心身障害者対策基本法に則り、府立の施設を誘致すべ

く、市民名をもって公文書で大阪府知事に、ぜひとも和泉市単独でなく、周辺の高石、泉大津、忠岡町等をも含めた中での3市1町での住民福祉施設ということで考えてほしいということで検討、返事をしてもらいたいということで昨年10月ごろ、正式に公文書をもってあげておりますので、その回答いかんによっては、関係者とも十分協議し、あるいは議員皆様方のご協力も得、市民運動としてぜひとも府立の施設を誘致したいと考えてございます。

それから福祉会館建設計画でございますが、母子寮の改善につきましてはご指摘の通り、木造で非常に老朽化してございまして、災害に際しては、単に復旧費をかけておるしだいでございます。しかしご承知の通り、あそこは袋小路でございまして、果して高層にした場合、建築基準法の問題、進入路の関係あるいは日照権、テレビ公害等の問題を十分考慮して、本年度抜本的に専門機関にお願いして検討いたしたいと思っております。そうした福祉施設として多角的に使えるならば、当然、市のほうとしても前向きな姿勢で49年度以降取り組みたいということで現在、上司とも協議中でございます。

それから次の更生資金の運用でございますが、おっしゃる通り、若干かかるようでございますが、月1回の審査会等を経てやっておりますが、この制度につきましては8種後ございまして、大阪府の社会福祉協議会から各市の地区考協に流れてくる資金でございまして、一定のワケ、方法あるいは審査を経て行なっておるものでございます。議員さんのおっしゃる点はわれわれ十分尊重いたしました実態を把握のうえ、地区社協の意見として大社協に陳情して、事務の簡素化というか、住民のための簡素化の方法を、われわれも行政指導、行政相談といった面から十分話し合い、住民のための利便な方法を和泉市だけでなく、大社協のほうへも積極的に改善方を要望したい、かように考えておるのでございます。

以上、市民部関係を終わらせていただきます。

- 病院事務局長（竹内潔君） 老人問題に関連いたしまして、病院の建設問題が出て参りましたが、それまでにご指摘のように、老人医療無料化に伴い、市立病院のみならず、一般の市中病院並びに個人の開業医までがこの影響を受けておることは事実でございます。だんだんと深刻になってまいりまして、特に権利意識が強くなった今日、市立病院に対するしわ寄せが一段と強くなってまいりました。これらを含めまして、建設計画を早急に立てなければならぬ段階に至っておりますが、老人医療無料化に伴う施設の狭わいというのとは和泉市だけの問題ではございません。他の市も同様な状態にありまして、国が本年度から実施した全国的な老人医療無料化に伴いまして、全国的な問題として取り上げられてくるだろうと思っております。特に大阪府におきましては、国に先がけてこれらの制度がなされたわけでございます。この裏打ちとなる施設整備は非常に遅れております。やはり、一つの行政をやっていたくためには、これらの

ものも含めましてやっていたかなくてはならないと痛感いたしております。あるいは、制度発足に当たって、おそらく、こういうことが予想されなかったのではないかと思います。

現況、病院にかかっております患者さんの中の老人だけを無料化することは、理論のうえにおいて結構でございます。それに伴いまして心理的な影響によって、患者の増加が出てまいります。これは市立病院のみならず、個人の開業医においても、非常に困っておるような状態であると聞いております。したがって、われわれ病院側といたしましての計画はもちろん、老人専門の病棟も考えねばなりません。まず府において、せめてブロック別でも老人専門の医療センターをつくっていただけるものと存じております。おそらくこれらの問題は、関係する市町村が一丸となって要望されると思います。またすでに各方面から要望されておるわけですが、本市におきましてこれらの面を踏まえ早急に48年度から建設計画に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 計画課長(大浦行雄君) 公園管理についてご答弁申し上げます。

黒鳥山公園、松尾寺公園の黒鳥山公園につきましては、計画面積12ヘクタール中、現在、6ヘクタールが使用されております。松尾寺公園につきましては、47年度に約1ヘクタールの整備をいたしまして使用される計画でございます。

これの管理体制につきましては現在、黒鳥山公園のみ3名から5名の失対事業に準じて常駐し、草むしり、ごみ収集を行なっておる状態です。松尾寺公園についても、48年度から同様の処置をはかりたいと考えております。それから公園の需要が非常に多くなりますので、職員も必要と考えますので、現在、上司と協議を行なっておるような状態でございます。

それから夜間使用につきましてご質問がありました。公園につきましては、市街地より離れた丘陵になりますので、現在のところ、具体的には夜間使用は検討しておりません。また市民グラウンドの夜間使用についても合わせご質問かと思いますが、この件につきましては、教育委員会よりご答弁願いたいと思います。

- 教育次長(阪東重信君) 福祉行政関係でお尋ねの特殊教育の振興については、当然、力を入れるべきだと、それなりの努力をかさねております。現状、各学校とも特殊学級の設置をみ100%の設置率は府下で最も高く、それだけに問題も多い中で、ご指摘の内容面の充実と、心身の障害児に適した教育を施すべく努力したいと考えております。特殊学級担当職員についても充実いたしたく、現状、府の給与にかかる手当としては、9%支給されておるのが実情でございます。

教育関係で4点についてお答えいたしますが、幼稚園の設置計画については、各小学校に1

園設置する基本構想には変更ありません。年次的に計画したいのでありますが、現行の補助金制度の中で財政負担が大きく、中教審の答申を契機として、幼児教育の重要性が再認識され、文部省予算の中でも事業量の増大を図っております。

そうした前進的な措置をみて、本市としても今後、国の施策に対処して増設を図ってまいりたい所存でございます。

新設校について、4月1日から発足いたしますが、仮設教室ではその計画性に乏しいとの強い指摘に対しましては、深く反省しております。今後、かかることのないよう努めるとともに、1日も早く建設を完了するよう努力いたすことはもちろん、財政措置についても、新設校についても、特に地方交付税の特別交付税の積算の中に入れて増額を府へ訴えてまいりたいと考えております。

なお超過負担については、建設途上でその決算をみておりませんが、本市の昭和46年度の決算に基づく資料から超過負担について十分検討いたしておりますが、その結果を申し上げますと、対象校を10校とした中で実施面積差が14.5%、単価差が22.6%という実態でございまして、こうした超過負担につきましては、教育長会はもとより、市長会等でも強く訴えておるのが実態でございまして、昭和48年度でみる文部省の考え方の中にも、20%あるいは10%の単価差と実施面積差に対する差額の措置に踏み切っているのが現状でございます。したがって、そのした超過負担については、国の補助と結び付くものについてはできるだけ少なくしていきたいという考えから、文部省もそのような方向で48年度の財政措置に踏み切っておるのが実態でございます。

父兄負担の軽減措置は毎度、ご指摘の通りでございますが、方市は昭和47年度においては約1千万円、48年度においては、新しくクラブ活動の備品とか、あるいは検尿の費用、道徳教育のテキストの無償配布等、これらの軽減措置に対する努力数値を約9百万円と評価しながら、さらに教材の整備推進に努力目標を掲げてまいりたいと思います。PTA会費徴収について零に押えることは、自主的な活動分野もありますので、今後、これらの実態から、さらに軽減措置を講ずべきものの検討を続けたいと考えております。

最後に図書館の問題について、端的に言って、計画的に進める意思があることを申し上げたいと思います。図書館を有する各市に出向き、各部門にわたる図書館の整備状況、司書職員の配置状況、利用者等の実態を細部に研究してありまして、現在、青少年会館に約千冊の図書を収蔵しておりますが、ご指摘の通りあまり乏しく、昭和48年度予算で約5千冊の購入を予定し司書の役割を果す職員についても2名の常勤を考えてありまして、財政措置の許す範囲で早期建設に努力したいと思います。

以上、お答えいたします。

- 交通公害課長（内田潔君） 私のほうの所管でございます交通公害問題について、2点の問題を提起されたわけでございまして、第1点の公害測定の実況はどうなっておるか、その対策はどのようにするのかということでございます。

各公害の実態等を把握し、公害の防除対策に結び付けるには、やはり、監視測定体制の整備拡充というものが必要であり、現在もそれを図りつつあるわけでございます。本市においてこれらの公害に関する測定なり調査をしておりますのは、いまから申し上げます関係の測定をしておりますわけでございます。これらにつきましては、府及び市独自で測定している分もございまして、1つ1つ細かく申し上げますと時間もかかりますので、大要だけ申し上げますとお許しを願いたいわけでございます。

まず第1点に、大気汚染関係で現在測定いたしておりますのは、硫黄酸化物でございます。この測定方法といたしましては、導電率法と二酸化鉛法の2種類でございます。イオン酸化鉛法は非常に硫黄酸化物の測定を安易にできる方法でございまして、現在、私のほうでは、市内6地点において測定しております。測定結果を申し上げますと、大体45年度当時から測定しております、45年度では0.6ミリグラム、46年度で0.56、47年度、現在では0.48と減少しているとみているわけでございます。

それから導電率法で現在、固定局1時間ごとに記録していくように措置しております。現在2局を設置いたしまして測定いたしております。この結果をみますと、45年では0.47PPM、46年0.35PPM、47年の現在では0.23PPMと、やはり減少しているようにみているわけでございます。

その他、大気汚染の中では浮遊粉塵、降下ばい塵、一酸化炭素というものがあつたわけでして、浮遊粉塵については現在、固定局2局で測定いたしております。これの結果につきましても、いまのところ軽微な濃度だというふうにお考えしておるわけでございます。

それから降下ばい塵につきましては、現在、5カ所で測定いたしております。これについても、やや汚染というか、やや多いという結果も出ておるわけでございます。

それから一酸化炭素の測定につきましては、46年、47年にわたりまして、いわゆる幹線道路の泉南、粉河線で現在、測定いたしまして、約10の交差点で測定しております、環境基準で申し上げますと、一応、10PPMが一応の基準と国が定めております。これに照らし合わせますと、4地点においてはこれを越えており、6地点においては下回つたという結果が出ておるわけでございます。

それからこれ以外に最近、新しく公害となつて出てまいりましたオキシダントの濃度がござ

います。これは現在、市独自で1地点、府独自で1地点、計2地点で測定しております。夏に向かっでの測定でございますので、現在ではあまり濃度は出ておりません。

大気汚染については、以上のような状況でございます。

それから次に水質汚濁関係でございますが、本市としては一応、大津川水系、いわゆる榎尾松尾川の水質調査を主体にやっております、各河川によっては場所の差はございますが、一般的に有機汚濁というか、そういうものが進んでおる現状の結果でございます。

それから騒音関係につきましては、生活環境調査、これも毎年1回10月に実施いたしまして、46年度では16カ所、47年度では13地点と、いわゆる用途地域別に実施いたしております。これの結果を申し上げますと、環境基準の適合率というか、道路に面接している地域の環境基準の適合率は、昼間あるいは深夜の間においては、4分の3地点においては一応、環境基準に適合しているという結果が出ております。夕刻の午後6時から午後9時の間、それと夜の10時から12時の間については、約2分の1の地点が適合しておったという結果が出ておるわけでございます。

それともう1点は、やはり2車線の道路に面している地域でございますが、この環境基準の適合率としては、夕方の午後6時から午後8時までの適合率が27%というふうに非常に低くなっているという結果でございます。

騒音関係の測定調査はそれのみでございます。

その他土壌汚染、いわゆるカドミとか水銀、銅の調査でございますが、これも幸いにして現在、本市にはそういう主要な工場はございませんので、そういう汚染はされていないということで現在、調査はいたしておりません。

それから問題のPCBでございますが、これについても使用工場あるいはそれらの製造工場も現在、本市にはございませんので、それらの調査もいたしておりませんが、PCBについては、近く大阪府から健康診断という形でもって実施するようなことを聞いておりますので、それらのことも今後、やっていきたいというふうに考えております。

以上、大体现在の公害に関する測定の状況を申し上げたわけでございます。

次にそれらの対策がありますが、総括して申し上げたいと考えるわけでございます。これらの汚染を阻止するためには、やはり発生源であるところを阻止するのが一番得策であろうという考えから、まず、工場等の立ち入り調査体制を確立したい。それから各種公害の規制強化を図っていき、現状、さらに正確に把握するためには、いま申し上げました大気汚染、水質汚濁、騒音等に対する監視測定体制の充実を図っていくということ、それからなお現在、問題になっておる気象条件の問題もありますので、それも含めて調査を実施していきたい。そして本市の

環境基準を完全に把握したうえで、これら各種公害に対する防止の諸施策を進めてまいりたいと考えておるわけでございます。

それから第2点の交通安全対策をどのような目標で進むかということですが、住民の環境改善、生活環境を守る立場から、われわれといたしましては、英知を傾けて総力をあげて交通事故防止、円滑な交通の流れの回復等の諸施策を強力に推進していく。それを実現するのは、やはり、われわれ行政に課せられた緊急課題であろうと思うわけでございます。

そこで私のほうの考え方といたしましては、人命は何物も優先するという認識のもとに、歩道、それから防護さく、信号機などの交通安全施設をはじめといたしまして、道路環境の整備を急いで進めたい。それから道路、とりわけ生活道路といいますが、それらを平穩に取り戻すそのためには交通量規制のほか、広く交通秩序を確立し、そのうえで、指導あるいは取締り等も強力に進めていってもらおう。それから一応、日常生活のなかで、広く運転者、歩行者を含めた住民全体の安全意識の向上も図ってまいりたいということで、本年度の交通安全対策を進めているわけでございます。

以上でございます。

- 建設部長（中塚白君） 答弁に先立ちまして、「事業部」となっておりますが、「建設部」とお改め願います。それでは災害対策についてお答え申し上げます。

ご承知のように、採択基準は、災害救助法に基づいて決まっております。ただ問題は、われわれもその基準に基づいて、最低限度の法である関係上、それを無視してやってくれとはできないわけでございますけれども、われわれもこれは唯唯諾諾と受けておるのではございません。少なくとも、災害査定と申しますと、その場で予算が付き、その場で決まるわけでございます。そのためには査定官の客観情勢等、いろんな判断によってある程度決まります。そういう関係上、少なくとも、法で許される範囲のことは、われわれ災害査定を受ける側として、最大の努力を払っておるつもりでございます。

なお、この国の災害査定に当てはまらない分についての対策については、やはり市のほうでも順次何とかの措置をしていかなければならないと考えておりますが、現行、河川、水路等に対する予算が非常に少ないのが現実の姿でございます。われわれ担当者として、常々、それは考えておりますが、何とか、その補れた部分に対する手当はしていかなければならない。この採択基準の拡大を図る努力をすると同時に、その面も合わせて考えていきたいと存じます。

それから2番目の市道の維持管理でございますけれども、舗装は現在、80%強でございます。これは先ほども議員さんがおっしゃいましたように、府下衛星都市では、かなり上位にランクされてる実情でございます。しかし、まだ現実に未舗装の部分がかなりございます。幹線

道路でもかなり未舗装のところもございますが、当然、これの早期完成を図るとともに、市街地の中の生活道路的なものにまで手を入れたいと、原則としては考えておるのでございますけれども、やはり交通事情が最近、特にふえております。そういう関係上、道路の損耗が激しくまた在来、やっておいた舗装道路の復旧も合わせてやらなければならない現状でございます。即本年度予算を全部新設舗装に回すわけにはまいらないのが実態でございます。そのへんひとつご了解賜りたいと存じます。

それから光明池用水路との問題でございますけれども、これはご指摘のように私、毎回議会で申し上げておるのでございますが、実際、わが市では下水路の計画が零でございます。残念ながら、用水路に依存せざるをえないのが実情でございます。何を申しましても、海を持たない内陸部の悲しさでございます。これについての抜本的な解消につきましては、大津川流域下水道をまずやらなければならない、これが先決問題でございます。これに伴う下水路、排水路計画については当然、われわれも考えておりますけれども、光明池の水路につきましては、これはいろいろな問題が介在してございます。まだ農地がある限りはかんがい用水も必要でございます。これを一挙に排水路に切り替えることにはまだかなり問題点がございまして、また財源的な問題もございまして、これについては、土地改良区とも十分協議いたしまして、私のほうの下水路計画も合わせて今後進めていきたいと存じます。

以上、簡単ですが、土木関係を終わります。

- 16番(横田憲治郎君) 簡単に、どうしても再質問したい点だけにしほりまして、最初に福祉行政の保育所の問題でございますけれども、48年度に1園新設して、なお49年度にもう1園新設するというふうに確認してよろしいですか。
- 市民部長(小林一三君) 保育所の建設につきましては、毎年9月、10月に府を通じて厚生省との協議がおりますので、当初予算には計上しておりません。48年度新設計画は国との協議が整っておらず、これから始めるということでございますので、48年度現時点ではないということでございます。
- 16番(横田憲治郎君) 実質的には、48年度に1園新設するということですか。
- 市民部長(小林一三君) 先ほど申し上げましたように、現状を訴えまして、府を通じ厚生省と協議し、49年度にでも府なり、国が認めるなれば、債務負担行為でも議決していただいて事前着工し、沿線の社会増に対する乳幼児の保育に当たりたいということでございます。
- 16番(横田憲治郎君) それならば理想論かもしれませんが、現実論として、内容にもいろいろあると思いますが、千9百69名の申し込みで、4百人になんなんとする定員オーバーがあるわけです。幼稚園併設という問題は別の次元としても、全き保育行政を完遂するために

も、現状に根ざしたものでなければならないと思う。財源措置等もよくわかります。しかし、これであれば48年はもちろんのこと、49年の2カ年は変則状態でいかなければならない。うまく49年度に新設ができて50年に開園、こういうことになるわけでございますけれどもちょっと心もとないが、何とか来年、49年度発足できるよう、もちろん、財源措置を9月の時点で云々ということとはよくわかりますが、現下の実態に即した立場で努力し、完成してという気構えでやってもらいたい。できるならば、49年度当初で2園設置してもらいたいというのがわれわれの願いであり、市民の要求であろうと思うんですけど、そういう要求、実態というものをふまえて努力してもらいたいが、決意のほどをさらにお聞きしたいと思います

- 市民部長（小林一三君） ご承知の通り、沿線の国府及び信太第1保育園の2園については約100名の定員増になっております。したがって、この沿線での社会増を考えると、今後、せひとも1園は必要であろうと考えております。

たまたま、47年度の建設予定の幸第3、旭保育園ですかの繰越事業あるいは48年度の三英、大場等の緑ヶ丘の建設事業等もあり、それらと合わせてやはり府、国と十分事前協議をしてレイアウトを考えていきたいと思っております。

- 16番（横田憲治郎君） 意見として申し上げておきますが、結果はどうあれというのではありません、結果は大事です。しかし僕は実態に即した目標を持ってもらいたいと思うんです。結果はどうかめへんねやというのではなく、結果も大事です。しかし、現状を勘案して切なる願いなんですから、それに応えていうという姿勢は、観念的なものであるかもしれませんが、そこから出発しなければならんと思う。緑ヶ丘につくっていくとは言いませんが、いろんな関連事業の中で可能性の出たところは容易にできるが、大変なところはあとになるという行政サイドからみて理解できないことはありませんが、やはり既存住民の、また人口集積の地域、阪和沿線関係は質問するまでもない状態なんですから、その点強く要望しておきたいと思っております。

さらにもう1点付け加えますが、阪和沿線、阪和沿線と画一的に表現されるようですが、阪和沿線で何名足りないからトータル1つでいけるという考え方をしてもらっては困ると思うんです。やはり信太山、北信太、府中というふうに1つの単位を形成し、町なり校区があるわけですから、1カ所に集めるという計数的なはじき方ではならんと思っておりますので、その点も付け加えて、意見として申し上げます。

さらに1点確認しておきますが、コンピューターシステム化されれば実態把握が容易になるということですが、来年度からできるんですか。

- 市民部長（小林一三君） 現在企画を中心といたしまして、住民台帳のコンピューター化を

を準備すべく、48年度にも関連の事務経費をお願いしておるわけでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） 精薄者、身障者の福利厚生施設ですが関係自治体と提携して府立の施設の誘致を公文書で昨年10月、申し入れておるといふ答弁ですが、具体的に場所とか、内容等も想定されているのかどうか。一応、申し入れた限りは、結着といふか、結論といふものをどのように考えて今後とも推進していこうとなさっているのか、再度、突っ込んでお願いいたします。

○ 市民部長（小林一三君） ご承知の通り、昭和44年にできました心身障害者対策基本法18条に基づき、和泉市長単独で出しておりますが、和泉市のみにこだわらず、周辺の高石、泉大津、忠岡町も含めて、福祉施設を誘致したい、検討の結果を文書でいただきたいということで昨年10月、府の民生部の社会課に申し入れまして、昨年末、上司と検討中ということで文書による回答はいただけなかったのであります。したがって議員さんご指摘の通り、今後、この状態が続くなれば、社会福祉協議会の関係機関あるいは関係団体等にも呼びかけ、議員さん方のご協力もいただいて決議文をいただくとか、あるいは請願によって住民運動として発展させていきたいということで、現在まず、和泉市長名単独で、和泉市だけでなく、周辺の実態を把握したうえが府立を1カ所つくってもらいたい、それは先ほど申しましたように、心身障害者対策基本法に基づく要求でございます。

○ 16番（横田憲治郎君） 更生資金の運用については、現状ですぐできるように関係団体とも協議していただき、よろしく願いしておきます。

それと福祉関係の母子寮の発展的解消といふか、何か袋小路で進入路はないし、基準法にも当てはまらんし、しんどいんじゃないかといふ答弁でしたが、ひとつ前向きで49年度以降に検討という部長の答弁をいただきましたが、49年度以降といわず、本年度中に案の段階でもいいですから鋭意進めていただきたいことを強く要望したいと思います。あれだけのええ面積があるので、効率的に使うべきだと思います。

福祉関係で特殊学級の問題が出てましたが、委員会と違うので具体的なことは言いませんが本当に教育委員会、校長先生、諸先生方の配慮もあるんでしょうけれども、十分にやっていたる学校もあります、大半は陽当りの悪い施設が整っておらないところが多いように思うんです。細かいことなんで答弁はいいませんが、より配慮していただきまして、よろしく頼んでおきます。

それから教育行政で幼稚園の併設、2千4百万円ぐらいですが、南池田小学校の幼稚園建設費、既存の小学校用地内に既存の校舎を活用して、文字通り併設して開園するという方法を探索していけば、たしかに1銭もいらんことはないでしょうけれども、そんなにむずかしい問題

ではないと思いますが、そのへんもうちょっと真剣に取り組んでもらいたい。だんだん小学校がふえてくるし、2年に1校ぐらい小学校をつくったんじゃ何年かかってもできんと思いますので、全き別にさら地を求めてやるのにこしたことはありませんが、その点簡単に結構ですからおうかがいしたい。

教育長から決意と所信の披瀝がおまへんでしたが、新設校開校についての父兄負担の解消の努力は多といたしますが、現状をよく把握していただきたい。もちろん、P.T.Aは任意的なもので、運営全般にわたってというわけにはできない面もあるやに思います。しかし全体的に考える場合、旧態依然として、行政の断面をわれわれ親たちが持たなければならないということも起こっておりますし、現実には負担をして困っておりますので、現状を的確に把握してもらいたい。

図書館については、青少年会館で今年、3百万円の本買ってもらって、37万5千円で整備してもらおう。その第1歩として図書館の建設を大体、どのような目標年次を置いて達成していくとするのか、そのへんのところをもう1歩突っ込んで、簡単に結構ですからお答え下さい

○ 教育長(葛城宗一君) 私からお答え申し上げます。

新設校の開校について、現在校からの分離という形になって非常に施設が遅れ、したがって仮設校舎をつくる等の不合理が生じたことについてご指摘をいただきましたが、ご承知のように、現在の国庫補助制度そのものが、母体校から新しく学校が分かれる場合、現在校の保有面積の不足分と、そして現在保有面の20%の増額分の補助しか認められないという状態で、新設した場合、4月1日現在で学校が発足し、5月1日現在の各種統計による学級数を基準として補助ワクが積算される、したがって、特別教室等の付帯施設が補助対象とねって、補助との結び付きが有利に展開できるという事情からこんな事態が生じたわけでございまして、今後、これら現行制度の不合理については解消いたすべく、都市教育長協議会等でも議題として取り組んでいる実態でございます。政策的な面でのお力添えと相まって、現行法の改正に持ち込みたいと考えます。

続きまして幼稚園と小学校との併設でございます。至極ごもっともなご意見でございます。就学前1年のすべての子供に対して教育の機会を保障するのは当然のことと自覚いたしております。したがって、現在の保育所の実態、すなわち収容人員のうち5歳児の占める割合等を十分把握し、さらに既設小学校の校地条件等も勘案して、順位を打って計画しております。ご承知の通り、本年度の予算にも1園設置の計画を立てましたが、さらに義務教育施設の整備事業が重大な課題となり、予算の大半を占めているような実態から、これら幼児教育の1校1園設置は、少なくとも、早期実現にまい進してまいりたい、かよう考えるものでございます。

次の負担軽減でございますが、これらについても年々、積極的にその解消を図ってまいっておりますが、ご承知の父兄の方々の教育熱の現われとして、こちらで予算措置をしても、いっとうに会費が減少されていかないのが実態でございます。しかし市費負担と会費負担の区別を現行の学校運用制度の中に明確に位置付け、現場教職員あるいはPTAの方々のご協力と相まって解消してまいりたい。かよう考えるものでございます。

図書館の整備につきましては、どのような計画を持っているかと申されるわけでございますが、本年度は3百10万円をもちまして図書の本整備、司書の位置付けをして積極的に対処する計画を立てました。今後、さらに青少年会館の当面の活用に具体的に予算措置を行ないますとともに、将来に向かっては、やはり本市の総合計画のうえに立って、理想的、モデル的な図書館を位置付けをしてまいりたい、かよう考えるものでございます。

以上、大ざっぱでございますが、次長の説明に補足いたします。

- 16番(横田憲治郎君) 現行の補助行政の実態からやむをえないんだという答弁をいただいたわけでございますが、それはそれで現実の問題として考えねばならないと思います。しかしだからといって、義務教育をなおざりにしていいというものではないと思う。教育長の苦しい立場は理解できますけれども、やはり現場の責任者としての言いわけというか、弁解の理由には市民に対しできないと思う。そういうことで申し上げたわけで、議会人といえども行政にたずさわるものであり、現下の問題点解消のために努力するにやぶさかでないが、市民に対してそういう心構えであっては困ると思うのです。市民に対してはよりよき快適な施設と充実した教職員の中で、未来に向かってすくすくと育つ児童の保育のために完全な施設の提供は当然ですから、そこらをごっちゃにしないでいただきたいことを再度申し上げて、これは終わります。それから幼稚園のこと、美辞麗句で言い回しておるのですが、結果的には計画もなければ、やらないか必要性を認めるだけで、いつも同じ教育長のさりげない答弁ですが、やはり僕は計画行政、先取り行政というものとはいえ、これから一番大切であろうと思えます。ましてや、教育は百年の大計といわれますが、未来を創造し、建設していく教育行政においては当然だと思う。だから、必要性は認めつつも、具体的な努力目標さえ想定できないことでは心もとない。常に要望し、お願いしておりますので、ひとつ具体的には予算委員会の同僚議員にゆだねますが、ひとつさらに鋭意努力を願いたいということで、この件は終わります。

それから図書館についてもあらかじめ目標を決め、3年先、4年先につくるんだ、それに向かって努力するというぐらいの気構えを持ってもらいたいと思う。いろいろと全部ひも付き行政ですから、財源措置等よくわかりますが、ひとつ期待しておりますので頼みます。

それから公園、市民グラウンドのナイター設備、夏は若い人たちが昼働いて、夜、涼を求める

非衛生的なことだけでなく、健康で明るいレジャーを楽しめるような施設を目ざすべきではないかという考え方を聞いておきましょう。

- 教育次長（阪東重信君） たしかに青少年対策の必要性からも、ナイトー設備も必要なことは理解できるんですが、現在のわれわれの立場上、昼の設備も十分できんような状態の中ですので、ひとつご辛抱願いたいと思います。今後、檢させていただきたいと思います。
- 16番（横田憲治郎君） それでは公害測定の現状と対策、たくさん言うてくれたので、問題の2、3点だけ簡単に確認しておきたいと思います。

1つは、泉南線沿線の10カ所で測定しているという排気ガス対策の関係、うち4カ所が環境基準をオーバーしているということですね。一応、この論査だけで対策のほうがほとんど皆無。立ち入り調査やら公害規制を強くやらないかとか、現状の把握、測定器をもっと備え付けないかとか、いろいろ言うておりますが、やはり対策というものが大事であろうと思うんです。だから、いろいろたくさんあるので、全部聞いてると時間がかかりますが、たとえば排気ガスの一酸化炭素の関係、10カ所の測定で10PPMですか、4カ所がオーバーしている。これらに向かって強力な現状の把握はもちろんのこと、その対策も早急に立ててもらいたい結論的にお聞きしますが、水質汚濁にしても、いろんな面が全部進行している。ただ、浮遊粉塵等では軽微ぞということですが、道路の騒音関係もひどい中で、現在の陣容で完全な実態把握が可能であるのかどうか、職員の配置、人員、対策、測定等々それらの問題点が48年度予算措置がなされているのかどうか。これで全き公害抑止対策をとっていけるのかどうか、結論だけ聞いたら結構です。

それと次の土木関係のことですが、光明池との関連ですが、いつも言うてるとおっしゃいますが、いつも聞いてます。大津川流域下水道云々、これも言うてるだけ、聞いてるだけの範囲にとどまっておりますが、今年は施政運営方針ではっきりとうたわれております、下水道完備がね。今年中に全部やれなんて無理なこととは言いません。具体的な計画をつくるべきだ。ああだ、こうだという問題点はよく理解もできるし、また承知をしておりますが、だからといって、手をこまねいては何にもできんと思う。その点の確認とお願いだけして、一般質問を終わります。

- 交通公害課長（内田繁君） 現在、公害防止を進めるためには、人員の点で不十分な点もあると考えております。今後、より以上充実していくためには人員も要求してまいりたい、かように考えております。
- 建設部長（中塚白君） ご趣旨に沿い具体的に作成いたします。

○ 副議長（上代卯之松君） 横田議員さんの質問を終わります。次に8番、吉川伊与一君、お願いいたします。

○ 8番（吉川伊与一君） しばらく時間を拝借いたしまして農林行政について、その内訳として①農産物として和泉市地場産業の唯一のみかん対策について②農業振興の基礎となる農道、林道、その他農業近代設備の補助あっせんについて③1校区1幼稚園の早期設置について、でございます。

まず、農産物として当市地場産業の唯一のみかん対策について、先般、産業衛生委員会におきまして、私、質問と要望をいたしました。その後の経過報告と、市理事者のそれに対する政策方針を承りたいと思います。その理由として、和泉市南部4校区の住民の大半が、昔からみかん生産によって生活していることは皆様もご承知の通りであります。そのみかん生産は先年来より政府が所得倍増計画で九州、四国方面にかんきつ栽培の融資、奨励をしたため現在生産過剰で、本年のごとき農家が年間栽培の費用すらもあがらん状態で、市当局もこれが政策に揮心の力を入れてもらいたく、生産者を代表して念願するしだいでございます。

次に農業振興の基礎となる農道、林道、その他農業の近代化設備の補助についてであります。その理由といたしまして、現下、われわれ家庭生活上の物価が上昇するのに比べ農産物が安く農業1本で生活ができないため、土地の青年男女が会社や役所に勤めてしまい、残る年寄りが農業に従事する状態でやむなく人手不足になっております。これが救済の一助として、農道、林道、その他近代化設備の補助について、市当局が申しわけ的な補助でなく、この広範農地を維持するために真剣に取り組んでもらいたく強く要望し、その回答をもらいたいのであります。

次に1校区1幼稚園の設置につきまして、卒直に申し上げますと、南松尾校区は現在、保育園が1カ所だけでそれが旧村時代の建物で現在に及び、本年のごときは3年保育の申し込み20名を全部断わり入園できない状態であり、家庭的に非常に不満な現状でございます。

それに対し過日、市の保育園係、また教育委員会と相談協議の結果、幼稚園設置はどうしても必取であるという話し合いができましたが予算をみまするにそれが提案されていないように思いますので、教育長のご回答を承ります。

以上、3点の質問を申し上げ、ご回答を願います。回答のいかんによりまして再質問をいたします。

○ 副議長（上代卯之松君） ただいまの吉川議員の質問に対し理事者答弁。

○ 農林課長（吉岡昭男君） まず第1点目のみかん対策でございますが、昭和46年ごろより国の施策に沿い、全国的に大規模なる増植が行なわれ、その結果近時、生産量が増収となり、

問題となってきております。そのことはご指摘の通りでございます。

特に47年産は空前の大豊作となり、本市におきましても、今年の生産量は約2万トンの収穫でございます。

その滞貨したみかんの処理について、昨年来、府に対し何回となく交渉と陳情をかさねてまいりました。その経過と結果を申し上げますと、まず昨年12月、近隣都市のみかん生産地を抱えている市並びに関係団体と共同歩調をとって府、国に対して陳情しようということに決まり、私としても農林畜産課長をはじめ農林部長、知事並びに府会議長、同副議長、各派代表に陳情申し上げたさせていただきます。

その内容といたしましては、緊急と恒久との対策に分け、まず緊急対策といたしましては、第1番目に、すでに融資を受けている償還条件並びに貸付条件の緩和を図るため、償還期限の延長と据置期間の設定と合わせて据え置き期間中の利子の免除措置をしてもらいたいということでございます。

2番目といたしましては、生食果樹の消費拡大のたみに、学校給食並びに社会福祉施設等に対する給食対策をとってほしいということでございます。

3番目は、府内消費並びにその他の販路を拡大し、流通経費に対する助成をもらいたい

4番目、生活資金、再生産資金の特別貸付制度の設置並びに低利融資措置を講じてもらいたい。

以上が緊急対策でございます。

次に恒久対策といたしましては、加工用原料みかんの対策として果樹加工工場の設置。2番目に生食及び加工原料用の果実の価格安定を図るための基金制度の創設。3番にみかん貯蔵施設に対する高率助成。

その結果といたしましては、緊急対策措置は、農業経営の安定資金として、特別融資として国及び府が47年度で温州みかん再生産資金融資事業として取り上げられ、低利貸付条件の融資制度が採択されております。

また学校給食についても、大阪府教育委員会等に地元のみかんをできるだけ使用してもらうよう要望してまいっております。

府内消費運動につきましては、府経済連等のあっせんでみかんの生産されていない消費農協等に呼びかけ、助け合い運動により消費流通を図り、予想外の出荷成績を納めてまいっております。

ジュース加工につきましては、和歌山県海南市にある食品工場へ府や県を通じ、また教済連からは直接交渉を持ち、1月から3月までの加工用みかんの受け入れに明るい見通しとして成

果をあげております。

なお恒久対策といたしましては、ご指摘のジュース加工の工場でございますが、将来、相当量の生産を予想する現況下において、大阪府はぜひとも加工工場の設置が必至となっております。陳情の成果といたしましては、府においては工場設置の調査費を47年度で予算化し、早くも48年度、遅くとも49年度実現を目ざし、目下、生産者、当市並びに関係団体合同で設置に伴う内容協議の段階に入っておるしいでございませう。したがって、加工工場の設置に前向きな姿勢で実現を目ざし、努力しているしいでございませう。

以上がみかん対策の経過と結果でございます。

2番目に農業振興に対する市の補助の現況でございますが、現行、本市における農林事業に対する市の助成制度、いわゆるつき足しですが、まず耕地事業は、土地改良事業のうち道路には3.5%、用水路は20%、ため池改修に関する工事は20%、それぞれつき足しをしております。

灌漑事業につきましては、用悪水路改修工事は50%市が補助しております。

農業振興事業のうち道路に対しては20%、その他の施設に対しては10%。

近郊農業近代化施設設置事業につきましては、それぞれ10%を補助しております。

林業には昨年4月改正され、0.5をすべての事業に対して10%の助成に引き上げております。

ご指摘の補助金の引き上げ等につきましてはよくわかりますが、その他の事業との関係もあり、いま直ちに引き上げることは無理だと思いますので、われわれといたしましても、できるだけ国や府の補助が受けられるように努力し、地元の負担軽減に努めてまいっております。先般も府の補助事業である林業構造改善事業の計画のあった工事について、辻助役さんに林野庁に行ってもらい陳情した結果、国の林道開設事業に採択替えしてもらったという実例がございまして、これによって1割以上、地元の負担が軽減されるという結果に相なっております。しかし、ただいまご指摘の市の助成の引き上げについても、決して満足な助成であるとは思っておりませう。したがって、近隣都市の実情を調査したうえで今後、ご趣旨に沿えるように善処してまいりたい、かように存するしいでございませう。どうかよろしく願ひいたします。

○ 副議長（上代卯之松君） 教育次長。

○ 教育次長（阪東重信君） 先ほどもお答えしたように、教育委員会としても、各小学校区に1園設置するという構想に変化はありません。ただ和泉市全体から考えて、幼稚園、保育園いづれにしても、せつかく期待して申し込みされるものに対しては収容したい、需要に応じていこうという意向のもとにそれぞれ対策を練ってございませうが、具体的に南松尾の場合、保育園

に申し込みが殺到、何とかできないかということについて、現在の旧中学校の建物で収容できないかという点まで検討しましたが、ご承知のようにあの建物は老旧であり、加えて小学校の敷地の狭い中で学校の意向等もあり、やむなく3年保育を断るという処置に出たわけでございますが、この状態で決していいとは考えておりません。福祉とも十分検討して今後どのようにするか、善処したいと考えております。

- 8番(吉川伊与一君) 第1点のみかんの工場につきまして、いろいろ市のほうも府へあっせん下されたとの答弁をいただきましたが、47年産みかんの各学校の給食、また和歌山県のジュースあっせんということも聞きましたが、実際面、各学校の給食、これはわれわれ知らんぐらい効果がなかったほど小規模であった。それから事実、かん詰め用のみかんをあっせんしてくれたが、これがあまりにも工場が遠いために、4キロ6円という値段で引き取られる状態です。4キロ6円では、持って行く手間もございません。

今年はいいろいろあっせんしてくれたけれどもそんな状態で、そんなところへ持って行くならはかすほうがましや、それもじきに金はくれへんという状態です。生産者としては、やはり南松尾、横山、南池田、これがどうしても将来、ジュース、かん詰め工場を建てるべく、柑橘振興会もこれに対して力を入れておりますが、また市当局としても1年も前からこの近くに建ててもらいたい、また岸和田河内長野らがお互いに工場誘致を熱心に請願しております。しかし聞くところによると、これが大阪府下で1カ所とも聞いておりますので、大分熱心にやってもらわんと和泉市にできないとも聞いておりますので、助役さん、ひとつこういう生産状態で困っている、4キロ6円でほかすようなことになっておりますので、どうしても和泉市に加工工場をつくってもらいたいと思いますので、ひとつ大いに努力してほしいのです。

それと保育の問題は、市当局もはっきりと申すことができないと思いますので、強い要望にとどめておきます。

それから農村振興の問題でいろいろ補助関係、市としても農道、水路、また林道と補助をしてきておりますが、実際において、かりに林道のごときは1割もらえたら結構というもんやが、補助をもらうのに検査を受けないかん。その関係で農道にしても、林道にしても改修しなければならないところがありながら補助率が少ないためにそのまま。昔はまた、わがら勝手にやっても、水害がきたらすぐ流れてしまうという状態です。

なおまた現在、人手がないため、近代化設備として山からモノレールを引っ張っておりますが、これに対しても相当大きな費用がかかります。申請しても融資がないとか、これは補助はおまへんか。

- 農林課長(吉岡昭男君) 補助金はございませんが、融資はございます。

- 8番(吉川伊与一君) もうかりがないとかで、モノレールは全部自分で金を借ってやっております。そんな状態ですので、近代化設備についても、やはり府と交渉して補助を取ってもらいたい。どうしても人手がない、若い人は皆出ておらんということで、基礎になる農道とか近代化設備のさく道、モノレールを付けないとどうしても経営ができませんので、その点について助役さん、補助が出なければ融資をあっせんするなどやってほしい。

それと教育関係でございますが、48年度に絶対保育園は収容し切れんやろうから、1年保育、これを幼稚園をつくってくれますな。

- 教育充長(阪東重信君) たまたま今年のそういう一つの実態の中で、福祉と十分協議した結果やむをえない措置だと思いますが、市としても今後、十分ひとつ検討したいと考えております。

- 8番(吉川伊与一君) 検討というが、南松尾では校舎を建てというのではなく、暫定的に何年間か利用すれば……、元の役場空いています。あれを内部改造すればわずかの費用でいけますよ。そうしないと、今年みたいに20何名も入園を断るといようなことはもってのほかだ市の財政からみて幼稚園の校舎建てというきつい要望はしてまへん。幸い、そういう屋敷もあるんやから、それを改造すれば5・60人の園児は入れられる。それをはっきりと答えてほしいと思うのです。大きな要求やないですよ。

- 教員長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

その方向で検討してまいりたい、かよう考えます。

- 8番(吉川伊与一君) 大体やってくれますな。

- 副議長(上代卯之松君) 次に発言順位3番の柏議員さんが都合により最終に回りますのでご了承願います。

なお4番目に質問される山田議員さんと、発言順8番の田中包治議員さんとが順位を交代されましたので、ご了承願います。それで次に7番、田中包治議員さん、お願いいたします。

- 7番(田中包治君) 3点にわたり質問いたしたいと思います。

現在、皆様方もご承知の通り、和泉市の人口増に伴うところの団地対策と、和泉市基本政策につきまして一応、質問いたしたいと思います。

市長の施政方針の中でいわゆる泉北ニュータウンなり、あるいは黒石等の開発計画を積極的に取り組むという姿勢が述べられております。ところが現在の和泉市政の基本的な政策がない関係上、団地ができて道路ができない、あるいは道路ができないために交通公害が起こるといことになってるんじゃないかと考えます。

その意味におきまして今後、特に団地が急増、調整区域が宅地化される中でどういう政策を

行なおうとしているの。またこの団地ができた場合、公共負担をどういうかっこうで、どういう方向で処理しようとしておるのか。また市街化区域内における住宅、相当府中から北信太にかけて相当できております。ところが、こういうところの団地政策につきましても、道路、その他が非常に悪い、進入路もないというのが現状でないかと思ひます。そういう面につきまして、特にこの宅地、団地対策、それとこの税制的なる観点からどういうふうにと泉市が発展しようとしているのか。施政方針のもとにおいて、いわゆる基本的な実施政策なり、どういう考え方で具体的に、積極的に進めようとしているのか。それで果して和泉市の財政が持つていくのか、いかないのか、その点をまずご質問いたしたいと思ひます。

第2に和泉市の普通河川条例と堺養鶏団地の公害についての問題でございます。これは一応法的なる論議のもとでいたしたいと思ひます。ご存知の通り、1級河川なり、2級河川につきましては、河川法の取り締りを受けており、そして和泉市の条例の中で普通河川管理条例が設置されております。この中で河川条例も同じでございますけれども、汚水とか、あるいはあるいはじゃりを取るとかの公害を起した場合には、罰則規定として懲役または罰金制度がございます。ところが、この養鶏団地からとりふんがため池に流れているのが現状でございます。このため池に流れている汚水について、管理者である市当局がどういう考え方を持つておるか、まず、これについての見解を聞きたいと思ひます。

もし、この管理規定が不当な場合は、民事訴訟による賠償規定があるわけでございます。公共団体なり国あるいは公務員の管理の不十分な場合は、これを補償しなければならないという民法上の責任があると思ひます。こういう問題について、どうしてこの管理規定を適用しないのか、あるいは告訴して止めさせないのか、この点についてまず質問いたしたいと思ひます。

第3点は、工事の問題でございます。ご存知の通り、私は和泉市の工事はどういう方向で入れし、どういう方向できてるのか知りませんが、工事というものは、大体設計事務所において日本標準規定の見積りを出し、その中で最低の価格を決める。そして入れするという制度があるのではないか。実際、そのようなことでやっておるのか。また設計事務所において、和泉市の工事の監督あるいは設計書に基づく工事をやっておるのかどうか、これらの点について、もう一度質問いたしたいと思ひます。

それから大体、和泉市の工事が非常に遅れているという実態でございます。たとえば、今度できました第2和泉中学校の問題につきましても、納期が3月31日だと私は記憶しております。ところが、これが全然不可能であろうと思ひます。その措置を市がどういうふうにするか、としているのか。そして規則に基づく賠償金を取るのか、取らないのか、これらについてのご質問をいたしたいと思ひます。

以上、簡単でございますけれども、明快なご回答をお願いしたいと思っております。

- 3番(金沢勝君) 議会運営について。先ほど議長からの説明の中で、柏議員が自らあと回しになるという発言がありましたが、いままでの慣例として、抽薦で行なっているわけで、個人個人が代られることは自由だと思います。しかしながら、自らあと回しになるんだということになれば、今後の議会運営に大きな支障があると思う。皆がそういう態度をとれば議会が運営できない。いままでの慣例として、順番がきて、個人の交代は別として、自分が出席できない場合はアウトになった。私もはねられたことがございます。やはり議員は何日のいつごろに発言できるんだと予期して書類もつくってある。それなのに勝手にやられると、議会運営に大きな支障があると思いますので、この点よきにはからってもらいたいと思っております。いままでの慣例としては、議席におらなんだらアウトだと思います。
- 23番(貝淵博治君) 金沢議員の発言ですが、柏君が最後に回ったのは、やめるということの意味しております。
- 3番(金沢勝君) 了解しました。
- 副議長(上代卯之松君) ここで暫時休憩したいと思います、ご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
それでは暫時休憩いたします。
(午後2時56分休憩)

(午後3時38分再開)

- 副議長(上代卯之松君) それでは休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。田中包治議員さんの質問に対し、理事者より答弁願います。
- 総務部長(坂口礼之助君) それでは田中議員さんのご質問に対しまして、まず第1の急増する団地対策の問題についてお答えいたしたいと思います。
いわゆる団地が形式される段階では、その団地内における道路等の形成は別としまして、付近の主要道路の隣接等についての実態においては、何ら考慮しないで行なわれているのではないかとご指摘がございました。この点につきましてはご指摘の通りでございます、たとえば、旧来のすでに飽和状態になっておる道路に出入口を持つ団地がかなり大規模なものによって開発されて、したがって、その団地から発生する交通量あるいは人の動き等が、旧来の道路だけではさばき切れれないという、変則的な部分的開発が行なわれてきておることが実態でございます。

その点につきましては、かねてから、われわれのほうでも旧来の道路の拡幅あるいは都市計画道路の新設等の方向付けをすべく計画もし、事業着手もしてまいっておりますが、なかなか幅員の広い道路を1本つくるには長年月を要しまして、現在、団地開発のほうが先行し、旧来の道路等の改修については、あと追いのようなかっこうになっておるといことで、非常に残念に思っておるわけなんです。そういう形での開発については、今後とも旧来の交通体系を十分勘案しながら開発の方向を打ち出してまいりたい、かように存じておるわけなんです。

第2点につきましては、これらの団地開発と関連いたしまして、開発に伴う公共施設の整備充実等に対する負担金は一体どのように考えているのかというご質問のように存じますが、この点につきましては、横田議員さんのご質問にもお答えいたしましたように、現在、いわゆる市街化調整区域内の開発と、市街化区域内の開発とに区分いたしまして考え方を整理しておるわけなんです。線引きが終わったあとの調整区域内の大規模な開発は、いまのところございませんが、その線引きした時点ですでに宅地造成事業法ですか、旧法によって許可を取っておりました業者に対する負担につきましては、かなりきびしい負担をさせております。団地開発に伴う団地内道路並びに既設道路との関連道路あるいは団地内における下水排水等の諸施設、それから一定の比率により確保されるべき公園施設等につきましては、全額施行者側に負担させてやっているわけなのでございます。それから発生してまいります児童生徒に対する義務教育施設あるいは保育園等についても、国、府等からいただける補助金は当然、取ってあげるわけなんです。国の補助基準に対して充当される一定の起債率がございまして、それからほじき出した起債の2分の1だけは市側が負担しましょう、その他の諸経費の一般財源充当額であるとか、あるいは起債の2分の1に相当するものは、すべて業者負担という形で現に進めておるわけなのでございます。

したがって、学校建設をする場合にも、用地は築造成まで行なった用地を無償で市に提供させていただきます。学校の施設については、先ほど申し上げたように、国庫補助金なり、府の補助金はもらってあげましょう、決められた起債のワクの半額は市が負担、それ以外は一切、業者負担によってしていただくという形で進めてまいっております。

ところが市街化区域内における開発の中で、住宅公団等の大規模な公的機関における開発につきましては、いわゆる義務教育施設につきましては、公団側が全国的な1つの基準を持っており、その基準の中で、できるだけ市に有利な方法でいろいろと折衝して取り組んでいっているのが現状でございます。

1番問題になりますのは、あとに出ておりました府中から北信太に至る線一帯におけるスプロール開発に対する公共施設負担でございますが、残念ながら、現時点までは野放しのような

形になってきたわけでございます。一応、建築基準法に基づく規制はしてまいっており、大阪府に定められた市街化区域内における開発指導要綱があり、その基準は守ってきていますが、少なくとも、公共負担は規模が小さいという形でいまでは見逃されてきたのが実態なんです。当初、出されてくる開発計画は規模は小さいが、そんなのがたくさん出てきて、でき上がってみたら2百戸、3百戸という住宅が建ち並んでくる。そこから発生する児童生徒に対する教育施設の充実等については、全面的に市で負担してきているかっこうになってしまったわけですが、現在、市街化区域内における小規模開発についても、一定の公共施設の整備基準というものを設定し、関連公共施設に対する整備費負担の原則を決めていこうということで現在、関係部課で数回にわたって内部協議を続けてまいり、間もなく成案ができると思います。成案を得ましたら、議会の開発事業対策特別委員会のほうにも付議し、案を確定して、1日も早くその案をもって小規模の市街化区域内における開発にも対処しようと存じておるしだいでございます。開発指導要綱の細部にわたりますははまだ十分の整備もできておりませんし、所管の委員会にも何らご協議申し上げておらないので、ここではちょっと説明を省略させていただきたいと思っております。

それから次の財政上では、一体こういう開発はどうなるのかというご質問だったと存じますが、現在の地方税法あるいは地方財政法等からみて、いわゆる住宅、住宅宅地の開発というのは、市単独の財政面では、決してそう大きなプラスにはなりません。ご承知の通り、住宅でございましたならば、3.0割未満は特定の減免措置もございまして、こられる方々は、何というか、比較的中級以下の方々が多うございまして、いわゆる大会社の社長という方々は、そういう住宅に入ってまいりませんので、市民税収入等についても標準そこそこということになります。したがって、現状の税制で固定資産、償却資産あるいは法人税等、かなり大きな収益をあげる事業関係の開発立地から比較いたしますと、たしかに税制、財政のうえではマイナスになるというのが現実でございます。したがって今後、基本的には、このようなベッドタウンといわれるような開発は阻止していかなければいけないんじゃないか。決して人口がふえることだけが1つの開発だという受け方方をしておっては、やはり、将来の市の財政に対しましてはプラスにならんという考え方を持っておるわけです。

以上、第1点についてのご質問にお答えいたします。

- 7番(田中包治君) 大体わかりましたが、実は施政方針の中で卸売団地等を積極的にやるんだと述べておられますが、地域的に非常に離れた土地なので、おそらくここでやると大きな障害が起こってくるんじゃないかと考えます。

もう一つ、こういう団地政策、特にあまり特例のない人、和泉市は天王寺から20キロ、電

車で20分といういいところではございますが、どないしてもこういうとこへ持ってきやすいところが年に1万以上の人口増があっても、それに伴って税収があがってこないとなると、現在の市民感情としても、また市民にとっても不利だ。各議員からやかましく言われている赤字団体の転落という、非常に見にくいかっこうになるのではないか、ここらが1番心配だと思います。

それから私、1番不思議に思うのは、池上から向こうへずっと続いている昭和団地、あれほど大きな住宅地をつくりながら進入路もない。そうかといって、中の道についても全然舗装もしておらないが、道の補修を一体、どこでやってるのか。市道になってるのか。個人の私道になってるのか。ここらの関連をもう一度うかがいたいと思います。

それからもう1つ、今度、和泉台の小学校がつくられますが、非常に金がいると思う。起債の2分の1、どれぐらいか知りませんが、学校なり、幼稚園をつくる場合には文部省の指導要綱がある。この要綱に伴うお金というのは一体どうなっているか、再度質問したいと思います。

○ 総務部長（阪口礼之助君） お答えいたします。

まず、施政方針にいわゆる開発計画を積極的に取り組むとうたってございますが、この点について、もうちょっとふえんして説明させていただきます。まず、泉北ニュータウンの新住宅市街地開発事業と取り組んでいくという姿勢を持っておりますが、このニュータウンの開発によりまして広域的な施設、ご承知の通り、あそこには泉北高速鉄道が予定されておりますが、現在の計画では堺市領域内にとどまっております。われわれの考え方は、このニュータウン開発と関連して、何とか鉄道を和泉市内にまで導入していこうという含みがございまして、それらのものを中心とした和泉市内における交通体系の整備のうえにおいて、このニュータウン開発と関連させて、上部団体における資金の導入を図っていこうという考え方が内在しておるわけなんです。

それから住宅供給公社の団地計画についても一応、受け入れて積極的にやろうという考え方の中味には、この住宅供給公社の団地内には、府営住宅、公営住宅がかなりたくさんございます。ご承知の通り、和泉市には単独の公営住宅については、ここ数年来、伯太の改良住宅と取り組んでまいっております。48年度も唐国団地に一部やっていきたいと存じておりますが、何分、公営住宅の建設となりますと、かなりの財政負担がかかってくるわけです。したがって市内における勤労者の方々の公営住宅の確保ということは、現在までまことに不十分な状態でございます。府営住宅等を供給公社の団地計画の中に設定し、そこに入居する権利というのを和泉市民にできるだけ高率に確保しよう。これは開発事業対策の委員長さんあたりは8%まで確保するんだと頑張っていたいただいておりますが、そうした勤労向けの住宅を確保する政策の一

端との考えからやっているわけなんです。

また黒石山の開発関係についても、かねてから、この地域を学園研究都市の機能の充実に持っていていこうという含みがございまして、そうした意味での取り組み方を積極的にやっいていこうという考え方を持っているわけなんです。

それからいまの昭和住宅のところに道路がございまして、これは既設の市道は当然、市で管理しておりますが、新たにつくられた道路については、ほとんどが建築基準法による道路指定をしてある道路だろうと思います。そうしたものにつきましては、市で直接維持管理はしてございせん。市道として直接維持管理する場合は、議案として提案し、市道としての認定をしていただくことが前提となりますので、認定していただいてない道路につきましては、その団地を造成された会社、もしくはその自治会等の自主管理ということになっております。

- 7番(田中包治君) わかりました。それでは日本住宅公団とか、非常に市に対してプラスにならないものは誘致しないという。
- 総務部長(坂口礼之助君) いたずらに、住宅団地の造成を積極的に促進していくという考え方はない、こういうことでございまして。具体的に住宅公団は誘致しないということにつきましては、単独では判断しかねる面がございまして。そういう事例につきましては、その都度協議させていただいて、どうするかという意思決定を議会とともどもにやっていきたいと思っております。
- 副議長(上代卯之松君) 土木課長。
- 土木課長(中尾宏君) 答えいたします。

ご質問のため池の管理でございまして、これは法的な管理権者と実質管理権者とは成り立っていないかと思っております。法的管理権者は市で、実質管理権者は水利権者でございまして。和泉市の普通河川の管理条例の範囲は、河川のみでなく、ため池とか、貯水池の所有権が国とか市有に属するもので対象になっております。内田の養鶏場の北側にあるため池、ご指摘の池は新池と橋ヶ谷池ですか、その2つの池だと思いますが、これの汚水放流については当然、市の管理条例の行為の禁止に該当いたします。それらの点から私のほうでも実態を調査し、また地元の水利権者とも協議いたしまして、行為の禁止の4条の発動と私たちも申しておりますが、それを行ないたいと思っております。

- 7番(田中包治君) この問題に河川法との関連と、普通河川の管理条例と2つの関連があると思っております。というのは、養鶏団地ができたのは約7年前かと思っておりますが、その間、鶏ふんの汚水がため池に流れ、そしてため池がへどろになった。そのため酸性ですから堤防がいたんでくる。またたんぼにふん尿が入ると青くなって米がとれない、こういう実態だと思います。したがって、こういう実態を7年間放置しておったということについては、条例もありますし

こういうことがもし許されるとするならば、もしため池が決壊した場合、いまおる織布工場がのまれてしまうのは火を見るよりも明らかなと思います。条例で汚水あるいはそこへ放ったらいけないという規定がありながら、これを放置したということは、市の管理者としてどういう考え方を持っておるのか、助役とか、上部の人々に聞きたいと思います。

それから4・5年前にやかましく騒いだときに、養鶏団地から2級河川の松尾川まで市との協議のうで流しておるんですが、少ししてから、全然使いものになりませんとなっておりますが、こういうものを敷設して汚水を松尾川に流しておったという実態について、市当局者は河川法の問題をどういうふうに考えておるかということです。そしてこういう問題が1日も早く解消するためには、浄化装置の問題はあるとしても、一体、市の管理者は何を考えているのかと言いたい。やはり、条例の中では懲役と罰金制度と2つあるわけです。河川法でも2つあるこの問題について、市がどういう態度をとろうとしておるのかということと、私は民法上からいっても非常に問題があると思う。国及び公共団体あるいは公務員が監督の不十分、設備の不十分によって起こった損害については、当該団体が責任を持って補償しなければならないとなっております。こういう問題との関連のうえにおいて、市の上層幹部である管理者として、この問題をどう処理し、どう対処しようとしているのか。

もう1つは、聞くところによると、うそか本当か知りませんが、府の幹部から市の公共用地で使うんだから払い下げの書面を出すように昨年末にきておるとかの話も聞いておりますが、実際、これを出したのかどうか。また養鶏団地側は結局、そういう文句を言うなら市へ言って下さいという言葉を出しておるそうです。結局、市と養鶏団地が共同して何か悪だくみのような感じを受けるというのが実態なんです。

もしこういう問題について、これが売却された場合、いままでに起こったいわゆる損害補償その他は一体どうなるのか、結局、食い逃げされるのではないかということと、それから鶏ふん汚水がずっと農水路を通して河川まで流れる関係上、周期的に夏から秋にかけてはえが蔓延して、家の窓や戸を締めないと御飯も食べられないという状態の中で、衛生的見地からいっても、市当局者はどのような対策を講じたのか、もう少し詳しいご説明と今後の対策をお願いしたいと思います。

○ 建設部長（中塚白君） それでは土木課長がお答えいたしましたことに付け加えまして、私のほうからお答え申し上げます。

ちょっとお断り申し上げておきたいのは、いわゆる養鶏団地そのものに関する問題については、これはいろいろ各セクションにまたがりまして、私のほうの河川管理条例に基づくことということでひとつお聞き願いたいと思います。

実は先ほども7年間、放置しておったということなんでございますけれども、実質のため池管理をやっているのは水利権者でございます。これが財産区財産ということで市有地にはなっておりますが、ご承知のように、その処分は65%までが地元の水利権者が持っておりまして、そこから発生する問題、もっと早い時点に何らかの手が打てたであろうと思いますが、実質上の管理者である水利権者からの向うの意思表示がなかったのは事実でございます。それが故に今日まで延引しておったのだと思いますが、さりとて、もしそういうことで汚水が流れ込んでおるといことになりますれば、当然、ご指摘のように管理条例に抵触することは事実でございます。そのへんからみ合わせを十分検討いたしまして、遅ればせながら再調査させていただきたい、かようにお願いしておるわけでございまして、ひとつそのへんをご賢察願ひしていただきばらくの調査期間を与えていただきたい、かように存じます。

○ 7番(田中包治君)建設部長は要請がなかったと言われますけれども、あれほど騒いだ事件はなかったと思う。私たちも検察庁まで行ったし、その点はわかると思う。ただ、当時のことを言っても仕方がないから言いませんが、いろいろと市の団地誘致政策の方向の中で犠牲になったということでは、はっきり申してね。いまさら昔のことは言いませんが、それから再度、いろいろと文句がいったので、河川までパイプをおろしたはずですよ。知らなかったという話は通らぬと思う。これは逃げにも等しい。そんなんやったら、どうして市が仲へ入ってパイプを松尾川まで敷いたか、部落の町内会と市が協力してやったはずですよ。そういうことをしながら市が知らなかったとは、管理条例に引っかかるやないか、あまりごまかすのもどうかと思う。

しかし、事件はここまできておるんですから、いまさらどうこう言いませんが、今後、市としてどういう態度で臨むかということをはっきり助役なり、その担当者から聞きたいと思う。

そしてため池の条例についても管理条例の解釈からいけば、所有者がどうこういうんじゃない、用水路とか農水路は全部国有地なんです。だから、あの前は国有地が全部引っかかっている。その場逃れの答弁は避けてもらいたい。ただ私が言いたいのは、今後どう処理していくのか、また売るとか、市が出してるから、食い逃げのおそれがあるという問題、現在、堤防などが相当痛んでおるので、これらの問題にどう対処するのか。でないと、河川の堤防を決壊させて、そこから起る賠償の請求が当然起るだろうし、市と養鶏団地側が負担しなければならぬとか、あらゆる問題がからんでくるので、そういう事故のないように、市として事前の方策としてどうするのか、助役からお聞きしたい。

衛生問題ですが、鶏ふんの汁が年がら年中、流れておっただけが憂延し、家を明けられないことははっきりしている。あれほど騒いだのに衛生が知らなかったというバカな話はない。結局、あの消毒というものをどう考えてるのか。乾燥場から常時流れておるのですが、それに

対してどういう措置をし、どう考えてるのかを聞いている。

- 助役(辻忠夫君) 養鶏団地につきましていろいろ承りましたがあの団地があそこにきたとき、私、前にお世話になっておった当時でございますが、あれは市は全然誘致しておりません。地元からたすき掛けで反対にこられた方々にも私は申し上げたんですが、地元の方がお世話をされて、養鶏団地がくることを承知で売ったと私、聞きました。皆さん方がたすき掛けで市へくることが間違っておるんじゃないかと申し上げ、わかったということで引き揚げていただいたのでございます。

その後、非常に悪臭が出る公害があるんじゃないかと聞き、これは市のほうでも見逃すわけにはいきませんので、いろいろあの業者と担当者が話し合い、あれこれ策を講じましたが、一向にその臭気は取れないので、今度、いまやっておる乾燥場の処理をし、どうやら悪臭の心配はなくなったということでございます。

しかし、いつまでもあそこにおられたのでは、市の発展上支障があるということで、私も何とかあの団地を他へ持って行ってもらえないかと直接交渉いたしました。ところがあれは国の補助もかなりもらっておるので、ただ口でどっかへ行ってくれんかということだけではいけない。そこで市のほうから、いままで要求しておるようなことを公文書で組合長あてにいただいたならば、現在、他に移転する候補地も考えておるので公文書で出してほしいという要求がございましたので、先ほど議員さんが言われたように、他へ移転してほしいという要望書は市長名で出しております。

その後、これについて移転をすとも、いつごろするという返事も何もございません。先ほど言われた市と業者と話し合いをされ、なれ合いで何とか動きそうであるという話ですが、これはなれ合いでも何でもございませぬ。ただ市としては、市の発展の意味合いから他へ移ってくれという要求をただけでございます。

それから池のほうへ汚水が入ってるということについては、私、承りまして申しわけなると存じます。できるだけ早い時期に団地とも話し合いいたしまして早急に処置をしたいと考えております。

- 産業衛生部長(宇沢清君) 衛生面のはえの駆除でございますが、私から総括してお答え申し上げます。

環境衛生上の法規的に照し合わせた場合、少なくとも、占有者の責任において駆除を徹底させなければいけない指導を衛生課として持っております。ただ、家畜のし尿につきましては、農林関係に畜産担当の参事がありまして、それが絶えず防疫あるいは消毒等の指導徹底を図っておるしだいでございます。一昨年も私も、はえの発生で相当苦情が地域住民から受け、さ

っそく今年も越冬駆除をやりましたが、年に数十回は養鶏団地が消毒しておくことは事実でございます。薬剤のあっせんとか、指導まで私ども、やっております。というのは、強い薬剤が使われた場合には汚水、養鶏に対する被害等もございますので、十分保健所等の関係も協議いたしまして、その使用等の問題、散布の状態等を十分検討したうえ、養鶏団地のほうで数十回は行なわせているわけでございます。現状、今年にかけてもはえとか、うじとかは越冬駆除を徹底させておりますので、今後も、はえ、うじの発生につきましても強力に指導を行なっていくたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 7番(田中包治君) 助役は悪臭は乾燥機が付いてないからと言われますが、同じことです。風が吹いたらいかんのです。うちら、近くなんでよくわかりますが、実際あることは事実だし、やかましく言われている。ないと言われるなら、きてくれても結構ですが、西風が吹けば、相当悪臭があることは事実だと思います。

これから微致については、いまさら論議しても仕方がないと思います。しかし私たちが検察庁へ引っ張られたときにはそういうんじゃなく、賛成、反対の話がいろいろあって、関戸議員が農地委員会へ、あの問題について部落の承認がとられないまま府庁へ出されております。申請書については、死んだ人の名前で賛成の署名をやられてるということは知らなかったのですが、検察庁の取り調べのときに、そういうことがあるのでということでやられておりますのでいまさら論議したところでしょうがありませんが、とりあえず汚水それから池の堤防が悪くなったのをどうするか、悪臭、これらの問題について検討し、後日、その結果についてのご報告を願いたいと要望いたしまして、終わりたいと思います。

- 副議長(上代卯之松君) 次の答弁。
- 建築課長(逢野一郎君) 第3点につきましてお答え申し上げます。

まず第1点の入札方法の前に各課からの依頼を受けるシステムを先に述べさせていただきます。まず、工事依頼書と規模、予算等について一応、依頼を受け、私どものほうで基本設計を行ないまして、その基本設計業者に委託、これは小規模なものについては、見積り入札を行っております。工事につきましては、あくまでも指名競争入札を行っております。

第2点の管理についてでございますが、原則として市の職員が行っております。しかし、最近の事業量の増大等により一部、大規模な工事については常駐管理あるいは一部委託を行っております。

第3点の第2和泉中学校の工事の件でございますが、このことにつきましては、建築に着工した時点で隣接の道路について若干の問題があり、工事の着手が遅れたものでございます。それに最近の資材の高騰、不足によるところが非常に大きいわけでございます。特に現在、セメ

ントの不足も加って遅くなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

- 7番(田中包治君) 第1点の設計事務所に工事を委託した場合、日本標準規格に基づいて設計金額が出てくると思うのです。この何%下が入札の最低価格となるのか。

それから私たち、よくあちらこちらで役員をやって、建設委員なんかやるのですが、設計事務所での最後の電球の1個までトータル計算で出し、その金の何割かの上へ上げたやつが最低基準として公開入札するのが民間がやってる原則だと思いますが、そういうことはやらないのかどうか。

それと特に私、痛切に感ずるのは、教育委員会と建築のパイプが止まっているのではないのかこの点、もう少しうまくならんものかどうか、まず、そこらからお聞きしたい。

- 建築課長(逢野一郎君) ご指摘の設計事務所から出てきた金額につきましては、私どもの一応の基準に基づいてチェックし、それから工事価格を入れてる現状でございます。議員さんご指摘の最低価格は、そういう形でチェックはしております。

それと第2点の建築と委員会との関係でございますが、生はども申し上げましたように、工事依頼書をいただくと同時に、規模、予算等も記入していただいておりますので、基本設計を出す際に、主管課とも十分協議を行っております。

- 7番(田中包治君) よくわかりました。私、心配するのは、工事が非常に乱雑であると、ちまたのうわさに聞きますので、ところについて、何とかの方法を考えてもらえないか。あくまでも設計事務所において設計し、その中で価格を決め、そして最低価格を決め設計管理の最後まで、その設計事務所が行なうのが原則ではないかと考えております。そうでないと、皆様方とはいかに提携があろうともやはりだまされる。そういう関係上、電灯のスイッチが横に付いてみたり、そんな工事が各所にみられている。非常に多額の金を使うところでございますから、市民の疑惑にならんような方向で工事を美施していただきたい。

最後に第2和泉中学校の問題につきましても、すでに3月8日にできるやつが間に合わずプレハブで授業開校をしなければいけないという実態を考えた場合、いかにずさんであり、いかに計画性がないかははっきり言えるんじゃないかと思っておりますので、その点を特に要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

-
- 副議長(上代卯之松君) 次に26番勝部議員さん、お願いいたします。
 - 26番(勝部津喜枝君) 和泉市の48年度予算についての基本姿勢をお尋ねいたします。まず第1点、町づくりの問題といたしまして、都市計画の障害物である自衛隊の基地撤去に

ついて、昨年8月の議会で返還の手続きをする旨の答弁をいただいておりますが、その後、具体的にその手続きをなされたのかどうか。また同時に跡地の利用についての計画は持っているのかどうか。その点につきまして、総合基本計画の構想は大変不明確であると思います。この点についてのご答弁をお願いいたします。

第2点に、公害をなくす立場から私、昨年の議会で藤木市長は国際空港の問題について、わが市の経済情勢等が賛成であるという態度を表明しておられますけれども、その後、反対の住民運動や、また情勢の発展の中で、この点については、考えてみなければいけないというふうになってきております。昨今、泉南をはじめ岸和田、泉佐野等でもいろいろ問題が出てきておりますが、この際、和泉市として、国際空港の計画、設置に対しては反対の態度を明確にとる必要があるのではないか、この点についてお尋ねいたします。

第3、財政問題について、48年度の一般会計当初予算は79億余となっておりますが、これに対して、48年度末の起債の合計額が約58億と思いますが、この当初予算に比較して66%が起債になるということです。また47年度に52億円の債務負担が残っております。また現在、32億の開発協会が取得した土地の残りがありますが、市が買い取る見込みがあるのかどうか。こうした点を考えるとき、施政方針の中に財政の健全均衡を維持する姿勢を前提とすると書かれておりますが、果してそうしたことを確信を持って言えるのかどうか、明快なご答弁をお願いしたいと思います。

第4点、同和事業についてお尋ねいたします。昭和46年度には、同和促進協議会の費用として6百36万円が計上され、不執行のままとなっております。48年度の予算には計上されておませんが、現在、地元住民の意見や意思が確認されないまま行なわれておる。憲法と地方自治法に反する窓口一本化を、このまま今後とも続けていくのかどうか、この点お尋ねしたいと思います。

第5点、議会費についてですが昨年12月、付帯条件付きで審議会から値上げの意見が出され、非常に議会の中でも問題がありましたが、今度の予算でも議員の費用弁償等が計上されております。共産党としては、こうした費用弁償については、市民の感情、またいろんな点で反対していきたいと考えております。この費用弁償について取り下げる意思はないかどうか、お尋ねしたいと思います。

第6点、民生福祉についてです。昨今からの自ざましいインフレと生活難の中で、相変わらず和泉市は生活保護が2級地になっておりますが、こうした点について、福祉事務所長は努力されておるとは思いますが、いま一度、ご意見を承りたいと思います。こうした生活保護の級地につきましては、非常に他の点にも影響を与えることが多いので、近隣各市がすでに1級地

となっておる現在、和泉市も早急に1級地になるよう、さらに努力していただきたいと思
います。

福祉についてもう1点、朝からの横田議員の老人福祉問題の答弁の中で、和泉市立病院の事
務局長さんが、老人福祉の中で医療費の無料化に伴って病院の中に非常に老人が多くなり、ま
た民間の病院等で矛盾が多く出てきておるといってお答えでございました。この点から私はつく
づく考えますのに、いままで非常に遅れていた老人福祉問題が、各自治体のたくさんの男女
や住民運動の中で少しずつなされてきておる中で、老人福祉の精神を非常に否定しているよう
な発言であると思います。この点ははっきりと事務局長さんにお尋ねしたいと思
います。そうし
たことのうゑに立って、和泉市立病院に1日も早く産科、婦人科の設置をしていただきたい。
またこの点について、具体的にはどういう手続きなり、段取りがなされているのかどうか、お
尋ねしたいと思
います。

第7番目は教育費の問題です。父母負担の軽減は従来からやかましく言われてきてお
りますが、今年
の国家予算等をみましても、教育費につきましては、その教育条件の充実などにお金
をかけないで中教審の具体化を図る政府方針がみられます。そうしたときに、先ほど教育長は
教育費の負担軽減については、教育費の増大等によってもやはりにくい点があるとい
うお答え
でしたが、私としてはそういう積極性のないお答えでは困りますし、もっと真剣に父母負担の
軽減については考えていただきたい。

また48年度9百万円の予算で検尿とクラブ活動に計上したということですが、こうしたこ
とは父母負担の軽減の根本的な解決策ではないと思
いますので、お答えをお聞きしたい。

第8番目に、48年度予算に会館建設費が計上されておりますが、この会館は一体どうい
うものか。また労働会館はあるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思
います。

最後に9番目として、水道の特別会計でございますが、赤い水と高い水で悪名高い和泉市の
水も、今年
の予算でさらに4億5千6百万円の水道会計の起債が組まれておりますが、どうい
う使い道をされるのか。起債の利息がさらに住民へのしわ寄せになるのではないか、この点に
ついてお尋ねいたします。

以上、再質問の権利を留保して終わります。

- 28番(坂上国治君) 議事進行。ただいま勝部議員から現在ここに書いてあるのはごくわ
ずかで、いろいろと質問されたが、今後、一般質問する中において、そういうことでずらりと
並べて質問していいのかどうか。もし、それでよかったら、われわれもそういう方針でやっ
ていきたい。何も多く並べて書く必要がないんだったら、そこらの点ははっきりしてほしいと思
います。

○ 18番(直村静二君) これは議運において相談され、今回から「その他」とか、「市政一般」というのはなくしていこう。議会の実質審議を充実するためという申し合わせがありました。こんな年間予算の予算書、総務費から全部ある。やはり、一般質問の権利があり、しかも38年度当初予算ですから、勝部議員が言った9項目程度の質問は、何ら議会の進行を妨げることはないと思います。そのへんのところを十分考えてやっていただきたいと思います。

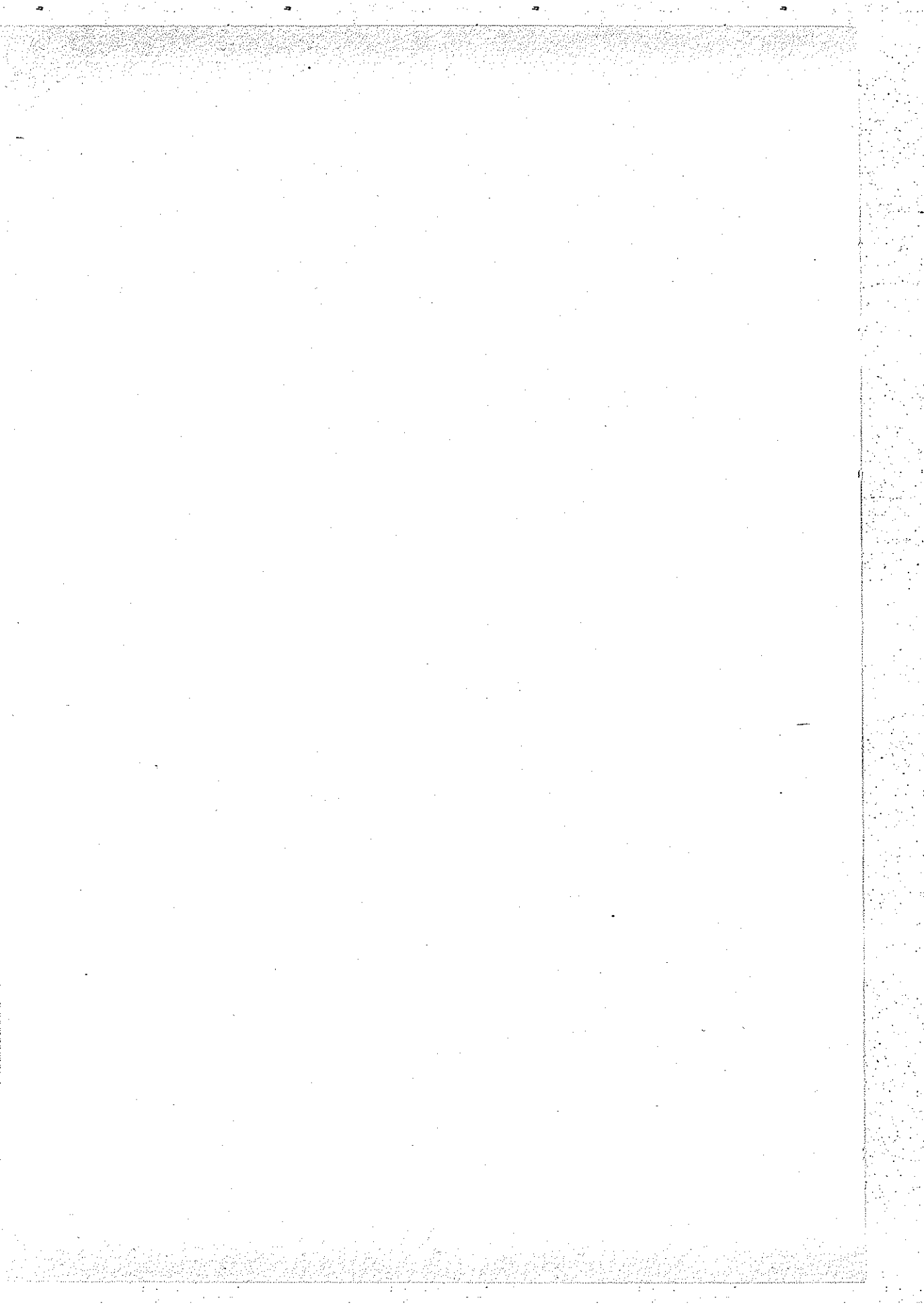
○ 副議長(上代卯之松君) 今後はひとつ明確に書いていただくようお願いいたします。おはかりいたします。ただいまの勝部議員の質問は9点ほどございますので、時間も非常に迫っておりますので、答弁を明日に回したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。長時間まことにご苦労さんでございました。

(午後4時38分散会)

第 3 日



昭和48年3月14日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(21名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

欠席議員(5名)

5番	竹下義章君	21番	柳瀬美樹君
9番	出原武司君	28番	坂上国治君
17番	山田清二君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

助役	辻忠夫	水道部長	神田平吉
助役	藤田利	病院長	岩崎峭
収入役	橋本炳	病院事務局長	竹内潔
総務部長	坂口礼之助	隣保館長	高橋正弘
同和対策部長	佐原行雄	消防長	和田増義
市民部長	小林一三	総務部理事 (財務担当)	庄司清
産業衛生部長	宇沢清	総務部次長	西川喜久
建設部長	中塚白	福祉事務所長	山本武雄

建設部次長	林 德 次	保健衛生課長	大 宅 清 臣
水道部次長	田 中 稔	交通公害課長	内 田 潔
病院事務局次長 兼庶務課長	平 野 誠 藏	計 画 課 長	大 浦 行 雄
庶 務 課 長	杉 本 弘 文	土 木 課 長	中 尾 宏
企 画 課 長	橋 本 昭 夫	建 築 課 長	逢 野 一 郎
人 事 課 長	門 林 六 男	区画整理事務所 所 長	中 西 淳 富
財 政 課 長	北 野 敦 雄	開 発 課 長	白 川 保
資 産 税 課 長	吉 田 日 出 男	会 計 課 長	片 桐 武 雄
市 民 税 課 長	吉 田 利 秀	営 業 課 長	高 橋 新 平
納 税 課 長	吉 田 種 義	工 務 課 長	福 本 喬 久
庶務課参事 (広報担当)	竹 田 明 郎	経 理 課 長	守 田 勇
推 進 調 整 課 長	萩 本 啓 介	業 務 課 長	藤 原 光 夫
〃	生 田 稔	隣保館事務長	富 田 宏 之
〃	浅 井 隆 介	消 防 署 長 兼 次 長	南 口 主 雄
市 民 課 長	田 中 二 三 夫	監 査 委 員	堀 田 徳 治
社会児童課長	森 保	監 査 事 務 局 長	西 岡 正 志
福 祉 課 長	山 村 昇	選 管 委 員 長	味 谷 日 吉
商 工 課 長	岩 井 益 一	選 管 事 務 局 長	青 木 孝 之
農 林 課 長	吉 岡 昭 男	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
農林課参事	青 木 太 郎	教 育 長	葛 城 宗 一

教育次長	阪東重信	学校教育課参事	角谷泰夫
〃	乾武俊	農業委員会事務局長	松村吉堯
総務課長	紀之定 藤与茂	開発協会事務局長	西川武雄
学校教育課長	唄幸治	開発協会事務局次長	山本俊兼
指導課長	吉見豊	開発協会参事 (総務担当)	藤原永一
社会教育課長	広岡史郎	開発協会参事 (用地担当)	宮本福秀

○

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 井谷義雄
次長 北野丈夫
調査係長 大塚俊昭
議事係 西垣宏高

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和48年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月14日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第10号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	
2	議案第11号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	
3	議案第12号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	

日程	種別及び番号	件名	摘要
4	議案第13号	和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	
5	議案第14号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
6	議案第15号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第16号	和泉市家畜診療料条例制定について	
8	議案第17号	和泉市災害見舞金等支給条例制定について	
9	議案第18号	和泉市立保育園条例の一部を改正する条例制定について	
10	議案第19号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
11	議案第20号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定について	
12	議案第21号	和泉市消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第23号	青年学級開設について	
14	議案第5号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算	
15	議案第6号	昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
16	議案第7号	昭和48年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	
17	議案第8号	昭和48年度和泉市病院事業会計予算	
18	議案第9号	昭和48年度和泉市水道事業会計予算	

第一回和泉市定例会第三日

(3月14日)水曜日

(午前10時25分再開)

- 議長(松尾千代一君) おはようございます。たいへん長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には連日にわたりまことにご苦労さんでございます。

それでは本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

現在、ご出席の議員さんは14名でございます。欠席届けのある議員さんは竹下議員さん、遅刻届けのある議員さんは出原議員さん、山田議員さん、坂上議員さん、3名でございます。その他の方につきましては、間もなくおみえになるものと思います。現在、14名でございます。

開 議

- 議長(松尾千代一君) ただいま報告のとおり、出席議員14名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは昨日に引き続き一般並びに総括質問に入ります。昨日の勝部議員の……。

(「議長議長」と呼ぶ者あり)

はい、どうぞ。

- 25番(藤原要馬君) ちよつとお待ち願います。昨日、議長はお休みであつたんですけれども、議会運営上の問題でちよつと発言があつて、その結末がついてないと思いますので、一言、ここで発言しておきたいと思ひます。

昨日、副議長は今度の質問に対しまして、個条書きについては、親切にやつてもらつたというお礼を申されたんですけれども、勝部議員が発言したときに、ここに出ているのは2項目か3項目ですが、9項目かの質問があつたために、坂上議員から意見が出たわけでございます。それに対する反論的な意見として、直村議員から、議運で決められたんだからという発言がございましたんですけれども、各議員さんが全部项目的に書いておるんですから、議運で決められたからというのはちよつと疑義があると思うんです。それとともに8月定例は総括質問が入っておりますし、勝部議員も48年度予算についてと出しておるわけですから、これは総括質問として取り上げるべきだとは思ひます。ただ、総括質問なれば、各項目の中で何ページのどここと明記して質問しなきゃならんと思うんですけれども、これが抜けておつた。ひ

とつ今後はそういうことのないような方法を講じてもらわんと、過日の議運の申し合わせは無効になるんじゃないかという懸念をいたしましたので、一応、議長のご配慮を願いたいと思ひまして発言いたしました。

- 18番(直村静二君) 藤原要馬議員から解決の手順まで含めて発言された。これはまことに結構だと思いますけれども、私が申し上げたいのは、議運の話し合いの際、その他とか、市政一般とか、政治姿勢とかいうだけではぐあい悪いん違うか。それについては申し合わせでやろう。さらに会派でしぼってくれということだったと思います。ただ、あえていうならば、発言通告というものは、総括とか、代表とかいうことばはないんです。質疑、一般質問、緊急質問と、活字で載ってるのはその三つだけですからね。その点をあえて云々するところにも一つは問題がある。さらにもう一つは、共産党の議員団としては、48年度当初予算につきましては、総括的な質問をすることは当然のことだと思っております。議会の事務局長も、ちゃんと内容についてはチェックしてくれということも議運で決められている。ですから、事務局長も目を通してることだと思うんです。議運で申し合わせたことをだれが実行するかといえば、事務局長が具体的な手続をやるんです。しかも議運の申し合わせで、チェックというと大げさになるから、把握しなさいということまで言うてあります。したがって、十分把握されて出ている問題ですからね。まあしかし、今後、いろいろ問題がありますので、間違いないように、またわれわれもわかるように、種々改善するという点には賛成します。

以上です。

- 議長(松尾千代一君) ただいま藤原議員さんと直村議員さんから発言がございました。今回の議運につきましては、皆様方に協力的なる姿勢になっていただき、私も非常に喜んでおります。この件については、今回は事務局長のほうにおきましても不行き届きのところも多少あったかと思ひます。今後、こういうことのないように十分気をつけてまいりたいと思ひますので、今後ともよろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは昨日に引き続きまして、勝部議員の質問に対する理事者側の答弁を願ひます。理事者におかれましては、明快にご回答賜りたいと思ひます。

- 助役(辻 忠夫君) それでは私から最初の二点についてお答え申し上げます。

施政方針の中で、自衛隊の演習場の払い下げのことについて何ら触れておられないがどうか、こういうように承りましたが、現在、演習場は自衛隊がその用に使用されておるものでございまして、市のほうで演習場を払い下げてもらふ意思は、現在ございません。

二番目の航空基地の問題について、市長は以前賛成したが、その後、どういふ考えかという

ご質問でございます。予定されておる地点の近くの市でも現在、賛否両論あるやに聞いております。当市におきましても、この問題については、総務委員会で継続審議中でございますので、現時点で理事者として賛成である、反対であるという時期でない。もう少し静観をして検討をいたしたいと存じます。

- 総務部理事（庄司 清君） 三点目の問題につきまして、お答えさせていただきます。

市債が53億でございます、60%以上当初予算の……。

（「ちょっと議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（松尾千代一君） はい、直村さん。

- 18番（直村静二君） 全然性質の違う問題ですからね。辻助役の答弁に対する再質問がありますので……。

（「おかしいやないか」、「だれが質問してるんや」と呼ぶ者あり）

- 議長（松尾千代一君） そのことにつきましては、勝部議員の質問に対する答弁だと思いますので、辻助役の答弁に対する問題については、勝部議員にひとつ明快にお願いしたいと思います。

- 25番（藤原要馬君） 党として古い者から指示もし、教えもする、それはいいと思うんですけども、理事者に向かって発言者以外の者が発言して要求するということはおかしい。こんな議会運営を議長が取りまとめできないということでは、議長、できんじゃないですか。そんなばかなことあるんですか。

- 議長（松尾千代一君） ですから、ここで皆様をお願いしたいことは、二度と再びこういうことのないようにご注意願いたい。万一、そういうことがあるようございましたら、前もって、控室でそういうことの打ち合わせをしていただきたいと思います。

- 26番（勝部津喜枝君） それではご答弁の最初の第一点、第二点について、さらにご質問したいと思います。

まず町づくりの問題で、辻助役のご答弁がありましたけれども、私は昨年8月、総務部長さんから、払い下げについての事務手続も行なっていきたい、こういうふうに答弁いただいているので、その点について、具体的になされたのかどうかをお聞きしたのでありますので、その点言っておきたいと思います。

- 総務部長（坂口礼之助君） 私というご指名がかかりましたので、私からお答えいたします。議事録をお調べしてみないとわかりませんが、私からは払い下げの具体的な事務手続に入るというような答弁はした記憶ございません。

（「聞いた」と呼ぶ者あり）

この問題に対して、たぶん、共産党の直村議員さんの質問だったと思いますが、現在、自衛隊が使用している土地でございますいたしますので、和泉市の全体的な土地利用計画の中では、この部分については、現在もなお空白の状態に置かれているわけです。勝部議員さんの質問の中にもございましたように、基本構想の中での取り扱いにつきましても、この土地につきましては現在、空白の状態にいたしてございます。

と申しますのは、そのときもふえんしてお話し申し上げてあると思いますが、自衛隊そのものの存続に対する賛否両論はいろいろな角度で論議されておりますけれども、和泉市として、信太山演習場を撤去するための運動を、われわれが先頭に立って積極的な形で行なっていくという意思はないわけです。かねてから、一貫してそういう姿勢を持ってまいっております。しかし将来、自衛隊が他に適当な演習場を見つけまして、これを一般民間あるいは他の公共団体に払い下げをし、跡地の利用を図っていくということでございますれば、これは当然、和泉市の領域内にある土地でございますので、和泉市に対して優先的に払い下げをしていただく、このような考え方を持っておるということは申し上げました。現在、大阪大都市近郊地にある演習場として、自衛隊自身の考えとしてもこれが適当な位置でないという判断のうえに立って、他に適地を求めた場合、その跡地につきましては、和泉市に優先的に払い下げしてもらいたいということについては、かねてから申し入れもしておりますし、そのような配慮をしておる、このように申し上げたと思います。お調べ願って、私の答弁に誤りがあれば、現在、私が申し上げたような考え方でご理解いただきたいと思ひます。共産党の先生方に対する信太山基地払い下げについての答弁は、そうした基本的な考え方で終始一貫お答えしてまいっておると思ひます。したがいまして、現在、自衛隊が演習の用に供しているものを、あえて撤去して払い下げしてくれというような事務手続を市がするといったような回答は一切いたした覚えはございませんので、誤解のないようお願いいたします。

○ 26番(勝部津喜枝君) 二つの点についてさらにお聞きしていきたいと思ひます。

議会での答弁についての双方の食い違いにつきましては、私たち共産党のほうでもさらに詳しく調べてみたいと思ひます。

二つの点でお聞きしたいことは、積極的な意思で基地撤去やっていく意思はないということですが、それでも、それでは現在、和泉の市民に対して自衛隊が与えている影響。第一点は、生活上の中で電波公害等、非常に周辺住民が苦しめられております。それからまた教育問題に関して、昨年末から自衛隊の勧誘等があったということで、信太中学校はじめ問題があかるみに出されましたけれども、そういうことについて、総務部長として、市民に責任を持つ立場でのお考えを聞いてみたいと思ひます。

それからもう一点、やはり自衛隊というものは、いまの憲法の中では戦争を準備する違反のものである、こういうことに対してのお考えをこの際、はっきりとお聞きしたいと思います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではお答えいたします。

まず、自衛隊が和泉市内に存在するためにいろいろの面で住民が悪い影響を受けておるといふ考え方から、いま、二点の指摘がされたと存じます。生活上、小さな電波の障害等が起きておる。これは自衛隊が存続しているから起きているんだというような見解は、私はちょっと納得できないんです。自衛隊の隊員の宿舎として高層建築が建った。そのために付近に電波障害等があつて、テレビ障害が起きている。これについての対策をどうするかというようなお話もたしかに承りました。しかし、これは自衛隊だからということでなしに、高層建築物という物理的な問題であろうと解釈いたしております。

それから勧誘問題の詳細は、私、直接所管しておりませんので、その詳しい状態を把握いたしておりませんが、その行為そのものかいいのか悪いのかとなりますと、必ずしも即断しかねる面がございます。教育委員会が対処してまいりました実情等もお聞きしたうえでないと、ちょっと私の見解申し上げにくいと存じます。

それから憲法上、自衛隊が違法である云々の問題につきましては、私は個人的な見解しか申し上げられませんが、結論から申し上げまして、違憲ではないという考えを持っております。そのこと自身について、市の内部で論議された統一見解を出したという経過もございませんし、自衛の限界についてはいろいろご論議がございますでしょう。それはそれぞれの考え方、政策的に申しましたら政党における考え方の相違だとかいうことで、論議が相反する面があるかも存じませんが、私個人といたしましては、国は自衛組織というものはおのずから持つべきものであつて、決して違憲ではない、こういう見解を持っております。

○ 26番（勝部津喜枝君） テレビ公害については、高層建築物であるための公害だというお答えですけれども、それならその高層建築物は市民の福祉等に役立っているのかどうか、使用されている目的がどうなっているのかということです。

また教育問題については、直接かかわっていないので事情をよく知らないということですが、この問題は単に和泉市だけでなく、大阪あたりまで非常に大きな問題として新聞にも報道されておりますし、与えている影響はたいへん大きいんです。このような大切な問題を、実情をつかんでいないのでここでいいか、悪いか言うことはできない、こういう無責任なご答弁ではたいへん困ると思うんです。

また自衛隊の問題につきましては、いろいろ論議しなければいけないことが多いと思いますけれども、個人的であっても、違憲ではないという立場は、私は非常に残念だと思います。自

衛隊の問題につきましてはこの程度で結構でございます。

第二点の問題についてお尋ねいたします。賛否両論あるが、現時点でははっきりした答弁はできない、静観していくという辻助役のご答弁ですけれども、この国際空港の問題については、住民に公害をまき散らすという点で大きな問題になっているんです。その点については、基本的にどう考えておられるか、助役のお考えをお聞きしたいと思います。

○ 助役（辻 忠夫君） この問題につきましては、あらゆる角度から入ることを予想いたしまして、どの方向から入った場合は何ホーン、どこから入った場合は和泉市上空でどのくらいの音を出すという騒音の調査はいたしてございます。現在、調査した段階では、住民にさほど大きな公害は与えないと私は考えております。

○ 26番（勝部津喜枝君） いま、あっちこっちの各地方自治体等では、この国際空港の問題に対して、運輸省に対して計画を白紙撤回してほしいというところまできているわけです。公害については、和泉市にとって何ら影響を与えないのではないかというお考えがいま出されたわけですけれども、この点もさらに今後の課題として私たちのほうも追及していきたいし、さらにおたくのほうでもよく考えていただきたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） はい、次。

○ 総務部理事（庄司 清君） 三点目のご質問にお答えさせていただきます。

市債が当初予算の60%にも及んでおるといふ問題と、協会の32億円の買い取りについて、このような状態の中で均衡財政は買けるのかというご質問であつたように思います。

市債につきましては、確かに53億が48年度の現債額になるわけでございます。この市債につきましては、各種事業に充てました財源でございまして、これにつきましては今後、年次償還計画に基づきまして、長期にわたりまして償還をしまっているわけでございます。そういうことで今後、これらの償還が増加をいたしてまいりますけれども、昨日もお答えさせていただきましたように、公債比率を十分注意いたしまして配慮をいたしてまいりたい、このように思っております。

次の協会の買い戻しの問題でございますが、この問題につきましては、国、府等の補助年次で逐次、買い戻しをいたしてまいる考えでございまして、そのような特定財源を充ててございます。この買い戻しにつきましても、数年次にわたりまして一般会計で買い戻しを行なっていきますので、財政の大きな圧迫要因にはならない、このように考えてございます。

以上、簡単でございますが、お答え申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 次。

○ 同和对策部長（佐原行雄君） 第四点の同和促進協議会関係の予算が本年度では組まれてい

ないのではないかという質問でございます。この点につきましては、昨年度同様、今年も同促協設置のための予算を計上いたしておりますので、この点よろしくお願ひしたいと思います。

第二点の窓口一本化は、今後も続けるかという質問でございます。この点につきましては、毎議会でも申し上げますように、憲法14条並びに地方自治法10条2項を踏まえまして、また、国及び府の同対審答申なりあるいは同和对策特別措置法の趣旨にのっとりまして、市が行政効果をあげるため最もよい方法でやると定められております。大阪府の黒田知事も、大阪府の同促協を窓口として事業を行なうと説明されております。その点よろしくご賢察願ひしたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 次。

○ 市会事務局長（井谷義雄君） 第五点目、議会費でございますので、私からお答え申し上げます。

ご質問の要点は、費用弁償を取り下げる意思はないかという趣旨のように承っております。この問題につきましては、昭和48年度におきましても、前年度同様に支給させていただきたいということで、取り下げの意思はございませんので、ご了承願ひしたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 次。

○ 市民部長（小林一三君） 第六点目のうち、第一番の問題についてお答え申し上げます。

生活保護の二級地の問題でございます。この問題につきましては、かねてから議員さんからいろいろご意見、ご指摘をいただいておりますが、地方交付税における等級と同じように、これは一定基準で厚生省のほうで決めておることございまして、具体的にどういふ数字で一級なのか、二級なのかということにつきましても、府並びに厚生省から公表されておられませんので、われわれ担当者としては、府並びに国に対して、和泉市の一級地適用について陳情なり、会議において決議し、あるいは市長会にも呼びかけて、一級地への適用を再三申し入れしておる状態でございます。現在の時点では残念ながら二級地ということで、よろしくご了解のほど願ひいたします。

○ 病院事務局長（竹内 潔君） 昨日、横田議員さんから老人医療と施設の問題についてご質問ございました中で、十分に私がことばを尽くせなかつたためにご迷惑をおかけしましたことをまづもってお詫び申し上げます。決して老人医療を否定する気持ちは毛頭ございませんし、私個人といたしましても、理事者側といたしましても、非常に結構な制度だと存じております。ただ、現実、制度と施設面の問題に大きな開きがございます。その点を取り上げましてご説明申し上げましたわけでございますので、この点ご了解賜わりたいと思います。

なお申し上げますが、ごく最近でございますが、横田議員さんは、老人の方の入院の問題、

入院してからの問題について非常にご苦勞なさっております。私も一緒にご相談を受けましたわけでございますが、そういう点からご質問なされたものと存じております。したがって、その要旨は今後、増設するについて老人専門の病棟を設置する考えはないかというご質問の趣旨だったと存じております。入院の施設につきましても不備でございますし、入院してから後も老人の医療につきましては何かと問題点も多うございまして、別に考えなければならぬのではないかと私も存じております。特に先進府県において老人医療がまず取り上げられまして、国においても、本年から国家的な事業として取り上げられました現在、なおわれわれとしては国、府県等に対しましても、これの施設の整備のための努力をしてもらいたいという希望を申し上げましたわけでございます。市といたしましても、今後の建設計画の中に老人専門の病棟を置くべきかどうか、医療部門とも十分相談をいたしまして検討していきたいと存じております。

合わせて希望といたしましては、ご存じと存じますが、大阪府は人口の割合に府立の医療施設が非常に少のうございます。できれば、各ブロックごとにでも、老人専門の医療センターなりをつくってほしいという希望も合わせて申し上げましたわけでございます。その点よろしくお願い申し上げたいと存じます。

なお第二点の産婦人科の設置につきましてでございますが、今度、増設するにつきましての第一番目の目標としましては、産婦人科設置を考えてございます。特に病院長といたしまして、すでに早くから産婦人科医師の確保につきまして市大当局と折衝を進められております。この点もご報告申し上げまして、ご回答に代えさせていただきたいと存じます。

- 議長（松尾千代一君） 次。
- 教育次長（阪東重信君） 父兄負担の軽減について、基本的な考え方から改めるべきである、つまり、義務教育は無償とする憲法26条2項の趣旨を踏まえていくのかとのご指摘と存じますが、これらの解釈をめぐる意見の相違はあっても、少なくとも、学校運営上の経費については、これを公然とPTAに依存していく考え方は毛頭ございません。昭和44年度ごろより、地方財政法の一部改正を契機として、全国的な趨勢の中で父兄負担の軽減が強く訴えられ、本市の取り組みも、教育予算の増額という形で努力してまいりましたのでございます。以上です。
- 総務部長（坂口礼之助君） 会館建設のご質問がございましたので、その点、私からお答え申し上げます。

会館建設費としては、本年当初予算に1,500万円だけ積立金として計上させていただいております。労働会館はどうかというお話がございましたが、労働会館という形での建設は、本年度は見送ってございまして、内容をさらに深めまして、いわゆる勤労青少年の交流の場と

申しますか、そこに集まっているいろいろ研さんし、お互いに交流を深めていくというような性格を持った勤労青少年ホームというようなものに衣がえをいたしまして、来年度に建設している、こういう考え方でございます。

なお本年度は、そのための積立金として1,500万円を積み立てたということでございます。

- 水道部長（神田平吉君） 水道事業についてお答えいたします。

水道は現在、第三回拡張事業の計画に基づきまして毎年度事業を行なっておりますのでございまして、本年度も和田浄水場並びに汐見浄水場の拡張事業並びに未給水地域の配管工事及び市内全般の配管工事を行なっているわけでございます。

- 26番（勝部津喜枝君） それでは三番の財政問題については、さらに委員会等で詳しいご答弁をぜひともお願いしたいと思うんですけれども、47年度、大阪府に和泉市として陳情書を出されている中で、47年については、やはり少なくとも、2億6千万ぐらいの財源不足が生ずる見込みである。また非常に市財源の少ないところで、積極的な同和对策等をはじめ、また人口増大に伴う施設の需要が大きい、たいへんな状態である、こういうふうな報告をなされておりますけれども、そういった中で、逐次、解決していきたいというご答弁をいただいたわけですけれども、やはり、本当のところのご返答でない。非常にありきたりのことをおっしゃっておる。こういうふうな陳情が出されているんですから、本当の中身についてもっと私たちの前にはつきり報告していただきたいと思うわけです。

同和事業についてなんですけれども、行政効果をあげるうえで何ら支障を来たさないで、今後とも窓口一本化を進めていく、こういうご返答なんですけれども、この三月来、国会におきましても、共産党議員の追及等で、文部大臣や自治大臣等も、窓口一本化が行政に与える大きな障害を認めているわけなんです。そうした中で、なお和泉市において、行政効果をあげるのに何ら弊害になるものではない、こういう答弁をいただくということは、現状にマッチしていない、正しく見ていないのではないかと思うんですけれども、その点について、もう一回お聞きしておきたいと思います。

- 同和对策部長（佐原行雄君） ただいまの再質問の内容につきましては、もちろん、赤旗等では承知はいたしておりますけれども、今後とも、憲法あるいは地方自治法、先ほど申し上げました答申、措置法などの趣旨を体しまして、地区住民全体の意思を反映しながら事業をより効果的に実行するというところで努力いたす所存であると申し上げて、再質問に対するご答弁とさせていただきますと思います。

- 26番（勝部津喜枝君） 今年48年度の予算に促進協議会の形で予算を計上しているということなんですけれども、それでは地区住民全体の意思を反映する場として協議会を発足させ

ると、こういうふうに考えていってよろしいですか。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 同促協の条例上では、46年度に設置したと思いますが、これはあくまでも市長の諮問機関として、あらゆる角度からの委員さんを選出いたしまして、これを設定していくことになっております。

以上でございます。

- 26番（勝部津喜枝君） その次に議会費につきましては、先ほどご答弁いただいたんですけども、共産党の考え方としましては、費用弁償については賛成でない、こういうことをこの場で申し上げておきます。

民生福祉の問題で、生活保護については強く要望しているということですが、一番最近、要求されたのはいつかお聞きしたいと思います。

- 市民部長（小林一三君） 毎月定例の福祉事務所長会議等がありまして、そのつど、種地等については毎年、年間行事的な話題として、本市としては訴えておりますので、最近といえますれば先月ということになるかと思えます。48年度に向かっても種地の変更等をやしてほしい、国に強力に当たってほしいということは、常日ごろ再三、所長会等通じて、市長会の力も借りて府に対して訴えておるわけでございます。

- 26番（勝部津喜枝君） 毎月の集まりの中で話題として訴えていっていることで、生活保護の給付がいつかは上がっていくと考えているということですか。もっと積極的に、本当に福祉の引き上げを要求していく手段なり、方法を考えるべきではないかと思うのです。その点どうでしょうか。毎月の会議の中での話題として要望してほしいと府に訴えておるということは、決して積極的にやっているとは言えないんですけども。

- 市民部長（小林一三君） 最初の答弁で申し上げました通り、地方交付税の種地の格づけと同じように、基準が明確にされておきませんので、府におきましても、あくまで文書なり、あるいは口頭による国への訴えしか方法がないわけでございます。したがって、都市化されていく本市の現状等を訴えまして、その回数を重ねること以外は、要望の方法がないというのが現状でございます。たとえば、人口密度が何ほになれば一級地というような基準が明確にされておれば、その基準に従うわけでございますけれども、いかんせん、基準等につきましては、府からも明確にされておきませんので、本市における都市化の現状を文書化し、あるいは口頭によつて再三、府を通じて国に訴えていくという手段しか方法がないと思えます。今後、変わった方法といえますれば、たとえば議会における議員皆様方の決議をお願いするとか、48年度はひとつ変わった角度といえますか、市民運動としての、民意の反映としての一級地適用への訴えを、われわれとしても考えていかなければならないんじゃないかと思っております。現

在のところ、府としても本市の実情は知っておりますので、鋭意、厚生省に当たってもらっておるのが現状でございます。

- 26番(勝部津喜枝君) 基準が明確でないし、訴える方法がその場しかないというお答えなんですけれども、すでに近隣の忠岡でさえそうになっているわけです。そういう方法しかないということなら、毎月一回のそういう場での訴え方が非常に弱いと考えられますので、今後、もっと熱意を持って訴えていただくようお願いしまして、この点については、これで結構です。

老人福祉の問題につきましては、いま、事務局長さんから決して社会福祉の精神を否定するものではない。いまの実情の中で病院がたいへんになっている、こういうご返答をいただきました。以前からたいへん気になってたんですけれども、無料化が病院の矛盾をひどくしているという立場の発言をいただきますと、老人福祉そのものを否定されるんじゃないかという心配をしていたわけです。そうではなくて、社会福祉の精神は決して否定しないけれども、制度が追いつかない。それには財源問題等があるというふうにおっしゃったと私は受け取りたいと思うんです。

それでは、一番先に考えていきたいという産婦人科の設置については、一応、めどとしていつごろ実施できるのか、その点をお聞きしておきたいと思えます。

- 病院事務局長(竹内 潔君) 産婦人科だけを先に設置するということではございませんが、増設問題を考えるにつきましては、第一番に産婦人科を考えております。ご承知のように、医療の施設、特に病院施設は非常に複雑な内容を持っております施設でございますので、他の学校等のようにゆきません。簡単に例を申し上げますと、病床一床当たり、最近では450万円かかるといわれております。これはごく最近、増築を実施されております尾崎病院の例でございますが、病床割りにいたしますと一床当たり450万円からかかっております。このように複雑な施設内容を持つものでございますので、簡単に産婦人科だけを先に設置し、続いて何を設置していくというわけにもまいりませんので、総合的に考えましてやっていきたいと存じております。いましばらく時間の余裕をいただきたいと存じます。

以上でございます。

- 26番(勝部津喜枝君) それでは引き続きまして、教育費の父母負担軽減について。非常にあいそのない返答だったと思うんですけれども、この点については、私たちのほうももっとよく実情調査しまして、実際に和泉市の父母負担がどのくらいになるのかということも報告していきたいと思えます。決しておっしゃっているように緩和されているとか、父母の要求なり、実情に合ったものでないということだけは、この場ではつきり申し上げておきます。

会館建設については、青少年の交流の場として、そういう性格を持ったものにやっていきたい、こういうご返答なんですけれども、この会館の建設に当たりましては、和泉市の労働組合とか、勤労青少年と運営等に当たりましての相談の会などをやっていかれるお気持ちがあるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

- 総務部長（坂口礼之助君） 先ほどもご答弁させていただきましたように、実際、建設にかかれる段階は49年度以降になると思います。48年度ではちょっとそこまでは進みかねてございます。実際、設計の段階におきましては、所管課のほうに事務を移すわけでございますが、もちろん、主体性に市当局が持たしていただくわけでございますけれども、できるだけ大ぜいの関係者の希望意見等を取り入れて立派なものにしていきたい、このように考えております。
- 26番（勝部津喜枝君） 以上で私の質問は終わらせていただきますけれども、さらに詳しいご答弁、ご審議は予算委員会でぜひやっていただくようお願いしておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 次に20番、寺田茂君お願いいたします。

- 20番（寺田茂君） 公園計画地域の問題と交通公害の問題と、大きく分けて二点を質問したいと思っております。

まず公園計画の中で、黒鳥山公園指定地区と公園計画による48年度予算からの関連問題といたしまして、和泉市では昭和35年8月23日付建設省告示657号により、都市計画公園として黒鳥山公園が指定地域となったわけです。ともに他の五公園、つまり放光池、御館山、槇尾山おわたり、前奈池も計画決定していますが、現在まで、どの部分が公園として使用されているのか、簡単にご説明願いたい。

次にわかりやすく一点目、二点目と分けておりますが、特に黒鳥山公園指定地域については、住民の方々の要望もあって、内容をもう少し詳しく知っておきたいと思っておりますので、市当局の見解などを質問したいと思います。

また三つ目といたしまして、48年度予算の公園用地購入費の中で、161ページ、土木費の中で、肥子池3千万円と用地買収費があるんです。この今後の計画についてお尋ねしたい。

また259ページ、公債費の中で、地方債に足洗公園取得事業とあるんですが、これはどこにあつて、どういう規模かということをお尋ねしたい。

問題が大きく二つありますので、理事者は一応、ここで区切って答弁をしていただく。そして次に交通公害に入っていきたいと思っております。

交通公害については、年々ふえる交通事故についての対策は、全国民の課題となっております。また和泉市でも、46年度は9人の死亡者、47年度は14名の尊い命が奪われており

ます。もちろん、現在の自民党政治による大企業の道路事情を考えない無制限な自動車生産に問題はあっても、和泉市も市民のみなさんの要望もあり、この問題については全力をあげて対処し、一件でも防ぐ努力をしなければならないのは当然であると思います。その意味から二、三質問しておきます。

まず、和泉の交通公害といえば、ダンプカー公害が一番大きな問題となっております。これについて、その後の経過はどうなっているのか。

二つ目として、和泉市の交通公園が南池田に一カ所設けられているんですが、これの指導とか、活用についてお聞きしたい。

次に48年度予算で、工事請負費として、58ページ、施設費の中で1320万8千円と組まれております。そのうち、こまかい項目になるんですが、歩道設置の場所はどこか。また、反射鏡は100万と組まれておりますが、反射鏡というのは一個でどのくらいのものか。また、総合して何個できるのかということ。同時に信号機などの市民要望がたくさんあると思うんですが、その経過また程度はどのくらいになっているのか。あるとしたら、進捗状況を説明願いたいということです。

以上、いくつかの問題で質問いたしますが、理事者の的確な答弁を要望し、終わりたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 計画課長（大浦行雄君） ご質問の公園計画についてご答弁申し上げます。

公園計画につきましてはご質問通り、現在、22カ所都市計画公園として計画決定を行なっております。この中で使用されておる公園は、黒鳥山公園。面積は12・1ヘクタールです。この中で約6ヘクタール整備を完了いたしておりまして、現在、使用しておると思います。そのほかに槇尾川公園。8・6ヘクタール。これは市民グラウンドでありまして、運動公園的な性格で、教育委員会で管理してもらって使用を行なっております。それから御館山公園、府中の東側ですね。すでに町時代に造成できておりまして、面積は0・15ヘクタール。チビッ子広場ということで、福祉のほうで管理してもらっておるようです。

二点目の黒鳥山公園の指定地域につきましては、先ほど申しましたように面積は12・1ヘクタールです。本公園は事業決定を受けておりまして、約6・5ヘクタール。この中で、先ほど申しましたように6ヘクタールほど使用してもらっております。未完了の1・6ヘクタールは現在、年度を追って整備中です。これは49年の前に整備を完了しまして、6・5ヘクタール全部完了したいと思っております。残り未整備の地域が約5・6ヘクタールあるわけですが、黒鳥山公園南側の5ヘクタールだけ事業認可を通過しまして、50年度より整備を行ないたい

という方針であります。この地区はほとんど民有地でありますので、用地の買い上げを先行しないといけないと思います。

三点目の肥子池公園ですが、ご存じの通り、府中病院の前です。面積は約1ヘクタール。これは47年度、特に阪和線の西側で公園の計画がないということで、早急に整備したいと考えて、一応、池全部を先行買収いたしまして、府、国の補助の対象でありますので、年次を追って買い戻していきたい。そういうことで48年度予算の計上をお願いしておるわけでございます。

それから足洗公園であります。これは面積にして6千平米です。場所は府中駅から和泉中学校に行きますちょうどまん中辺です。日商の宅地造成があります、あのへんです。府中北通り線のすぐ沿道です。これも地価の暴騰等で、せっかく公園計画をしておきながら、将来用地の取得ができないという現状もありますので、早い時期に買収を終わりたいということで今回、予算の計上をお願いしたわけでございます。

- 20番(寺田 茂君) 私は特に黒鳥山公園指定区域ということで一般質問要旨に書いているんですが、いま説明聞いてますと、ほかのことは大体着々と進んで一応、公園として使っているということなんですけれども、特に私の指摘している50年度ぐらいに土地買収をやるようとしている黒鳥山公園指定地域の南側ですね、205番地ぐらいですか。あの地域について、どの程度進んでるのか、またやるのか、もう少しお聞かせ願いたい。
- 計画課長(大浦行雄君) ご質問の件につきましては、いろいろ予算的な面もありますけど、できれば、単年度で全部買収をお願いしたいと考えております。
- 20番(寺田 茂君) 何年度。
- 計画課長(大浦行雄君) 50年度か、単年度でお願いしたい。
- 20番(寺田 茂君) 50年度から単年度とは。
- 計画課長(大浦行雄君) 50年度におきまして全部の買収をはかりたいという考え方です。
- 20番(寺田 茂君) 特にいま指定している土地は、たしか35年度に一応、公園計画決定になったと思うんです。それ以後14年になるんですが、何ら音さたもない。あそこに土地を持っておられる方は4、50人あると思うんです。その4、50人の方からいろんな要望が市当局に対して出たと思うんです。出て以後、どういう処置をとられたのか、この点お聞かせ願いたい。
- 計画課長(大浦行雄君) 42年かと思いますが、事業承認を受けるべくいろいろ準備をいたしました。そのときに地元の地主の方から要望がありまして、何とか公園計画をはずしてほしいという要望だったと思います。公園計画は、建設省の認可を得まして計画しているわけで、これをはずして事業を中止するということは、当然、事務的に非常に困難な状態にありますの

で、しばらく状況を見まして現在になったようなしだいです。

- 20番(寺田 茂君) そうすると、50年以後は考えるけれども、50年まではいまの状態で何ら答弁もなく、市からの指示もなしに住民の方は待つということですか。
- 計画課長(大浦行雄君) 現在も買収の方法を若干考えてはきましたけれども、いろいろ予算的な問題で、個々にご相談申し上げる機会はありませんでした。
- 20番(寺田 茂君) たしかあの地区は、伯太開拓農業協同組合ですか、開拓団の土地として一応、私有化にはなつてると思うんです。木造しか建てたらいけないということで、住民の方は木造を建ててますが、50年に用地買収するんだつたらもちろんとこわさないかんわね。そのときに、用地の代替とか、そういうことができるのか。これはやらないかんし、こういう問題は40人の人から出てくると思うんです。これについて、もう少し見解をお聞かせいただきたい。
- 計画課長(大浦行雄君) 現在のところ、公園用地買収については、代替地の補償はやられておりません。ただ、買い上げてそのままになっております。
- 20番(寺田 茂君) あの場所はたしか、黒鳥から一条へ抜ける8メートル道路と、伯太開拓が水路に使っているみぞとの間にちょうど入ると思うんです。どう考えてもこれから公園にということはむづかしい土地だとぼくは思うんですけど、市当局はどうですか、どうしてもあれは公園になりますか。
- 計画課長(大浦行雄君) 黒鳥山公園は、いま開設やつておりますところはちょっと丘陵で、その南側に環境のいい場所がありますので、何とか公園を整備したいと考えております。現在も現地調査等いろいろ準備をしておるわけですが、できるだけ早くやりたいと考えております。
- 20番(寺田 茂君) それでしたら、こまかい点については逐次聞くとして、大まかな点で、かりに50年から買収にかかるというんですが、土地の評価を現在決めて、決まったあとで10年据え置いて支払うというふうな話を聞いたんですが、それはどうですか。
- 計画課長(大浦行雄君) そういうことは絶対ありません。
- 20番(寺田 茂君) 10年か5年か、ちょっと記憶ないんですが、いまかりに土地の値段を決めるとして、支払いは5年あとだと聞いてたのと、それはどうですか。
- 計画課長(大浦行雄君) そういう手法は絶対ありません。その時点、時点で評価しました金額で決めるわけです。
- 20番(寺田 茂君) それと現在、10何年間か、開拓者の人が住んでいるんですが、10年というとお年寄りの人はもう仕事を失って家を建てないかんというふうな問題が相当起こってるんですが、このときに、やはりいまだに木造で建てないかんのか。それともある部分に

よっては、もう少し考えて、除外できるような場所を市としては検討する余地があるのかどうか、その点はどうか。

- 計画課長（大浦行雄君） 現時点ではもう絶対ありません。
- 20番（寺田 茂君） いまの指定地域のところは、全然除外することはありえないということですね。
- 計画課長（大浦行雄君） そうです。現時点では、建築の申し出がありましたら、できるだけ円満な協議をいたしまして買収していきたいと思っております。
- 20番（寺田 茂君） 府へ言ったら、府は、計画するのはもちろん市であるから、市と話し合っ、もし市が認めたら、府も何とか話に応じるということなんですが、どうですか。やっぱり府がどう言おうと、市はだめですか。
- 計画課長（大浦行雄君） 市の方針は絶対そういうことではいけないと思っております。
- 20番（寺田 茂君） 市の方針としては、住民の声は聞かないし、全然そういうことはしない。
- 計画課長（大浦行雄君） 補償の話し合いをさしてもらって円満に解決を図りたい。
- 20番（寺田 茂君） 補償問題で話し合うということですか。
- 計画課長（大浦行雄君） そうです。考え方としては。
- 20番（寺田 茂君） 補償問題で、最後は話し合いたいということですか。
- 計画課長（大浦行雄君） まあ、そういうことです。
- 20番（寺田 茂君） そういうことですか。
- 計画課長（大浦行雄君） はい、そうです。
- 20番（寺田 茂君） 補償の問題は50年に住民の人と話し合うわけですか。
- 計画課長（大浦行雄君） 買収の時点において。
- 20番（寺田 茂君） はい、わかりました。
- 議長（松尾千代一君） はい次、公害。
- 交通公害課長（内田 繁君） 私のほうで所管いたします問題については五点ほどあつたと思います。

まず、第一点のダンプ公害。これはおそらく横山地域におけるダンプの問題だと解釈するわけでございます。この問題につきましては、その後、地元住民、採石業者、市関係機関が寄りましていかにすべきか、どういうふうにしようかということで協議しました。そのときに、三者の協定書等も結ぶようになりまして、締結寸前までいってるわけでございます。作業時間、ダンプの通学時間帯の制限、日曜の休止というようなものを盛り込んだ協定書を現在、結びつ

つあるわけでございますので、以後、よくなるというような考えを持っております。

それから第二点の交通公園の活用でございますが、これは一応、小学校あるいは幼稚園、保育園のお子さん方に交通ルール等を実地に練習してもらい施設に活用してまいりたいと考えておるわけでございます。

それから工事請負の中で、歩道の設置個所につきましては、48年度予算でお願いしてまいるのは、黒鳥・観音寺線、幸・泉大津線の二線でございます。

反射鏡は何基か、あるいは一個当たりの単価をとということでございますが、一基平均いたしまして25000円でございます。48年度でお願いしているのは、大体40基を予定しております。

信号機設置の問題でございますが、現在、信号機設置が必要な個所は20余りでございます。それがまだ確定までは至っておりませんが、48年度で12、3基設置していただけるという状況でございます。

私のほうの所管でご質問のありました点は、以上でございます。

- 20番(寺田 茂君) ダンプの公害は絶えずいろんな場所で話し合いをしているんですが、総務委員会を引用してえらい悪いですけど、この間も総務委員会で警察署長から、少ない間隔を置いて信号をつけたら、スピードもあんまり出ないし、事故も防げるだろうという話があったんです。警察署長から市当局としてそういう問題が出たんですが、その後どうですか。
- 交通公害課長(内田 繁君) その後、あそこの善正町の三叉路に信号機を早急につけようということで、警察当局とよく打ち合わせたうえで決定しているわけでございます。信号機をつけて、いわゆる、歯どめを今後やっていかないいけないということで、現在進めております。
- 20番(寺田 茂君) あの道、信号機の一つや二つついたかて、ほんまの申しわけ程度です。私、いつもダンプカー公害の問題で、バイパスの問題を話すんです。この前の11月のときに、池辺市長から3年ぐらいかかるんじゃないかという話を聞いたんですけど、その計画はどうですか。
- 交通公害課長(内田 繁君) その計画は私のほうの所管ではございませんが、私の知る限りでは、現在、買収等もやられているようにおうかがいしておりますので、バイパスもやはり早急に設置していくということになっておると私は思います。
- 20番(寺田 茂君) 町会と業者とよう話し合いするということですが、どの程度されてるんですか。
- 交通公害課長(内田 繁君) 指導要綱に基づいてやつておるわけなんですけど、市とともに毎月一回予定通りやつております。

- 20番(寺田 茂君) 橋のところに指導員か、補導員か立てるといった話があったんですが、その後どうなってますか。
- 交通公害課長(内田 繁君) 現在、立ってると思います。
- 20番(寺田 茂君) それに対して、市当局は何ら変わった考え方を持っていないんですか。
- 交通公害課長(内田 繁君) いま、最善の方法としてはそういうような指導員をつけるよりしかたがないということで、現在、そういうままにやっておるわけでございます。
- 20番(寺田 茂君) 現在、ついている指導員というのは、業者の指導員でしょう。
- 交通公害課長(内田 繁君) そうです。
- 20番(寺田 茂君) その後、事故はどんなもんですか。
- 交通公害課長(内田 繁君) 割合ございません。
- 20番(寺田 茂君) 事故と同時に、ものすごく家へ石が飛んでくるという問題が起こっているんです。現在、ほろをかぶってるそうですが、事故をなくすとともに、市当局は当然のこと、公害課としてこの規制にもっと十分力を入れてほしいと思います。
- 交通公害課長(内田 繁君) はい。
- 20番(寺田 茂君) 交通公園の問題についてちょっと説明あったんですが、交通公園にしたら、やはり補導員というか、指導員というのは要るんでしょうね。
- 交通公害課長(内田 繁君) ええ、そうですね。私のほうの考え方としては、警察のほうに委託いたしまして、警察のほうからそういう指導をしていただく計画をいたしております。
- 20番(寺田 茂君) 南池田の一方所というのは、46、7年に計画してできたものですね。できてからどの程度活用されてるんですか。月に一ぺんぐらいやってるというのは、小学生を呼んで学校と連携プレーとりながらやるのか、その点どうですか。
- 交通公害課長(内田 繁君) まことに申しわけございませんが、47年度にでき上がって、信号機の点灯等は現在工事やってる最中でございますので、いまではまだ活用しておりませんが、これも早急に活用してまいりたいと考えます。
- 20番(寺田 茂君) 工事が終わって一応、活用できるというのはいつごろがめどですか。
- 交通公害課長(内田 繁君) めどといたしましては、今月末には全部完成するようにはしておりますので、新学期からこれを利用していきたい。
- 20番(寺田 茂君) どういう活用のしかたなんですか。
- 交通公害課長(内田 繁君) お子さんたちにも交通ルールを早く覚えていただく。具体的には、信号の渡り方とか、横断歩道はどういうふうにして渡っていくとかいうようなこと。そ

れから標識等も立てておりますので、こういう標識は、こういうふうになっておるんだとかいうことを、実地に訓練するということをやっていきたくて考えております。

○ 20番(寺田 茂君) 現在この公園は一つですけれども、今後、ふやす考えはあるんですか。

○ 交通公害課長(内田 繁君) これも金のかかる問題でございますので、財政の動向を見まして、設置していきたいと考えております。

○ 20番(寺田 茂君) 交通公園については4月から活用するだろうし、指導もしていくだろうということですが、子供の指導ですから、正しい指導を十分市当局にお願いしたいということです。

それから最後になりますけど、いま、反射鏡は25000円ぐらいですか。

○ 交通公害課長(内田 繁君) 平均いたしまして25000円です。もう少し高いやつもありますし、安いやつもあります。

○ 20番(寺田 茂君) 現在、100万ということですから約40基ですが、申し込みは何基ぐらいですか。

○ 交通公害課長(内田 繁君) 申し込みそのものは割合ございません。48年度で設置してほしいというのは15基ぐらいです。しかし、われわれから見まして、40基は必要だということで、48年度にお願いしているわけです。

○ 20番(寺田 茂君) これの設置をかりに住民の方がお願いするとしたら、町会経由ですか。

○ 交通公害課長(内田 繁君) 直接、来ていただきましても結構でございます。

○ 20番(寺田 茂君) いま、信号機を40ほどつけてほしいという要望があるんですか。

○ 交通公害課長(内田 繁君) いえ、20ほど。

○ 20番(寺田 茂君) 今年一応14基。

○ 交通公害課長(内田 繁君) 12、3から14基。まだはつきり決定いたしておりませんが、そういうふうに聞いております。これは警察のお方からの連絡でございます。

○ 20番(寺田 茂君) 20基ほど申し込んであるけど、13、4基は今年中につくだろうということなんですね。

○ 交通公害課長(内田 繁君) はい。

○ 20番(寺田 茂君) 公園の問題なり、交通問題を質問してもらいましたけれども、今後とも、市民の皆さんの立場に立って、市当局としては十分これに対処してほしいという要望をいたしまして、終わりたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 次に17番、山田清二君のところですが、山田議員さんが見えにならないようでございますので、金沢議員さんをお願いいたします。

○ 8番（金沢 勝君） 国保の運営についてでございますが、前年度、昭和47年度の決算見込みにおきまして、単年度、47年度において約3000万円の赤字となることが運営協議会の席上で明らかになったのでありますが、前年度よりの黒字の繰り越しがあるということで、現実の問題といたしまして、決算見込みでは、約1000万円の赤字決算となるだろうと相なっております。その原因は、医療費の値上げと、昨年度からの70才以上老人無料化による受診率の増高により、このような結果を見るに至ったのでありますが、同和事業の一環といたしまして、昭和46年度より減免措置がとられまして、408件が対象となりまして、800万円のうち400万円が免除されております。その半分が府ですら補助金として補助されておるのにかかわらず、わが和泉市におきましては何も知らん顔して、同和事業のその負担分を、保険加入者に負担させておることが明らかになったのであります。同和事業はあくまでも国、府の責任でやらなければならないのにもかかわらず、府ですら補助している中で、なぜ和泉市が補助しなかったのか。なぜ保険加入者に負担させてきたかということにつきまして、強く指摘を申し上げ、今後の対策に対するご回答をいただきたいと存するのであります。

そのうえ、本年1月より67才に引き下げられたわけでございますが、老人福祉の立場から見ましてよいことと存じますが、老人無料化による受診増による医療費増加により国保会計は非常に悪化して、その運営すら疑われるのであります。このまま保険料を値上げせず、一般会計からの繰り入れもしないときには、昭和48年度の決算では約8000万円の赤字が出るの見込まれるのであります。この実態を考えると、いかにすべきかと、国保運営協議会でいろいろ審議されたわけでございますけれども、その点について、当初予算におきましてはわずか1000万円しか繰り入れをされておらないのが実態でございます。隣接の岸和田におきましては1億8000万円の繰り入れがされております。泉大津でも8000万円の一般会計からの繰り入れがされております。わが和泉市におきましては、わずか1000万円という繰り入れしか行なわれておらないのであります。すると、最終的に値上げしないですべてを国保加入者におんぶせるとするならば、約30%の値上げをしなければならないのであります。30%の値上げをするとするならば、80000円が頭打ちでございますので、67、8000円程度からが頭打ちで、80000円オーバーした金額については80000円一律でございますので、実際には80000円以下の保険加入者には、35%の値上げをしなければ国保の運営ができない、独立採算の原則を保てないというのがこの国保財政の実態であります。67才

引き下げは、前年度におきましてはわずか3カ月でございますけれども、48年度におきましては12カ月すべてであるということで、8000万円の赤字が出るという中で、1000万円繰り入れされておるわけでございます。国保運営協議会におきましては、昨年、国会選挙もあり、各政党とも公共料金の値上げに反対してきた中で、値上げは非常にむづかしいというような意見も出まして、最終的にはやむをえない事態として保険加入者に約15%の値上げをお願いするとともに、あとの4000万円に対しましては市が一般会計から責任を持ってもらいたいという結論になったのであります。国保運営協会は申し上げるまでもなく、理事者の諮問機関でございます。諮問機関の回答に対しては、すべて遵守される理事者でございます。かつての歳費値上げの問題におきましても、いろいろと問題がございましたが、答申に基づいて上程された中で、すべてが運営されていく理事者において、この席上でひとつ4000万円は一般会計なり何らかの形で、とにかく保険加入者には負担をかけないという明確なご回答をいただきたいと存ずるのであります。詳細につきましては、やがての予算委員会におきまして質問申し上げるわけでございますが、まず、以上の二点についてひとつ回答をいただきたいと存じます。

それから和泉市立病院の今後の運営についてでございますが、昭和48年度和泉病院事業会計予算書と同時に訂正書が出されております。軽く訂正として出されておりますが、この内容は非常に大きな問題でございまして、私は初めミスプリント程度に思っておったわけですが、驚くなかれ資産の部が4億3600万ですか、が4億1280万円に、負債の部が4億7800万円が4億8800万円と、資産の部と負債の部が4200万の差であったのであります。7600万円と、大きく3400万円がふいになった訂正であるということが明らかにされたわけでありまして。負債の部が1000万円ふえたのであり、当市発足以来、しかも何ページから何ページという大きな訂正は私は初めてだと思ふのでございます。この点について、ひとつ事務長のご回答をいただきたいと思ひます。

それから昨年の当初予算の本会議の一般質問で、私のほうの社会党の池田議員に対して市長は、市民病院をやがて総合病院にしたいと明確なる答弁をされたわけでありまして、この一年間何をされたか。過去、横田議員の質問に対しても病院の事務長が答弁をされておりましたので、重複しないようにいたしたいと思ひますが、昨年、泉大津市と発展的に分離し、市立病院としたわけでございます。その後、私は反対したのでございますが、無計画なるプレハブの小児科、1億の経費。鉄筋の半永久的な本館と、老朽化してつぶれそうになった建物とに橋をかける等々、非常にまずいことをやっておる。発展的に分離された病院とは逆行しているのが現実でございまして、総合計画、基本計画すらできておらない。いまだに積極的にやろうとはし

ておらないのであります。理事者は2200万余り一般会計から繰り入れさえしておけば、あとは事務長あるいは病院長にまかしておけばいいんだといった病院行政であるのであります。また、運営の面におきましては、事務長、病院長にまかしておるのか。また、もちろん最高責任者は市長にしても、企画課長か衛生課長かまた助役か、事務的、技術的な行政責務はだれが、何課が責任を持つてやるのか、この際、はっきりしてもらいたいと存するのであります。

また、入院病床は120床。その中でも3分の1は老人病床であり、常に満床であり、若い者や急患が出たら、入院すらできない実態であります。また日々、入居されつつある住宅公団の入居者に対しましては、また土地を買われて家を建てつつある住宅公団の住民に対しては、いかに対処すべきか。医療機関としては、和泉市立病院があるということで大きな期待をされて入居されていることを考えるとき、やはり、総合的な計画を持つて、この際、病院としてふさわしい効果があがる病院に努力をすべきであると考えてるのであります。市長代理であります助役からご答弁をいただきたいと存じます。回答のいかんによっては再質問させていただきますので、それを留保いたしまして質問を終わります。

- 議長（松尾千代一君） それでは理事者答弁。国保。はいどうぞ。
- 助役（辻 忠夫君） 私より国保会計についてのご答弁を申し上げます。

ただいま金沢議員さんからご指摘の通りでございます。本年度は、医療費の値上げと老人医療無料化に伴う波及分が加わりまして、国保財政を圧迫しておることは、金沢議員ご指摘の通りでございます。昨年2月に医療費の値上がりがありました。12%ですが、実質的には14ないし15%という値上がりでございました。それに加えて、老人医療増加に伴う波及でございまして、非常に頭をかかえておるのでございます。過般来の運営協議会等におきまして、いろいろ実情をご説明申し上げまして、本年度はとりあえず、当初において1000万円一般会計よりの繰り出しをするということで、15%の料率アップをご了解いただき、それを厚生文教委員会にご報告申し上げたというのが実情でございます。

先ほどの議員さんのご指摘で、それではそれよりも超過して赤字になっていくものに対してはどうするのかというご指摘でございます。これについては、特別会計といえども市の責任でございまして、ところが、国保会計につきましては、皆さんとくにご承知の通りに、二つの原則がございまして、受益者負担の原則、独立採算の原則という二つの柱を基本として運営されていくように法文で規定されております。しかしながら、現在の和泉市の運営状況を見たならば、寒心のするような会計状況でございます。赤字というものは、これは和泉市だけじゃなくして、府下各市全般のかかえた共通の悩みでございます。先般の市長会におきましても、某市の市長さんから発言がありまして、累積赤字をかかえて、もつと国や府へ強硬に働きかけて解消する

ことを考えなければいけないという強い発言もなされました。

- 3番(金沢 勝君) 私はそういうことを聞きたくないんですよ。回答というものは質問者に対する回答であって、経過報告じゃないんですよ。私が申し上げてるのは、同和事業の一環として、408件に対して約800万円、そのうち400万円は国保の中で減免措置をしたわけですわ。わかりますな。減免措置をした中で、200万円は府ですら補助金を昭和46年から出しておる。わが理事者においては、わずか200万円であろうとも、なぜ知らん顔して2年も逃げてきたか。府ですら、同和事業に対しては関心を持って半額補助しているのに、理事者は逃げてきた。これは明白になったわけです、そうでしょう。同和事業というものは、寸分なりとも各個人個人に迷惑をかけてはいけません。国、府、市の責任でやらなきゃならないというのが同対審の大綱です。なぜ2年間逃げてきたかということを質問申し上げているわけです。

それと、4000万円の値上げをするわけなんです。運協では、8000万円出るだろうから、保険加入者に48年度やむをえない手段として15%、4000万円の値上げをさしてもらおうじゃないか、あとの4000万円は市が責任を持つという回答をしたわけや。その中でわずか1000万円しか繰り入れていないわけや。あとの3000万をやがて49年度国保会計で加入者に負担をささんと、理事者の責任の中で負担するか、否かを質問申し上げておるわけです。その二点で、オーケー、あるいはノーでかめへんねん。よけいなこと言わんかて、あんたよりおれの方がよう知つとる。

- 助役(辻 忠夫君) 同和保険料の減免については、266万円ほど同和減免いたしております。これに対して府の負担がその半額ということで、130万ほど、昨年度において減免いたしております。これが保険会計にシワ寄せになっていくことはご指摘の通りでございます。いずれにいたしましても、できました赤字については、各市の状況をながめつつ、的確に対処していきたいと考えております。

- 3番(金沢 勝君) それでしまいか。わかりました。各市の状況というけど、阪南でも8市があるわけです。繰り入れてないのは、泉南と当市だけです。岸和田では、先ほど申し上げたように1億8000万円の繰り入れをされている。そしてこれは一般会計をいじめるんじゃないんですよ。あんたとは諮問委員会というものを重要視されている。歳費の引き上げでも全部、諮問委員会さんの答申によってということで上程されているわけです。私の言わんとするのは、国保の運協で、48年度に8000万円の赤字が出るだろう、だから4000万円はやむをえず各加入者に15%の値上げを許してもらって、あとの4000万円は市で責任持ちなさいという答申が出たんです。議長も運協に入ってるわけや。半分は市が責任持たないかん。去年選挙があつて時期的にもお互いにしんどいけど、一応、加入者が責任持ちましよう

いうことできまったわけです。答申申し上げたはずなんです。それに1000万円しか上程されておられない。あとの3000万円をやがての49年度に保険加入者に対してしわ寄せをしないということだけ確約を得たら、それ以上私は聞きたくないんです。どうですか、助役さん二人おられますけど、答申通りやられるか否かです。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 私、財政担当いたしておる立場からお答えさせていただきたいと思います。

まず一点の同和事業に関連いたします保険料の減免に対する措置でございますが、ご指摘の点につきましては、そのご趣旨の通りだと了解いたします。同和問題につきましては、皆さん方もよくご承知の通り国民的課題であって、国民一人、一人が真剣に取り組んでいかなきゃいけない性質のものであるということでお互いに了解できていると思いますが、国民健康保険料の減免ということになりますと、これの肩替りというのは、保険者の保険料負担にかかってくると存じます。この点につきましては、保険者に負担さすということに問題があるだろうと思います。したがって、今後、48年度以降の問題につきましては、関係部局とよくご相談させていただきまして、そのようなしわ寄せのいかなような方法を考えていきたいと存じます。

二点目につきましては、保険運営委員会の方々が非常に真剣に、数回にわたって国保会計の独立採算制を維持するためのご努力を願ったことにつきましては、感謝いたしてございます。この48年度の国保会計の収支のバランスを維持しようということを前提といたしますと、議員さんご指摘の通り、30%ないし35%の国保料金引き上げをせななきゃいけないという話も、48年度予算編成の段階で関係部局からわれわれのほうへ訴えられてございます。その中でいろいろ論議されたわけなのでございますけれども、当面の措置といたしまして、一般会計の側から当初予算で1000万円の繰り入れをいたしましょうということになったわけでございます。それに対しまして、諮問機関である運協のほうからは、4000万円は国保加入者にしわ寄せせずに一般会計で負担するようというご答申をいただいたのでございます。このご答申の趣旨につきましては、できるだけ尊重してまいりたいと考えております。ただし、国保会計そのものにつきましては、当初の計算の中では、年間8000万赤字が出るという見込みでございまして、国保会計の原則は、先ほど助役がご説明いたしましたように、受益者負担あるいは独立採算制ということが大きな二本の柱としてございますいたしますので、今後やはり、国保会計独自の赤字を減少させていくための努力もやらなきゃならないだろうと存ずるわけなんです。具体的に申し上げますと、経費の節減、効率的な資金の運営等、抜本的に考えるべきことは考えてまいりたい。それと同時に、現在の国民健康保険事業会計そのもののシステムにもかなり問題があるんじゃないか。その証拠には、現在、大阪府下各市における国民健康保険

の事業会計決算を見ましても、ほとんどおしなべて赤字でございます。そういう根本的な保険関係のシステムそのもの問題がある。したがって、そうした面につきましては、単に保険者に一方的な保険料引き上げをすることによってまかなっていくということではなしに、やはり根本的に府なり、国なりにおいて、これが独立採算でやっていけるような方策を考え、国の調整金の増額であるとか、あるいは医療費に対する国の負担の割合等につきましても、さらにそれをアップするようお互いに努力を重ねていきたい。と同時に、そうしたお互いの精いっぱい努力の中で、なおかつ、どうしても赤字転落になるという時点につきましては、一般会計のほうからもさらに検討いたしまして、国保会計の健全化を図っていくための努力はさしていただきたい。この程度のことでひとつごかんべん願いたいと思います。

- 3番(金沢 勝君) 国保というのは当然、国がやらないかん仕事なんです。国の法律に基づいてやっている。相互福祉の精神で発足されてきて、いまは相互の苦しみなんです。ちょっとしたら30000とか40000。あんた方は社会保険へ入っておられるからいいけれども、じきに頭打ちになる。80000円オーバーしても80000円しか取れない。そうするとその中間は、1.5%やどいいながら、20%以上上がる。これが実態なんです。そういうところから考えてみたら、私が申し上げたいことは、48年度で8000万円というものが見込まれるならば、4000万円は国保加入者が持つわけや。あとの4000万円の中で、1000万円は出すけども、あとに出た赤字を、やがて49年度へいって、これも赤字やさかいもう一回値上げさしてくれというようなことがあつてはいかんということを私はここで確認したい。それを私は申し上げている。諮問委員会を重視するわが理事者でしょう。これも諮問された中で答申したんやから、文句なしに答申に応じてもらわないかん、そうでしょう。いままで守ってきたんや。立派なものですよ。だから、これも守ってもらわないかん。歴史が泣きまっせ、本当に。私がここで強調したのはそれなんです。なぜ強調するかというと、一般会計をいじめたらあかんということをわかっておりながら、その中で国保について質問申し上げている。だから、しわ寄せを49年度に持つていきなはんやということさえ確認できたらいいんです。
- 総務部長(坂口礼之助君) 非常によくわかりました。当然、累積赤字を解消するために赤字補てんのための保険料引き上げはしてはならない。単年度、単年度における収支を主眼として、保険料の料金改定等は考えていくというご趣旨に沿った考え方、全くその通りだと思います。われわれもそのように考えてございますので、その点は了解いたしました。
- 議長(松尾千代一君) 次に病院。
- 病院事務局長(竹内 潔君) お答え申し上げます。

正誤表としてお送りいたしました件につきましては、予算上程の折にご説明申し上げます。

ように、泉大津市から和泉市に入る予定の 3,370 万 8,000 円につきましては、手続上、泉大津市で議会の認定が終わっておりませんので、遅れているようなわけでございます。48 年度当初予算につきましては、印刷の都合上等もございまして、早くから編成いたしておりましたのでございますが、その後、そういうことが判明いたしましたために、あわててその内容を訂正せざるをえなくなったわけでございます。この点、ご了解いただきたいと思っております。

ご存じのように、事業会計は単年度収支では終わりませんで、前年度からの引き継ぎ、また年度末の状況を詳細に記してございますが、47 年度末の赤字額として予想されましたその上に、3,370 万円が赤字として累計されているわけでございます。そのような面を全部訂正させていただきました。したがって、48 年度末の予定貸借対照表等も全部修正せざるをえなくなったわけでございます。したがって、このままの計画でまいりますと、48 年度末には 4 億を越す赤字が累積されるという結果になるわけでございます。

以上でございます。

- 3 番（金沢 勝君） 総合計画、何か言いなはれ。
- 助役（辻 忠夫君） 病院の運営のむずかしいことはご承知の通りでございますが、ことは悪いかしれませんが、現在のベッド数に対して医者、看護婦、薬剤師等はむだがないかどうか、一番能率的に、効果的に病院を経営するためには 350 床あるいは 400 床が一番いいかというようなことごとについての研究をやっていただきまして、それによって能率的、効果的な運営に切り替え、合わせて市民の要望にもこたえていきたい、かように考えております。
- 3 番（金沢 勝君） 先ほども助役に言うた通り、答弁は質問に対してしていただきたい。昨年度のこの本会議で池田議員も質問したわけです。総合病院にするかどうかと。総合病院にするということは市長ははっきり言うた。その中で総合審議委員もつくらず、総合基本計画もつくらず、プレハブみたいなものを建てて、お医者はんはんに上手するだけが総合計画のハシリなのか。半永久的な鉄筋と、もうつぶさないかんような、看護婦さんも入ってくれないようなものとの間に橋がけたりしてどないなりまんねん。これがやがての総合病院計画のハシリかと言いたい。プレハブみたいなもんあんた、いつ、つぶさないかんやわからん。ほんまに無計画な、医者は雇うてもうてあるさかいどないもかつこつきませんのでというようなことじゃなくて、やっぱり基本的に、やがてはこういう病院にするんだ、銭はないけど、これはこういうふうにするんだと。東海道 47 次のような建物つくらないで、やっぱり基本的な計画を持った中で進むべきですよ。事務長の話聞いとつたら、運営の面だけは私わかつとるけど、行政のほうはわかりませんというような話になるからね。だから、行政的な責任はだれが持つておられるのか。市長の責任はもちろんですよ。企画課があるんやから、企画課長もおるんやから、やがての総

合病院にする路線というものははっきりしてもらいたい。無計画にやっつてはいかん。私はこれを言いたい。そういう回答がないんですよ。それをしてほしい。

○ 助役（辻 忠夫君） いま私の申し上げたことは、議員さんの回答になつてないということはないと思います。もちろん、前に申しましたように、総合病院にするためにはああした臨時的な措置はいけない、このご指摘は私、よくわかります。ただ、用地の関係で、あれだけのものを鉄筋にするということではできない。それで今年予算にも、若干ではございますが、向こうまで鉄筋でも建てられるように用地買収計画をいたしております。そうして少くとも一棟を早く建てたい。次の拡張は、道路を隔てて向こうのほうへ若干譲つていただいて、それを使えるようにしたい。もちろん、総合病院にすると申し上げておりますが、いち早く全科を置くということではできません。とりあえず産婦人科を入れ、逐次全科が置けるようにしたい。その点もひとつご承いただきたいのと、先ほど事務長が申しましたように、年々赤字が出ておりますので、できるだけ赤字が少なくていけるような計画をし、能率的、効果的な運営に切り替えていって市民に奉仕をしたい、こう申し上げたので、その辺をご承いただきたいと思えます。

○ 3番（金沢 勝君） だから、総合計画を立てる意思があるのかないのか、これなんです。一躍、何々置けとか、何々せえとか言うてへんがな。やっぱり無計画な中でやっつてはいけない。やがての5年先、10年先の総合病院に対しての進路をはっきりせんとぐあい悪い。だから、審議委員会でも置くのか否かということを質問しているわけです。先生方に言わしたら、部屋がおまへんのでと言う。入院患者がおこしになったら、この患者をどこへほり込もうか、どこへ入院さそうかと、相手の病院へ問い合わせる。実際の患者をみる時間より、ほかへ振り回す時間のほうがかかっている。こういうことで、待つてる患者のほうも遅くなるんだということも聞かされておるんです。だから、一日も早く総合病院を建てないかん。もちろん、土地利用もございませう。だから、土地利用と見合わせた総合計画を立てるべきだと思ふ。ところが1年たった今日でも知らん顔しとる。発展的解消やと理事者同士できめて、「議員さんどうですか」、「それなら別れまひゃか」というようなことで、発展的解消が逆になつたような分離やないか、私はこれを指摘しているわけです。もつと力入れてやってもらわんと、人間を助けてもらうところやから、これ以上の福祉はないはずなんです。年寄りをただにするのもいいでしょう。老人福祉はそらええけど、これが一番大切なんです。あれがまずかつたら命ほるんです。最高の機関やと思ふんです。病院にまかして、2200万円ほどやつといたらそれでええんや、というような考え方ではいかん。私はこれを指摘している。それに、銭のことばかり言うて、前へ進める回答がないから、こういう問題が出てくる。はっきりしてください。

○ 助役（辻 忠夫君） お説ごもつともでございます。前にも市長が申しましたように、総合病院として詳細な計画を立てるように、病院関係の議員さんとも近く会合を持って相談したい、かように考えますので、ご了承願います。

○ 3番（金沢 勝君） 早急に総合計画を立てなさい。終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 出原議員さんがまだお見えになっておりませんので、以上をもって一般並びに総括質問は全部終わりましたので、この際、おはかりいたします。日程第1、和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてより、日程第18、昭和48年度和泉市水道事業会計予算までを、予算特別委員会を設置し、同委員会に付託のうえ十分ご審議を賜りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

特別委員の選任については、はなはだ僭越でございますが、私から選任させていただいてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議がありませんので、局長より氏名を報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（井谷義雄君） 議席の順番で申し上げます。田中幸一議員さん、木下甲子三議員さん、金沢勝議員さん、田中包治議員さん、出原武司議員さん、池辺秀夫議員さん、山田清二議員さん、直村静二議員さん、関戸正一議員さん、藤原要馬議員さん、成田秀益議員さん、坂上国治議員さん、竹内修一議員さん。

○ 議長（松尾千代一君） 以上、特別委員の皆さまにはご多忙中まことにご苦勞でございますが、よろしく願い申し上げます。

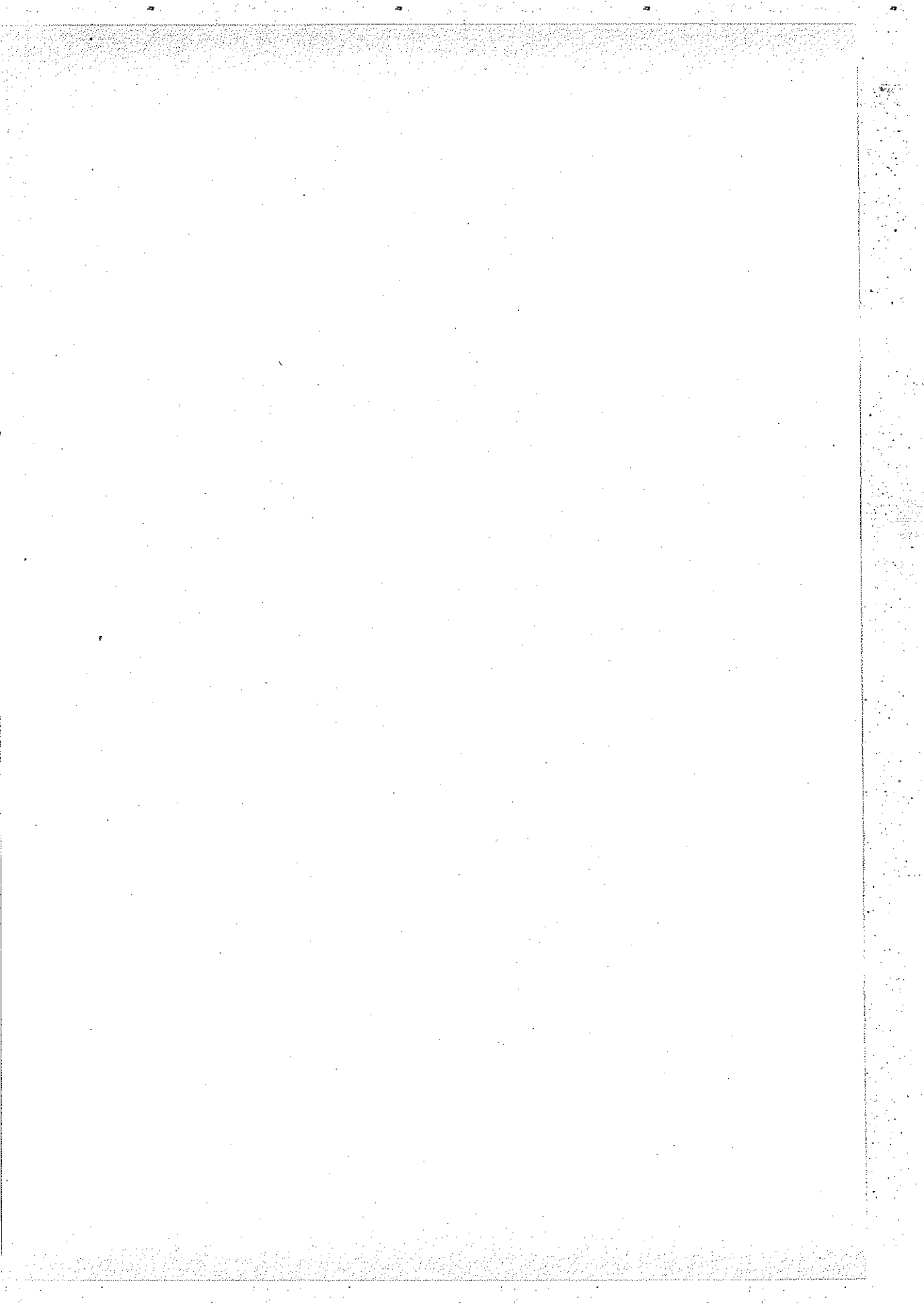
○ 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。なお明日より18日まで休会とし、19日は47年度補正予算並びに議案の審議を行ないますので、定刻ご参集賜りますよう、よろしく願い申し上げます。長時間にわたりましてまことにありがとうございました。

（午前12時26分散会）

第 4 日



昭和48年3月19日午前10時和泉市議会第1回定例会(第4日目)を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

5番 竹下義章君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

助役	辻忠夫	産業衛生部長	宇沢清
助役	藤田利	建設部長	中塚白
収入役	橋本炳	水道部長	神田平吉
総務部長	坂口礼之助	病院長	岩崎峭
同和对策部長	佐原行雄	病院事務局長	竹内潔
市民部長	小林一三	隣保館長	高橋正弘

消 防 長	和 田 增 義	保 健 衛 生 課 長	大 宅 清 臣
總 務 部 理 事 (財 務 担 當)	庄 司 清	交 通 公 害 課 長	内 田 清
總 務 部 次 長	西 川 喜 久	計 画 課 長	大 浦 行 雄
福 祉 事 務 所 長	山 本 武 雄	土 木 課 長	中 尾 宏
建 設 部 次 長	林 德 次	建 築 課 長	逢 野 一 郎
水 道 部 次 長	田 中 稔	区 画 整 理 事 務 所 長	中 西 淳 富
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	平 野 誠 蔵	開 発 課 長	白 川 保
庶 務 課 長	杉 本 弘 文	会 計 課 長	片 桐 武 雄
企 画 課 長	橋 本 昭 夫	管 業 課 長	高 橋 新 平
人 事 課 長	門 林 六 男	工 務 課 長	福 本 喬 久
財 政 課 長	北 野 敦 雄	經 理 課 長	守 田 勇
資 産 税 課 長	吉 田 日 出 男	業 務 課 長	藤 原 光 夫
市 民 税 課 長	吉 田 利 秀	隣 保 館 事 務 長	富 田 宏 之
納 税 課 長	吉 田 種 義	消 防 署 長 兼 次 長	南 口 主 雄
庶 務 課 參 事 (広 報 担 當)	竹 田 明 郎	監 査 委 員	堀 田 德 治
推 進 調 整 課 長	萩 本 啓 介	監 査 事 務 局 長	西 岡 正 志
"	生 田 稔	選 管 委 員 長	味 谷 日 吉
"	淺 井 隆 介	選 管 事 務 局 長	青 木 孝 之
市 民 課 長	田 中 二 三 夫	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
社 会 児 童 課 長	森 保	教 育 長	葛 城 宗 一
福 祉 課 長	山 村 昇	教 育 次 長	阪 東 重 信
商 工 課 長	岩 井 益 一	"	乾 武 俊
農 林 課 長	吉 岡 昭 男	總 務 課 長	紀 之 定 藤 与 茂
農 林 課 參 事	青 木 太 郎	学 校 教 育 課 長	唄 幸 治

指導課長 吉見 豊
社会教育課長 広岡 史郎
学校教育課
参事 角谷 泰夫
農業委員会
事務局長 松村 吉堯

開発協会事務局長 西川 武雄
開発協会事務局長 山本 俊兼
開発協会参事
(総務担当) 藤原 永一
" (用地担当) 宮本 福秀

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 井谷 義雄
次長 北野 丈夫
調査係長 大塚 俊昭
議事係 西垣 宏高

○

本会の議事日程は、次のとおりである。

昭和48年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月19日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	(47年) 請願第3号	老人福祉に関する請願書 (厚生文教委員会委員長報告)	
2	(47年) 請願第4号	在日朝鮮人の国民健康保険の適用に対する請願 (厚生文教委員会委員長報告)	
3	(47年) 請願第5号	児童遊園設置に関する請願 (厚生文教委員会委員長報告)	
4	(47年) 請願第6号	小学校新設に関する請願 (厚生文教委員会委員長報告)	
5	議案第22号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定 について	
6	議案第25号	和泉市と岸和田市との境界の一部変更について	
7	議案第26号	工事請負契約締結について (市立(仮称)和泉台小学校新築工事第1期)	
8	議案第27号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改 正する条例制定について	
9	議案第28号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例制定について	
10	議案第29号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第8号)	
11	議案第30号	昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算 (第2号)	
12	議案第31号	昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算 (第3号)	

昭和48年度

和泉市第1回定例会第4日

3月19日(午前の部)

(午前10時20分開議)

○議長(松尾千代一君) おはようございます。議員の皆さん方には公私何かとご多忙の中、多数ご出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

現在、ご出席の議員さんは17名でございます。欠席届のある議員さんは竹下議員さん、遅刻届は竹内議員さん、その他の方につきましては間もなくお見えになるものと思います。現在、17名でございます。

開議

○議長(松尾千代一君) ただいまの報告通り、出席議員数17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してある通りでございますので、ご了承を賜りたいと存じます。

○議長(松尾千代一君) それではこれより議案審議に入ります。

日程第1、請願第3号より日程第4、請願第6号については、いずれも厚生文教委員会付託となっておりますので、審議の結果報告を厚生文教委員長の金沢勝君にお願いいたします。

(厚生文教委員長報告)

○厚生文教委員長(金沢勝君) 昭和47年6月26日開会の第2回定例会におきまして、当厚生文教委員会に付託されました請願第3号、「老人福祉に関する請願」並びに11月9日開会の第3回定例会で付託になりました請願第4号、「在日朝鮮人の国民健康保険の適用に対する請願」請願第5号、「児童遊園設置に関する請願」及び12月19日開会の第4回定例会で付託になりました請願第6号、「小学校新設に関する請願」、以上4件について、去る1月17日と3月5日の両日、審議いたしました経過並びに結果について、取りまとめて簡単にご報告申し上げたいと思います。

両日とも全委員出席のもとに助役、教育長並びに関係部課長の出席を求め、それぞれの説明を受け、審議に入りました。

まず第一に、請願第3号の老人福祉に関する請願内容の第1点といたしまして、65歳以上の全老人の医療費を無料化する事項につきましては、本市単独で実施することは不可能であり、70歳以上の国における老人福祉法による方は2686人で、67歳までの府市の制度は1296人、計3582人であり、65歳以上となりますと約5700人となり、その差約2100人が対象となるので、現状の本市の財政状況では実施困難である旨の説明があり、これに対して、たとえば低所得者から対象実施というような福祉面からの方向性を探求せよ。また、府下で65歳以上の全老人を対象として実施している市もあるので、積極的かつ具体的に必要経費等を調査研究するよう要望が出されました。

第2点の和泉市の交通傷害保険は60歳以上無料にして下さいという事項につきましては、本市の市民交通傷害保険制度は、相互扶助という理念に立って実施しているものであり、またこの制度は、日本損害保険協会と委託している損保委託方式であり、任意加入で、自賠償のように強制加入ではない。したがって、60歳以上の老人の無料加入、すなわち公費で全額負担することは本市の制度等から公費支出に矛盾があり、相互扶助の精神に違背ものであると思われ、現時点では実施不可能であるが、調査研究し、鋭意検討してまいりたい旨の説明がありました。

第3点目の老人の孤独感より起こる不幸から解放されるため、老人が集まれる憩いの家を地域ごとにつくって下さいという事項につきましては、昭和48年度より2カ所建設すべく当初予算に計上しておりますので、ご了解願いたい旨の説明があり、これに対して老人ホームの増設、病床の増加対策等、総合的に研究検討のうえ、今後対処されるよう意見が出されました。

以上の観点から分割処理はできないため、本請願を不採択と決したしだいであります。

次に請願第4号、在日朝鮮人の国民健康保険の適用に対する請願につきましては、本年10月1日からの実施を目途として、近隣各市とも十分連絡しつつ取り組んでおり、実施に当たっては国際的な問題もあり、全外国人を対象とすべく、府下全都市意見の一致をみており、本市もその方針であります。社会保険加入の方もあると思いますので、関係機関、団体とも十分協議しつつ検討していきたい。

なお実施に当たっては条例改正も必要となりますので、一定の手続、協議を経て条例改正案を議会に提出したい旨の説明があり、各委員とも別に異議なく本請願を採択することに決しました。

次に請願第5号、児童遊園設置に関する請願につきましては、現在、市で計画しておる東測線及び近隣公園と併行して、地元住民と十分協議を持ち実施していきたい。

なお実施期日につきましては、49年度か50年度になる旨の説明がありました。

これに対して、請願の地域は非常に危険な個所であるため、暫定的に適当な場所を考慮されるよう意見を付し、本請願書を採択することに決しました。

続いて請願第6号、小学校新設に関する請願につきましては、池上地区から出されたものであり、教育委員会の意向を質したところ、請願の有無にかかわらず、趣旨に応え、内容について検討しているところであり、実態調査の結果、この地域には約1,900戸の住宅が集団的に建設されており、地域開発と児童数の増加に対処するため、当該地区に小学校の新設を図る必要があることを認めている状態にあります。どの程度の学校にして、新しい学校としていつ発足するかは、現実に在籍する施童数からみて、一つの学校としての規模に適正を欠くということで、その数は富秋町を含めて388人の在籍数であり、各学年2学級の学級編成をみても540名まで収容できることとなり、いましばらく財政措置等を含め検討したいとのことでありました。したがって、当委員会として、その新設の必要を認める前提に立って、将来の展望のうえに児童数を推計し、適正規模の校地を求めべく先行取得を強く要望し、請願を採択することなく、委員会行政の中で強く検討することを要望して終わりました。

以上の通り、委員会の結果報告を終わりますが、何とぞすみやかにご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（松尾千代一君） ただいま委員長報告が終わりました。委員長の報告通り決定することにご異議ございませんか。
- 18番（直村静二君） ただいま更生文教委員長の請願に対する委員長報告を承りましたが、請願を採択された学校の関係、また在日朝鮮人の問題、これは賛成です。しかし、最初の老人福祉に関する請願が不採択と決定したことについては、私は大きな疑義があります。一体、何を考えているのか。65歳以上の老人医療の無料化並びに交通傷害保険については意見だけ言うときですが、65歳は、早晚、これは実施されるというふうな勢でございます。だから、あえてここで不採択という決定をしたことについては、まして、厚生文教委員会は住民の厚生文教について市に対して迫っていく態度が必要だと思えます。さらに老人の傷害保険についても、たとえば小中学生に対しては、一定の負担をして軽くし、安全を図っている。60歳以上の老人については、たとい一部といえども理事者において実施する決意がなかったのか。そういうことが皆目みられないうちに不採択ということについては非常に異議を申し上げます。あとの3件につきましては賛成ですが、この件について、このまま不採択というのは同意できません。

以上です。

- 議長（松尾千代一君） ただいま直村議員より老人医療無料化、その他の内容の中で反対意見

を出されておりますので、ここで一応採決に……。

- 18番(直村静二君) 採決やない。意見として私はもう少し言わせてもらうが、老人対策については、48年度予算で一定の実現をされてる。憩いの家にしてもね。だから、老人の無料化等を引っくるめて不採択になったのはどうかと思う。だから、今日決定せんと、もっと委員会でもんでいただいて、適正な扱いをしていただきたいと思います。
- 厚生文教委員長(金沢勝君) ただいまの報告は、委員会の決定でございます。交通傷害保険の問題にしても、私は部分的にみればいいことだと思いますけれども、やはり任意加入でございますので、その負担が他の加入者にかかるんじゃないかという意見が出、一応、いまの時点では、財源的に市が持たないかんからということで不採択になったような経過でございます。そういう委員会の決定でございますので、さででどういうふうにしてもらうたらいいか、採決とってもらわないかんと違いますか。
- 議長(松尾千代一君) ここで反対意見が出たということになりますと、これはこのままで決定するわけにはまいりません。
- 25番(藤原要馬君) 委員会付託ということは、再度、委員会で詳しく調査をしてもらおうということだろうと思う。せやなかったら、委員会付託せずに本会議で決定すべきだと思う。しかし本会議では、そこまでするには時間もかかるし、詳しい調査もできないから、委員会付託して十分調査をした経過を議会に報告してもらって承認するとなるんじゃないですか。
- 議長(松尾千代一君) 私もそう解釈しております。これは委員会を信頼し、そして委員会の意見に沿って決定していくことが一番正しいのではないかと思います。
- 25番(藤原要馬君) もし委員会付託になって、その委員長報告に異議があるということになれば、再度、議会に差し戻して、議会で審議をすべきものではないかと思います。
- 議長(松尾千代一君) 私の判断からいきますと、結局そうしますと、委員会の報告が不十分だということから起こっていると思います。そういうことでございますので、一応、ここで皆さん方におはかりして元へ戻してやるか、それとも委員長報告通り採決するか、いずれかの道を選ぶしか方法がないんじゃないかと思います。
- 委員長(金沢勝君) 委員会付託の今後の問題として申し上げますが、こういうことになれば各委員会というのは、各会派から分担で出ていると思う。だから、共産党の勝部議員も十分意見を出された中で多数決で決まっておりますので、今後の運営の問題として、差し戻し云々、不採択云々となれば委員会付託してもしょうがない。私は質問じゃないと思ってボカッとしておったが、意見だと思えます。だから、もう一回聞いてはっきりしてもらわんと、付託されて報告するわ、アウト食らうは、どうなりますか。

- 18番(直村静二君) 私が意見として申し上げたのは、老人の憩いの家も一部分実施されるという中で不採択ということではいかんのではないかと申し上げた。金沢議員から言われましたので改めて言うなれば、もう一度検討してもらい、本会議で不採択の決定をするんじゃないかと、もう一度考えてもらいたいという意見です。
- 委員長(金沢勝君) 委員会でもその意見が出た。やがての時期がきたら当然、採択されなければならない問題だという意見が出た。しかし審議する段階においては、現時点を対象にして審議せんと、やがて、2、3年先に必要であろうという採択はできんのではないかと意見を含めて、現状では財政的な問題もあり、国は70歳以上、府は67歳以上、市が65歳以上にすれば、その間の差額は市が負担しなければいかん。だから、やがては必要だが、審議する現時点ではやむをえないんじゃないかということで、やがての不採択じゃなく、現時点で不採択という経過がございますので、念のため申し上げておきます。
- 25番(藤原要馬君) 直村議員の意見は、委員会へ付託するまでにその意見を発言しておくべきであり、要求しておくべきであると思う。しかし委員会に付託してからそれをやられるということになりますと、今後、委員会の権威は失墜すると思うのであります。だから、そういうものは、議会にかかり、委員会付託するまでに、委員会にその要望、要求を入れて付託すべきであったんじゃないかと思うのであります。
- 議長(松尾千代一君) 私もこの件につきましては、時期という問題もございましょうけれども、一応、委員会で決定したものを再度、審議をやり直すことになると、今後非常に困難な問題が生じてこようかと思っておりますので、ここで採決させていただきたいと存じます。
- 16番(横田憲治郎君) 今日の請願3号から6号までの案件は報告事項ですので、採決云々で結論を出すべき議案事項ではないと思う。本会議で請願が提出され、その審議があり、討論があって所管の委員会で詳細審議がなされ、本会議で報告された。その結果、てん末は、いわゆるいろんな内容をはらんだ請願内容ですので、その案件案件で結論付けていく性格ではなからうかと思う。ただ、委員会審議の中で展開された論議の内容を詳細に委員長が報告するのみであってそれについて本会議で再度決定を下すというあり方ではないと思う。その点議会事務局長、適切な配慮をされてしかるべきであろうと思います。
- 議長(松尾千代一君) よくわかりました。反対意見がありましたが、これは意見として聞かせていただいております。他にご意見ございませんか。
- 23番(貝淵博治君) 何で他にご意見や。私は委員やから発言をなるべくしようまいと思っただが、そんな議事のやり方があるかいな。何を言うてるんですか。報告してるんですよ、委員長が。そして議員同士が言い合い、報告を終わりますでいいんじゃないですか。また、それに反対

やったら、共産党で再度、請願を出すとか、何とかさせるのが議長の扱いやないですか。

○ 議長(松尾千代一君) 私のミスでした。委員長の報告通り決めます。

○ 議長(松尾千代一君) 日程第5「和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第22号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年3月9日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例(案)

和泉市火災予防条例(昭和37年和泉市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法第9条の2」を「法第9条の3」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

炉及びかまどの位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 建築物又は工作物の可燃性の部分及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。
- (2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
- (3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- (4) 階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。
- (5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができる位置に設けること。
- (6) 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、不燃材料で造った床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (7) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- (8) 地震その他の振動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、亀裂し、又は

- 破損しない構造とすること。
- (9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (10) 屋外に設ける場合にあっては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、口火の火が消えた場合において自動的に燃料の供給を停止する構造のものにあっては、この限りでない。
- (11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸するかまどにあっては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあっては、防火上有効な遮へいを設けること。
- (12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉又はかまどにあっては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。
- (13) 暖房の用に供する熱風炉にあっては、加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料で造るとともに、加熱された空気の温度が異常に上昇した場合において熱風の供給を断つ非常停止装置を設けること。
- (14) 熱風炉に附属する風道については、次によること。
- ア 風道並びにその被覆及び支わくは、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。
- イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メートル以内の部分、可燃物との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。
- ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。
- (15) 薪、石炭その他の固体燃料（以下「固体燃料」という。）を使用する炉又はかまどにあっては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。
- (16) 燈油、重油その他の液体燃料（以下「液体燃料」という。）を使用する炉又はかまどのうち屋内に設けるものにあっては、壁及び天井の炉又はかまどに面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）とした室内に設けること。
- (17) 液体燃料を使用する炉又はかまどの附属設備は、次によること。
- ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。
- イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作ること。

タンクの容量	板厚
5リットル以下	0.6ミリメートル以上
5リットルをこえ20リットル以下	0.8ミリメートル以上
20リットルをこえ40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルをこえ100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルをこえ250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルをこえるもの	2.0ミリメートル以上

オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で造った床上に設けること。

カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限りでない。

ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉又はかまどの燃料タンク又は配管にあっては、この限りでない。

ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が侵入しない構造とすること。

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあっては、この限りでない。

ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉又はかまどにあっては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

セ 燃料を予熱する方式の炉又はかまどにあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない

構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

(4) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料（以下「気体燃料」という。）を使用する炉又はかまどにあっては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあっては、さし込み接続とすることができる。

ウ イのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(4) 電気を熱源とする炉又はかまどにあっては、電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

第3条第2項中「管理の基準は、次のとおりとする」を「管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同項第2号中「付属設備」を「附属設備」に改め、同項第6号中「燃料槽又は燃料容器」を「燃料タンク」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉及びかまどの位置、構造及び管理の基準については、第30条及び第31条（同条第21号ア、イ、カ及びク並びに第23号を除く。）の規定を準用する。

第4条第1項中「構造の基準は、次のとおりとする」を「構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。

第4条第2項中「（第1項第8号から第10号までを除く。）」を「（第1項第1号、第11号から第13号まで及び第16号を除く。）及び第8条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「構造の基準は、次のとおりとする」を「構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同項第1号中「付属」を「附属」に改め、カの次に次のように加える。

キ 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。

ク 容易に掃除ができる構造とすること。

ケ 火粉を飛散するおそれのあるストーブに附属するものにあっては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。

第5条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 火粉を含まない燃焼排気を排出する煙突及び煙道であって、その燃焼排気により周囲の可燃物を燃焼させるおそれのないものにあつては、前号の規定によらないことができる。

第5条第2項中「第8号から第10号まで」を「第11号から第14号まで、第16号及び第17号オ」に改める。

第6条第1項中「、構造及び管理の基準は、次のとおりとする」を「構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同条第2項中「第5号及び第7号から第10号まで」を「第7号、第9号から第13号まで及び第16号」に改める。

第7条第1項中「、構造及び管理の基準は、次のとおりとする」を「構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。

第7条第2項中「第8号から第10号まで」を「第11号から第13号まで」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)には、サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第10号から第13号までを除く。)の規定を準用する。

第8条を次のように改める。

(簡易湯沸設備)

第8条 簡易湯沸設備の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 天井、上方のたな等の可燃性の部分から40センチメートル以上の間隔を保つこと。ただし、これらの部分から15センチメートル以上離れた位置に不燃性遮熱板又は屋外に通ずる排気筒を設けたときは、この限りでない。

(2) 壁、柱等の可燃性の部分から45センチメートル以上の間隔を保つこと。

2 前項に規定するもののほか、簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第6号及び第10号から第16号まで並びに第2項第3号及び第5号を除く。)の規定を準用する。

第8条の次に次の1号を加える。

(給湯湯沸設備)

第8条の2 給湯湯沸設備の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 天井、上方のたな等の可燃性の部分から60センチメートル以上の間隔を保つこと。ただし、これらの部分から15センチメートル以上離れた位置に屋外に通ずる防火上安全な措置を講じた排気筒を設けたときは、この限りでない。
 - (2) 壁、柱等の可燃性の部分から15センチメートル以上の間隔を保つこと。
 - (3) 発熱量6万キロカロリー毎時をこえる給湯湯沸設備のうち屋内に設けるものにあつては、前2号の規定にかかわらず、天井及び壁の当該設備に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料とした室内に設け、かつ、天井又は上方のたな等の可燃性の部分から60センチメートル以上、壁又は柱等の可燃性の部分から15センチメートル以上の間隔を保つこと。
2. 防火上安全な構造の給湯湯沸設備にあつては、前項に定める間隔によらないことができる。
3. 前2項に規定するもののほか、給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第11号から第14号まで及び第16号並びに第2項第3号を除く。)の規定を準用する。

第10条中「管理の基準は、次のとおりとする」を「管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改める。

第11条第1項中「管理の基準は、次のとおりとする」を「管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 変圧器、蓄電池その他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

第11条第2項中「道路上に設けるもの」を「道路上に設ける電気事業者用のもの」に改め、同条第3項中「第9号」を「第10号」に改め、同条に次の1項を加える。

4. キュービクル式の変電設備、消防長(消防署長)が、当該設備の位置、構造及び管理の状況から判断して、火災予防上支障がないと認めたものにあつては、前3項の規定によらないことができる。

第12条第1項中「(全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。)」を削り、「管理の基準は、次のとおりとする」を「管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

第12条第2項中「第13号及び」を「第16号及び第17号並びに」に、「第13号イ」を「第17号ウ」に改める。

第13条第1項中「定格容量の合計が200アンペアアワー以上の蓄電池設備」を「蓄電池設備

(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー。セル未満のものを除く。以下同じ。)」
に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないこと。

第13条第2項中「定格容量の合計が200アンペアアワー以上の」を削る。

第14条中「及び構造の基準は、次のとおりとする」を「構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同条第1号に次のただし書を加える。

ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。

第14条第3号中「小径又は厚さが20ミリメートル以下の」を削り、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 壁等を通する部分の^{がい}導管は、壁等に固定すること。

(5) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。

第15条第1項中「構造の基準は、次のとおりとする」を「構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同条第2項中「第9号」を「第10号」に改める。

第17条中「管理の基準は、次のとおりとする」を「管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改める。

第18条から第22条までを次のように改める。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 器具の構造等に応じ、可燃物から火災予防上安全な距離を保つこと。
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
- (4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
- (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。ただし、防火上安全な構造の器具については、この限りでない。
- (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
- (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。
- (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- (9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
- (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

(2) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

- 2 液体燃料を使用する器具のうち移動式のストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

(固体燃料を使用する器具)

第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火鉢にあっては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
(2) 置ごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。
ただし、防火上安全な構造の置ごたつにあっては、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。

(気体燃料を使用する器具)

第20条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。
(2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

- 2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

第23条第1項中「人命に」を削り、「又は裸火を使用しては」を「若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで」に改め、同条第2項中「又は「火気厳禁」」を「、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」」に改め、同条第5項中「喫煙している者」を「喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている

者」に改める。

第24条を次のように改める。

(空地の管理)

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

27条及び第28条を次のように改める。

(化学実験室等)

第27条 化学実験室、薬局等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第30条及び第31条第3号から第19号までの規定に準じて取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(作業中の防火管理)

第28条 ガス若しくは電気による溶接作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は^{ひょう}鋸打作業(以下「溶接作業等」という。)は、引火性又は爆発性の物品の附近においてこれをしてはならない。

2 溶接作業等を行なう場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による^し遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

3 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる防火対象物(同表4項から~~8~~項までに掲げるものを除く。以下第40条及び第41条において同じ。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行なう場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

4 作業現場においては、火災予防上安全な場所に^{がら}吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

第30条を次のように改める。

(指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準)

第30条 法別表で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火を使用しないこと。

(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、み

だりに空箱その他の不必要な可燃物を放置しないこと。

- (3) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱うときは、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないようにすること。

第31条第1項中「取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする」を「取扱いは、前2条に定めるもののほか、危険物の類ごとに、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない」に改め、同項第1号中「過酸化水素B」を「過酸化水素」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同条を第31条の2とし、第30条の次に次の1条を加える。

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、容器の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効なへいを設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は鋼製ドラムの場合	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- (2) 危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次に掲げる構造の室内において行なうこと。

ア 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又はおおわれたものであること。この場合において、第6類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物に侵されるおそれのある部分をアスファルトその他腐食し難い材料で被覆することができる。

- イ 開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。

- ウ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の発生が著しい場合は、当該蒸気等を排出する設備を設けること。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じて遮光又は換気を行なうこと。
 - (4) 危険物の性質に応じた適正な温度又は湿度を保つように取り扱うこと。
 - (5) 危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように措置を講ずること。
 - (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合には、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行なうこと。
 - (7) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄するときは、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行なうこと。
 - (8) 危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量をこえないこと。
 - (9) 危険物を容器へ収納し、又は詰め替える場合は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第3に掲げる運搬容器及び収納の基準に適合するように行なうこと。ただし、火災予防上支障がないと認められるときは、この限りでない。
 - (10) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が若しく浮遊するおそれのある場所においては、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
 - (11) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
 - (12) 危険物を加熱し、又は乾燥するときは、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行なうこと。
 - (13) 危険物を保護液中に保存する場合には、当該危険物が保護液中から露出しないようにすること。
 - (14) 危険物の詰め替えは、防火上安全な場所で行なうこと。
 - (15) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行なうこと。
 - (16) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行なうこと。
 - (17) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行なうとともに、廃液を安全に処理すること。
 - (18) バーナーにより危険物を消費するときは、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。

(19) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨並びに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。

(20) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備（タンクを除く。）については、次によること。

ア 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とし、又は装置を設けること。

イ 危険物を取り扱う配管は、金属管、陶管等耐熱性を有する管を用いること。

ウ 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

エ 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、有効な圧力計及び安全装置を設けること。

オ 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(21) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下に埋設するタンク及び車両に固定されたタンクを除く。）については、次によること。

ア その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルをこえ100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルをこえ250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルをこえるもの	2.0ミリメートル以上

イ 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られたタンクにあっては、この限りでない。

ウ 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。

エ 引火点40度以下の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

オ 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けること。

- カ 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
 - キ 見やすい位置に容量を覚知することができる装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
 - ク タンクの配管は、金属等、陶管等耐熱性を有する材料で作られた管を用いること。
 - ケ タンクの配管は、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
 - コ タンクの配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように措置を講ずること。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち地下に埋設するタンクについては、前号イからオまで、キ及びクの規定によるほか、次によること。
- ア 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置するか、又はアスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル等を用いて有効に被覆すること。ただし、腐食し難い材質で作られたタンクにあっては、この限りでない。
 - イ 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。
 - ウ 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
 - エ 浸水等によりタンクが浮上するおそれのある場合は、堅固な基礎の上に固定すること。
 - オ 地下にある配管のねじ接続による連結部（通気管の連結部を除く。）は、漏れを点検できるようにふたのあるコンクリート造の箱に納めること。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）については、次によること。
- ア 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては0.7重量キログラム毎平方センチメートルの圧力によって、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力によって、漏れ、又は変形しないものであること。
 - イ 常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートル以下の移動タンクにあっては0.2重量キログラム毎平方センチメートルをこえ0.24重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で、常用圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートルをこえる移動タンクにあっては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

ウ マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出している移動タンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護^板を設けること。

エ マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で作ること。

オ 外面にさび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた移動タンクにあっては、この限りでない。

カ 移動タンクには0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射性を有する材料で「危」と表示した標識を見やすい箇所に設けること。

第33条第1項中「消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）」を「令」に、「取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする」を「取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない」に改め、同条第2項中「前3条（第30条第11号を除く。）」を「前4条（第31条第9号を除く。）」に改める。

第34条中「取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする」を「取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない」に改める。

第37条の見出し中「客席」を「避難通路」に改め、同条中「キャバレー等の客席のうち床面積150平方メートル以上のもの」を「キャバレー、カフェー、ナイトクラブ（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席」に改め、「1.6メートル」の次に「（飲食店にあっては、1.2メートル）」を加える。

第38条を次のように改める。

（百貨店等の避難通路等）

第38条 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル（売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにおいては、1.6メートル）以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。

2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

第39条を削り、第40条を第39条とし、第41条中「別表第1又は別表第2」を「令別表第

1」に、「別表第1及び第2」を「令別表第1」に改め、同条を第40条とし、同条の次に次の1条を加える。

(防火戸の管理)

第41条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火戸は、次の各号に定めるところにより、防火上有効に管理しなければならない。

- (1) 随時閉鎖することができるようにその機能を有効に保持し、かつ、その直近には閉鎖の障害となる物件を置かないこと。
- (2) 防火区画の防火戸に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かないこと。

第42条中「、第39条」を「及び第38条」に改める。

第43条第1項中「各項(9)項から(10)項までを除く。)に掲げる防火対象物」を「に掲げる防火対象物(同表(9)項及び(10)項に掲げるものを除く。)」に改める。

第44条第2号中「据付面積」を「前号に掲げるもののほか、据付面積」に「及び」を「又は」に改め、同号を同条第2号の2とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉又はかまど

第44条第3号を次のように改める。

- (3) ボイラー又は発熱量6万キロカロリー毎時をこえる給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)

第44条第4号の次に次の1号を加える。

- (4の2) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

第44条第7号及び第8号を次のように改める。

- (7) 内燃機関による発電設備(固定して用いるものに限る。)

- (8) 屋内に設ける蓄電池設備

第46条に次のただし書を加える。

ただし、個人の住居で貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、この限りでない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第49条第1項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、20,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者。
- (2) 第31条の規定に違反した者

(3) 第31条の2の規定に違反した者

(4) 第33条の規定に違反した者

第50条中「第30条、第31条、第33条又は第34条」を「前条」に改める。

別表第1第7項中「大学又は各種学校」を「高等専門学校、大学、各種学校その他これらに類するもの」に改め、同表第8項中「又は美術館」を「、美術館その他これらに類するもの」に改める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、昭和48年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定(同項第17号ケからヌまでの規定に係る改正部分に限る。)、第4条第1項第2号の改正規定、第7条第1項に1号を加える改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定及び第30条の次に1条を加える改正規定(第31条第21号ア、キ、ケ及びコ、第22号イ、エ及びオ並びに第23号の規定として加える部分に限る。)は昭和48年10月1日から、第8条の次に1条を加える改正規定(第8条の2第1項第3号の規定として加える部分に限る。)及び第30条の次に1条を加える改正規定(第31条第2号の規定として加える部分に限る。)は昭和49年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 昭和48年7月1日において現に使用されている燃料タンク及び危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る基準については、改正後の和泉火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条第17号及び第31条第21号から第23号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 昭和48年7月1日において現に使用されている液体燃料を使用する移動式のストーブについては、新条例第18条第2項の規定は、昭和52年7月1日までの間、適用しない。
4. この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近の新しい形態の火を使用する設備および器具の出現による生活様式の変化および災害発生の事例にかんがみ、ならびに消防関係諸法令の改正に伴い、火災予防上必要な措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。

○ 消防長(和田増義君) 消防長より議案第22号、和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

説明に入ります前に、ミスプリントにつきまして、お詫びとお願いを申し上げます。

お手元にお届けしてございます正誤表にあります通り、41ページ左側上から7行目に「これらに類するもの及び」とありますが「ものと及び」の間に『以下「キャバレー等」という』を挿入し、同ページ右側上から九行目右端に「据付面積に」とありますが、「に」の次に「及び」を「又は」にを挿入するものでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは提案理由の説明を申し上げます。

最近、非常に新しい形態の火を使用する設備及び器具が出現してまいり、生活様式の変化及び災害発生の事例に鑑みまして、並びに消防関係諸法令の改正に伴い、当市においても火災予防上、必要な措置を講ずる必要が生じてまいったのであります。消防庁より示された条例改正についての準則に準拠しながら本条例案を作成し、提案させていただいたのでございます。

内容につきましては非常に長文にわたりますので、要点だけをご説明申し上げたいと存じます。

まず第1点は、火を使用する設備に関する事項でございますが、火を使用する設備は、正常な燃焼に必要な空気を取り入れることができること。さらにまた、避難の支障とならないような位置に設けること。

火を使用する設備の燃料タンクの構造については、危険物条例の規定に鑑み、容量区分に応じた厚さの板とし、自動的に容量を覚知できる装置、通気管を設けるものとする事。

ボイラー設備には、蒸気圧力が異常に上昇したとき、その圧力を放出する安全装置を設けることとし、引火性の熱媒体を使用するボイラーの技術上の基準は、指定数量以下の危険物の貯蔵、取扱いの技術上の基準の例によるものとする事。

ストーブの煙突、煙道の接続方法を定めるとともに、火の粉の飛散防止措置を義務付けたこと。

さらにサウナ設備の基準を新設し、温度が異常に上昇した場合に、熱源を遮断する自動または手動の装置を設けるものとする事。

従来のガス湯沸し設備の規定を、簡易湯沸し設備と給湯湯沸し設備の二つに分類し、ガスだけでなく、電気及び液体燃料を使用する湯沸し設備についても規制するとともに、発熱量の大きい給湯湯沸し設備を屋内に設ける場合の内装の方法を制限するものとする事。

第2点は、使用に際して火災の発生するおそれある設備に関するものとして、発電設備、変電設備等は、堅固な床、柱等に固定すること。

第3点目は、火を使用する器具の取り扱いに関する事項でございますが、従来はコンロ、ストーブ等の品名別規制を燃料別規制に改めました。すなわち、液体、固体、気体、電気等に改めてさらに使用場所及び使用方法を定めました。

それから次は液体燃料を使用する移動式ストーブ、これには地震等の場合に、自動的に消火が

できる装置をつくるようにすること。

次に第4点目は、火の使用に関する制限に関することですが、劇場等に危険物を持ち込むことを禁止し、さらにそれらのことを表示する義務付けをしたこと。消防法の改正に伴い、装飾用物品の防煙処理の規定を削除いたしました。

溶接作業等を行なう場合の火気の制限、喫煙場所の設定等、火災予防上有効な措置を講ずることを義務付けたこととございます。

次に枯れ草等を放置した空地の所有者等は、当該空地の火災予防上、必要な措置を講ずることといたしました。

第5点目は、指定数量未満の危険物の貯蔵、取り扱いの基準に関する事項でございますが、従来、規制の対象外としておった指定数量の5分の1未満のものにつきましても基本的な基準を定めました。次は指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物、すなわち一般に少量危険物と呼んでおりますが、これの貯蔵及び取り扱いの場合の空地の幅を、危険物政省令の規定に鑑み、その容量区分等に応じたものとし、合理的、実態に応じた規制としたこととございます。

次に室内の内装制限を、すべての少量危険物の貯蔵、取り扱いに及ぼすこと及び地上、地下タンク等についての規定を、危険物政省令の規定に順じ整備、移動タンクの基準を新設いたしました。

第6点目は、避難管理に関することとございますが、百貨店等の避難通路の幅は、床面積、売り場面積等に応じた有効なものにすることといたしました。また、防火戸に関する規定を新設し、随時、閉鎖することができるようにその機能を有効に保持、付近には閉鎖の障害となる物件を放置してはならないものとしたことといたしました。

最後に雑則でございますけれども、多量の可燃性ガスを発生する炉、かまど、ボイラー、その他発熱量6万キロカロリー毎時を越える大型給湯湯沸し設備及びサウナ設備に対して、新たに届け出の義務を課したことであります。ただし、この規定は、個人の家には設けるものについては適用を除外されております。

以上、大まかな改正点をご報告申し上げたものでございますが、この改正条例は、本年7月1日より施行したいと存じます。

ただし、先ほどいろいろご説明申し上げました燃料タンクの改造問題の一部、それからボイラーの構造についての規制の一部、乾燥室の火の粉を飛散させないようにする設備の構造、サウナ設備の熱の上昇の遮断装置、指定数量の5分の1以上の危険物貯蔵取り扱い、それからタンクの安全装置の規定の一部、これらにつきましては技術上の問題もございますので、3カ月遅れて10月1日より施行したいと存じます。

次は発熱量の毎時6万キロカロリー以上の大型給湯湯沸し設備と指定数量未満で、指定数量の5分の1以上の危険物の取り扱いの室内構造についても、かなりの準備がいりますので、来年の4月1日より施行したいと存じます。

次は燃料タンクの構造の改善の規定、地上、地下、移動タンクの構造改善の規定につきましては、7月1日現在使用しておるものについては適用しないということでございます。

次は液体の燃料ストーブ、石油、灯油ストーブの自動消火装置、それから燃料供給が自動的に止まる装置等については、7月1日現在使用しておるものについては、昭和52年7月1日まで適用しないということでございます。

以上の改正でございますが、本条例は、非常に技術的な面が多いことと一面、市民の自由を制限する面もかなりございますので、その運用につきましては、十分配慮して適用してまいりたいと存じます。よろしくご審議されまして、原案通り可決ご決定賜りますようお願い申し上げます、ご説明を終わります。

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ございませんか。
- 17番（山田清二君） 11ページにわたる長い条例改正ですが、ほとんどが制限条項だと思います。したがって、この条例で相当改正されていると言われたのですが、消防法規でさらにきびしくなっているもの、和泉市消防が独自で制限したもの、あるいは緩和されたものがあるかどうか、ひとつ教えていただきたい。
- 消防長（和田増義君） お答え申し上げます。
本条例につきましては、一般的に消防法及び消防法施行令によりまして、危険物について非常にきびしく制限しておりますが、一部変わった点はございますが、大まかには変わってございません。細部事項の形態が変わっており、かなり詳しく基準を設けたもので、消防庁において全国的な準則が定められ、当市においても大体同じようなことで、他に特別な規定をする例がないということから、準則をほとんどそのまま適用してございます。これにつきましては、各衛星都市の消防は、ほとんど同じような方向で進んでおります。
- 17番（山田清二君） ということは、特別に和泉市が制限を加えたとか、特に緩和したという面はなく、ほとんど消防法令、準則とかに基づいて、いままでの社会情勢の実態に即して不備な面をなくしていくために改正したということですね。
- 消防長（和田増義君） そうです。
- 議長（松尾千代一君） 他に。
- 18番（直村静二君） まず、これについてお聞きしたいのは、この改正の細目についてのP

R、消防署としての指導徹底をどのように考えておるのか。

それから2万円の罰則、罰金はどのようにとるか。

また18条のプロパンガスとかありますが、具体的にこの改正の中身を明らかにしていく点で明らかに答え願いたい。

○ 消防長(和田増義君) 答え申し上げます。

先ほどご説明申し上げましたように、技術的なものが多いございますし、一般の市民の自由を制限することがございますので、十分ご指導なり、PRなりを徹底いたしてまいりたいと存じております。

なお罰則につきましては、うしろのほうに書いておりますように、第30条から第34条までに危険物についての違反の罰則をこしらえておりますが、その他の条文につきましては、罰則はございません。一般的な行政指導なり、行政命令といいますか、そういうもので実現するようにしております。

なお罰則の額でございますが、これは市条例によりますと最高10万円までとなっておりますが、この条例は2万円となっております。これは前の規定上、そのまましております。

○ 18番(直村静二君) それは消防長の命令で罰則の適用になるんですか、それとも市条例の適用だから、市長の名前でやるのか。

○ 消防長(和田増義君) 消防長でございます。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第22号を原案通り可決決定いたします。

○

○ 議長(松尾千代一君) 日程第6「和泉市と岸和田市との境界の一部変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第25号

和泉市と岸和田市との境界の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により和泉市と岸和田市の境界の一部を次のとおり変更したいので、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

昭和48年3月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市唐国町1321の59、1321の137を岸和田市の区域に編入する。

議案第25号参考資料

〔I〕 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜すい

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

(第2項から第4項まで略)

⑤ 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第6項および第7項略)

〔II〕 境界変更を必要とする理由

和泉市唐国町と岸和田市包近町との大阪鉄工金属団地協同組合周辺の地区の境界は、従来から入り組んでいるところへ住宅地造成事業が施行され、両市の境界をまたがって集合住宅が建設されている。このまま放置すれば、そこに居住する住民が多量の不便を蒙り、また行政サービスを提供する行政執行の上でも支障をきたすことが予想される。これを回避するため、住宅地造成事業の区画街路を基準として境界変更をしようとするものである。

〔III〕 境界変更に伴う面積・人口調

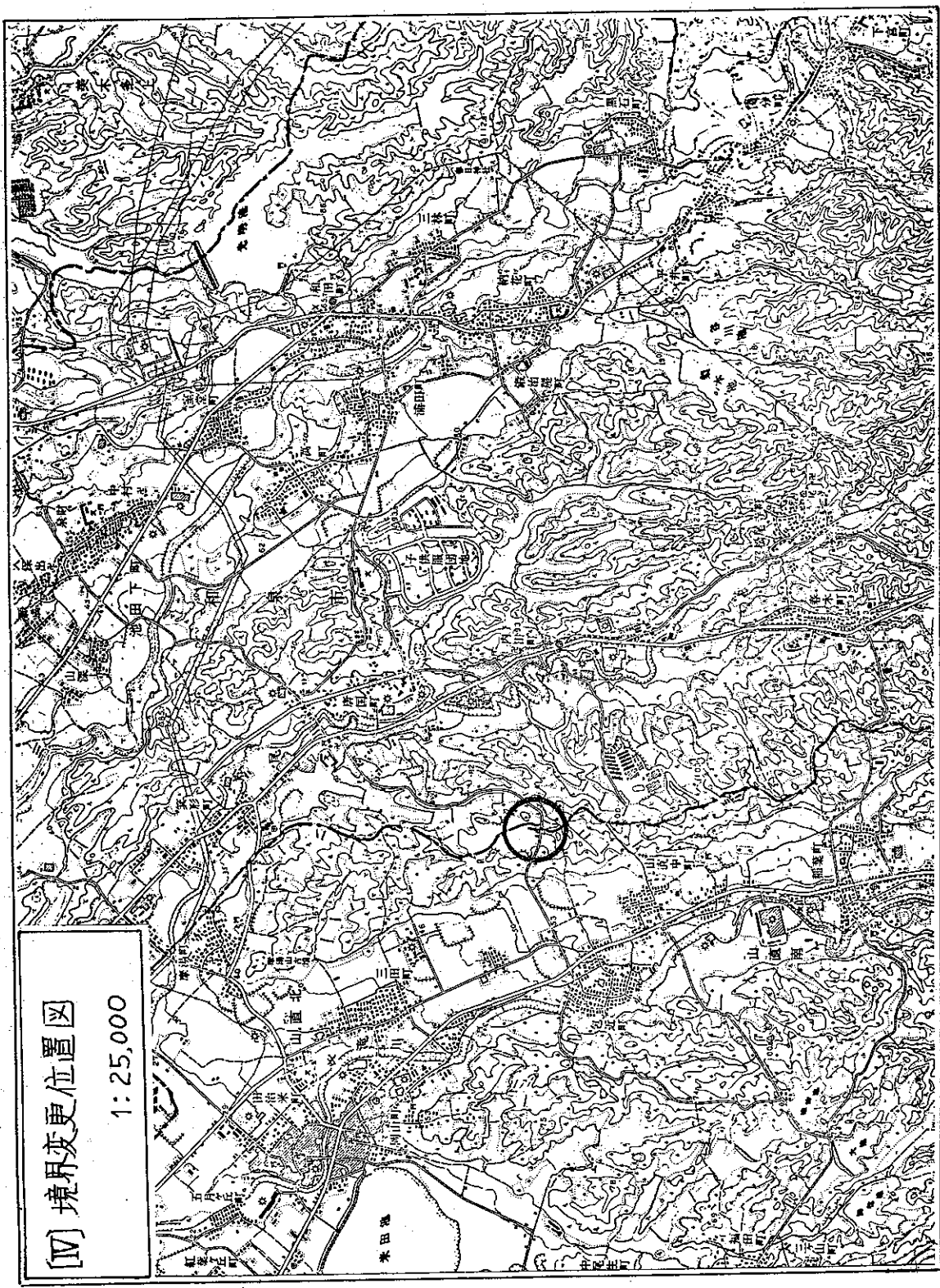
1 境界変更に伴う面積・人口調

区 分	面 積	人 口
和泉市から 岸和田市へ	7952.77m ²	128人

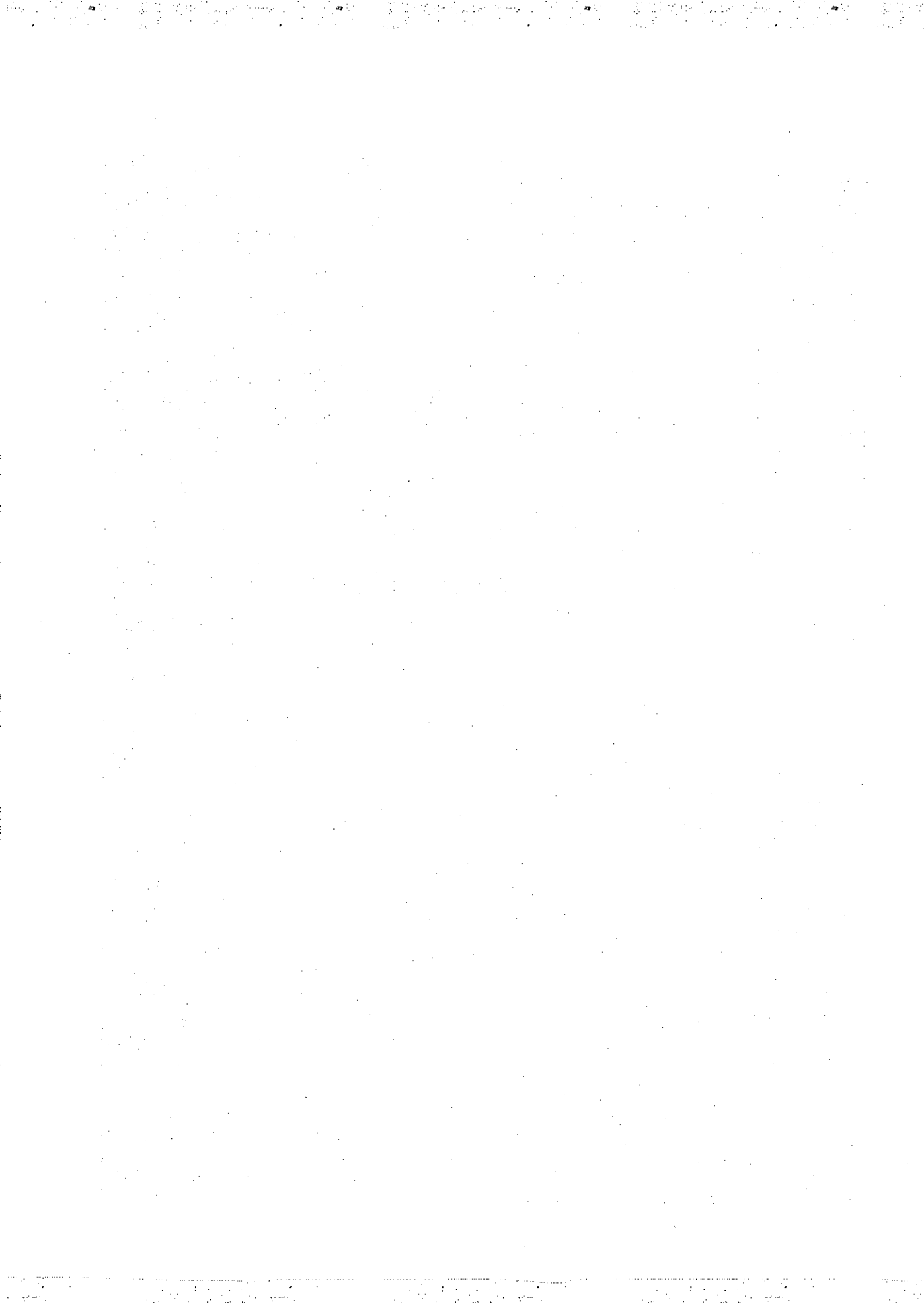
2 新区域の総面積、総人口

区 分	現 行 区 域		新 区 域	
	総 面 積	総 人 口	総 面 積	総 人 口
和 泉 市	Km ² 85.45	人 105,668	Km ² 85.45	人 105,540
岸 和 田 市	69.96	171,550	69.96	171,678

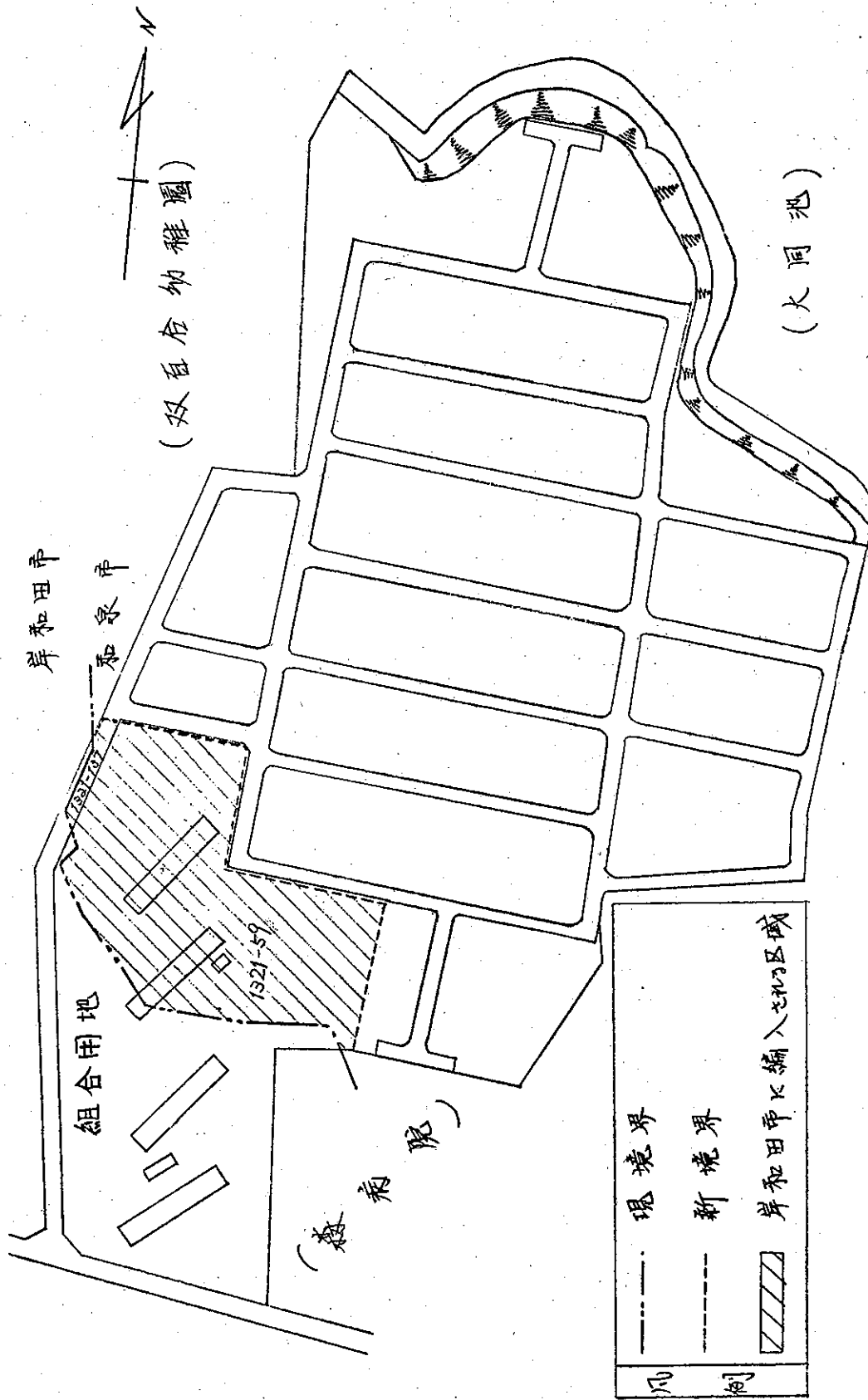
総人口は、昭和48年1月末日現在の住民基本台帳人口による。



[IV] 境界変更位置図
 1:25,000



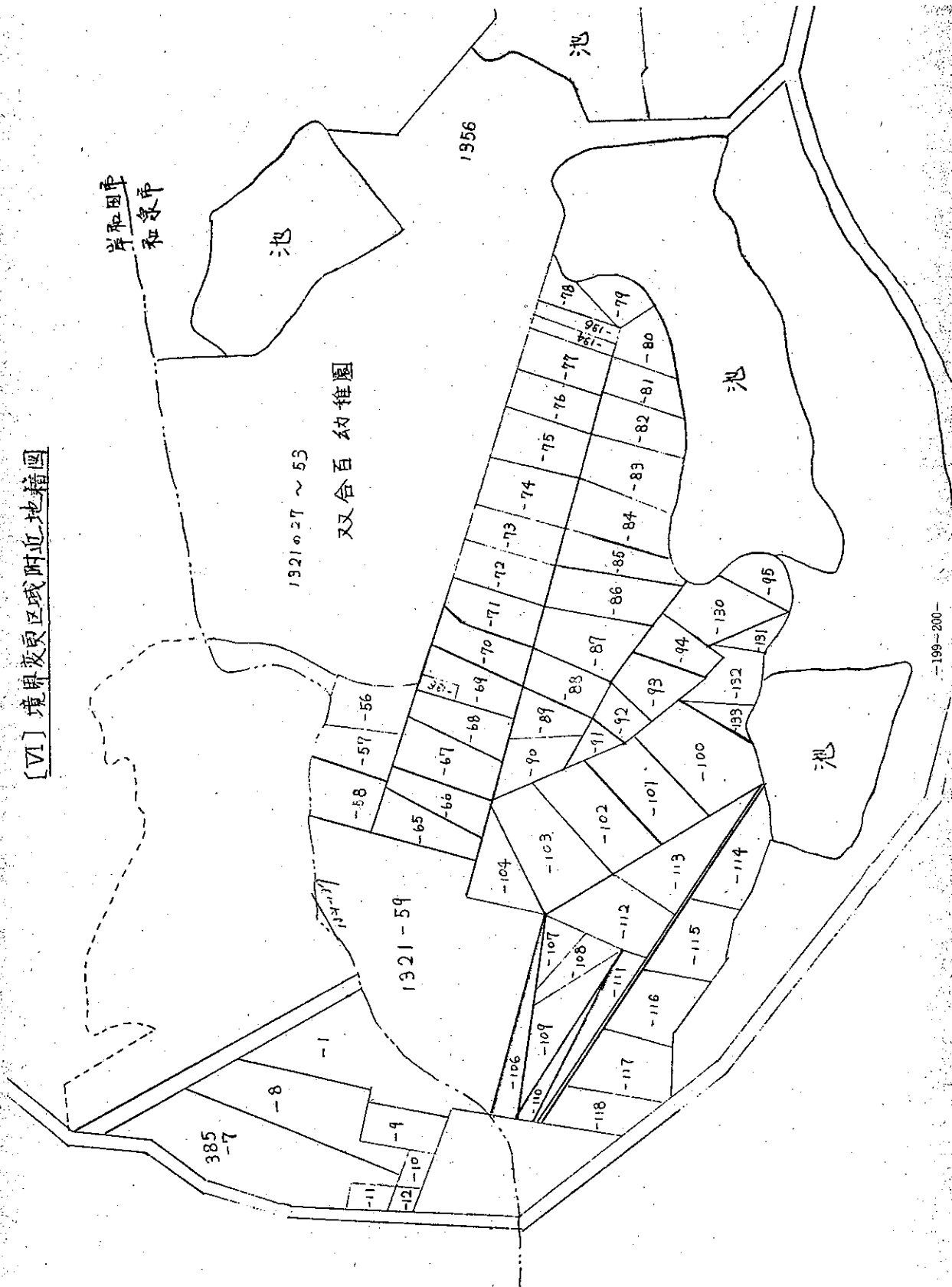
[V] 境界変更区域图



§ = 1 : 1500



[VI] 境界変更区域附近地籍圖





- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいまご上程をいただきました議案第25号、和泉市と岸和田市との境界の一部変更についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず最初に本件の沿革でございますが、和泉市唐国町と岸和田市包近町との行政境界につきましては、明治時代の当初から争われておりまして、明治17年に名古屋高等裁判所が境界確認の判決を下してございます。

それ以来、土地所有者が変せんしてまいり、昭和41年ごろに複数の所有者が一元化され大阪鉄工金属団地協同組合に所有権が移転されたものでございます。

ところが鉄工団地が譲渡を受ける以前から、現地は宅地造成業者の手により山を削られて平坦地にされ、両市の境界線が不明確なまま譲渡を行ない、鉄工団地協同組合の集合住宅が建設されたものでございます。

そこで岸和田市と協力し、明治17年の境界確認の判決をもとに、判決による境界線を現地に復元いたしましたこと、4ページの議案参考資料にございますように、集合住宅部分を分断しておるような状態でございます。この状態の中で属地主義による住民基本台帳法に基づき、住民登録の移管を行ないますと、集合住宅部分の81世帯、253人のうち、44世帯、128人が和泉市に帰属し、37世帯、125人が岸和田市の住民に分断される状態になります。つまり同じ棟であってもこちらが和泉市、隣が岸和田市というように、住民自身にとって大変不便なものとなってまいります。一方、行政サービスを提供する行政執行上においても混乱が予想されるものでございます。これらを回避するために、住宅地造成事業の区画街路に合わせ、境界を変更しようとするものでございます。

先ほどの参考資料に境界変更区域図に新旧境界の関係を明示してある通り、区画街路に沿い和泉市と岸和田市の境界を定め、岸和田市側は鉄工団地の組合管理用地分で組合員の集合住宅建設に利用され、和泉市側は分譲宅地残余分に利用され、土地利用のうえでもわかりやすくはっきり区分しようとするものでございます。この境界が変更されますと、和泉市唐国町1321の591321の137を岸和田市の区域に編入しようとするものでございまして、これに伴う面積は7952.77平方メートル、居住人口は128人がそれぞれ岸和田市に帰属することとなるのでございます。

本境界変更の事実上の効力が発生いたしますのは、地方自治法第7条第5項の規定により、本市議会の議決を賜りましてのち、府議会の議決、自治大臣認可、官報告示をもちまして、境界変更の効力が出てまいり、これらの手順を経るには、少なくとも3カ月間を要するものと思われま

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ原案通り可決ご決定をいただくようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 25番（藤原要馬君） この排水、下水はどの方面に流れるわけですか。
- 土木課長（中尾宏君） この団地につきましては、旧住宅地造成事業法で行なった時点で、4ページの境界変更区域図の大同池に流すように協議しております。これは地元の町会または水利権者の承諾の得たものを私たちのほうに提供させております。
- 25番（藤原要馬君） 大同池へ流すんだけど、池の水は満水せず、池に流すということは、最後は川に流れることだろうと思いますので、それを聞いて。どの川へ流れるのか。
- 土木課長（中尾宏君） 最終的には、2級河川松尾川です。
- 25番（藤原要馬君） 岸和田へ行くことに対して反対はないわけでございますが、野村団地とか、鉄工団地あたりの排水は箕形付近に流れてきて、ご迷惑を受けてるのは箕形付近だと思う。やはり、これを向こうに渡して境界線がはっきりするならば、そういう条件等を入れて、岸和田市において、そういう排水、污水とかによって和泉市が迷惑を受けない形をこのときに決めておいてもらわな困る。こういう境界線を変えるときは今後、話の段階がないと思いますので、ぜひとも箕形、唐国等に排水、污水等の被害のない形をこの際、岸和田市でしといてもらうように、十分なる協議をした結果でやってもらいたいことを要望しておきます。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。
- 28番（坂上国治君） 本件につきましては、いろいろ複雑な問題がからんでるよう聞いておりますが、実際問題として今度、和泉市の中にも和泉市、泉大津行政境界適正化協議会というものがあったんですが、今後、泉大津だけでなく、堺、岸和田、高石等、あらゆる方面にこういうことが起こってくると思うんです。それで理事者のほうで、泉大津とだけ境界の協議会をこしらえてやるというところにこういう問題が生じてくると思う。先般、池辺議員からも言われたように、堺のほうにもこうした境界線のいろんな問題が出てくるように聞いておりますが、これをどう考えてるのか。和泉市が泉大津とだけの境界線で終わるんじゃなく、ぐるりから取り囲まれていろいろ各市との折衝があると思う。ただ、和泉市と泉大津の2市だけでやって今後、スムーズにいけるのかどうか。たまたま、こうして市のほうで議員さんも出ていただいて決めていただいた以上、やはり全域にわたって、どこでも交渉してもらえるような方法を持つほうがよかったんじゃないか。この適正化協議会の方々も、泉大津、和泉市ということになればほかへ行く必要はない。努力して調査しようとしても、これにしばられて動けんということも考えられる、やれ

ないということになります。だから、議会でそうした協議会をつくっていただいたら、フルにどこへでも、和泉市を取りまく各市との話し合いを十分やっていただけるような体制が必要ではなからうか。この点、理事者のほうで手落ちがあるんじゃないかならうかと思う。泉大津との境界線が一番広いということになるんでしょうけれども、大小にかかわらず、これは考えてほしいと思う。それであれば、やはり議会から出て行って調査することによって、おそらく本市が損害を被むるような交渉もされないとと思うんです。しかし、これは理事者サイドで現在、やられている。何も理事者が頼りないとか、どうかいうんじゃない、そうした協議会のほうで調べていただいたらこんな議会でごちゃごちゃ発言せんでもええ。それを認め、形定していけるわけなんです。今後いろいろと泉大津、高石、堺と引っかかってくるよ、これらをどう考えてるのか。一つ一つ、それらで足踏みするようなことでなく、も、と理事者も楽できるように、議会ともどもにスムーズにいけるような方法を考えたらどうか。現在直面してるのは、この協議会に関係のない部分、だから、藤原議員からこの排水がどこへ流れるんだというような質問も出て当然だと思うんです。一応、議会にも選んでもらうてともどもにやっていく姿勢が望ましいと思うが、今後理事者のほうではどんな方法でやっていくのか。あくまでも、この状態でやっていくのか、ひとつおうかがいしたい。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

まことにありがたいご提案でございます、実際、境界の変更となりますと、これは昔からの和泉市の領域を変更するので、かなり重要な問題だと認識しております。たまたま、泉大津市との関係では、ご指摘の通り、膨大な区域の変更を伴うことが予想されておりました、慎重に取り扱うべく、泉大津市と和泉市の両市間における適正化協議会を設定いただきましたが、ご指摘の通り、泉北ニュータウン等の開発をめぐり、堺市ともかなり大規模な変更が予想される面もございますので、ご提案をお受けさせていただき、今後、議会内部におけるそうした適正化協議会の中で、それらも包含してやっていただくかどうかについて、よく理事者間で検討させていただき議会にもご協議申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 28番(坂上国治君) いま総務部長から今後、十分検討してやっていこう、結構やと思います。

そこで本件の森病院が引っかかっているが、これについては中途半端な、病院の真中から和泉市と岸和田市に分かれる。これらについてもいろいろ疑義がある。だから、この病院についてははっきりできないのかどうか。森病院の真中か、7、8かわかりませんが、片方は和泉市、片方は岸和田市、これについても説明を加えてほしい。

○ 企画課長(橋本昭夫君) お答えいたします。

ご指摘の通り、森病院の中を和泉市と岸和田市の行政境界が通っております。当然、今回も森病院の敷地も岸和田市か、和泉市のほうへ単一化するほうがいいのではないかと、いわゆる事務レベルでの折衝をかさねたわけでございますけれども、現実の行政サービスを受ける先と申しますか、不便さというのは、森病院は住民登録の基本台帳関係も、居住部分がすべて岸和田市内にございまして、逆に言えば固定資産税の負担だけがございまして、岸和田市のほうへ一元化してほしいんだということは出なかったわけでございます。非常に変則的でございましたが、ある意味では、森病院の土地の税も、森病院の運営なり、そこで居住される方々の行政に対する不便さがなければ、現状のままで固定させてもらっても、病院として支障がないということもございましたので、これ以上、この該当区域外の行政境界の変更が、今回、岸和田市との合意がとれなかったのが実情でございます。たしかにご指摘の通り、1点欠けておることでございまして、今後森病院のそういう整備の計画にそこがございましたら、病院という礼会的な立場を考え、十分配慮したような形をふまえてまいりたい。

以上のような経過でございますので、不十分ですが、答弁といたします。

- 28番(坂上国治君) しかし、こういうあり方はええんかどうか。それやったら、おそらくこのまま放っとしても同じことや。別にわざわざいいことをする必要がないと思う。一つの個人の病院が散切れ散切れになってしまって和泉市と岸和田市に分かれるようなことなら、こんなことをあえてする必要はないと思う。やるんやったら、こんなちっぽけな個人の病院でも二つに分かれるようなことなら、いっそのこと、初めからやめといたらええ。

だから私が申し上げてるのは、議会の中から協議会ができておったら、おそらく、これではいかんやないかとなると思う。これでは意味なさんと思う。もうちょっと理事者のほうで検討してもらわんといかん。これは市街化区域と調整区域に分けるにしても、はっきりした線がなかったら、道路なりをめぐりにやってるが、これは国境ですよ、はっきり言うて岸和田という国と和泉という国の国境ですよ。国境をまたがって、こんな病院をこのままの状態で置いてくんであれば、私はこんなことする必要がない。後日、トラブルが起らないようにはっきりするためには、こんな個人的なものははっきりしとかないかん。だから、この森病院を岸和田へ渡さないかんのか、和泉市へもらえるのか、どっちかわからんけれども、私はどっちかに固めてほしいと思う。あらゆる交渉をかさねてほしいと思う。まあ、交渉の結果がどうにもならんのかどうかかわからんけれども、こういうあり方では望ましくないということは言える。だから、前向きな姿勢でひとつ何とか、そういう方向に持って行ってもらえるように要望して終わります。

- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第25号を原案通り可決いたします。



○ 議長(松尾千代一君) 日程第7「工事請負契約締結について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第26号

工事請負契約締結について

市立(仮称)和泉台小学校新築工事(第1期)工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和48年3月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 市立(仮称)和泉台小学校新築工事(第1期) |
| 2. 契約者 | 和泉市長 藤 木 秀 夫 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 151,600,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥 野 喜八郎 |
| 6. 工 期 | 自 昭和48年3月20日(議決の翌日)
至 昭和48年10月31日 |
| 7. 契約保証金 | 7,580,000円 |
| 8. 保 証 人 | 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳 一 |

議案第26号参考資料

市立(仮称)和泉台小学校新築工事(第1期)工事概要

1. 工事場所	和泉市緑ヶ丘
2. 敷地面積	23,630m ²
3. 建物種別	新築
4. 構造および規模	鉄筋コンクリート造三階建
	建築床面積 1,018.38m ²
	延床面積 2,673.30m ²

- 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(中塚白君) それではお許しを得まして、議案第26号、工事請負契約締結についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、仮称和泉台小学校新築工事の契約を締結しようとするものであり、契約の相手方は和泉市北田中町219番地、大高建設株式会社代表取締役・奥野喜八郎と、契約金額1億5千160万円をもって契約せんとするものでございます。

なお工事内容につきましては、参考資料に付託されておる通りでありまして、場所は和泉市緑ヶ丘、鉄筋コンクリート造三階建てでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長(松尾千代一君) 本件について質疑、ご意見ございませんか。
- 28番(坂上国治君) 和泉台小学校の新築工事の議案でございますけれども、これはいろいろ聞いてる中で、このごろ非常にセメントも少ない、建築材料がどんどん値上がりしているという時点で、工期は非常に遅れると思うんです。以前に入札したときと現在は非常に変わって思う。最近、急にセメントがなくなったりした関係上、工期がどれくらい遅れるのか。これは和泉台小学校だけでなく、いろいろ各小学校の工事についても遅れると思うんですが、いまの見通しからして相当遅れることをはっきりしておくほうがええんじゃないかと思う。いや、絶対心配せんでも、工期には遅れんように間に合わすんだという自信のほどがあれば結構やと思いますが、一応、そこらのへん、はっきりしてほしいと思うんです。
- 25番(藤原要馬君) 関連、これは坂上議員が言うたように、各建築資材は暴騰しております。それで1億5千160万円ですが、これを値上げしなくても期日までにできるのか、お聞きしとかないかん。
- 議長(松尾千代一君) 答弁。
- 建設部長(中塚白君) 私、先ほどは本議案に対する理由の説明だけにとどめましたので、そ

こまでは触れなかったのですが、いまご質問のように、建築資材が高騰し、セメントが極端な品不足を来していることは現実でございます。現実現在、発注している工事は軒並みに遅れてございます。本件についても工期が10月31日となっておりますが、これもいまの状況が続く限り不可能でございます。

それと単価の問題でございますけれども、建築資材が軒並み高騰している関係上、和泉市だけでなく、各建設業者から単価アップの要請が出てございます。それにつきましては本日、市長会があるわけでございますけれども、一応、大阪府、大阪市はその意を受けてアップする姿勢を示してございます。当然、そういう手法を講じなければならぬであろうことはわれわれも感じておるわけでございますが、かりに金額の問題がそれで解決付いたとしても、いわゆる品不足による問題が依然として残りまして、これは担当する建設部としても、業者任せせず、セメント等については鋭意努力はしておりますけれども、なかなか思うようにまいりません。これはいろいろな要請がからみ合いそうになっておることは推測できるんですが、現実のままの形でいくと、この案に示されておる工期の厳守はむずかしいという実情でございます。

しからは何日延びるかということにつきましては、現状ではちょっと明言できません。この際合わせてご報告申し上げたいのは、現在発注している工事も軒並みに遅れてきているのが実情でございます。合わせてこの対策につきましては、後日、改めてご審議願うことといたしまして、当面の状況をご報告申し上げておきます。

- 28番(坂上国治君) 部長から多少工期が遅れるであろうということ、これは遅れると思えます。しかし、こうした施設はあまり遅れると困りますので、できるだけ遅れないように、ひとつ努力してやっていただくよう要望しておきます。

それともう一つ、藤原議員が言われたように、現在の金額、これ、どないなるんや。セメントにしても35、60円のやつが1,000円以上にもなってる。業者が値上げせんとやらんぞとなると、これも当然やと思う。これはやはり議会に対して、そういうことがあったときにはひとつ……、と一言、言うとかんでもよろしいんか。後日、問題になってごちゃごちゃすると困ると思うので、そこらへん確認しておく必要があると思います。

- 建設部長(中塚白君) 非常にご心配に預り、ありがとうございます。一応、現段階で申し上げられる範囲のことをご報告申し上げておきます。

本日、市長会でいろいろ検討することになっておりますが、大阪府、大阪市の現実でその案を決定しております。端的に申し上げて、去年の10月5日にさか上って単価アップするというところで、はっきり確約しているわけでございます。当然、単価アップには、予算上の問題が生じてまいります。明日から予算委員会が始まりますが、この中に盛り込まれている建設事業につきま

しては一応、昨年の単価を基準としてそれぞれ予算編成をしておりますが、これが大幅に上がることとなりますと軒並みに単価アップ、もちろん、予算更正をしなければならない時点が参ります。いずれにしても、現在提案されておる議案を修正してやるわけにはまいりませんが、早晚追加なり、補正なりをやらなければならないであろう。これによって生じてくる予算上の問題もさることながら、補助工事等につきましては、われわれも大阪府に対して補助額の増額を当然要請すべきであろうと考えてございまして、本日の市長会もその諸々の問題を引っ掛けて協議することになってございますので、ある程度詳細に決まりました節には、ひとつ改めてご報告させていただくとして、坂上議員さんのご指摘の内容については、現状、こういう条例にならざるをえない、またやらなければ建設ができないというのが実態でございまして、そのへんひとつご了解を賜りたいと存じます。

以上です。

○ 25番(藤原要馬君) 部長の話の中で、市長会において単価的な問題が出るだろうということですが、昨年の10月にさかのぼって府が面倒みようという、昨年10月と現在とは、材料の単価は非常に変わってると思う。これで市長会に臨む場合、助役、それだけの覚悟をもって十分要求し、十分討議しなければいけないんじゃないか。そやないと、和泉市が大きな損失をみなければならなくなりますので、その覚悟をもって市長会に臨んでもらいたいことを要望しておきます。

○ 議長(松尾千代一君) 他に。

○ 7番(田中包治君) ちょっと聞きたいんですが、和泉台小学校の工期完了が10月31日、そうすると、いつから開校するんですか。

もう一つは、小学校となると、たとえば2学期の11月から開校するとなると、現在通っている南池田小学校あるいは石尾中学校へ行ってる子供が途中で分かれるという問題をどういうふうに考えておるのか。大体、初年度4月開校というのが原則やと思うが、ちょっとお聞きしたい。

工事については、いま言われるように資材が暴騰しておりますので十分注意しなければ、やはり、こういう請負工事の時点で決められるとなると、それを見越してやるのか、あるいは見越さないでやるのか、工事日程、その他が非常にあいまいでなかろうかと思うが、その点どうなんですか。

○ 建設課長(逢野一郎君) 第2点の工事の請負を見越してやるか、やらないかについては、私どもは一応、算定基礎はその時点において設計しておりますので、いまご指摘の見越してやるということは行っておりませんので、ご了承をお願いいたします。

○ 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

次の議案でご審議していただく予定にしておりますが、緑ヶ丘の開設は、南池田の母体校から分離するという方式、4月1日から南池田で不足分に対して仮校舎でやることになっております。教育委員会は、建設部とそうした事態をよく連絡をとりながら、開校のできた時点で引っ越していきたいという形をとりたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 他にございませんか。

○ 16番（横田憲治郎君） 48年度当初予算にも緑ヶ丘の工事請負契約締結以外の工事請負関係の予算措置がされてますが、予算審議はこれからですが、結論的に言って、先ほどの論議を通じて明らかになった工期の問題、いま、田中さんから開校の問題も出ましたが、1年間、開校を延期したほうが教育上からも妥当ではないか、そのように素朴に感じられるわけです。

まず、そういう考えの中からおうかがいしたいのは、一つは、もし工事の進捗が遅れて、当然遅れることははっきりと予測されてますが、3学期のみしか開校できないということにかりになったとしても、あくまでも、48年当初開校ということをやめるのかどうか。それとも教育上の効果から、変則的なことはやめて、49年からすっきりした中での開校という、考え方の焦点を変えていく考えはないのか。

以上、2点についてとりあえず、また再質問いたします。

○ 3番（金沢勝君） 関連。先ほど、国鉄線西側に危険だから小学校を建ててもらいたいという請願に対する委員長報告を申し上げたのですが、現在、388人の生徒数がございます。それでもいまの時点では、適正規模を欠くからということで不採択という形をとったのです。私ら、ちょっと概括的にみると非常に生徒数が少ない、あまり生徒数もないように聞いております。ただし、土地の提供と寄付金のために、横田議員が言っておりました新年度から発足すればいいはずの学校を、なぜ半年も早く建でないかんかという感がする。だから、先の問題から関連して、私はもう少し延ばしてもいいんじゃないかと考えるわけです。現在の和泉台の入居数、在籍生徒数を明確にご答弁いただきたい。

○ 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

両議員さんに関係する問題でございますが、一応、4月1日から母体校の南池田で開設し、特に北松尾小学校のほうにも一部収容していきたいということは、あの小学校は三英と大場の両方の谷にまたがる開発に伴う新設となっておりますので、三英関係は南池田小学校に収容、大場のほうは北松尾で収容するというので、母体校は南池田小学校として4月に開校するわけでございます。

もう1年延期せよということは私なりに考えておりますが、実は47年度当初予算でもご審議願いましたが、遅れてまいりまして、補助事業としては、47年度、48年度補助事業として取

り組んでおり、いろいろ先ほどからご指摘の工期上の問題等についてもあるわけで、府の教育委員会もこれらの開設について協議をしたい、かように考えております。

なお児童数については、仮称鶴山台北小学校については、学級編成の基準としては、1学級30人の編成を予定しております。当初4月の編成でございます。和泉台の生徒数は25、6名とみてますが、来年4月には30人ずつの学級編成をしようという考えでございます。

○ 3番(金沢勝君) 先ほど委員長報告を申し上げましたが、危険をおかして国鉄を横断している子供が現に388名あるのに、適正規模を欠くということで不採決になった。和泉台の生徒数をみるとわずか25、6名、開校時30名で1学級という。寄付行為があったから早く建つんだ寄付がないから遅くなるんだという、教育上からみてふさわしくないやり方で建設されるんじゃないかと思う。国鉄の西側における388名の生徒についてはどないするのか。緊急度の高いところをあと回し、低いところを先に建設される、三々五々に入居されるところに大きな器をつくる、いかに理由があろうとも早いと思う。教育行政はそういう形であってはならない。過日の新聞に、住宅会社が土地開発することによって、早く学校を建てるのは、本当に入居される子供の教育のためじゃなく、地価を引き上げるために公共施設をつくり業者をもうけさせたという批判の記事が載ってました。危険をおかして通学している子供をあと回し、何人入るかかわからんとところに大きな学校を建てようという、もうひとつははっきりしないところがある。30人ぐらいで新校を建てるのはおかしい。

○ 7番(田中包治君) 私はこの問題について、教育的立場からちょっと教育委員会の考え方がおかしいんじゃないかと思う。というのは、金沢議員が言われるように、30名足らずという180人の生徒です。そこで問題になるのは、南池田小学校に開設するならば、この30名の子供を1学級としてそのまま南池田小学校に置いとかななくてはならない。途中で編成替えとなると、教育上大きな支障を来し問題がある。どこでも一緒ですが、開校する時点では、その地域の子供が別個の教室で担任教師が指導していくのが教育の本旨であり、またそうしなくてはならない。ところが、ここで問題になるのは、北松尾小学校にもそういう人がおるといことです。そうすると、早くても11月1日からしか開校できないとなると、果して教育行政を考えての小学校の設置であるのか、あるいは財政的な問題なのか、この間私、一般質問したとき、債務負担の2分の1は業者から取ってるということは聞いております。しかしながら、わずか180人、もちろん、ふえることは私たちも承知しておりますが、教育的に考えて、北松尾、南池田両小学校に分離しながら、ただ、政治レベルでこの問題を整備しようとするところに問題がある。教育委員会法に基づく教育は、教育委員会独自の方針でやるべきなのに、なぜこういう方向で処理しようとしているのか。

そういう関係であるならば、もちろん、48年度予算で4千何百万円の開校費が準備されております。府の補助金の関係でやむをえないとするなら、一応、来年4月1日に開校するということが本来の姿ではなからうか。ここの点、どうしても委員会の考え方が理解できないし、行政の中立性、教育の本来の姿ではないと思いますので、はっきりお答え願いたい。

- 教育次長（阪東重信君） 金沢議員さんご指摘の池上地区と、この学校の相違等について、ちょっと申し上げたいと思います。

先ほどの委員長報告の中にも、池上地区については、将来の展望に立って、児童数を推計して、適正規模の校地を求めておく必要があり、委員会としてはそれだけの計画を持って対処したい、地域開発と児童数の増加に対処するため、当該区域に小学校新設の必要があるという計画だのご報告をしております。

そういう中で推計の取り方ですが、現実には金沢議員さんが申される池上の388名という推計が、現在、伯太小学校1360名中292名が池上町として在籍、富秋町には33名、信太小学校で富秋昭和住宅63名、現実には388名が伯太と信太に分かれて通学しておる状態でございます、そういった推計のとり方に原因があると考えられるわけです。現実には、たしかに人口をみる中で、現在の池上としてはこういう状態であるという必要を認めておるわけでございます。

今回の泉台については、校区は三英と大場の両区域にまたがる地域で一つの校区を編成し、しかもその児童数推計は非常に激しいという前提に立って、こういう規模の学校建設を急いでいるという状況でありまして、財源措置は開発委員会等で審議いただいたことで、金だけ業者から取ってくるからという考え方でなく、推計等もみたらうで仕事を進めるということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

なお田中議員さんお尋ねの北松尾、南池田で部分的に収容していくことに対しては教育的でないという趣旨はよくわかりますが、これらについては、地元にも十分説明しておりまして、さらに工期のむずかしいことについても、さらに地元にも説明を加えていきたいと思っております。

- 議長（松尾千代一君） ここで一たん休憩させていただきます。午後1時まで休憩させていただきます。

（午前11時58分休憩）

(午後1時20分再開)

- 議長(松尾千代一君) 午前に引き続き会議を開きます。

議案第26号について審議を続行いたします。午前に引き続き理事者の答弁を求めます。

- 教育次長(阪東重信君) お答え申し上げます。

午前中3人の議員さんからいろいろご指摘いただきましたが、十分に意を配してまいりたいと思います。特に教育行政は、少なくとも、筋を通して行政サイドでの考え方に立ってはいけません。やはりご指摘の点につきましては、十分に尊重してまいりたいと思います。

私たちは4月から、南池田小学校を母体校として、各学級1クラスで発足を予定いたしておりますが、これは次の議題にも関係ありますが、これらは学級編成への推計に立ちまして、現在校にしわ寄せしたくない。早く、新しく校区編成を予定するこの2団地の中での新しい校区の中で、立派な学校で、この新しい校区の子供たちを収容していこうという考え方でございます。これらについて、現実に新しい校区での地元の説明も終わっておるような現状でございますので、よろしくご了承いただきたいと思います。

以上です。

- 7番(田中包治君) そうしますと、結局、学校区の問題としわ寄せが南池田と北松尾になると、それから和泉台と北松尾小学校に当分の間置いとくと。こうなってくると、私、説明いたしましたように、やはり学校区の設定をいたしますと、先生の任命なり、その他が行なわれると思うんですね。そこで、そういう人々——1学級18名、あるいは30にいたしましても、別個のプレハブなり、その他で教育を行なわなくてはならないと、こうなるわけですね。そうすると、北松尾なり、あるいは南池田なりで、一つ一つの学級のプレハブをつくるという事態に至ると思うわけです。そういうことになると、教育行政上よくないのではないかというのが当初の質問であったと思います。ただ、そういうことで私が特に言ったのは、和泉台小学校の敷地なり、その周辺がかなりすいておると思います。したがって、4月1日としておるなら、現地で教育する方法をなぜとらないのか。そうするならば、北松尾校区におけるプレハブなり、そういう問題の財源が少なくすむやろうし、教育行政の本来の姿である、途中で組替えあるには混合されるということがなくなるのではないか。したがって、仮設する場所はやはり、同じプレハブをつくるなら、和泉台の小学校の近辺で教育行政としてなぜやらないのか。ここらが非常に疑問を持たざるをえないと思っております。したがって、はっきりいまして、緑ヶ丘が和泉台小学校に移行されるということは、今年の4月1日から発足されるとするならば、現地でなぜやらないのか。教育行政というものを、あまりにも行政サイドの中で決めておるところに問題があるのじゃないか、私

はこれを言っておるわけなんです。そういう教育サイドを無視した教育のあり方を行政サイドの中で強行するならば、教育の自主性というものが阻害されやしないかということをお心配しておるわけなんです。したがって、いま、ここで私が言ったからすぐできるということではありませんけれども、そういう態度の中でやっていくというならば、一応、この問題を了解してもいいと思います。

- 議長（松尾千代一君） はい、どうぞ。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げたいと思います。

お説は至極ごもっともでございます。義務教育の円滑な実施を目ざして、教育の理想を掲げて実施しながらも、財政の現実を目を奪われ、その主体性を失っているのではないかというご指摘だと思っております。もとより、教育の執行につきましては、その最も望ましい理想を掲げましてその運用に努めるところでございまして、財政、本市の実情に即したことに目を奪われましてその目標をはずすことのないように、今後、十分努力を重ねてまいりたい、かよう考えるんでございます。

- 7番（田中包治君） 了解します。
- 議長（松尾千代一君） 次。はい、どうぞ。
- 18番（直村静二君） 2点についてお尋ねしたいんですけどね。

一つは、先ほど論議されましたが、天候とか物価の関係で非常に工期がおそくなるということですが、工期がおそくなるということは、当然に金額がふくれてくる、同時に、これは業者ベースで開発をやったんですから、当然、一定の負担をさしているんだと私は思います。ところが工期が延びる、もちろん単価も上がるという場合、超過負担的なものが起こるんじゃないか。それはどのように処置をされようとしているのか、この点を明快にしてもらいたい。そうしないと、和泉中央線の例のごとく、3分の1の仕上がりか3億で、そのうち1億円は持つと。これはいま何も書いてませんからね。しかし、この請負契約でもこういう事例が出てくるんじゃないか。工期が延びて単価が上がった場合、具体的に持たすことができるのかどうか、その点を明快にしてもらわないとぐあい悪い。

それからもう1点は、田中議員も言ってるように、今年の4月1日開校の予定で府に申請出す。だから、補助金をもらわないかん。ところが実際は10月31日。これは年内にできないんじゃないか。そうしますと、1年間も空白になる。ただ、財源上の問題で、補助金をもらいたい。そのために本来の教育の問題に支障を来している。これは来年から開校するんだとした場合、この補助金はおりないのかどうか。その2点について明快にお答え願いたい。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 総務部理事(庄司 清君) ご質問は、この和泉台小学校についてのみと承ってお答えさせていただきます。

この問題の1億5千160万円でございますが、これで契約をいたしてまいるわけでございますけれども、それに伴って、物価が上がりました契約額が増額になった場合、この問題につきましては、契約の内容からいきますと、業者負担ということになっておりますので、心配がないものとわれわれは受け取っております。

○ 18番(直村静二君) 先ほど、中塚部長の答弁では、工事について、上がった分が何%でしたかな。

○ 建設部長(中塚 白君) パーセントまではまだ出てないのです。何%アップするということは、私は申し上げてないんです。それはまだ決まってございません。時点、時点によっても違います。ダブリますけれども、私、先ほど藤原議員さんなり、阪上さんのご質問に対してお答えした通りに、去年の10月から12月までの時点と、12月からの時点と、物価上昇率がぐっと変わっております。だから、当然これからやろうとする分ですから、現時点をわきまえての単価アップになるということですから、パーセンテージについては決まっております。

○ 18番(直村静二君) パーセンテージがわからないとしても、いまの庄司理事の答弁では、アップした分は全部業者負担だということになってきますと、その比率の関係を明快にしておかないといかん。そうしないと、たとえば、補助との関連で問題が出た場合にはどのようにお答えするのか。業者はそれを見込んで、さらにアップの金額を言っておるかもしれませんね。この業者については大高建設ですよ。しかし、どれだけ上がれば何%は持とうと、何割ということを決めておかないと、契約したあとで上がったからというだけでは、おそらく業者だって金出すのをいやがりますよ。それに対して、今日の議会で明快に理事者の態度を決めておいてもらわんといかん。5割アップした場合、あと2割は持つ、3割は取ってもらいますとかいうことをはっきり答弁しておいてほしいと思います。

○ 総務部理事(庄司 清君) この分の契約につきましては、総事業費から国庫補助金を差し引きまして、そして起債が付くわけでございますけれども、起債の分も引くわけでございます。そうした残りが地方負担ということで、業者が負担していただく。さらに、その起債を発行しました2分の1につきまして、業者が負担していただくということになるわけでございます。そういうルールを決めてございますので、国庫補助金等の上積みがございますけれども、そのルールによって計算されていきますので、直接的な負担増のはね返りは、和泉市にはないわけでございます。

○ 18番(直村静二君) いまの答弁ですっきりしたと思うです。というのは、これは上がるじゃないか。いや、そうなるのが、財源的には和泉市は何の損もしない、そういうことですね。そ

れはひとつはっきり確認しておいていただきたい。仕上がった段階で、事後報告でもよろしいから、業者が幾らになった、それについてはどういうふうにしたとかね。それはやはり一定の歯止めをしないと、あいまいさが残るんじゃないかと思しますので。

その次は教育委員会のほうで、重複いたしますけれども、4月1日開校ということで府へ出しておかないと、絶対に補助金が出ないというようなことから、無理やり形をつくるために20人、30人置いておくということになるのか、それをはっきりしていただきたい。そうでないと、隠すようなことをしたって、府でも知ってますよ。

○ 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

入居の実態に応じて、適切なる教育的な配慮を講じたいと、かよう考えております。

○ 18番(直村諒二君) いやいや、入居と言うけど、府としては実態を知ってるんですよ。だから、いまのところ、無理にせんでも、できたら来年の4月1日でやっていいじゃないかと言うてるわけです。それをあなたの答えでは、入居の時点に合わせてなれますと。だから、そういうことじゃなしに、その点、もう少し府と相談していけないのかどうか聞いたわけです。

○ 議長(松尾千代一君) はいどうぞ。

○ 28番(坂上国治君) 関連、いま、庄司理事から、契約はこうなっているんだと。それは当然、そうなっているのは間違いないと思うんです。しかし、先ほど建設部長にいろいろ聞いたところ、それ、多少の物価値上がりぐらいであれば、当然、そうやと思うんです。しかし、これだけ物価が上がると、360円のセメントが千円こすということになった場合、それで押し問答していると、だんだんと工期はおくれてくると思うんです。その場合、事業を早ようやってほしいという場合には、いろいろ考えなければならぬことはできてくるかもわからないと思うんです。いま、あなたのおっしゃってるのは、現在までの状態とか、多少の物価の値上がり等については、それでいけると思うんです。しかし、物価が3倍も上がってきた場合に、常識で判断しても、無理にやれと言うても業者がやらんと思うんです、そんな大きな損してまで。そうすると、何とか工期に間に合わせてもらうためには、おのずから方法を講じなくてはならないような状態に追い込まれるんじゃないかという心配の一物があったために、先ほど、私たちのほうもそういう発言をしたわけなんです。ところが理事の答弁では、絶対に市のほうは損しないと言う。その言い方でいいのかどうか。今後を考えたときに、それでいいのかどうかということを、私はもう一べん突っ込んでお聞きしたいんです。おそらくそれはむずかしい問題であろうと、こう思いますので。

○ 総務部理事(庄司 清君) 先ほど、市の負担が増大するんじゃないかという直村議員さんのご質問に私、お答えさせていただいたわけでございます。議員さんのご質問は、大高建設が物価の高騰によって被害を受けるようなことについては、先ほど、事業部長からお答えしましたよう

に、やはり、何らかの対策は考えていかないかだろう、このように私も思っておりますし、今日はまた、その関係で財政課長も府のほうへ行ってもらっておるわけでございます。先ほどお答えさせていただいたのは、大場、三英の関係の負担金について、物価高騰によってはね返りがあつた場合に、負担してくれないのではないかというようなご質問に答えたわけでございます。請負者につきましては、やはり、物価高騰というものは考えていかならん、このように考えるわけでございます。

○ 28番(坂上国治君) いや、同じことと違いますか。業者に契約金以上に金を出したら、当然、市の財政に響いてくると違いますか、響きまっしゃろ。私、どうも頭が悪いのか、判断に苦しむんですけどね。これは現在、1億何ぼで入札していますね。しかも工期内にやっていたら、市は損しないわけです、そうでしょう。しかし、これよりもよけい金がかかるということは、これは市から貯金出すということになるわけでしょう。私はその意味を申し上げてるんですけど。直村議員がどういう受け取り方をされてるのかわかりませんが、私はそういうふうに取り扱っておるんで、ああ、これやったら、われわれ午前中質問したけども、そんなよけいなこと聞く必要なかったんやなあ。これはあくまでも、入札金額が決まったら、後日、和泉市が損せんように交渉してくれるんかいなというふうに判断していますので、そういうふうに取り扱ってくれるんでしたら、非常に結構なことや。だから、午前中引き続いて、直村議員の質問の関連で、ひとつ、それをはっきりと確認しておきたいと思ひまして、私、質問さしてもらうたんです。そこらをもうちよっとわかりやすくはっきりしてもらわんと、おそらく、各議員さんもそういうふうに判断してると思ふんです。

○ 18番(直村静二君) 1億6千万円のやつが、かりに2億円になったとしたらどうなるかというふうに、例をあげてやってください。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

直村議員さんの質問の内容と、坂上議員さんの質問の内容とちょっと異なる点がございまして、一つ一つお答えいたしたいと思ひます。

まず、坂上議員さんのご質問は、この本件工事請負契約に直接関連いたしておりまして、請負契約金額では1億5千160万円というものがあがってございます。しかも、工期は本年の10月31日ということになってございます。この間に、激しい物価高騰の現状の中で大きな負担が業者にかかってきた場合、この契約金額を更正してやらないかんという事態になるじゃないか。こういうことも考えられる。その場合にはどう対処するかということについては、午前中の議員さんのご質問に対して、建設部長は、事情参酌せざるをえなくなった場合は、更正もやむをえないとお答えしていると思ひます。その通りでございまして、それに伴ひまして、かりに1億5千

万が1億7千万なら、1億7千万になった場合に、その残額は当然、市のほうの財政負担としてかぶさってくるのではないかと、こういうご質問だと思います。まさしく、その通りでございます。その点につきましては、庄司理事も同じ見解を持っておられるわけでございます、異なるところはないのでございます。

一方、直村議員さんのご質問は、和泉台小学校建設事業費の負担につきましては、たまたま、和泉台は三英商事、大場土木の開発に伴って必要とする小学校でございますので、これの建設に関する財源の負担は、業者に負わしておるのが現状であるということとをまず、申しておられたんだと思うんです。これは坂上議員さんもお承知のごとく、開発対策事業委員会の中でいろいろとご審議をわずらわしまして、建設事業費に対しましては、国なり、府なりの補助金、国の基準に見合う地方債、起債、これは借り入れいたしますが、そのほかの必要とする一般財源につきましては、三英、大場のほうで負担してもらおうということをお取り決め願いました。なお、その上に地方債の半額も業者に負担させよう、こういうふうにお取り決め願ったと思います。その線に基づきまして、われわれは今日まで交渉をしまいいらっしゃるわけでございますが、少なくとも今日まで、交渉をしまいいらっしゃるお取り決め願ったルールで負担をさせていただきます。その金額はこの工事費だけにして申し上げますと、1億5千160万円が対象になっておられるわけなんです。それがたとえば2千万ふえた場合に、そのふえたものをすべき開発施工業者であった三英、大場にそのまま負担させるかどうか、こういうことを直村議員が質問されたということなんです。そうでございますね、直村先生。

- 18番（直村静二君） その場合どうするんだと。
- 総務部長（坂口礼之助君） その場合に、その物価変動に伴って必要となってきた上がった分だけを全面的に三英なり、大場に負担さすかどうか、こういう質問だったと思います。それに対して庄司理事のほうでは、一応現在、三英、大場との話し合いなり協定の経過の中では、先ほど申しましたように、事業費に対しまして、国庫補助金並びに起債を差し引いた残りの一般財源がすべて三英、大場の負担だ。なおその上、起債金額の半額も両業者の負担であるという協定をいたしておりますので、この協定に基づく限り、物価高騰によって工事費がふえた、その差額も当然、両業者に負担してもらわなければならないという見解であると申し述べたわけでございます。その点につきましては、協定書に関する限りはその通りでございますので、われわれも基本的な姿勢としては、この工事によってふえてくる金額につきましては、両業者に負担していただくような方針で臨んでまいりたい、このように申しておられるわけでございます。そういう状況でございます。
- 26番（坂上国治君） いろいろとことこまかく、かみくだいて説明していただきましたけれ

ども、とどまるところは同じなんです、私の言うてることは、それにしても関連してますよ。と申しますことは、大場、三英が物価の値上げをしたんじゃないんです、はっきり申し上げて、そうでしょう。これは和泉市の和泉台小学校という名のもとに発足するわけなんです。そこで私のほうは、その金を出すとか、出さんとかいうことで大場、三英がごててきた場合、業者に金払うのがおくてくると思います。そやから、やっぱりある程度良心的に、いかに市行政といえども常識で判断できることはお互いにして、そして工期に間に合わすようにやるのが当たり前じゃないか。庄司理事が言うように、絶対に業者に負わすということであれば、もし後日、話し合いがうまくいかん場合、あんた腹切ってでもやりますか。私はそういうことが起こりかねないと思うんです。大場と三英とが物価の値上げしたのと違いますよ。これは日本国中です。ということになった場合、それでもお前とこはこれを負担せえという交渉が人間、人情としてできるか、でけんか。単に押し問答でいき、それは無理は言えるかもわからんけれども、それが今度、工期に響いてくるということになれば、最終段階では理事の言うたような結果にはおさまらんやないかという心配もあるわけです。先ほど総務部長から言われたけれども、十分出っ歯かみくだいてもらわんでも、それも午前中のあれも一連のつながりですよ。だから、これは十分検討してもらわんと、理事があのと引き受けたじゃないかということになって、後日、同じことをがたがた言うのは時間をとるばかりやから、その点をはっきりしてもらいたい。入札も、いろんな取り決めも皆そうやけれども、後日、起こってくる問題をまず考えておいてもらわんと。急に物価がこうなってきたんやから、これは業者のほうとしても言うのは無理もないし、それを大場、三英だけにかぶせるということの確約は、ちょっと……。それを守ってくれたら結構ですよ。しかし無理やないかと思しますので、その点十分検討してもらって答えてほしいと思うんです。

- 建設部長(中塚 白君) それでは私のほうから、現実、そこまでおっしゃられるんでしたら、朝からの点につきまして、私のほうからはっきり申し上げますけれども、この請負金額はもう変わってきます。パーセントについては、私も先ほど言明は避けましたけれども、この工事も、それから現在、発注しておる工事も、何%かのアップは当然生じてまいります。具体的な問題につきましては、改めまして、一応、問題点を集約して提案させていただきますけれども、これだけは変わることは事実でございますので、その点ひとつご了解願いたいと思います。
- 総務部理事(庄司 清君) 先ほど私、協定書に基づいてはっきりしたことを申し上げさせていただきましたけれども、現実の問題といたしまして、議員さんのお説のような問題が当然、これからは起こってくるのではないかと予想されるわけでございます。その辺、確かにご意見の通り検討させていただきたい、このように思っております。
- 27番(成田秀益君) いま、建設部長のお話では、この金額ではあかんから何とかアップす

ると。しかし、これはひとつの契約行為ですからね。かりに物価が下がった場合には、まけてくれるかということです。やっぱり、契約はあくまでも契約ですからね。話し合いはあろうと、なかろうと、するに決したところで、やはり筋を通してもらいませんと、ほかの工事、その他、入札なんていうのは皆無意味になると思うんです。これも競争入札でやってるんですからね。そういうことになってくると、財政課長のほうはどのような帳簿処理やるのか。補助金あるいは補助裏の処理の問題とか、いろいろ問題があると思うので、いま聞いておると、請負金額以外に動くんだというようなことですね。そうなってくると、これから入札する場合、業者のほうでは、市のもんやったら、どんなことあっても損せえへんわいというようなことが起こるのではないか。相手は商売人さんですからね。その辺の取り扱いはやほど考えてやりませんと、ほかからも問題が出てくるんじゃないか。この場合、財源は犬場、三英が大多数持つと。しかし、補助裏は市単でやるという工事なんかの場合、それにも影響してくると思います。その点の兼ね合いはどうなんですか。あとでまたお話ししますと申しておりますけれども、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○ 建設部長（中塚 白君） お答え申し上げます。

本件についてこの金額は変わりますと申し上げたのは、当初、この提案理由の説明をしたときには、私はそういうことは一切申し上げてなかったはずなんです。たまたま、それに関連してご質問が出てきました関係上、私がお答え申し上げたんでございまして、この議案26号としてあがっている分について、いま、とやかく云々するものじゃございません。たまたま、最近の異常な物価上昇に伴うところの見解をただされまして、私は、私なりに内容をご説明申し上げたばかりでございます。

これの取り扱い等につきましては、当然、単価アップに伴うものについては、設計変更という形になってくると思います。単価アップでございまして、内容の変更でございまして、それから、どの程度に単価を直すかという問題もございまして、予算的な措置の問題もございまして、こういうもろもろの具体的な内容については、現段階ではまだ成果ができてまいりませんので、ひとつその辺は、改めて後日のご審議をわずらわす材料にさせていただきたいということでお願い申し上げます。

なお、先ほどお説のように、たまたま、異常な物価騰貴に伴うときはみるけれども、もし、逆に下がった場合はどうするんだということでございまして、過去、物価は下がったためしはないんでございまして、かりに異常な形でダウンということになりますれば、同じこととなるだろうと推察いたします。ひとつその辺でご了解賜りたいと存じます。

以上です。

○ 27番(成田秀益君) それでわかりましたけれども、この取り扱いはよほど慎重に、スムーズにやりませんと、これから業者が何かの形で、契約はしたけどおれは損したんやから、こんだけすまんけど持っとくはなれというようなことが起こる可能性が出てくると思いますので、そういう先例をつくれれば、問題があらゆる方面に波及してくると思いますので、それを申し上げておるんです。契約は契約やけど、それやったら契約せんでもよろしいがなという、極端なことも起こりうる可能性が出てくるんじゃないかと思うので、お聞きしたわけです。これでおきます。

○ 18番(直村静二君) 教育次長から答弁。

○ 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

補助金との関係でございますが、法規上の問題であろうとも、補助金については、市としては、不利な状態に持っていくというような考え方は毛頭、持っておりませんので、十分折衝をいたしたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 私の質問に関連しての質問で庄司理事の答弁があったんですけども、はっきり言っておきますけれど、協定があるのは、やはり、和泉市の地域開発で、あまりにも和泉市に財政負担をさしてはいけないということで決めたことであって、この金額の契約ですからね。あえてそれ以上のことは言えません。別のところでまた審議したいと思いますけれども。成田議員の意見もその点を言っているんで、私は成田議員へ同意見です。ですから、これは行政サイドとして十分慎重にやってもらうということですね。そうしないと、こういうことが論議されて現場のほうに耳に入って、それならいいかげんにせえということになってもいけませんので、やはり協定通りやってもらうということを基本としてやっていただきたい、こう思います。というのは、値上げに責任はないかしらんけど、もうかるからやるんでしょう。こういう関係もありますから、何も遠慮して言うことはありません。その点だけ申し上げておきます。

以上です。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑ご意見ないものと認めこれを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって議案第26号を原案通り可決いたします。

○ 議長(松尾千代一君) 日程第8「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第27号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部
を改正する条例制定について

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年3月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中

「和泉市立国府小学校	和泉市府中町2丁目5番20号」を
「和泉市立国府小学校	和泉市府中町2丁目5番20号
同 和気小学校	同 和気町100番地
「同 南池田小学校	同 納花町181番地」を
「同 南池田小学校	同 納花町181番地
同 緑ヶ丘小学校	同 緑ヶ丘21番地の1」
「同 鶴山台南小学校	同 鶴山台4丁目1番1号」を
「同 鶴山台北小学校	同 鶴山台1丁目9番1号
同 鶴山台南小学校	同 鶴山台4丁目1番1号」

改める。

第2条中

「和泉市立和泉中学校	和泉市伯太町1丁目2番1号」を
「和泉市立和泉中学校	和泉市伯太町1丁目2番1号
同 郷荘中学校	同 寺門町2番地の1」

改める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

理 由

和泉市内における学校規模の適正化を図るとともに、地域開発による児童生徒数の増加に対処するため、小学校および中学校を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 教育次長（阪東重信君） お許しをいただきまして、議案第27号、和泉市立小中学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。
本件は、本市における学校規模の適正化をはかるとともに、地域開発による児童生徒数の増加に対処するため、すでに皆様方のご承知の通り、今般、新設いたしております学校について、現行条例に加えたくご提案申し上げるものでございます

内容については、（仮称）第2国府小学校と申しておりました小学校の名称は、和気小学校と名付け、その位置は和気町百番地。（仮称）和泉台小学校と申しておりました小学校は、緑ヶ丘小学校と名付けて、その位置は緑ヶ丘21番地の1。同じく（仮称）鶴山台北小学校は、仮称通り鶴山台北小学校と名付け、その位置は鶴山台1丁目9番1号であります。

現行条例の第2条は、中学校の名称と位置について規定しておりますが、（仮称）第2中学校と呼んでおりました学校を郷荘中学校と名付けて、その位置は寺門町2番地の1に位置付けるべく、追加するものでございます。

なおこの条例は、本年4月1日より施行いたしたいと存じます。よろしくご審議のうえ可決決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

以上でございます。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。
- 20番（寺田 茂君） 地理的にはっきりしないんですけど、和気町と寺門町に今度できる小学校、中学校、えらう間隔ないと思うんです。それに名称が和気小学校と郷荘中学校ということになってるんですけど、この辺、ちょっと説明してください。
- 教育次長（阪東重信君） 学校の名称につきましては、子供の名前のように、いろいろとむづかしい問題があるわけです。地名をとったり、歴史的な、あるいは今後の発展的な名前をつけたり、いろいろやりますが、和気町の場合、なごやかな雰囲気のと和気という意識もありまして、地域的な名前も配慮しながら、しかも、公募した中からも十分参考にいたしております。郷荘中学校については、旧来の芦部を包括したといいますか、この中学校は芦部小学校の子供たちを主力とするということ、さらに公募等も参考にしながら教育委員会で決定させていただいた、こうい

うことでございますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

- 26番(寺田 茂君) 和泉市に現在、町名をとったような名前ってあるんですか。和気だったら、和気町の小学校になるんですね。現在、そういう町名をとった小学校はありますか。
- 教育次長(阪東重信君) 最近の学校の傾向といたしまして、たとえば鶴山台の北小学校、あるいは南小学校、あるいは緑ヶ丘小学校も同じような名前をとっております。
- 18番(直村静二君) 私たちはどうも、郷荘というのは墓場の感じがするんです。川越えてるし、和気に近いし、郷荘という名前では、ちょっとすっといかないんじゃないか。もう少しええのはないかなという意味で聞いただけです。
- 教育次長(阪東重信君) 名前の付け方はいろいろありますが、教育委員会といたしましては予定される校区の中からの意見も十分慎重に考慮し、配慮し、尊重したうえで郷荘中学校としたという考え方を持っておりますので、よろしくご了承いただきたいと思ひます。
- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって議案第27号は原案通り可決いたします。

-
- 議長(松尾千代一君) 次に日程第9「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第28号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年3月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第32条中第2項を削る。

第34条第1項中「傷病」の次に「(地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)別表第4に掲げる程度の医疾の状態にある傷病とする。)」を加える。

第37条第3項中「第38条第1項」を「次条第1項」に、「ついで」を「ついで、」に改め、同条第4項中「条例第31号」を「和泉市条例第31号」に改め、同条第5項中「若くは」を「若しくは」に、「引続いて」を「引き続いて」に改め、同条第6項中「第32条第1項」を「第32条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 2 昭和47年4月1日からこの条例施行の日の前日までの期間の退職により改正前の和泉市職員の給与に関する条例第32条第2項の規定に基づきこの条例施行前に既に支給した退職手当は、改正後の和泉市職員の給与に関する条例の規定による退職手当の内払とみなす。

理 由

大阪府下衛星都市の改正状況等にかんがみ、在職10年未満の者にかかる退職手当の額の逓減措置を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(坂口礼之助君) それではただいまご上程をいただきました議案第28号、和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案の理由並びに内容についてご説明を申し上げます。

職員が退職いたしました場合にはその退職者に、また在職中に死亡した場合には、そのご遺族に退職金を支給することとなっておりますが、現行の規定では、在職10年未満で退職されました場合の退職手当の額は、その勤続期間に応じ逓減措置が講じられております。しかしながら、近年、大阪府をはじめ、府下各都市ではこの逓減措置が廃止されつつある現状に鑑みまして、本市でもこれら他市との均衡を考慮し、逓減措置を廃止いたしたく、この改正条例案をご提案申し上げたいでございます。

改正の内容でございますが、逡減措置が規定されております第32条の第2項を、全文削除しようとするものでございます。この項には、在職10年未満の者が退職いたしました場合には、普通勤続1年について、その者の給料の百分の百の割合で退職手当が支給されるものを、勤続期間1年以上5年以下の者につきましては百分の60、勤続期間6年以上10年以下の者につきましては百分の75と、それぞれ逡減することと規定されてございます。この逡減条項を全部削除いたしまして、勤続24年以下の普通退職者と同じく、1年につき給料月額百分の百の割合で支給いたしたく改正するものでございます。

第34条第1項の公務上の障害につきましては、単に障害ではその限度の判断が明確ではございませんので、これを明らかにするため、地方公務員等共済組合法別表第4に掲げる程度の廃疾の状態にある障害とする旨、付け加えようとするものでございます。

第37条各項の一部の改正は、表現の方法、送りがな等に誤りのあったものの修正でございます。

なおこの条例につきましては公布の日から施行し、昭和47年4月1日以後の退職者について適用いたしたく存じております。

以上、簡単でございますが、内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ原案通り可決ご決定いただきたくお願いいたします。

○ 議長(松尾千代一君) 本件について質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご意見ないものと認めます。よって議案第28号は原案通り可決いたします。

○ 議長(松尾千代一君) 次に日程第10「昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第29号

昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第8号)

昭和47年度和泉市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ731,692千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債の補正」による。

昭和48年3月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 歳入 第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 地方交付税		1,096,138	59,379	1,155,517
	1. 地方行付税	1,096,138	59,379	1,155,517
7. 分担金及負担金		40,511	2,326	42,837
	1. 分担金	7,927	△ 517	7,410
	2. 負担金	32,584	2,843	35,427
8. 使用料及手数料		51,082	△ 825	50,257
	2. 手数料	9,510	△ 825	8,685
9. 国庫支出金		966,351	259,802	1,226,153
	1. 国庫負担金	398,465	8,802	407,267
	2. 国庫補助金	557,950	251,000	808,950
10. 府支出金		843,449	26,578	870,027
	1. 府負担金	18,902	2,300	21,202
	2. 府補助金	794,863	23,969	818,832
	3. 府委託金	29,317	309	29,626
12. 寄附金		156,061	△ 1,100	154,961
	1. 寄附金	156,061	△ 1,100	154,961
14. 諸収入		521,575	51	521,626
	4. 受託事業収入	71,796	10,000	81,796
	5. 雑収入	348,981	△ 9,949	339,032
15. 市債		1,166,893	97,247	1,264,140
	1. 市債	1,166,893	97,247	1,264,140
歳入合計		6,873,468	443,458	7,316,926

2. 歳 出

款	項	補正前〇額	補 正 額	計
1. 議 会 費		82,802	221	83,023
	1. 議 会 費	82,802	221	83,023
2. 総 務 費		963,766	△ 5,655	958,111
	1. 総務管理費	621,052	△ 3,466	617,586
	2. 徴 税 費	156,508	180	156,688
	7. 同 和 対 策 費	85,836	△ 2,369	83,467
3. 民 生 費		1,392,151	△ 25,038	1,367,113
	1. 社会福祉費	360,969	△ 345	360,624
	2. 児童福祉費	667,792	△ 37,845	629,947
	3. 生活保護費	361,001	13,152	374,153
4. 衛 生 費		442,772	40,893	483,665
	1. 保健衛生費	113,267	4,900	118,167
	2. 清 掃 費	271,462	1,773	273,235
	4. 上 水 道 費		34,220	34,220
5. 労 働 費		43,466	735	44,201
	1. 失業対策費	43,466	735	44,201
6. 農林水産業費		120,988	△ 7,039	113,949
	1. 農 業 費	109,836	△ 3,719	106,117
	2. 林 業 費	11,152	△ 3,320	7,832
7. 商 工 費		93,736	△19,940	73,796
	1. 商 工 費	93,736	△19,940	73,796
8. 土 木 費		1,442,042	403,355	1,845,397
	2. 道路橋梁費	379,862	10,000	389,862
	3. 河川及水路費	13,720	3,081	16,801
	4. 都市計画費	335,893	△ 793	335,100
	5. 住 宅 費	643,521	391,067	1,034,588
9. 消 防 費		266,703	4,512	271,215
	1. 消 防 費	266,703	4,512	271,215

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		1,469,698	43	1,469,741
	1. 教育総務費	180,824	△ 13,013	167,811
	2. 小学校費	803,856	14,542	818,398
	3. 中学校費	368,891	2,779	371,670
	4. 幼稚園費	67,296	△ 4,328	62,968
	5. 社会教育費	41,672	63	41,735
13. 災害復旧費		43,375	△ 2,713	40,662
	1. 農林水産施設 災害復旧費	16,053	△ 2,713	13,340
14. 諸支出金		92,900	54,084	146,984
	3. 諸支出金		54,084	54,084
歳出合計		6,873,468	443,458	7,316,926

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8. 土木費	5. 住宅費	(仮称) 和泉第一団地 改良住宅建設事業	千円 799,327	昭和47年度	385,567千円
		昭和48年度		237,141	
		昭和49年度		176,619	

第3表 繰越明許費

款	項	事業費	金額
民生費	児童福祉費	(仮称) 旭保育園建設事業	千円 192,614
教育費	小学校費	(仮称) 和泉台小学校建設事業	154,011

第4表 債務負担行為の補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
総合文化センター 用地取得事業	昭和48年度	千円 303,750		千円 0
道路用地取得事業 (阪和東側1号、2号線)	昭和48年度 ～ 昭和50年度	396,460	昭和48年度 ～ 昭和50年度	80,960
老人福祉センター用 地取得事業	昭和48年度	(委託料含む) 195,000	昭和48年度	(委託料含む) 95,000
学校用地取得事業	昭和48年度	1,458,390	昭和48年度 ～ 昭和53年度	850,000
信太山駅前整備公共 用地取得事業	昭和48年度 ～ 昭和50年度	1,000,000		0
和泉市北部第一改良 地区指定内公共用地 取得事業	昭和48年度 ～ 昭和50年度	1,500,000	昭和48年度 ～ 昭和50年度	300,000
公共用地取得事業			昭和48年度 ～ 昭和52年度	695,000
財団法人和泉市開発協会 に委託し、先行取得する 上記用地取得事業資金の 元金およびその利子、な らびに同協会が取得する 用地の事業資金の元金お よびその利子(損失補償)	昭和48年度 ～ 昭和50年度	元金 7,482,000 およびその利子	昭和48年度 ～ 昭和50年度	元金 3,854,360 およびその利子
(仮称)鶴山台保育園建 設事業			昭和48年度 ～ 昭和56年度	23,809

第5表 地方債の補正

起債 の 目的	補 正 前								
	限度額	起債の 方法	利率	償 還 の 方 法				償還方法	そ の 他
				資 金 区 分	償 還 期 間	据 置 期 間	償 還 期 間		
(仮称) 旭保育園建設 事業	千円 139,936	普通貸借 または 証券発行	年以内 6.5	年内 政 府 その他	年内 25	年内 2	半年賦年賦元利 均等または当初 発行額の5%以 上半年賦償還	据置期間及び償 還期限を短縮し もしくは繰上償 還または低利に 借替えることが できる。	
鶴山台 保育園建設 事業	26,500	同上	6.5	同上	25	2	同 上	同 上	
改良住 宅建設 事業	165,000	同上	6.5	同上	25	2	同 上	同 上	
合 計	1,231,393								

補 正 後							
限度額	記債の方法	利率	償 還 の 方 法				
			資 金 区 分	償 還 期 間	据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他
千円 115,983	普通貸借 または 証券発行	年以内 6.5	政 府 その他	年以内 25	年以内 2	半年賦年賦元利 均等または当初 発行額の5%以 上半年賦償還	据置期間及び償 還期限を短縮し もしくは繰上償 還または低利に 借替えることが できる
10,500	同上	6.2	同上	25	2	同 上	同 上
302,200	同上	6.5	同上	25	2	同 上	同 上
1,328,640							

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

L 歳入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
⑤ 地方交付税	1,096,138 千円	59,379 千円	1,155,517 千円		千円	円
(1) 地方交付税	1,096,138	59,379	1,155,517			
1. 地方交付税	1,096,138	59,379	1,155,517	L 地方交付税	59,379	地方交付税追加
② 分担金及 負担金	40,511	2,326	42,837			
(1) 分 担 金	7,927	△ 517	7,410			
1. 農林水産業 費分担金	7,427	△ 309	7,118	L 農 業 分 担 金	△ 309	更 正 減
2. 災害復旧費 分 担 金	500	△ 208	292	1. 災 害 復 旧 費 分 担 金	△ 208	更 正 減
(2) 負 担 金	32,584	2,843	35,427			

3. 災害復旧費 負担金	896	△ 238	658	1. 災害復旧費 負担金	△ 238	更正減
4. 土木費 負担金		3081	3081	1. 水路費 負担金	3081	住宅公団鷺山台団地に伴う王子川排 水路改修負担金
④ 使用料及 手数料	51,082	△ 825	50,257			
(2) 手数料	9,510	△ 825	8,685			
2. 農林水産 業手数料	1,740	△ 825	915	2. 家畜 診療料	△ 825	更正減
⑨ 国庫支出金	966,351	259,802	1,226,153			
(1) 国庫負担金	398,465	8,802	407,267			
1. 民生費国庫 負担金	389,515	10,896	400,411	1. 社会福祉費 負担金	△ 25	精薄者裾置費負担金追加 640,000 老人健康診査負担金更正減
				3. 生活保護費 負担金	10,921	生活保護費負担金追加 △ 665,000

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		明 明
				区 分	金 額	
2. 教育費国庫 負担金	8,950	△ 2,094	6,856	1. 小学校費 負担金	△ 1,276	教材費負担金更正減 円
				2. 中学校費 負担金	△ 818	教材費負担金更正減
(2) 国庫補助金	557,950	251,000	808,950			
1. 総務費国庫 補助金	759	56	815	1. 隣保館費 補助金	56	隣保館運営費補助金追加
						(仮称) 旭保育園建設事業補助金追加 484,000
2. 民生費国庫 補助金	12,150	2340	14,490	1. 児童福祉費 補助金	2,340	(仮称) 鶴山台保育園建設事業補助金更正減 △ 2,500,000
				2. 改良住宅建 設費補助金	264,052	改進住宅建設事業補助金 既定分追加 10,000,000 120戸建設事業、昭和47年度 対象分 254,052,000

7 教育費国庫補助金	195,884	△ 15,448	180,436	1. 小学校費 国庫補助金	伯太小学校増改築事業補助金更正減 △ 1,854,000 芦部小学校増築 " △ 1,642,000 北松尾小学校増築 " △ 3,587,000 黒島小学校体育館建設 " 和泉台小学校建設 " △ 797,000 南池田小学校増築事業補助金追加 △ 478,000 北池田小学校プール建設 " △ 349,000
⑩ 府支出金	843,449	26,578	870,027	4. 幼稚園費 補助金	就園奨励補助金更正減 △ 1,845
(1) 府負担金	18,902	2,300	21,202	1. 社会福祉 費負担金	老人健康診査負担金更正減 △ 665
1. 民生費 府負担金	18,902	2,300	21,202	3. 生活保護費 負担金	生活保護費負担金追加 2,965

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1. 民 生 費 府負担金	1,890.2	2,300	21,202	1. 社会福祉費 負 担 金	△ 665	老人健康診査負担金更正減 円
				3. 生活保護費 負 担 金	2,965	
(2) 府補助金	79,486.3	23,969	81,833.2			
2. 民 生 費 府補助金	208,342	9,165	217,507	1. 社会福祉 府 補 助 金	566	老人社会活動運営費補助金
				2. 児童福祉費	8,599	鶴山台保育園建設事業補助金追加 6,442,000円 (仮称) 幸第二保育園建設事業 補助金追加 1,800,700円 (仮称) 旭保育園建設事業補助金 更正減 △ 15,850,000円
3. 衛 生 費 府補助金	6,129	4,873	11,002	1. 保健衛生費 府 補 助 金	4,873	病院事業補助金 4,200,000円 妊産婦対策等補助金追加 673,000円

					669	農業委員会設置費補助金追加
				△	895	農地对価徴収事務補助金 87,000円 土地改良事業補助金更正減 △ 982,000円
						米生産調整対策指導推進費補助金 131,000円
				△	1,153	米穀流通消費改善対策費補助金 25,000円 農事振興事業委更による更正減 △ 1,869,000円
				△	2,540	更正減
				△	6,320	更正減
					5,000	唐国、池田線道路整備事業補助金追加
				△	5,963	更正減
1. 農業法務費補助金						
2. 農業費補助金				△		
3. 農業振興費補助金						
4. 林業費補助金						
1. 商工費補助金						
1. 道路橋梁費補助金						
4. 教育奨励費補助金						
4. 農林水産業費補助金	46,481	△ 3,919	42,562			
5. 商工費補助金	7,580	△ 6,320	1,260			
6. 土木費補助金	394,665	5,000	399,665			
7. 教育費補助金	53,089	△ 5,963	47,126			

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 算 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
2. 市町村振興補助金	24,750	22,000	46,750	1. 市町村振興補助金	22,000	(仮称) 第二和原中学校新設事業及び道路整備事業振興補助金 円
11. 災害復旧費 府補助金	10,322	△ 2,022	8,300	1. 農林水産施設災害復旧費	△ 2,022	更 正 減
12. 公害対策費 府補助金		1,155	1,155	1. 公害対策費補助金	1,155	オキヤンダント測定機設置事業補助金 720,000円 公害事務費補助金 435,000円
(3) 府委託金	29,817	309	29,626			
4. 農林水産業 費府委託金		309	309	1. 農業振興費委託金	309	米生産調整奨励補助金交付事務委託金
② 寄 附 金	156,061	△ 1,100	154,961			
(1) 寄 附 金	156,061	△ 1,100	154,961			
1. 一般寄附金	156,061	△ 1,100	154,961	1. 一般寄附金	△ 1,100	更 正 減

㊦ 諸 収 入	521,575	51	521,626				
(4) 受託事業 収 入	71,796	1,000	81,796				
1. 土木費受託 事業収入	71,000	1,000	81,000	1. 道路橋梁費 受託収入	10,000	10,000	道路掘削復旧受託収入追加
(5) 雑 入	348,981	△ 9,949	339,035				
2. 雑 入	348,931	△ 9,949	338,982	4. 雑 入		△ 9,949	信太山駅前整備計画作成助成金 500,000円 保育園建設事業々務管理収入更正減 △ 10,490,000円
㊧ 市 債	1,166,893	97,247	1,264,140				
(1) 市 債	1,166,893	97,247	1,264,140				
2. 民 生 債	170,636	△ 39,953	130,683	1. 児童福祉債		△ 39,953	(仮称) 旭保育園建設事業債更正減 △ 28,953,000円 (仮称) 鶴山台保育園建設事業債更正減 △ 16,000,000円

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
4 土 木 債	273,100	137,200	410,300	4. 住 宅 債	137,200	円 改良住宅建設事業債 既計上分追加 6,000,000円 1.20.戸建設事業昭和47年度 対象分 131,200,000円
歳 入 合 計	6,873,468	443,458	7,316,926			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特定財源	一般財源	区分	金額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
① 議会費	82,807	221	83,028	千円	千円	千円	千円		
(1) 議会費	82,802	221	83,023			221			
1. 議会費	52,802	221	83,023			221	3. 職員手当	時間外勤務手当追加	
② 総務費	963,766	△ 5,655	958,111	1,211		△ 6,866			
(1) 総務管理費	621,052	△ 3,466	617,586	1,155		△ 4,621			
1. 一般管理費	301,218	△ 6,694	294,524			△ 6,694	3. 職員手当	更正減	
4. 財務会計管理費	3,593	841	4,434			841	11. 需用費	○印刷製本費 841,000円 諸用紙印刷費追加	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 分 額	明 説
				特 定 財 源		一般財源	区		
				国 支 出 金	府 地 方 債				
6 企 画 費	14,228	△ 1,995	12,233	千円	千円	千円	千円	18,1995	
10. 公 害 対 策 費	7,869		7,869	1,155		△ 1,155			
11. 諸 費	12,708	1,982	14,690			1,982		28,1982	保育園措置費、国庫補助金 返還金 1,882,000円 市税過誤納還付金追加 100,000円
12. 庁舎整備 事業 費	243,760	2,400	246,160			2,400		15,2400	庁舎営繕工事費追加
(2) 徴 税 費	156,508	180	156,688			180			
3. 徴 収 費	32,754	180	32,934			180		8,180	市税納期前納付報償金追加
(7) 同 和 対 策 費	85,836	△ 2,369	83,467	56		△ 2,425			

4. 隣保館費	46,166	△ 2,369	43,797	56						7. 賃金 △ 160	更正減
										8. 報償費 △ 1,240	更正減
										9. 旅費 △ 320	更正減
										18. 備品購入費 △ 649	更正減
⑨ 民生費	13,921.61	△ 25,088	13,671.18	24,701	△ 3,995.3	10,449	663				
(1) 社会福祉費	360,969	△ 345	360,624	△ 124			221				
4. 精神薄弱者福祉費	6,898	800	7,698	640			160		20. 扶助費 800	精薄施設収容者扶助費追加	
5. 老人福祉費	43,004	△ 1,995	41,009	△ 764			1,231		13. 委託料 △ 1,995	更正減	
6. 老人医療助成	109,138	125	109,263						12. 役務費 125	医療費審査支払事務手数料追加	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区	分 額	明 説
				特 定 財 源			一般財源			
				国 支 出 金	府 地 方 債	所 の 他				
9 国民年金費	千円 7,308	千円 725	千円 8,033	千円 725	千円 725	千円 725	19. 負担金補助 及交付金	千円 725	国民年金保険料組付組合補 助金追加	
(2) 児童福祉費	667,792	△ 37,845	629,947	△ 399,53	△ 10,449	1,618				
3 保育所費	283,623	18,836	302,459	18,007		829	3. 職員手当	2,491	時間外勤務手当追加	
							15. 工事請負費	16,345	各保育園営繕工事費追加	
							9. 旅 費	20	府内旅費	
4 (仮称) 児童館新設 事業費	267,125	△ 34,770	232,355	△ 11,010	△ 23,953	193	11. 需 用 費	50	○食糧費 竣工式等諸	
							12. 役 務 費	166	電話架設料 高圧受電手数料	
									126,000円 40,000円	

科目	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節	明		
					特定財源				一般財源			区分	金額
					国支	府出金	地方債	その他					
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	更正減		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	保育所建設工事費追加		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	更正減		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	電話債券代		
6.	母子寮費	6,535	600	7,135						600	母子寮改築工事費追加		
(3)	生活保護費	361,001	18,152	379,153	13,886			△ 734					
1.	生活保護総務費	24,653	△ 500	24,153				△ 500			更正減		
2.	扶助費	336,348	13,652	350,000	13,886			△ 234			生活保護扶助費追加		

④ 衛生費	442,772	40,893	483,665	4,873			36,020			
(1) 保健衛生費	113,267	4,900	118,167	4,873			27			
1. 保健衛生費 總務	93,929	4,900	98,829	4,873			27	19. 負担金補助 及交付金 4,200	病院事業補助金	
(2) 清掃費	271,462	1,773	273,235				1,773	20. 扶 助 費 700	妊産婦扶助費追加	
1. 清掃総務費	157,558	1,543	159,101				1,543	8. 職員手当	時間外勤務手当追加	
2. 塵芥処理費	113,904	230	114,134				230	16. 原材料費	塵芥不法投棄取締用材料費追加	
(4) 上水道費		34,220	34,220				34,220			
1. 上水道費		34,220	34,220				34,220	19. 負担金補助 及交付金 34,220	和泉水道事業補助金 20,000.00 00円 泉北水道企業団補助金 14,220.00 00円	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区	分 金 額	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
⑤ 労 働 費	43,466	735	44,201				735			円
(1) 失 業 対 策 費	43,466	735	44,201				735			
1 農 業 対 策 費	15,072	735	15,807				735			
3 職 員 手 当								735	時間外勤務手当追加	
⑥ 農 林 水 産 費	120,988	△ 7,039	113,949	△ 8,610		△ 1,134	△ 2,295			
(1) 農 業 費	109,836	△ 3,719	106,117	△ 10,700		△ 1,134	△ 1,516			
1 農 業 委 員 会 費	93,997	850	102,447	756			94		時間外勤務手当追加	
3 農 業 振 興 費	26,474	△ 1,240	25,234	△ 844			△ 396		米生産調整現場確認事務報償費	

								11. 需用費	240	○ 消耗品費 240,000円 米生産調整現場確認用消耗器材費
								18. 備品購入費	85	○ 函面保管函等購入費
								19. 負担金補助及交付金	△ 1,765	更正減
4. 畜産業費	6,228	△ 825	5,403				△ 825	11. 需用費	△ 825	○ 医薬材料費更正減 △ 825,000円
								15. 工事請負費	△ 2,146	更正減
5. 農地費	38,275	△ 2,504	35,771			△ 309	△ 1,213	19. 負担金補助及交付金	△ 358	更正減
(2) 林業費	11,152	△ 3,320	7,832				△ 780			
								8. 報償費	△ 100	更正減
1. 林業總務費	329	△ 167	172				△ 157	9. 派	△ 20	更正減

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分 額	明 説
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分 額		
				国 支 出 金	府 地 方 債 借 入 金				
2. 林業事業費	10,823	△ 3,163	7,660	△ 2,540		△ 623	19. 負担金補助 及交付金	37 更正減	
⑦ 商 工 費	93,736	△ 1,994	73,796	△ 6,320		△ 13,620	13. 委託料	57 更正減	
(1) 商 工 費	93,736	△ 1,994	73,796	△ 6,320		△ 13,620	19. 負担金補助 及交付金	3,106 更正減	
1. 商工総務費	39,551	△ 13,080	26,471	△ 6,320		△ 6,760	8. 報償費	4,780 更正減	
							13. 委託料	8,300 更正減	

2. 商工振興費	15,818	△ 6,860	8,958						△ 6,860	15. 工事請負費	△ 3,500	更正 減
⑥ 土木費	1,442,042	403,355	1,845,397	274,652	137,200	3,081		△ 11,478		18. 備品購入費	△ 400	更正 減
(2) 道路橋梁費	379,862	1,000	389,862	10,500				△ 500				
2. 道路維持費	112,318		112,318	5,500				△ 5,500				
3. 道路橋梁新設改良費	15,050	1,000	25,050	5,500				5,000	17. 公有財産購入費		10,000	唐国池田線用地購入費追加
(3) 河川及水路費	13,720	3081	16,801			3,081						
3. 水路費	3,520	3081	6,601			3,081			15. 工事請負費		3,081	王子川排水路改修工事費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区	分 額	明 細
				特 定 財 源			一般財源			
				国 支 出 金	府 地 方 使 用 金	其 他				
(4) 都市計画費	335,893	△ 793	335,100				△ 793			
1. 都市計画 総務費	60,134	△ 1,011	59,123					3. 職員手当 △ 1,410	更正 減	
								11. 需用費 99	印刷製本費 図面印刷費 9,900円	
								13. 委託料 300	公園基本計画図作成委託料	
5. 土地区画整 理調整指導 費	27,227	218	27,445				218	9. 旅費 181	府外旅費追加	
								11. 需用費 37	○ 消耗品費 1,900円 消耗器材費追加 ○ 印刷製本費 1,800円 諸用紙印刷費追加	
5. 住宅費	643,521	391,067	1,034,588	264,052	137,200		△ 10,185			

1. 住宅管理費	22,657	1,500	24,157						1,500	16. 工事請負費	1,500	住宅整備工事費追加
2. 改良住宅建設費	606,611	16,000	622,611	10,000	6,000					22. 補償補填及賠償金	16,000	不良住宅買取補償費
3. 地区改良事業費	142,53	△ 12,000	2,253					△ 12,000		13. 委託料	△ 12,000	更正減
4. (仮称)和泉第一団地建設費		385,567	385,567	254,052	131,200			315		13. 委託料	9,608	設計委託料
										15. 工事請負費	202,172	改良住宅団地建設工事費
										17. 公有財産購入費	13,400	用地購入費
⑥ 消防費	266,703	4,512	271,215					4,512		22. 補償補填及賠償金	39,787	不良住宅物件補償費
(1) 消防費	266,703	4,512	271,215					4,512				

科 目	補正前の額	補 正 額	計 計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区	分 額	明 記
				特 定 財 源	一 般 財 源					
					国 支	府 金	地 方 金			
1. 常備消防費	千円 137,566	千円 2,252	千円 139,818	千円	千円	千円	千円	3. 職員手当	千円 2,201	時間外勤務手当追加
3. 消防施設費	千円 116,801	千円 2,260	千円 119,061					13. 委託料	51	変電設備保安等委託料
								15. 請負費	2,200	新消防庁舎建設工事費追加 水道工事費追加 幸出張所建設工事費追加
								18. 備品購入費	60	庁用器具購入費追加
⑩ 教育費	千円 1,469,698	千円 43	千円 1,469,741	△ 7,005			千円 7,048			
(1) 教育給務費	千円 1,808,244	千円 △ 13,013	千円 1,678,111	△ 5,963			△ 7,050			

2. 事務局費	72,321	280	72,601					11. 需用費	280	○ 消耗品費 180,000円 新設校生徒記念品費 ○ 食糧費 100,000円 会 議 賄
5. 回和教管指導費	90,384	△ 13,293	77,091	△ 5,963			8. 報 償 費	2,223	更 正 減	
(2) 小学校費	803,856	1,4542	818,398	△ 14,879			19. 負担金補助及交付金	△ 11,070	更 正 減	
1. 学校管理費	254,447	12,880	267,327				11. 需用費	1,570	○ 印刷製本費 220,000円 諸用紙印刷費追加 ○ 修繕料 350,000円 設備器具修理費追加 ○ 光熱水費 1,000,000円 水道使用料追加	
							18. 委 託 洋	190	第二國府小学校通学路測量委託料	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				区	金 額	説 明
				特 定 財 源		私財源	区			
				国 支	府 出 金					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
2. 学校保健費	36,913	△ 486	36,427			△ 486		15. 工事請負費 10820	第二国府小学校通学路新設 工事費 6,440,000円 鶴山台北小学校通学路整備 工事費 1,880,000円 校舎等管繕工事費追加 2,550,000円	
3. 教育振興費	18,500	△ 2,552	16,048	△ 1,276		△ 1,276		18. 備品購入費	図書購入費追加	
4. 伯太小学校 改築事業費	57,426		57,426	△ 1,854		1,854		1. 報 酬 8. 報 償 費 1,000 18. 備品購入費	校医歯科医等報酬追加 更 正 減 更 正 減	

6. 和泉台(仮称)小学校新設事業費	163,747		163,747	△ 6,600				6,600				
7. 戸部小学校増築事業費	19,037		19,037	△ 1,642				1,642				
8. 南池田小学校増築事業費	21,654		21,654	478				△ 478				
9. 北総尾小学校増築事業費	86,836	4,000	90,836	△ 3,537				7,537	15. 工事請負費	4,000		校舎増築工事費追加
10. 黒島小学校体育館新設事業費	34,852		34,852	△ 797				797				
12. 北池田小学校フェール棟設事業費	13,010		13,010	349				△ 349				
17. 北池田小学校屋内運動場建設事業費	2,102	700	2,802					700	15. 工事請負費	700		屋内運動場建設工事費追加

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	明		
				特定財源						区分	金額
				国支	府支	地方債	その他				
(3) 中学校費	千円 368,891	千円 2,779	千円 371,670	千円 15,682	千円	千円 △12,903					
1. 学校管理費	千円 84,170	千円 4,240	千円 88,410			千円 4,240	11. 需用費 200	○修繕料 ボンプ修理費 200,000円			
							15. 工事請負費 3,340	第2和泉中学校通学路新設費			
							18. 備品購入費 700	図書購入費追加			
2. 学校保健費	千円 17,559	千円 175	千円 17,734			千円 175	1. 報酬 175	校医歯科医等報酬追加			
3. 教育振興費	千円 13,825	千円 △1,636	千円 12,189	千円 △818		千円 △818	18. 備品購入費 △1,636	更正減			
5. (仮称)第2和泉中学校新設事業費	千円 71,394		千円 71,394	千円 16,500		千円 △16,500					

(4) 幼稚園費	67,296	△ 4,328	62,968	△ 1,845			△ 2,483			
1. 幼稚園管理費	66,127	△ 4,400	61,727	△ 1,345			△ 2,555	8. 報償費 100	幸幼稚園教育推進報償費	
2. 幼稚園保健費	1,169		1,241				72	19. 負擔金補助及交付金 △ 4,500	更正 減	
(5) 社會教育費	41,672	63	41,735				63	1. 報酬 72	園醫齒科醫報洲追加	
1. 社會教育總務	22,010	63	22,073				63	3. 職員手当	時間外勤務手当追加	
⑭ 災害復旧費	43,375	△ 2,713	40,662	△ 2,022			△ 446			
(1) 農林水產施設災害復旧費	16,053	△ 2,713	13,340	△ 2,022			△ 446			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 分 金 額	説 明
				特 定 財 源		一般財源	区		
				国 支 出 金	府 地 方 債				
1. 農林水産施設災害復旧費	千円 16053	千円 △ 2713	千円 13340	千円 △ 2022	千円 △ 446	千円 △ 245	千円 15. 工事請負費 △2,713	円 更正減	
⑭ 諸支出金	千円 92,900	千円 54,084	千円 146,984			千円 54,084			
⑮ 諸支出金		千円 54,084	千円 54,084			千円 54,084			
1. 諸支出金		千円 54,084	千円 54,084			千円 54,084	19. 負担金補助及交付金	地方交付税消掃費の事業補正にかかると交付金	
歳出合計	千円 6873,468	千円 443,458	千円 7316,926	千円 286,380	千円 97,247	千円 △ 89,48	千円 68,779		

給 与 費 明 細 書 (単位 千円)

款	項	職 員 数		報 酬 給	与 料		職 員 手 当	費 計	共 済 費	合 計
		特 別 職	一 般 職		給	料				
1. 議 会 費							221	221		221
	1. 議 会 費						221	221		221
2. 総 務 費							△ 6,694	△ 6,694		△ 6,694
	1. 総 務 管 理 費						△ 6,694	△ 6,694		△ 6,694
3. 民 生 費							2,491	2,491		2,491
	2. 児 童 福 祉 費						2,491	2,491		2,491
4. 衛 生 費							1,543	1,543		1,543
	2. 清 掃 費						1,543	1,543		1,543
5. 労 働 費							735	735		735
	1. 失 業 対 策 費						735	735		735
6. 農 林 水 産 業 費							850	850		850
	1. 農 業 費						850	850		850
8. 土 木 費							△ 1,410	△ 1,410		△ 1,410
	4. 都 市 計 画 費						△ 1,410	△ 1,410		△ 1,410
9. 消 防 費							2,201	2,201		2,201
	1. 消 防 費						2,201	2,201		2,201
10. 教 育 費							63	63		63
	5. 社 会 教 育 費						63	63		63
補 正 予 算 額 計							0	0		0
補 正 前 の 額		5人	747人		717963		535098	1,253,061	131,382	1,384,443
合 計		5	747		717963		535098	1,253,061	131,382	1,384,443

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	業名	全 体 計 画				前年度末までの支出額	当該年度末までの支出額	翌年度以降の支出額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳						
					特 定 財 源	一 般 財 源					
8.	b.	(仮称)和泉第1団地改良住宅建設事業	昭和47年度	385,567	254,052	131,200	315	175,787	209,780	22.0%	
			昭和48年度	237,141	59,938	29,900	67		237,141		55.9
			昭和49年度	176,619		47,900	633		176,619		22.1
			計	799,327	313,990	275,262	1,075	175,787	623,540	100.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の				左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源	一 般 財 源	其 他 財 源	国 支 出 金
		期 間	額	期 間	額				

道路用地取得事業 (阪和東側1号2号 線)	80,960			昭和48年度 昭和50年度	80,960	64,700	16,100	160
老人福祉センター用 地取得事業	95,000			昭和48年度	95,000		95,000	
学校用地取得事業	850,000			昭和48年度 昭和53年度	850,000		849,000	1,000
和泉市北部第一改良 地区指定内公共用地 取得事業	300,000			昭和48年度 昭和50年度	300,000	200,000	100,000	
公共用地取得事業	695,000			昭和48年度 昭和52年度	695,000	136,600	460,000	83,471
財団法人和泉市開発 協会に委託し、先行 取得する上記用地取 得事業資金の元金お よびその利子ならび に同協会が取得する 用地の事業資金の元 金およびその利子 (損失補償)	元金 3,854,360 およびその利 子			昭和48年度 昭和50年度	元金 3,854,360 およびその利 子			元金 3,854,360 およびその利 子
(仮称)鶴山台保育 園建設事業	23,809			昭和48年度 昭和56年度	23,809			23,809

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当 該 年 度	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普通債	1,652,890 ^{千円}	2,755,764 ^{千円}	1,228,393 ^{千円}	97,247 ^{千円}
(1) 民生	1,469,999	2,820,911	1,706,836	△ 39,953
(2) 公営住宅	1,148,832	2,585,556	1,650,000	1,372,000
合 計	1,845,451	3,005,420	1,231,393	97,247

及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位 千円)

中 増 減 見 込				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	
1,325,640 ^{千円}	1,232,245 ^{千円}		1,232,245 ^{千円}	3,958,159 ^{千円}
130,683	10,628		10,628	402,146
302,200	2,840		2,840	557,916
1,328,640	158,890		158,890	4,175,170

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程をいただきました議案第30号、昭和47年度一般会計補正予算第8号について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

昭和47年度も押し詰まってまいりまして、計画されている各事務、事業の執行も順調に進行いたしております、これに基づきます国・府支出金の確定、または見通し等を勘案いたしまして、今回、補正予算をご提案申し上げます。

まず、初めに内容の説明でございますが、議案書の11ページでございますように、予算書の第1条に、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4千345万8千円を追加いたしまして補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ73億1千692万6千円といたすもので、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表の通りでございます。

第2条は、継続費を定めるものでございまして、改良住宅120戸の建設事業費を、今後3カ年の継続事業として在庫補助金の年割り額を勘案し、総額並びに年割り額を計上いたしました。

次に第3条は、繰越明許費を定めるもので、第2表に計上いたしましたように、（仮称）旭保育園建設事業1億9千261万4千円及び（仮称）和泉台小学校建設事業1億5千401万1千円を、工事の進捗状況等を勘案いたしまして、翌年度で執行できるように定めるものでございます。

第4条につきましては、債務負担行為でございまして、第4表にございますように、総合文化センターほか5件の用地取得事業のうち、35億2千764万円を諸般の事情により減額いたしまして、新たに公共用地取得事業費として6億9千5百万円を追加いたしました。これら措置によりまして、損失補償を38億5千436万円を定めるものでございます。鶴山台保育園建設事業費は、当初、単年度で全額執行するように措置しておりましたが、このたび、住宅公団との協議が整いまして、一部事業費を56年度まで割賦支払いといたしますので、この額2千389万9千円を債務負担行為として計上させていただきました。

第5条は地方債の補正でございまして、保育園建設事業及び改良住宅建設事業債を補正するもので、借入条件及び償還の方法は第5表の通りでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。

それでは引き続きまして事項別明細書により、歳入歳出予算の個々の内容についてご説明を申し上げます。

まず歳出から、20ページをお聞き願います。

議会費につきましては、事務局職員の時間外勤務手当の追加でございまして、22万1千円を計上いたしました。

次に総務費でございますが、総務管理費につきましては、一部事務経費及び補助金等の精算による返還金並びに庁舎管繕工事費の追加のほかは更正減額でございまして、差し引きして、総務管理費として346万6千円を減額いたしてございます。

徴税费につきましては、市税納期前納付報償金の追加として18万円を計上いたしました。

次に同和対策費でございますが、隣保館費につきましては、隣保館活動計画の見通しによりまして236万9千円を更正減額いたしてございます。

以上が総務費でございまして、総計565万5千円を減額計上いたしました。

次に民生費でございますが、社会福祉費につきましては、精神薄弱者福祉施設収容者の基準経費の改定による追加として80万円、国民年金保険料納付組合補助金の追加72万5千円等の追加並びに、老人健康審査の一部を保健所で受診することにしたので、これによる不用額199万5千円を減額し、差し引きいたしまして、34万5千円を減額いたしました。

児童福祉費の保育所費につきましては、職員時間外勤務手当の追加249万1千円及び保育所への入園希望者増加による対策費として1千634万5千円を計上いたしました。（仮称）旭保育所建設事業費につきましては、当初、収容定員を150名といたしておりましたが、このたび、定員を120名に縮小いたすこととなりましたので、これに伴い工事請負費等を減額するものがございますが、一部必要な経費を追加し、差し引きして、3千477万円を減額いたしました。鶴山台保育所建設事業費につきましては、先にもご説明いたしましたように、一部事業費の支払いは56年度までの割賦支払いとして、債務負担行為として計上いたしました関係事業費2千2百51万1千円を減額いたしました。母子寮費につきましては、寮の管繕工事費として60万円を追加計上いたしました。

生活保護費につきましては、医療扶助費増高により、1千331万2千円を追加いたしてございます。

以上が民生費でございまして、追加と更正減額とを差し引きいたしまして、2千503万8千円の減額と相なるしだいでございます。

次に衛生費でございますが、保健衛生費につきましては、本年度から、大阪府において公立病院に対し一床当たり3万5千円補助されることとなりましたので、この額420万円及び妊産婦の扶助費が対象人員の増により、70万円をそれぞれ追加いたしました。

清掃費につきましては、職員の時間外勤務手当の追加154万3千円及び不燃性物の処理機の原材料費23万円をそれぞれ追加計上いたしてございます。

上水道費につきましては、本市の水道事業補助金2千万円及び泉北水道企業団の不良債務解消のための補助金として142万2千円をそれぞれ計上いたしてございます。

以上が衛生費でございます、総額4千89万3千円を追加いたしました。

労働費につきましては、職員の時間外勤務手当として73万5千円を計上いたしました。

次に農林水産業費でございますが、農業費につきましては、職員手当の追加85万円。米生産調整関係費52万5千円。農業振興事業減少による減額176万5千円。家畜の診療業務減少による医薬品不用額82万5千円の減額並びに土地改良事業工事費落札減による250万4千円の減額でございます。

次に林業費につきましては、同様理由によりまして、332万円を更正減額いたしてございます。

以上が農林水産業費でございます、今回703万9千円を減額いたしました。

次に商工費につきましては、技能取得関係費の更正減額1千308万円及び商工振興研究所の関係費の更正減額686万円でございます、合計いたしまして、商工費として1千994万円を減額いたしました。

次に土木費でございますが、道路橋梁新設改良費につきましては、市道唐国池田線の補助対象額増額により1千万円を追加いたしました。

水路費につきましては、住宅公団関連事業といたしまして、王子川排水路改修工事費308万1千円を計上いたしました。都市計画費につきましては、職員手当の更正減額141万円のほか都市計画公園基本計画図の作成経費等39万9千円の追加並びに土地区画整理調整指導の事務経費として21万8千円を追加いたしました。

次に住宅費でございますが、住宅管理費につきましては、既設団地の整備工事費として150万円を追加いたしました。改良住宅建設費につきましては、不良住宅の買収補償費として千600万円を追加いたしてございます。地区改良事業費につきましては、千2百万円の更正減額でございます。(仮称)和泉第1団地建設費につきましては、改良住宅120戸建設事業費の継続費のうち、本年度工事費の補助対象額の70%分及び用地関係費の全体分といたしまして、3億8千556万7千円を計上いたしましたものでございます。

次に消防費でございますが、常備消防費につきましては、職員の時間外勤務手当の追加等として225万2千円を計上いたしてございます。消防施設費につきましては、本部庁舎及び幸出張所の追加工事費等といたしまして226万円を計上いたしてございます。消防費合計いたしまして、451万2千円の追加と相なっているしだいでございます。

次に教育費でございますが、教育総務費の事務局費につきましては、小中学校新設関係の経費として28万円を計上。同和教育指導費につきましては、教育奨励補助金等の対象人員の減少によりまして更正減額といたしまして、1千329万3千円を減額いたしてございます。

小学校費の学校管理費につきましては、運営経費の追加157万円をはじめ、(仮称)第2国府小学校及び(仮称)鶴山台北小学校通学道の整備費等、合わせまして1千288万円を計上いたしました。学校保健費につきましては、校医等の報酬の追加51万4千円、専門医の報酬費の更正減額百万円等でございます。教育振興費につきましては、教材費の国庫負担金減少による2百55万2千円を減額いたしてございます。伯太小学校、(仮称)和泉台小学校、芦部小学校、南池田小学校、国府小学校及び北池田小学校プール建設事業費の各項目を記入してございますがこれらは今回、歳出を伴う補正ではございません。国庫補助金が確定し、追加または減額がございましたので、これに伴いまして財源内訳の調整をするものでございます。北松尾小学校増改築事業費及び北池田小学校屋内運動場建設事業費につきましては、それぞれ所要額を追加いたしました。

次に中学校費でございますが、学校管理費につきましては、運営経費に90万円及び(仮称)第2和泉中学校の計画道路の整備費として334万円をそれぞれ追加計上いたしてございます。学校保健費につきましては、校医等の報酬の追加として17万5千円を計上いたしました。教育振興費につきましては、教材費の国庫負担金の減少によりまして、163万6千円を更正減額いたしてございます。(仮称)第2和泉中学校建設事業費につきましては、財源の調整のみでございます。

幼稚園費の管理費につきましては、幸幼稚園の教育推進報償費10万円のほかは、就園補助金の対象人員減少によりまして450万円の更正減額でございます。幼稚園保健費につきましては、園医等の報酬の追加として7万2千円を追加いたしてございます。

社会教育費につきましては職員の時間外勤務手当の追加として6万3千円を計上いたしました。

以上が教育費でございまして、追加分及び更正減額を差し引きいたしまして、4万3千円の追加といたしてございます。

次に災害復旧費につきましては、工事変更及び落札減等によりまして271万3千円を減額いたしました。

諸支出金につきましては、泉北環境整備事業組合施行にかかる清掃施設事業に対し、事業費補正として交付される地方交付税は、本市の普通交付税の中に含まれて算定され、本市に一括交付されておりますので、組合を構成いたしております高石市及び泉大津市へ配分するものでございまして、組合規約に基づく分担金の負担率に基づき算定いたしました利子に対する配分金5千4百3万4千円を計上いたしてございます。

以上が歳出予算の事項別内容でございまして、総額4億4千345万8千円と相なるしだいでございます。

それでは今回のこれら歳出に充当いたします歳入予算についてご説明申し上げます。議案書の15ページでございます。

まず初めに地方交付税でございますが、先日特別交付税の決定がございまして、本年度1億5万6千円が交付されることになりましたので、この額を計上し、普通交付税の最終決定額10億5千5百46万1千円と差し引きいたしまして、残額5千9百37万9千円を計上いたしました。

分担金及び負担金につきましては、土地改良事業及び農林施設関係災害復旧事業の減少によりまして、それぞれ分担金を減額いたしましたほかは、住宅公団関連の王子川排水路整備負担金といたしまして、当該事業費の全額3百8万1千円を計上いたしてございます。

使用料及び手数料につきましては、家畜診療業務の減少により、診療手数料を82万5千円減額いたしてございます。

次に国庫支出金でございますが、国庫負担金につきましては、生活保護費の医療扶助費増高による国庫負担金1千92万1千円の追加のほかは減額でございます。国庫補助金につきましては、隣保館運営補助金の5万6千円、旭保育園建設事業費の補助単価増額による追加4百8.4万円、改良住宅建設事業補助金2億6千4百5万2千円を追加し、ほかは更正減額でございまして、差し引き2億5千5百万円を追加計上いたしました。

次に府支出金でございますが、生活保護費の居住地不明者扶助にかかる府費負担金の追加2百96万5千円の追加のほかは更正減額でございます。府補助金につきましては、主として保育園建設事業補助金の追加をはじめ、公立病院に対する補助金、大阪府市町村振興補助金の追加等のほかは更正減額でございまして、差し引き2千3百96万9千円を追加計上いたしました。

次に寄附金につきましては、一般寄附金として110万円の更正減額でございます。

諸収入につきましては、道路掘削復旧費として1千万円を追加いたしましたほか、雑入で9百94万9千円を減額いたしてございます。

最後に市債でございますが、改良住宅建設事業債として1億3千7百20万円のほか、保育園建設事業債を3千9百95万3千円減額いたしました。

以上が今回の補正予算の内容でございます。よろしくご審議のうえ原案通り可決ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長(松尾千代一君) 本件について質疑ご意見ございませんか。どうぞ。
- 18番(直村静二君) この補正について4点ほどお聞きします。債務負担行為の面と、26、27ページの不良住宅の関係、それから商工費、それから23ページの水道、債務負担行為につきましては、この前も報告出なさいということで、若干出ているんですけど、先ほどの総務部長の説明では、諸般の事情によってということで、当初2.4億のとこへ50

億の追加を去年したんですが、これによりまして38億に下がったと。そうすると、いかほど買えなかったのか、さらに、いまの説明では、13ページ上の公共用地取得事業6億9千万新たに追加させていただきましたということになってるんですけど、諸般の事情がわかりかねるわけなんです。つまり、74億8千万が38億5千万ですから、36億ほど減ってるわけですね。6億9千万追加すると、30億ですか。これはいかなる事情で買えなかったのか。買えなかった理由は協力がなかったのか、それとも金がなかったのか。この辺が一向に明確でないんです。これをひとつお答え願いたい。半分しか買ってないでしょう。74億何ぼで、38億ですから、大方、半分買ってないでしょう。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 総務部理事（庄司 清君） お示しております債務負担行為の問題でございますけれども、51億8千5百万円議決をいただいております。今回、35億2千7百万円減額いたしまして16億5千万円にするわけでございますが、その上に新しく公共用地の関係ということで6億9千5百万円追加をしておるわけでございます。最終的に今回の補正後の額といたしまして28億5千2百36万円という数字になるわけでございます。そういうことで……。
- 18番（直村静二君） ちょっとちょっと。その数字はここへ出てますか。
- 総務部理事・財務担当（庄司 清君） いや、内容の説明を総括的にさせていただいてるわけでございます。それで、減額になる額といたしましては、28億3千万円が総額からいきますと減るということでございます。おのおのの理由があるわけでございますけれども、各関係の事業目的ごとに理由があるわけでございます。それで……。
- 18番（直村静二君） あのね、答弁中ですけどね、こまかい点はいいとしまして、私がいらないのは、いまの答弁聞いてると、私の理解では、74億8千2百万円だったのを38億5千4百36万円にするんだと。だからその差額は減だと、こういうふうに理解しているんですけどね。いまのあなたの答弁では、50億議決されましたうちで、何ぼかで、結局35億2千2百万円ですか。それがちょっとわかりにくいんですわ。だから、この数字に従ってきっちりとお答え願ったらいと思うんです。
- 総務部理事（庄司 清君） 私、51億と言いましたのは、債務負担行為として議決をされておる額でございます。ここに出ております74億8千2百万円という数字につきましては、23億円の債務補償分を含めた額でございます。それが74億8千2百万円になるわけでございます。74億8千2百万円から今回、補正する額を差し引きいたしますと、36億2千7百64万円というものが減額なりまして、38億5千4百36万円に補正後の額としてはなるわけでございます。この場合、これは債務負担行為の額と損失補償分を含めてこの額になるわけでござい

ますので、その点ひとつお含みおき願いたいと思います。

- 18番(直村静二君) そうすると、債務補償については出しても、出さんでもかめへんような感じで聞けるんですけどね。74億のうちには23億の損失補償が入っていると、そうですね。私の理解では、23億というてピンと来るのは、この前議決されたときの換地ですか、持ち家のやつですか、そんなふうに思うんですけどね。それとまた違うんですか、この23億は。
- 総務部理事(庄司 清君) 確かにその通りでございます。その23億につきましては、今回、この補正の内容では15億5百万円にいたしてございます。あとは減額。それから債務負担行為のほうに6億9千5百万円を回してございますので、実質23億円に代るものとしては15億5百万円でございます。
- 18番(直村静二君) これは問題がありましたんですね。つまり、買えないことを予想しながら、支部の人が認めてくれんで議会に出したといういわくつきであったんです。案の定減額だということが出ておる。ずさんな計画ではなかったのかということです。こういうふうに発表すれば、市民から見れば、えらいたくさん買うなあと。それに対して質問していけば、いや、実は買いません、下げてますということでは、ゴムか何かみたいに債務負担行為を伸ばしたり縮めたりしてやっている。非常にあいまいさを含むんじゃないか。いまの場合でも、そういう説明は参考資料としてぜひとも付け加えてもらいたい。説明聞いてもなかなかわからない。債務負担行為はかなり内容を含んでおりますので、参考資料を付けていただくということを要望しておきます。

次は商工費の技能の問題ですけど、委託料と報償費と合わせて私の計算では千百万ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、これは間違いありませんか。これについて、人数と金額をお答え願いたい。

- 商工課長(岩井益一君) お答えいたします。

ご指摘の通り、減額分につきましては、報償費関係と委託料関係に分かれてございます。報償費関係のおもな分といたしましては、技能取得に伴う世帯主の生活保障分が主たるものでございます。委託料につきましては、自動車学校の技能取得分でございます。数といたしましては、委託料のほうは、年度当初の積算基礎といたしましては、2百名を予定しておいたわけでございますけれども、実績は33名にとどまっているというわけでございます。それから報償費関係につきましては、当初、2百名の半分が世帯主であろうという予測のもとに組んだわけでございますけれども、この実績に基づきますと、15名にとどまっているというものが計数的なものでございます。

なお、事情といたしましては、従来は当初予算編成段階におきましては、一応、前年度の実績

と、それから本年度の自動車取得希望者の調査結果に基づきまして支部と協議したものでございますが、その後、その制度の変更がございまして、これまでの技能取得につきましては、自動車技能取得関係にシぼられておたわけでございますけれども、時代の変遷とともに、他の職業分野、すなわちキーバンチャーとか、速記とか、簿記、カナタイプ、こういうふうな技能取得範囲が拡大したわけでございます。そういった事情に基づきまして、府の方針に従いまして、自動車技能取得が抑制された、そういった事情でございます。

なお、これらの施策につきましては、労働施策として府の職安經由で措置される。こういう事情でございますので、ご了承賜りたいと存じます。

- 18番(直村静二君) そうすると、最初のメドとは大きな食い違いができたということですね。しかも自動車に関しては2百名が33名だと、これはやはり、最初の段階から大体人数つかめてるんじゃないかと思うんです。少なくとも、1千万円も狂うてくるというようなことでは、ずさんだと言われてもいたし方ないんじゃないですか。今後、こういうことのないように、その点注意申し上げておきます。

それからキーバンチャーなんかについては、大阪府の労働部ですか。

- 商工課長(岩井益一君) さようでございます。
- 18番(直村静二君) 市の一般予算通りませんか。
- 商工課長(岩井益一君) はい、通らないわけでございます。ただ、職業訓練所入所支度金だけが支出されるということになるわけでございます。
- 18番(直村静二君) 次は改良住宅の關係の不良住宅の撤去ですね。26ページの改良住宅建設費の不良住宅買取補償費が千6百万、同じく和泉第一団地の不良住宅物件補償3千9百78万、合わせて約5千万ですね。これは本来なれば、同じ費目なのかどうか。住宅には違いないんですけど、改良住宅建設費の中に不良住宅でしょう。しかもこちらのほうは、団地の建設費の中に不良住宅の物件補償ということで、若干混同しているんじゃないかという気もしますんで、この違いと、それから物件の数とをお答え願いたい。
- 建築課長(逢野一郎君) 不良住宅の買取補償についてお答えいたします。
ご指摘の住宅費の2にございます不良住宅の買取補償費は、地区外に予定いたしました補償費でございます。和泉第一団地建設に伴います不良住宅の買取でございますが、これは一応、地区内の買取費でございます。学校周辺の54戸に対する補償費を予定しております。
- 18番(直村静二君) 和泉第一団地の分については、地区内の物件補償だということですね。そうすると、先ほどの千6百万については、地区外の物件補償だということはどういうことですか。地区外に住んでる方どこかへ行ってもらうということか、それとも地区内に住んでる人を

地区外にということか。

- 建築課長(逢野一郎君) 地区外というのは、現在、建設を行なっている和泉第一団地の補償でございます。現在、工事をやっているところにあります補償費でございます。
- 18番(直村静二君) 団地の地区内にある物件の補償ですか。それを地区外というんですか。地区内違いますか。
- 建築課長(逢野一郎君) 地区指定外ということでございます。
- 18番(直村静二君) 次は水道ですが、泉北水道と和泉の水道と両方へ思い切って金出しているんですけど、3千4百万ですか、これは一般財源になってますね。これは何か国から金がお寄りきて、一般会計通して水道へというケースですか。
- 総務部理事(庄司 清君) これは水道の高料金対策ということで、3年ほど前から特別地方交付税の中で算定をするということで行なわれてる特別対策でございます。そういうことで、地方交付税の特別地方交付税に含まれて交付されてきますので、その分について、水道会計のほうへ補助金として出すわけでございます。
- 18番(直村静二君) 一般財源と書いてあるけども、実は国からもろうた金やということでは間違いはないですか。私はこれはうれしいこっちゃなと思うてましてん。一般財源でこだけ金があるんやったら、値上げせんでもいいと思うて聞いたんですけども。
そこで、こうして高料金対策としてもらってるということですけども、たしか、ものすごい値上げしたとき、47年度は和泉市は黒字で万々才というお答えを賜っておったんですけど、その後どうなったのか。この前の水道料金値上げの経過等も含めて、この問題は若干、お答え願いたい。47年度末で赤字になるのか、ならないのか、その点ひとつ明快。
- 水道部次長(田中 稔君) 実は、次に出ておりますんですが、料金改定の際に、47年度末で不良債務が解消するというので、料金改定をお認め願ったわけでございます。その後、いろいろな事情もありまして、われわれ、不良債務解消に鋭意努力しているわけでございますが、おむね計画通り進んでるわけでございまして、48年中には——48年度というよりも、48年中の早い時期に不良債務はほとんど解消するというふうな状態でございます。
- 18番(直村静二君) 結構です。
- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ないものと認めこれを終わります。
おはかりいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第29号は原案通り可決いたします。

○

○ 議長（松尾千代一君） 次で日程第11「昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第30号

昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和47年度和泉市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和47年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	393,732千円	2,856千円	396,588千円
第2項 医業外収益	35,970千円	2,856千円	28,826千円
	支	出	
第2款 病院事業費用	470,423千円	36,564千円	506,987千円
第1項 医業費用	435,693千円	36,564千円	472,257千円

第3条 予算第4条に定める資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	18,107千円	1,347千円	19,454千円
第1項 出資金	18,107千円	1,347千円	19,454千円
	支	出	
第1款 資本的支出	30,828千円	1,347千円	32,175千円
第4項 投 資	0	1,347千円	1,347千円

第4条 予算第5条中一時借入金の限度額「280,000千円」を「300,000千円」に改める。

第5条 予算第7条中職員給与費「249,405千円」を「254,708千円」に改める。

第6条 予算第8条中一般会計からこの会計へ補助する金額「50,000千円」を「54,200千円」に改める。

第7条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「133,848千円」を「163,960千円」に改める。

昭和48年3月19日提出

和泉市長 藤木 秀夫

昭和47年度病院事業会計予算実施計画

1. 収益の収入及支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 病院事業収益			393,732	2,856	396,588
		2. 医業外収益	35,970	2,856	38,826
		2. 他会計補助金	31,893	2,853	34,746
		4. その他営業外収益	456	3	459
計			393,732	2,856	396,588

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 病院事業費用	1. 医業費用		470,423	36,564	506,987
			435,693	36,564	472,257
		1. 給与費	249,405	5,303	254,708
		2. 材料費	123,427	28,964	152,391
		3. 経費	48,439	1,782	50,221
		5. 資産減耗費	1	515	516
計			470,423	36,564	506,987

2. 資本的收入及支出

取 入

(單位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的收入			18,107	1,347	19,454
	1. 出資金		18,107	1,347	19,454
		1. 一般会計出資金	18,107	1,347	19,454

支 出

(單位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本の支出			30,828	1,347	32,175
	4. 投資		0	1,347	1,347
		1. 長期貸付金	0	1,347	1,347

昭和47年度病院事業会計補正予算損益計算書

(単位 千円)

収		入		支		出		損	失
科	目	金	額	科	目	金	額		
				医業費用	給与費		5,308		
					材料費		28,964		
					経費		1,782		
					資産減耗費		515		
								△	36,564
医業外収益									
	他会計補助金		2,853						
	その他医業外収益		3						
合	計		2,856	合	計		36,564	△	33,708

昭和47年度和泉市病院事業会計資金計画

(単位 千円)

区分	事業	事項	当年度予定額	区分	事項	項	当年度予定額
受入資金	1)	事業収益	309,039	支払資金	1)	事業費用	441,450
	2)	前年度未収金	44,012		2)	前年度未払金	104,809
	3)	一般会計補助金	31,893		3)	建設改良費	22,083
	4)	出資金	18,107		4)	企業債償還金	3,711
	5)	一時借入金	300,000		5)	割賦金償還金	1,234
	6)	その他	2,000		6)	一時借入金返済	130,000
	7)	前年度繰越金	29,036		7)	長期貸付金	1,347
	合計	734,087		合計		704,634	
				差	引		29,453

昭和47年度和泉市病院事業会計予定貸借対照表
 (昭和48年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
1. 土地	88,074	
2. 建物		
建物減価償却引当金	229,042	
3. 構築物		
構築物減価償却引当金	2,476	
4. 車輜		
車輜減価償却引当金	1,240	
5. 器械及備品		
器械備品減価償却引当金	186	
有形固定資産合計	220,71	388,873
(2) 投資		
1. 投資有価証券		188

1.347
 1.485
 340358

2. 流動資産
 (1) 現金預金 29,453
 (2) 未収金 79,779
 (3) 貯蔵品 4,461
 (4) 前払金 750

114,443
 454,801

負債の部

3. 固定負債
 (1) 固定負債 22,793
 固定負債合計 22,793

4. 流動負債

(1) 一時借入金 300,000
(2) 未払金 56,173

(3) その他流動負債

1. 予納金 936

2. 預り金 2,000

3. 預り金(共済基金) 3,100

その他流動負債合計

6,036

流動負債合計

362,209

負債合計

385,002

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金 114,144

(2) 借入資本金

202,602

1. 企業債

資本金合計

316,746

6. 剰余金

(1) 利益剰余金

- 1. 繰越次損金 1,365,448
- 2. 当年度次損金 1,103,999

利益剰余金合計

△2,469,447

剰余金合計

△2,469,447

資本合計

69,799

負債資本合計

354,801

昭和47年度和泉市病院事業会計開始貸借対照表
(昭和47年4月1日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

- 1. 土地 88,074
- 2. 建物 221,429

3. 構 築 物	2,848	
4. 車 輛	1,240	
5. 器械及び備品	<u>1,236</u>	
有形固定資産合計		326,227
(2) 投 資		
1. 投資有価証券	<u>138</u>	
投 資 合 計		<u>138</u>
固 定 資 産 合 計		<u>326,365</u>
2. 流 動 資 産		
(1) 現金預金	29,036	
(2) 未 収 金	66,788	
(3) 貯 蔵 品	4,461	
(4) 前 払 金	<u>678</u>	
流 動 資 産 合 計		<u>100,963</u>
資 産 合 計		<u><u>427,328</u></u>

負債の部

3. 固定負債
(1) 固定負債 24,027
固定負債合計 24,027

4. 流動負債
(1) 一時借入金 130,000
(2) 未払金 104,809

(3) その他流動負債
1. 予納金 986
2. 預り金(共済基金) 3,100

その他流動負債合計 4,086
流動負債合計 238,845
負債合計 262,872

資本の部

5. 資本金
(1) 自己資本金 94,690

(2) 借入資本金

1. 企業債

206,314

資本合計

301,004

6. 剰余金

(1) 利益剰余金

1. 繰越欠損金

136,548

利益剰余金合計

△136,548

剰余金合計

△136,548

資本合計

164,456

負債資本合計

427,328

昭和47年度病院事業会計補正予算実施計画説明書

1. 収益的収入及支出

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 病院事業収益		393,732	2,856	396,588			
	2. 医業外所益	35,970	2,856	38,826			
	2. 他会計補助金	31,893	2,853	34,746			
					他会計補助金	2,853	一般会計よりの補助金
	4. その他 医業外収益	456	3	459			
					その他 医業外収益	3	不用品売却収益

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 病院事業費用		470,423	36,564	506,987			
	1. 医業費用	435,693	36,564	472,257			

1.給 与 費	249,405	5,303	254,708	(給 料)		
				医 師 給	5,303	
				看 護 婦 給	1,734	
				准 看 護 婦 給	78	
				医 療 技 術 員 給	2,151	
				事 務 員 給	463	
				労 務 員 給	442	
				435		
2.材 料 費	123,427	28,964	152,391			
				薬 品 費	26,964	
3.経 費	48,439	1,782	50,221	診療材料費	2,000	
				消 耗 品 費	275	
				燃 料 費	873	重油代追加
				修 繕 料		院内各所修理費追加
5.資 産 減 耗 費	1	515	516			
				棚 卸 資 産 減 耗	515	固定資産の除却損

給 与 費 明 細 書

(単位 千円)

款	項	職員数	給 与 費						法定福利費	合 計
			報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
病院事業費用	医業費用									
既 決 予 定 額		110人	26,770	101,811	100	102,352	231,033	18,372	249,405	
補 正 予 定 額			0	5,303	0	0	5,303	0	5,303	
合 計		110人	26,770	107,114	100	102,352	236,336	18,372	254,708	

たな卸資産購入限度額補正分

(単位 千円)

項	目	節	額
医業費用	経費	薬品費	26,964
		診療材料費	2,000
		消耗品費	275
		燃料	873
		計(補正予定額)	
		既決予定額	133,848
合	計		163,960

- 議長（松尾千代一君） 理事者、説明願います。
- 病院事務局長（竹内 潔君） ただいま上程されました病院事業会計補正予算第2号につきまして、病院事務局長よりその内容のご説明を申し上げます。

今回、補正をお願い申し上げたく存じますのは、収益的収支予算につきまして3千6百56万4千円の追加でございまして、その内訳は41ページに詳しく書いてございますが、その大半は薬品の購入費用でございまして、47年度、小児科の設置並びに外来患者等の増加等もありまして、当初の薬品の購入見積りを大幅に上回りました。年度末には2千8百96万4千円の不足が生じる見込みとなりました。その他、給与費につきまして5百30万3千円の追加補正をお願いしようとするものでございますが、その内容は、医師、看護婦の採用の増と、昨年の暮れに人事院の給与勧告に伴いまして給与の是正をさせていただきましたが、その精算に伴いまして多少、不足するものがございましたので、この際、合わせてお願い申し上げようかと存じます。

その他、医療関係の材料費、消耗品費、燃料費、修繕費等で、それぞれ若干の追加補正をお願いいたしたく存じます。

また、たな卸資産の減耗費として51万5千円を今回、新たに計上させていただきましたのは病院の開設当時、すなわち昭和38年の4月に設置いたしました給食用の炊飯器のボイラー、すなわちライスボイラー並びに不二ボイラーにつきまして、まだ耐用年数がございまして、それぞれ使用不能の状態となりましたので、とりかえさせていただきました。したがって、減価償却期間がまだ残っております。ライスボイラーにつきましてはあと1カ年、不二ボイラーにつきましてはあと10年間残っておりますのでございまして、この際、処分をいたしたいと存じまして、たな卸資産減耗費として計上させていただいたわけでございます。

次に資本的収支予算につきましては、新たに長期貸付金として百30万7千円を計上させていただきましたのは、医師の確保対策をいたしまして、組合の病院当時から実施いたしております医師の住宅入居折の敷金並びに連絡用電話の設置に伴う経費を、手付金として処理いたしたく計上いたしましたのでございまして、敷金につきましては、最近の住宅事情等、その高騰もございまして、最高50万円を限度として貸しつけることにいたしております。ご参考までに申し上げますと、敷金では、5人の先生方に120万3千円を現在、貸し付けております。電話につきましては、3人の先生方に14万3千44円の貸し付けとなっております。

以上、収益的支出並びに資本的支出の合計額は3千7百91万1千円となりますが、これに対する財源といたしまして、先ほどご審議を賜りました一般会計からの420万円の繰入金をお願いすることといたしました。そのほか、不用品売却代として3千円を計上したいただいでございます。

この420万円につきましては、府下公立病院が、かねてから大阪府に対しまして一床当たり

50万円の要望を続けておるわけでございますが、今回、ようやくこれの実現を見まして、47年度の昨年の9月補正で公立病院の病床一床当たり3万5千円が補助されることとなりました。当市立病院としましては、420万円市に対して補助されるわけでございます。今回、それをそのまま市より一般会計の繰り出しという形で収入することにしてあります。

なお、不足する財源につきましては、一時借入金をもって処置いたしたいと存じますので、一時借入金の限度額を2億8千万円から3億円に合わせて引き上げていただきたいと存じましてご提案を申し上げます。

以上、詳細につきましては36ページ以下、各付属類を添付いたしてございますので、何とぞよろしくご審議のうえ可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第30号を原案通り可決決定いたします。

○

○ 議長（松尾千代一君） 次に日程第12「昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

議案第31号

昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 昭和47年度和泉市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和47年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「388,000千円」を「223,000千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	632,724千円	22,215千円	654,939千円
第1項 営業収益	607,780千円	2,215千円	609,995千円
第2項 営業外収益	24,944千円	20,000千円	44,944千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	598,408千円	26,759千円	625,167千円
第1項 営業費用	495,571千円	34,659千円	530,230千円
第2項 営業外費用	102,737千円	△ 7,900千円	94,837千円

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,541千円」を「0」に、「当年度分損益勘定留保資金4,541千円」を「0」に改め、資本的収入及支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	583,056千円	△ 118,890千円	464,166千円
第1項 企業債	372,000千円	△ 132,000千円	240,000千円
第2項 工事負担金	170,000千円	40,000千円	210,000千円
第3項 補助金	30,000千円	△ 26,890千円	3,110千円
	支	出	
第1款 資本的支出	587,597千円	△ 139,418千円	448,179千円
第1項 建設改良費	550,274千円	△ 139,418千円	410,856千円

第5条 予算第5条中起債の目的「和泉上水道第3回拡張事業」を「和泉上水道第3回拡張事業及配水管整備事業」に、限度額「372,000千円」を「240,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第10条に定めた継続費の総額及年割額を次のとおり改める。

変 更 前			変 更 後		
総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1,347,000,000 円	昭和41年度	47,000,000 ^円	1,573,000,000 ^円	昭和41年度	47,000,000
	昭和42年度	113,000,000		昭和42年度	113,000,000
	昭和43年度	26,600,000		昭和43年度	26,600,000
	昭和44年度	110,000,000		昭和44年度	110,000,000
	昭和45年度	156,600,000		昭和45年度	156,600,000
	昭和46年度	143,800,000		昭和46年度	143,800,000
	昭和47年度	388,000,000		昭和47年度	223,000,000
	昭和48年度	362,000,000		昭和48年度	430,600,000
					昭和49年度

昭和48年3月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		654,939		
			609,995		
		1. 給水収益	466,780	水道料金及び量水器使用料	
		2. 補償金	5,000	消火栓維持管理補償金	
	2. 営業外収益	3. 受託工事収益	37,215	給水装置の新設、増設及び修繕等の受託工事収益	
		4. その他の営業収益	101,000	材料売却収益並びに設計審査、竣功検査及び材料検査手数料	
			44,944		
		1. 受取利息	2,000	預金利息及び有価証券利息	
		2. 雑収益	22,944	不用品売却その他雑収益	
		3. 他会計補助金	20,000	一般会計補助金	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		625,167		
			630,230		
		1. 原水及浄水費	184,949	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用	
		2. 配水及給水費	75,297	配水、給水に要する費用	
		3. 受託工事費	37,216	受託工事に要する費用	
		4. 業務費	44,633	検針、調定、集金その他業務の運営に要する費用	
		5. 総係費	28,855	事業活動全般に関連する費用	
		6. 減価償却費	55,004	固定資産の減価償却費	
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	4,277	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損	
		8. その他の営業費	100,000	材料売却原価	
			94,837		
		1. 支払利息及企業債取扱諸費	94,827	企業債の利息及び一時借入金利息	
3. 予備費		2. 雑支出	10	雑支出	
			100		
		1. 予備費	100	予備費	

2. 資本的收入及支出

收

入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的收入			464,166		
	1. 企業債		240,000		
		1. 企業債	240,000		和泉上水道第3回拡張事業、配水管整備事業債
	2. 工事負担金		210,000		
		1. 工事負担金	210,000		配水管布設工事負担金
	3. 補助金		3,110		
		1. 補助金	3,110		簡易水道整備府補助金
	4. 固定資産代金		1,056		
		1. 固定資産代金	1,056		固定資産売却代金

出

支

款	項	目	予定額(千円)	備	考	
1. 資本的支出	1. 建設改良費		448,179			
			410,856			
		1. 事務費	8,000	拡張事業に要する事務費		
		2. 拡張工事費	215,000	第3回拡張事業に要する工事費		
		3. 改良工事費	144,182	改良工事に要する工事費		
	2. 企業債償還金		4. 配水管業整備費	32,400	配水管整備事業に要する工事費	
			5. 営業設備費	11,274	営業に係る諸資産購入費	
				37,323		
			1. 企業債償還金	37,323	企業債の元金償還金	

昭和47年度水道事業会計資金計画

区分	分	当年度予定額	区分	分	当年度予定額
受入資金		1,343,884 千円	支払資金		1,336,564 千円
1. 事業収益		595,389	1. 事業費用		565,786
2. 前年度未収金		63,002	2. 前年度未払金		45,599
3. 企業債		240,000	3. 建設改良費		410,856
4. 工事負担金		210,000	4. 企業債償還金		37,323
5. 補助金		3,110	5. 一時借入金返済		260,000
6. 一時借入金		100,000	6. 前受金払出		10,000
7. 前受金		10,000	7. 預り金返済		7,000
8. 預り金		7,000			
9. 繰越金		103,827			
10. 固定資産売却代金		11,056	差引		6,820

昭和47年度水道事業予定貸借対照表

(昭和48年3月31日)

資 産 の 部

1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地			65,464,783円
ロ 建物	95,681,773円		
ハ 建築物	6,124,051円		89,557,722円
ニ 構築物	1,563,267,993円		
ホ 構築物減価償却引当金	1,385,907,666円		1,424,677,227円
ヘ 機械及装置	184,319,737円		
セ 機械及装置減価償却引当金	46,464,326円		137,855,411円
ネ 水量器	462,4793円		
テ 水量器減価償却引当金	16,197,460円		28,427,333円
ト 車輛及運搬具	5,858,753円		
チ 車輛及運搬具減価償却引当金	2,464,704円		3,394,049円
リ 工具器具及備品	17,932,927円		
ル 工具器具及備品減価償却引当金	6,430,207円		11,502,720円

子 建設仮勘定		383,801,426円
有形固定資産合計		2,144,680,671円
(2) 無形固定資産		
1 水利権	560,000円	
□ 電話加入権	41,200円	
無形固定資産合計		601,200円
(3) 投資		
1 投資有価証券	419,000円	
投資合計		419,000円
固定資産合計		2,145,700,871円
2. 流動資産		
(1) 現金預金	6,820,829円	
(2) 未収金	57,335,921円	
(3) 保管有価証券	80,000円	
(4) 貯蔵品	2,289,227円	
流動資産合計		87,846,977円
資産合計		2,233,547,848円

負債の部

3. 固定負債	
(1) 引当金	728,960円
固定負債合計	728,960円
4. 流動負債	
(1) 一時借入金	40,000,000円
(2) 前受金	30,761,530円
(3) 預り金	3,998,050円
(4) 預り担保有価証券	800,000円
流動負債合計	75,559,580円
負債合計	76,288,540円

資本の部

5. 資本金	
(1) 自己資本	118,703,235円
(2) 借入資本	
1 企業債	1,462,841,397円
資本金合計	1,581,044,632円

6. 剰 余 金

(1) 資本剰余金

1 国庫補助金	3,948,000円
□ 府補助金	6,778,400円
△ 工事負担金	547,500.626円
= 受贈財産評価額	34,416,657円

資本剰余金合計

59,264,3683円

(2) 利益剰余金

当年度未処理欠損金

繰越欠損金年度末残高 △4,630,100.7円

当年度純利益

29,872,000円 △16,429,007円

利益剰余金合計

△16,429,007円

剰余金合計

57,621,4676円

資 本 合 計

2,157,259,308円

負債資本合計

2,233,547,848円

継続費に関する調書

事業名	年度	全体計				前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度支払義務発生(見込)額	当該年度末までの支払義務発生(見込)額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備考	
		年割額	企業債	同左財源内訳	損益勘定内留保資金								
1. 建設改良費	和泉上水道第3回拡張事業費	41	47,000	43,000		4,000	46,933	46,933	46,933		2.9	通次繰越 67千円	
		42	113,000	107,000		6,000	42,142	42,142	42,142		2.6	通次繰越 70,925千円	
		43	26,600	26,000		600	76,720	76,720	76,720		4.8	通次繰越 20,805千円	
		44	110,000	109,000		1,000	129,780	129,780	129,780		8.2	通次繰越 1,025千円	
		45	156,600	145,000		11,600	154,956	154,956	154,956		9.8	通次繰越 2,669千円	
		46	143,800	127,000		16,800	145,675	145,675	145,675		9.2	通次繰越 794千円	
		47	223,000	210,000		9,800		151,343	151,343	151,343		9.6	通次繰越 7,451千円
		48	430,600	417,000		13,600				503,051			
		49	322,400	296,000		26,400				322,400			
		計		1,573,000	1,480,000		43,110	450,531	596,206	151,343	825,451	47.5	

昭和47年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益的収入及支出

収入 (単位 千円)

款	項	目	前回の 累計額	修正予算額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1.	水道事業収益		63,272.4	22,215	65,493.9			
1.	営業収益		60,778.0	22,115	60,999.5			
		3. 受託工事収益	3,500.0	2,215	37,215	受託工事収益	2,215	受託工事収益追加
2.	営業外収益		2,494.4	20,000	4,494.4			
		3. 他会計補助金	0	20,000	20,000	他会計補助金	20,000	一般会計補助金追加

支 出

款 項	目	前回の 果 計 額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1水道事業費用		598,408	267,59	625,167			
	1営業費用	495,571	34,559	530,280			
	2配水及給水費	67,297	8,000	75,297	路面復旧費	8,000	路面復旧費追加
	3受託工事費	85,000	2,215	87,215	請負工事費	2,215	請負工事費追加
	6減価償却費	84,057	2,094.7	55,004	有形固定資産 減価償却費	2,094.7	有形固定資産 減価償却費追加
	7資産減耗費	780	3,497	4,277	固定資産 除	3,497	固定資産除却費追加
2営業外費用		102,737	△ 790.0	94,837			
	1業債取崩諸費 支払利息及企	102,727	△ 7,900	94,827	一時借入金 利 息	△ 7,900	一時借入金利息更正減

2. 資本的收入及支出

款	項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目		明 細
						節	金額	
1	資本的收入		583056	△18890	464166			
1	企業債		372000	△132000	240000			
		1企業債	372000	△132000	240000	企業債	△132000	企業債更正減
2	工事負担金		170000	40000	210000			
		1工事負担金	170000	40000	210000	工事負担金	40000	工事負担金追加
3	補助金		30000	△26890	3110			
		1補助金	30000	△26890	3110	府補助金	△26890	府補助金更正減

収 入 (単位 千円)

支 出

款 項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金額	備 考
1.資本的支出		587,597	△ 139,418	448,179			
1.建設改良費		550,274	△ 139,418	410,856			
	2.拡張工事費	380,000	△ 165,000	215,000	請負工事費	△ 165,000	請負工事費更正減
	3.改良工事費	116,800	27,882	144,182	請負工事費	27,882	請負工事費追加
	4.配水管業費	80,000	2,400	82,400	請負工事費	2,400	請負工事費追加
	5.営業設備費	159,774	△ 4,700	112,774	量水器費	△ 4,700	量水器費更正減

○ 議長（松尾千代一君） 理事者、説明願います。

○ 水道部長（神田平吉君） ただいま上程いただきました議案第31号、昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算第3号の提案理由並びに内容をご説明させていただきます。

第2条は、第3回拡張事業費を変更しようとするものでございまして、当初、3億8800万円を2億2300万円に変更しようとするものでございます。これは、汐見浄水場及び和田浄水場の一部、及び汐見それから春木川地区の配管事業を48年度に見送った関係でございませう。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございまして、第一款の水道事業収益、歳入では2221万5000円。その内訳は、営業収益で221万5000円。これは受託工事費の収益でございませう。第2項の営業外収益は2000万円。これは先ほど一般会計でご審議願いました高料金対策の補助金でございませう。

次に支出でございませうが、第一款の水道事業費用2675万9000円。この内訳は、第一項の営業費用で3465万9000円。これの内訳は、路面復旧費が800万、請負工事費が221万5000円、有形固定資産の減価償却費で2094万7000円、固定資産の除却費で349万7000円であります。次の第二項の営業外費用790万の減となっておりますが、これは一時借入金の利息の更正減でございませう。

第4条は、資本的収入及び資本的支出に対する不足する額454万1000円をゼロに、当年度分損益勘定繰越金454万1000円をゼロに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のように定めるものでございませう。第一款の資本的収入で1億1889万円の減となっておりますが、この内訳は、第一項の企業債で1億3200万円。これは先ほど申しましたように汐見浄水場及び和田浄水場の一部、それから春木川、汐見等の配管工事を48年度に見送ったために減額になったわけでございませう。第二項の工事負担金4000万円。これは土地開発会社よりの工事負担金でございませう。第三項の補助金2689万円の減となっておりますが、これは補助事業の変更によるものでございませう。

次に支出でございませうが、第一款の資本的支出1億3941万8000円。内訳は、第一項の建設改良費1億3941万8000円の減。これは先ほど言いましたように、拡張工事を翌年に見送ったわけでございませう。

第5条は、起債の目的と限度額の変更をしようとするものでございませう。

次は第6条は、予算第10条に定めた継続費の総額及び年割り額を次のように改めようとするものでございませう。総額の変更前は13億4700万円、変更後の総額が15億7300万円。これは当初計画いたしました後におきまして、資材、労力費等暴騰しまして事業費の膨張

になったわけでございます。

なお、この残工事がかなり膨張いたしました関係上、第3回拡張工事は48年度で完了する予定でございましたが、工事費の関係上、49年度に1年延期いただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、よろしくご審議のうえ、可決決定願いますようお願い申し上げます、終わります。

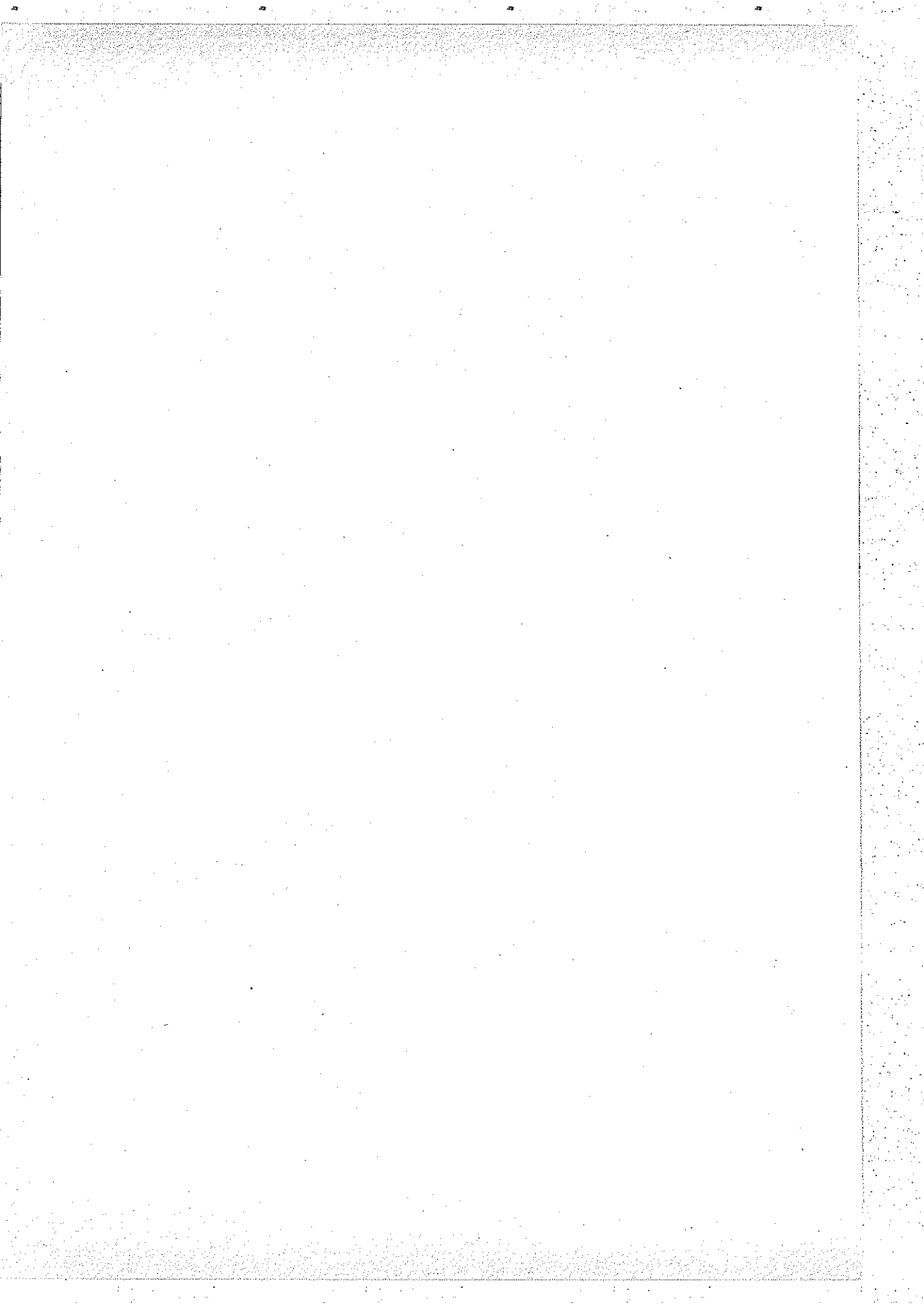
- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。
- 18番（直村静二君） 3点ほど。45ページの不用品売却、その他雑収益2,290万円、これはどんなものか。それから、受託工事に要する費用。さつき、開発公社とか言いましたが、3,721万、これの内訳ですね。それから支払い利息9,400万、これはもつと変えていく必要があるんじゃないか。もつと安いやつをもらうように努力するように。この3点。
- 水道部長（神田平吉君） 受託工事費の収入でございますが、これは団地内の配管、いわゆる一般住宅の中へ配管するときの工事費及び修繕費等の受託工事費でございます。それから支払い利息及びその他が高過ぎるんじゃないかということですが、これはもちろん、必要な資金を低利息で借入れるということで、現在のところ、これ以上安い金は望めません。
- 18番（直村静二君） 2,290万円の不用品、どんなものですか。
- 営業課長（高橋新平君） これはこの前の補正予算のときに計上いたしております府中駅前の配水管、給水管、そういった設備の売却でございまして、雑収益としてこの前の予算で計上しております。
- 18番（直村静二君） 受託工事のやつは団地ということですが、どこの団地ですか。
- 水道部長（神田平吉君） 三英、大場でございます。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認めます。よって議案第3号を原案通り可決決定いたします。

-
- 議長（松尾千代一君） 以上をもちまして本日の議事日程を全部終了いたしました。
おはかりいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思っておりますがご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、これにて散会させていただきます。
なお明20日から29日までを休会とし、30日本会議を開会いたしたいと思っておりますので、皆様方にはよろしく願います。

なお、明日から予算特別委員会を開催いたしますので、委員の皆さん方にはお疲れのことと存じますが、よろしくお願い申し上げます。

(午後 3 時 6 分散会)

第 5 日



昭和48年3月30日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	26番	勝部津喜枝君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

欠席議員(1名)

22番 関戸正一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

助役	辻忠夫	建設部長	中塚白
助役	藤田利	水道部長	神田平吉
収入役	橋本炳	病院長	岩崎峭
総務部長	坂口礼之助	病院事務局長	竹内深
同和对策部長	佐原行雄	隣保館長	高橋正弘
市民部長	小林一三	消防長	和田増義
産業衛生部長	宇沢清	総務部理事 (財務担当)	庄司清

総務部次長	西川喜久	農林課参事	青木太郎
福祉事務所長	山本武雄	保健衛生課長	大宅清臣
建設部次長	林徳次	交通公害課長	内田潔
水道部次長	田中稔	計画課長	大浦行雄
病院事務局次長兼庶務課長	平野誠蔵	土木課長	中尾宏
庶務課長	杉本弘文	建築課長	逢野一郎
企画課長	橘本昭夫	区面整理事務所長	中西淳富
人事課長	門林六男	開発課長	白川保
財政課長	北野敦雄	会計課長	片桐武雄
資産税課長	吉田日出男	営業課長	高橋新平
市民税課長	吉田利秀	工務課長	福本喬久
納税課長	吉田種義	経理課長	守田勇
庶務課参事(広報担当)	竹田明郎	業務課長	藤原光夫
推進調整課長	萩本啓介	隣保館事務長	富田宏之
〃	生田稔	消防署長兼 次長	南口主雄
〃	浅井隆介	監査委員	堀田徳治
市民課長	田中二三夫	監査事務局長	西岡正志
社会児童課長	森保	選管委員長	味谷日吉
福祉課長	山村昇	選管事務局長	青木孝之
商工課長	岩井益一	教育委員長	堀内由延
農林課長	吉岡昭男	教育長	葛城宗一

教育次長	阪東重信	学校教育課	角谷泰夫
〃	乾武俊	農業委員会 事務局	松村吉堯
総務課長	紀之定 藤与茂	開発協会 事務局	西川武雄
学校教育課長	唄幸治	開発協会 事務局次長	山本俊兼
指導課長	吉見豊	開発協会 参事 (総務担当)	藤原永一
社会教育課長	広岡史郎	〃 (用地担当)	宮本福秀

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和48年和泉市議会第1回定例会議事日程(3月30日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第10号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	
2	議案第11号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	
3	議案第12号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
4	議案第13号	和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	
5	議案第14号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	

日程	種別及び番号	件名	摘要
6	議案第15号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第16号	和泉市家畜診療料条例制定について	
8	議案第17号	和泉市災害見舞金等支給条例制定について	
9	議案第18号	和泉市立保育園条例の一部を改正する条例制定について	
10	議案第19号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
11	議案第20号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定について	
12	議案第21号	和泉市消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第23号	青年学級開設について	
14	議案第5号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算	
15	議案第6号	昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
16	議案第7号	昭和48年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	
17	議案第8号	昭和48年度和泉市病院事業会計予算	
18	議案第9号	昭和48年度和泉市水道事業会計予算	
19	監査報告 第1号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和47年11月分)	

日程	種別及び番号	件名	摘要
20	監査報告 第2号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和47年11月分)	
21	監査報告 第3号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和47年10月分)	
22	監査報告 第4号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和47年12月分)	
23	監査報告 第5号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和47年12月分)	
24	監査報告 第6号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和47年11月分)	
25	監査報告 第7号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和47年12月分)	
26	監査報告 第8号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和48年1月分)	
27	監査報告 第9号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和48年1月分)	
28	監査報告 第10号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和48年1月分)	
29	議案第32号	土地(部落共有地)処分について	
30	議案第24号	和泉市総合基本構想の制定について (別冊「にんげん回復のまちづくり」和泉市総合基本構想)	
31	請願 第1号	用水路改修について請願	

日程	種別及び番号	件名	摘要
82	議案第 83 号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	
83	決議第 3 号	大阪府立高等学校誘致について要望決議	

○

昭和48年

和泉市議会第1回定例会(最終日)

3月30日(午前の部)

(午前10時19分開議)

- 議長(松尾千代一君) おはようございます。職員の皆様方には公私何かとお忙しいところ、多数ご出席賜りましてまことにありがとうございます。それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。
現在、ご出席の議員さんは16名でございます。遅刻届けのある議員さんは、関戸議員さんお1人でございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、16名でございます。

開 議

- 議長(松尾千代一君) 報告の通り、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しております通りですので、ご了承賜りたいと存じます。

- 議長(松尾千代一君) それではこれより日程審議に入ります。

日程第1「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」より日程第18「昭和48年度和泉市水道事業会計予算」までは、去る3月14日にその審査を予算特別委員会に付託し、慎重ご審議をさせていただいておりますので、その結果を藤原要馬委員長より報告をお願いいたします。

(予算特別委員長報告)

- 予算特別委員長(藤原要馬君) それではご指名によりまして、昭和48年度予算委員会審査結果を報告いたします。

去る3月14日の本会議におきまして昭和48年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算、病院事業会計予算、水道事業会計予算並びに関連する諸議案についての審議を予算特別委員会に付託されまして、全委員出席のもとに、時間延長して慎重審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要をとりまとめてご報告申し上げ

げます。

20日に委員会が招集されまして、正副委員長の互選が行なわれ、不肖私が委員長に、山田清二氏が副委員長に選任されまして、審議日程を決め、その日の委員会を終わりました。

審議の第1日は、冒頭にご承知のように市長が入院中で不在の委員会であり、最も重要な当初予算の審議でありますので、よろしくご審議賜らんことをお願いするとともに、委員の質問に対しては、理事者の統一した的確なる答弁をするように申し入れ、一般会計予算の歳出の議会費より款を追って審議に入りました。

まず議会費よりその内容について申し上げます。第1点は旅費の内容について説明願いたい。第2点は費用弁償の積算基礎についての質問があり、これに対しまして、第1点の議員旅費総額4百89万2千円の内訳は、視察旅費として百4万円。これは前年並み。委員会活動旅費として125万円。研修旅費18万2千円。普通旅費47万円。費用弁償195万円となっており、視察旅費につきましては、昨年当初、1人4万円を計上しましたが、改選期でありましたので特に2万円を追加計上しておりますが、本年度も当初は4万円計上いたしましたが、これは状況によりまして、議員皆さんとも相談申し上げ補正処置を講じていきたい。第2点の費用弁償の積算基礎については、47年度と同じ金額で、大体25日を予定いたしまして、195万円を計上した旨の回答がありました。

そのほか1、2点質問がありましたが、それぞれ回答を得て、議会費を終わりました。

続いて給務費について質疑に入りました。まず、一般管理費についての質問は、非常勤嘱託員の報酬額及び人員、また、この人たちの共済費はどうなっているのか。負担金関係で、近畿市長会特別分担金とは何か。阪南経済開発協議会とは何か。委託関係の中で、電話交換の委託については、市民と直接接するものであり、改めるべきであると思うがどうか。庁舎冷暖房工事について予算化されているが、昨年工事が施行されたのではないか。さらに行なわなければならないところがあるか。弁護士委託料が計上されているが、あらかじめ、訴訟を予定しているか。職員福利厚生費の中の恩給受給者連盟助成金とは何か等の質問がありました。

これに対し、非常勤嘱託員の人員は4名であり、いずれも嘱託員共済費に含んでいる。近畿市長会は年2回開催され、近畿各府県の市長会が持ち回りで開催している。来年度大阪府市長会が当番に当たり、各市でその開催経費を分担するものであります。阪南経済開発協議会とは、堺市以南の市長、議長、商工会議所正副会頭、商工会正副会長をもって組織し、阪南地域の経済開発をはかるため、調査研究あるいは関係諸機関に対し要望等の運動を実施するものであります。電話交換の委託については、この現状のままを踏襲していきたいと考えている。庁舎冷暖房工事については、昨年市議会でも議決を得まして、一部債務負担として合わせ実施させていただきまし

た。この予算は、その債務負担に相応するものを計上させていただきました。弁護士委託料は、訴訟を予定したのではなく、顧問弁護士料であります。恩給受給者連盟とは、和泉市職員で退職し、恩給を受けている人たちの会に対し、運営として助成しているものであります。

以上の答弁がありました。

次に広報費については、広報いずみ、市勢要覧の印刷費が計上されているが、同和広報の費用が含まれているのかの質問があり、同和広報の必要性から含まれている旨回答があった。

財産管理費においては、普通財産取除工事費3百万円は何の工事費か。委託料の土地鑑定料の20万円は何に必要とするものか。これに対し、普通財産の取除工事費は、小中学校の危険校舎等の公用廃止に伴う除却工事費を計上したもので、これは一応、財産処分ということで競争入札にかけるわけであるが、近年はほとんど買い手がなく、除却費を出さなければならない状態のため、本年度、その見込み額を予定したものであります。土地鑑定料については、普通財産等の処分等に伴い必要とするものであるとの回答があった。

次に交通公害については、交通安全施設費で防護さく設置工事費が計上されているが、どこへどのように設置しようとするのか。なお、北信太駅前空地のさくが破損しているが、この補修はだれがするのか。また、北信太駅前の自転車の放置についてどのようにするのか。公害対策費で、専門委員報酬はどのような人に払われるのか。また、測定記録整理委託とはいかなるものか。大気汚染移動観測車もこれに関係するのか。公害関係の測定調査した結果を公表する意思あるのか等の質問があり、交通安全施設の整備をするに当たって、特に歩行者事故の防止をはかっていくために、何よりも物理的に人と車を分離することを重点的に実施する必要がある。したがって、防護さく設置工事費については、主として既存の本市道路で、かなり幅員の広い道路にパイプガードやガードレール、車止めで、歩道と車道に分離しようとするものです。ご指摘の空地さくの補修等は、その空地の所有者か、管理者でもってやっていただかねばならないと思います。また、自転車の放置問題については、この対策に苦慮いたしておりますのが実情であります。しかし、道路交通関係機関などで現在、これが対応策を進めているわけでありましたが、その対応策としては、まず、この現象を生じたメカニズムを考えた場合に、鶴山台団地から駅前までのバス運行を早期に実現することと、これを並行して、所管警察署の協力を得て、取り締まり指導をしていたりすることになっております。したがって、漸次整理されるものと思います。専門委員の報酬については、本市公害対策審議会委員の中で学識経験者、いわゆる専門委員が、特定の事項等で専門的な審議調査に出席いただいた場合にお支払いするものです。本市における大気汚染測定機器全部に自動記録計を取り付け、常時測定をいたしておりますが、この記録計は特定紙にグラフ的に記録されていて一般的にわかりにくいので、これを数学的に転記整理を行なわなければなりません。

ん。この作業を専門業者に委託するもので、現在、測定している大気汚染測定局が3局、8種類の測定機器と、大気汚染移動観測車に搭載している6種類の測定機器と合わせ記録整理を委託しようとするものです。公害測定の結果については、ご趣旨に沿えるよう、各種測定結果を一般的にわかりやすく整理したうえで、市広報、またはその他の形で公表してまいりたいと思います。

以上の回答があり、交通公害について終わりました。

次に諸費について、町会活動補助金に関連し、町会長に市の末端行政をになわせている現状の中で、その途中交通事故などの災害にあったとき、市はどのように対処するのか。町会への補助額は少ないのではないのか。会館用地購入費について、どのような内容の会館であるのか等の質問があり、これに対して、町会長の災害補償については、現行では法的救済の道はないが、道義的にも見舞い金を支払うよう考慮したい。また、将来、町会と合議に達すれば、非常勤職員としての身分付けをし、公務災害補償制度の適用を基本的に考えている。町会への補助は、まことに僅少ですが、48年度から1町会当たり3万円に引き上げました。会館用地購入については、当初、協会で取得している庁舎前の第一生命の隣地を労働会館的な目的で会館建設を考えていたが、勤労青少年センターとして位置付けた場合、館内活動のみでなく、野外活動も含めて計画すべきであるので、先の場所の適否を考え、現時点では、会館の内容は流動的である旨回答がありました。

続いて税務関係予算について、固定資産評価審査委員の報酬として6万円計上されているが、適否な評価をするためには、地域の内容に精通した方々を各地区から選び、あとに問題が残らないよう公平にされたい。三者協同受付負担金について、市の職員2名を国税の確定申告等に税務署に派遣し、税務署員と全く同様に確定申告の受理及び指導等を行なわせているが、これは違法ではないか。このような三者協同受付は止める考えはないのかの質問に対し、計上いたしている予算は、評価に対して異議の申し立てがあったとき審査する委員報酬で、委員は3名に限定されており、評価員は、現在収入役が担当し、その補助員として、資産税課の職員が中心になって評価に当たっています。ご指摘の点につきましては、十分検討をいたしてまいりたいと存じますとの回答に対し、評価について異議申立が出てくるのが予想されるが、そのようなことのないよう、適正評価について十分考慮されるよう要望があった。三者協同受付は数年前から行っており、それに要する負担金は、申告説明会場の借り上げ、広報印刷代、郵便切手等、当市の申告者数に応じ割り出した費用の負担金であります。派遣している職員は2名であり、申告期間中は、国税局より臨時税理士の資格と委嘱を受けておるのであって、違法ではありませんと回答がありました。

予算全般に関連して、食糧費については、内訳はわからないが、算出の根拠があるのか。また

酒については、食糧費でないと思うが、含まれているのと違うか。食糧費は総額で相当額計上されている。保育園の給食費を除いても1千百万円ほどあると思うが、むだなものは節約してほしいとの質問があり、これに対して、食糧費につきましては、来客弁当代、会議茶菓子代等は全部積算基礎を持っております。そのほか渉外賄的なものは、必要最小限度にとどめ計上しておりますとの回答がありました。

同和対策費については、第1点として、昭和47年度より昭和48年度の予算が多くなっているのはどうなっているのかという質問に対しまして、その内容については、予算書に現している通りであります。特に同和対策費の中で、総合文化センター設計委託料として1千万円計上し、同和事業促進活動補助金も6百万円の増額、隣保館費の中で同和対策事業活動負担金として1千8百79万1千円を計上したわけである。

第2点目に非常勤嘱託の報酬であります。先般の12月市議会においても質問事項と相なりましたが、同和対策事業のよりよい推進のため、各課において、市が同和対策推進のうえで、部落解放のため、地区の諸対策の相談員として任命し、各行政課目別に張り付けたものであり、その内容については、独身男子、女子として16名である。

第3点は同和対策費の負担金についてであります。47年度の実績に諸物価の高騰及び活動が増大いたしましたので、内容を十分検討して予算計上した旨の回答がありました。

第4点は同和対策事業促進協議会を昭和48年度に設置する気があるのかとの質問であります。本事業は、10カ年の時限立法のうち、昭和48年度前期5カ年の最終年度となっている関係上、昭和48年度設置に向け、最善の努力を払っていく旨の回答がありました。

また、予算措置上の名称について変更するのかどうかの質問に対し、同和対策事業促進協議会は、市の条例に基づく市長の諮問機関であることにより、何ら内容等に相違がありませんので、ご了解賜り、同和対策事業促進協議会の設置を見た際には、全市民に向けてPR等を実施するため予算計上し、また、教宣媒体等についてPRするために、映画等を通じて行なうことといたし、必要な資料等の借上げのための予算計上である旨の回答があり、総務費の審議を終わりました。

次に民生費について申し上げます。

まず、福祉関係費の精薄施設収容者扶助費で、1人の扶助費はどのくらいになっているのかとの質問に対し、精薄収容者個々の病状と等級も当然違いますし、施設が公立の場合と私立の場合とで基準が違うので、1人の扶助費が幾らというわけにはなりません。平均1人当たりの扶助費しかわからないとの回答がありました。

次に老人関係の老人クラブ補助金で、老人クラブの数と補助の内容はどのようになっているのか。また、任意の第2クラブ的なものについても補助をしているのかとの質問に対し、老人クラ

ブには99の単位クラブがありますが、校区ごとに校区会長があり、会長より単位クラブの名称、会員数の報告を受けて、それに基づいて末端のクラブまで補助を行なっている。

また、老人憩いの家は何カ所建設するのか、時期と場所の説明をされたいとの質問に対し、一般質問にもお答えした通り、各市ではすでに建設し利用しているが、本市においては現在、1カ所の施設もないので、1校区、1カ所の計画で本年度は2カ所を建設すべく計画しており、場所及び建物については役員会と協議し、老人の希望をも十分考慮のうえ建設したいとのことであり、敷地の確保がなかなかむづかしいと思うので、今後の計画に十分留意せよとのことであります。

そのほか2、3の質問がありましたが、それぞれ回答を得て、民生費を終わりました。

次に衛生費について審議の内容を申し上げます。

王子温泉の補助金及び美濃墓地整備について予算が計上されているのかとの問いに対し、王子温泉の補助金については本年度予算には計上していないが、実態を調査したうえで検討いたしたい。また、美濃墓地については、当初予算に計上していないが、昨年7月の火葬場協定事項の中に、美濃墓地の環境整備を行なうことの協定を行なっておりますので、美濃墓地組合と話し合いをしたいとの答弁がありましたが、これに対し、美濃墓地に対し予算を計上するならば、全市の墓地についても整備されたいとの要望がありました。

次に医師会助成金は少ないのではないかと、また、医師報償費と助成金を合わせて医師1人当たり年額幾ら支出しているのかとの問いに対し、助成金は医師会に支出するもので、会の運営費に使用している。報償費については、予防接種の際の報償として1人6千円を支払っているとの答弁があり、衛生費を終わりました。

続いて農林水産業費、商工費、労働費について一括審議に入りました。

まず、水路の維持管理費が予算に計上されていないが、維持管理はどこが行なうのか。また、ため池の堤防の補修予算はどうなっているのかとの質問に対し、第1点の水路の管理費については、農業用水路の管理は水利組合で行なっているので予算に計上していない。また、2点のため池補修については、国、府の補助が確定した時点で追加補正をお願いしたい旨の回答がありました。

農道事業費が少ない、増額の意思があるのかとの質問に対し、当初予算としては一応、昨年度実績を計上しているが、今後、府に強く陳情し、できるだけ多く実施できるよう努力する旨の回答がありました。

その他、農協合併の進行状況、農免道路事業内容について質問があり、これに対し、農協合併については、これまで近隣合併都市の視察研究を重ねてきたが、本年度、さらに研究会の促進をはかるとともに、意見の聴取を行ない、研究を重ねてまいりたい。また、農免道路事業について

も回答があり、了といたしました。

そのほか、農協合併費の50万円の負担金は各組合に入るのかとの質問があり、これに対し、この負担金は農協合併研究会に対し負担金として支出するもので、市の負担金のほか、各農協から5万円、合計95万円を研究会費としている旨の回答がありました。

以上のほか、みかん対策費、農協事務委託料について質問がありましたが、それぞれ回答があり、了といたしました。

次に商工費については、まず第1点として、市単独融資にかかる信用保証料の市費負担化を考えていないかとの質問に対し、貸付額50万円未満の融資実績はきわめて少なく、かつ、府常時あっせん融資において制度化がはかられているので、当面、その実行性と効果は期待できないが、零細業者助成策として、今後とも前向きな姿勢で検討してまいりたい旨答弁がありました。

次に商工業専門調査員の調査内容はどうか。また、市北部商業診断委託料の内容についての質問に対し、前段の調査内容は、商業及び工業の両面にわたり、特に地場産業振興対策について、専門的観点から基礎調査並びに研究を行なうための調査内容であり、後段の北部商業診断委託料については、信太山駅を中心とした商業地区の環境改善整備事業実施に伴う商店対策につき、諸般の条件を勘案しながら、専門コンサルタントに委託するものである旨の答弁がありました。

なお、技能取得関係についての精算の基礎についての質問に対し、府の本年度の方針としては、技能取得の薄困を他の職種に拡大するとともに、自動車技能取得を半減いたしております。

なお、本経費について一般財源、補助金同額となっているのは、技能取得関係委託料は府費8割であるが、生活保障については、市単独費によるものである旨の回答があり、了といたしました。

続いて、商工会運営助成金は打ち切ったのかとの問いに対し、本年度は予算を計上していないが、本年度から国、府の補助基準に従い、市においても一定割合を小規模事業対策補助金として助成するよう方針を変更した旨の答弁がありました。

そのほか、観光協会負担金の事業内容についての質問があり、これに対し、槇尾山さくらまつり、もみじまつりの行事費のほか、案内標示設備費、観光施設計画委託費等に充当するものである旨回答があり、農林水産業費、商工費、労働費を終わりました。

次に土木費について質疑に入りました。

まず、道路橋梁費維持管理費の工事請負費と原材料費の関係について質問があり、これに対し、理事者から工事請負費と原材料費は関係はなく、原材料費は、現業職員が市の直営工事に従事するためのものであり、工事費は、道路維持のための経費である旨の回答があり、了といたしました。

次に道路復旧費3千万円の精算根拠について、阪和東側線の工事内容と着工の時期について質問があり、道路復旧費3千万円については、府営水道から1千万円、大阪ガスから2千万円であり、阪和東側線については、延長420メートル、幅員11メートル、工事着工は8月を予定しているが、下水工事等で若干おくれる場合があるとの回答がありました。

次に松尾寺公園整備工事、及び肥子池公園用地等の質問に対し、それぞれ回答がありました。

和泉中央線橋梁上部架設工事の着工の時期及び府中北通り線街路整備事業の見通し等についての質問に対し、橋梁上部架設については、国、府の内示ありしだい着工したい。また、府中北通り線整備事業費については、48年度において府中阪本線まで買収し、工事延長160メートルを予定している。なお、予算計上分は47年度の実績を勘案したもので、物価上昇等の関係で必要に応じ債務負担の承認をいただくよう、流動性を持たしていただいているとの答弁がありました。

次に府中駅前再開発については、どこを開発するのか。また、開発手法等についての質問に対し、開発箇所は防災街区の南2.4ヘクタールについて測量後計画したい。必要性については、公共施設が少ないため、それらを整えるために駅前再開発という総合的な計画を立て、実施したい旨の回答があり、これを了といたしました。

次に和泉第一団地建設について、入居基準を明確にすべきであり、この点をどう考えているのかとの質問に対し、改良住宅の入居基準については、住宅地区改良法にその基準が定められており、また入居者の資格に関する運用面についても原案ができており、これを早急にとりまとめ、「改良住宅入居要綱」として配布し、周知徹底をはかりたい旨答弁がありました。

また、囑託員報酬の内容及び唐国団地工事費についても質問がありましたが、それぞれ回答を得て、土木費を終わりました。

次に消防費について申し上げます。消防団詰所用地購入の場所、ポンプ自動車購入の台数及び配置場所について質問があり、これに対し理事者より、用地については、第8分団の詰所で、ポンプ自動車は小型ポンプ2台、消防ポンプ自動車2台の購入費でありまして、配置場所については、分団長と協議し決定したい旨の回答があり、了といたしました。

次に教育費について申し上げます。

まず学校給食費について、各学校ごとの運営により異なった点もあると思われませんが、年度末になって予算面で困っているのが実態であり、扶助費に計上の予算で値上げせずにやってゆけるのか。委託料に計上の給食運搬のしている学封名はどこか。また、幼稚園の負担金補助及び交付金9百63万円の内容及び幼稚園の増設についての構想はどうなっているのかとの質問に対し、小中学校とも昨年度に比べて値上げしており、計上予算は小学校千3百円、中学校千4百円であ

り、現在のところ、値上げせなくとも支障がない。給食施設のない学校は、南松尾中学校及び山手中学校で、それぞれ小学校より運搬している旨説明がありました。幼稚園の負担金については、公私立幼稚園の格差是正のため、市の単独事業として1人1カ月千円の補助を行ないたい。国の幼稚園対策として、就園奨励費が公私立を問わず所得の低い方々の福祉対策として保育料の減免措置のあることなど、その積算内容の説明があり、また、幼児教育の重要性に鑑み、市として1校区1幼稚園設置計画の構想に変更なく、その必要度に応み増設してまいりたい。単に伯太幼稚園の増設、仮称南池田幼稚園の新設事業だけにとどめず、より積極的な努力する旨の回答がありました。

そのほか数点にわたり質問がありましたが、回答を得たあと、府立高等学校の誘致対策について、積極的な姿勢の有無について意見が出され、一刻も早くこれに取り組むべく指摘し、また、北松尾公民館の施設整備に対する促進を強く要望して、教育費を終わりました。

次に災害復旧費については、別に異議なく終わりました。

公債費、諸支出金、予備費を一括審議に入り、1、2質問がありましたが、回答を得て歳出を全部終わり、第1日目の審議を終わってまいりました。

次に審議第2日目は一般会計の歳入を一括して審議いたしました。

まず第1点、固定資産税について、次年から評価が上がるのか、毎年、社会増ということで6%より伸びていないが、次年度課税標準については、各団地の住宅に入居しつつあるので、これには35%という上昇率を見込んでいる。現在、登記所では、3月末までに登記し、名義変更しないと評価が上がるということで殺倒している。上がるとすれば幾ら上がるのか。特に現年度の徴収率について最終的な徴収見込みを伺いたい。第2点、滞納繰り越し分3千1百66万6千円で、この51%が徴収される見込みで計上しており、都市計画税の滞納繰り越し分1千48万5千円の33%見込んでおり、市民からの徴収するときは、市民税、都市計画税が同時に徴収されるのに徴収率の違っているのはなぜかとの問いに対しまして、第1点の固定資産税の評価が上がるのかどうかという点については、昭和48年度は基準年度であり、一応、評価替えは実施することになっており、評価替えの上昇率は65%程度となり、課税標準額は毎年、宅地については負担調整があり、平均3割程度の課税標準額すなわち税額が上がることになっている。今回の評価替えにより、本年度は3割強になる見込みで、建物については、新築で60%上がる見込みで、在来の家屋については据え置きである。第2点の固定資産税と都市計画税の滞納繰り越し分の徴収率の違いについて、いままで、誘致条例により誘致された建物あるいは駅前には固定資産税の減免をしているが、都市計画税は減免対象にはなっていない。こういうことから、繰り越し額がある程度変わっており、滞納繰り越し分の徴収率51%と33%になっている旨の回答がありまし

た。

次に国有地提供施設関係で、毎年、若干交付金がふえているが、これをふやす基準をどこに置いているのか。固定資産税の評価の基準に合わせた上げ方をしているのか、計算の基礎、信太山演習場の坪数についてお答え願いたい。第2点は土木使用料の道路占用料について、電柱等いまままで調べたことがあるのか。電柱1本360円は安いのではないか。第3点は、土木費国庫補助金の和泉中央線については昭和42年ごろからやっており、本年度で完成だろうと思うが、築造用地、その他含めて幾らの補助で実質幾ら要したのか。超過負担は幾らか。また、同じく公営住宅建設事業補助金も三分の2出ているが、実質単価と比べてどのようになっているのか。超過負担はどのくらいなのかとの質問がありました。

第1点の国有地提供施設に対する交付金は年々3百万円程度増額されており、この計算基礎は年1度、付近の土地の評価額を報告し、それにより国より参考として指示が来るわけで、これはあくまでも案分率であり、十分の八は市の所在する資産の価格に案分される額で、十分の二は、その市町村の財政状況に基づき自治大臣が配分する額。この2本立てで交付される。坪数については、69万2千7百41坪で、これは47年度の実績で税額1千4百77万8千円で、坪当たり約17円ぐらいとなっており、税額は付近農地と同じである旨の回答がありました。第2点の道路占用料については、昭和44年に改正した額で、昭和48年度も従来通り積算しており、本数についても、従来の本数に1年の増減を調べ、関西電力に請求しているが、若干問題があり、近く大阪府下担当者が集まり、引き上げについて会議を持つことになっている旨の回答がありました。第3点の土木費国庫補助金の和泉中央線については、41年度から着工しており、48年度までの総事業費は4億5千3百万円。従って国庫補助2億8千8百万円となり、超過負担等の差額が1億6千5百万円となり、これは当初、2種道路ということで2分の1の補助であったが、1種道路に認定され3分の2の補助になるので、今後、実施する分につきましては、まだ落札はしていない。築造費は除いており、用地の買収と橋梁の上部が入っており、これについての超過負担分ははっきり出していないが、47年度までの分については、もう一度積算し資料を提出する旨回答がありました。

次に木材取引税で、滞納繰り越し分として4万9千円計上しているが、本年度計上していないが、予定できないのか。また、たばこ消費税は、和泉市の財源としては重要な地位を示しており、今後、団地が開発される中で当然、たばこ販売店もできるだろうが、そういうことについて市があっせんできるのか。また、する意思があるのか。民生費負担金の保育園措置費について、保育料1人、2千7百円ということで積算しているが、その措置児によって負担金が変わってくると思うので、その点お聞きしたい。

これにつきましては、第1点の木材取引税については、最近、全国的に木材取引税を廃止せよというような世論があり、本市においても徴税费、調査決定額等を比較した場合には、ほとんど取れないような税金であり、あえて、本年度は滞納額だけを計上した。たばこ消費税については、人口増に比例して伸びる税目であるが、最近はたばこ公害論等により、本年は伸び率を7%計上した。第2点の保育園措置費について、保育料はご存じの通り、生活保護はゼロから始まって最高4千4百円ないし3才未満児で8千百円になっており、2千7百円としたのは、その平均点をとって積算した旨の回答がありました。

そのほか、各委員より数点にわたり質問が出されましたが、それぞれ回答を得て了解し、歳入を終わりました。

続きまして、債務負担行為の関係について申し上げます。

昭和47年度に上げている74億円のを、今年度は損失補償15億円を含めて48億余円計上しているが、損失補償等について内容が不十分であり、明快にしていだきたい旨の質問がありました。これにつきましては、48年度は純債務負担分として33億2千7百66万1千円と損失補償分として15億2千7百20万円を計上しており、各関係の用地取得をする目的別に予算書に詳細記載してある通りで、損失補償15億円の中には、やはり、協会サイドで公拡法による届け出、申し出のある先買分、すなわち、都計施設等の用地、環境改善の代替用地等、一定の基礎計画に基づいて行なっている旨の回答がありました。

また、47年度末消化分となった理由と、用地取得の価格について場当たり主義で取得しているのではないかとの問いに対しては、47年度末消化の理由のおもなものは、小学校の位置の変更と、さらに既設校拡充整備の用地等、権利者との話し合いがうまくいかないので努力している現状で、文化センターの計画削除したためであり、用地取得の価格設定については、土地鑑定評価なり、物件についても、それなりに調査を行なって、適正な価格で取得している旨の回答があり、終わりました。

以上は一般会計予算の質疑の概要であり、本予算を可決すべくおはかりいたしましたところ、各科目についての指摘、反対意見が述べられたが、特に市長入院のため出席していない中で、市長に代って行なう助役の答弁は非常にあいまいであり、今後、執行するうえに不安を助長する多くの問題をはらんでいる。執行責任者が病気で、代りの助役が満足な答弁ができないという点においても承認しがたい旨の反対意見もあり、採決の結果、賛成多数をもって可決決定いたしました。

次に国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

まず、歳入面における国民健康保険料及び一般会計からの繰り入れの問題が一番焦点となり、

質問の内容は、8千万円の支出増のうち、2分の1は被保険者が負担しましょう、残り2分の1は負担しなさいという連協の付帯意見であったが、今後の繰り入れはどう考えているのか。また、48年度が赤字が出る可能性があるが、どうされるのか。第2点は、同和減免は過去3年間、被保険者に負担させてきたが、市が負担すべきではない。また、同和減免の適用に不平等が生じているのではないか。行政サイドから平等に取り扱うべきではないか。第3点は在日朝鮮人の国保適用について、10月1日実施と聞いているが、早める意思はないのかとの質問があり、これに対しまして、第1点については、保険料を1.5%値上げし、自然増5%と、計20%の増になり、割合については、所得割百分の3百、資産割百分の60で据え置き、均等割6百60円、平等割9百円の値上げとなる。一般会計からの繰り入れは1千万円であり、満たされているとは思いませんが、現時点では不可能である。国、府に強力に働きかけていきたい。そのうえ赤字が出る場合は、内部で十分協議をし、責任ある態度で臨みたい。第2点については、同和減免額を調査のうえ繰り入れしたい。また、減免については、同和对策事業として、部落解放運動の意思表示のある人に行っており、申請に基づいて減免している。第3点については、阪南都市部長会で事務手続上一定の期間を要するので、10月1日を目標に取り組むという申し合わせがありました。1日も早く条例改正案を提案できるよう努力したい旨の説明がありました。

以上のほか2、3の質問もあり、予算委員会で一般会計から繰り入れせよという付帯決議をつけたい等の意見があり、反対意見もあって、採決の結果、賛成多数により原案通り可決決定いたしました。

次に土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

第2阪和国道の事業が進捗していない。また、審議会委員がいつできるのかとの質問に対し、理事者より、第2阪和国道特別委員の方々にも努力していただいております。昭和50年国道開通というタイムリミットもあり、本年中に何らかの形を付けることで地元と協議中であり、また、審議会の成立は事業に着手することでもあり、現在、前段の協議を行なっているとの回答がありました。

そのほか、方式についての質問がありましたが、理事者より、結論は今後、十分話し合いを行ない、随時、ご報告したい旨の回答があり、これを終わりました。

本予算についてはかりましたところ、全員異議なく土地区画整理事業特別会計予算を可決することに決しました。

次に、和泉市立病院事業会計予算について収入支出一括審議を行ないました。その内容を申し上げます。

長期計画策定委員会はいつできるのか。累積赤字に対しいかに対処するのか。泉大津市は伝染

病院を廃止すると聞くが、事実なのか。これに対し、長期計画への取り組みについては、近く経営診断等の調査を行ない、赤字解消対策とも相まって、適正規模をはかったうえで取り組んでまいりたい。伝染病院廃止については、その事実はなく、結核病床のみを一般病床にすることは聞いているとの答弁がありました。

なお、要望として、長期計画策定の審議機関を早急に設置せよ。既存病院の継ぎはぎ増設は効果的でない。他の場所に市立病院新設を検討すべきである。また、結核病床については、泉大津市との市民互恵の協定もあるので、存置するよう要請せよ、などの意見要望があり、予算案については全員一致原案通り可決いたしました。

次に水道事業会計予算について申し上げます。

まず、第3回拡張事業における父鬼浄水場の築造工事が遅延していると聞いているが、その後の経過はどうか。また、その工事費については、との問いに対し、地元住民においては、町の美観を損うとのことから種々要望があったため、再三、交渉を重ねているのが現状であり、3月20日に3,1項目にわたる要望書が提出されたので、市長部局とも十分協議のうえ回答し、了解点に達すれば、48年度事業としてできるだけ早く工事を実施したいと考えている。また、工事費は1億1千3百万円であるとの答弁があり、さらに、基本料金に対する企業債等の利息はどの程度か。また、事業収入、支出について、収入の伸び率4.6%に対して支出は11.7%になっている。公営企等といえども、企業性の中で今後、三拡をどのように進めていくのかとの問いに対して、基本料金に対する利息の負担額は約50%である。また、収入、支出の伸び率のアンバランスは承知しているが、公共性という大原則があるので、場合によっては、相当な赤字を覚悟のうえ事業を実施しなければならないと考えている。できる限り、既存の住民に負担をかけることなく、大規模な開発については、将来の水源確保の費用まで特別開発負担金として徴収し、48年、49年度をもって第3回拡張事業を成し遂げたい。なお、現在までの不良債務解消の要因は、特別開発負担金が主となっている旨答弁があり、水道事業会計予算についての質疑を終わり、採決の結果、賛成多数で原案通り可決決定いたしました。

引き続きまして、予算に関連する諸議案について申し上げます。

議案第10号、和泉市付属機関に関する条例制定については、施行が7月1日となっているが、もう少し早めることができないのか。また、この構成人員はどのようになっているのかとの質問がありました。この条例の施行を1日も早く行ないたいのであるが、現在、学識経験者あるいは資料収集と人的な問題もあり、3カ月ぐらいの期間が有するというので7月1日となっており、事務局段階において調査準備体制が整いましたら、さっそく委員構成をもって発足したい。

なお構成人員については、市議会議員4名。関係団体におきましては、商工会、商店連合会、

繊維業界、人造真珠業界で6名。学識経験者が、大学教授、府商工部の職員あるいは担当課にお願いするわけで、3名。担当助役、部長の2名で、計15名を予定している旨回答があり、全委員異議なく可決いたしました。

次に議案第11号、和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定については、この定数増により、保育園の保母が確保され十分いけるのか。市民の要望に従って長時間保育ということになると、パートがいるのではないかとの質問がありました。現在、4月1日に採用を予定している保母さんが33名確保しており、なお、この定数条例をご議決いただきますと、なお41名の市長部局の定数のゆとりを持っており、今後の要員については定数内で対処してゆきたい。現在では、臨時の保母で希望者全員収容という措置をとっておりますが、これに対する保母さんの確保ができておりません。ご承知の通り有資格者が非常に少なく、33名確保するのに非常に苦慮しており、岐阜県あたりまで行って集めている状態で、今後、有資格者をさらに採用して、41名の定数の枠内で操作していきたい。パートの方の採用をするのかどうかという点については、これはいろいろ問題があり、定数増となりましたものについては、やはり正式の有資格の保母を確保していきたいと考えている旨回答があり、終わりました。本件についても異議なく可決いたしました。

次に議案第12号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、同じ行政委員の中で、過去5万円であった者が改正案では7万5千円と12万円になっているが、どうしてこのように差が出たのかとの質問がありました。これについては、阪南各市の行政委員会の状況を調査して、これらを参考としてアップをしたしだいで、上げ幅に相違があるところもできておりますが、ご了解願いたい旨の回答がありましたが、反対者もあり、採決の結果賛成多数で可決決定いたしました。

次に議案第13号、和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定についてと、議案第14号和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第15号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、いずれも異議なく全員一致で可決いたしました。

次に議案第16号、和泉市家畜診療料条例制定について申し上げます。

家畜の件数はどれくらいあるのか。養鶏団地の分はどのようになっているのかとの質問に対しまして、昨年12月末の資料では、乳牛の場合は33戸で538頭、にわとり32戸で36万2千9百50羽で、養鶏団地については、養鶏の伝染病の発生時に予防接種を行なう場合は、市の担当者が出向いて防疫に携わっており、養鶏団地には技術者がおりますが、行政上の立場から予防接種とかの指導は行なっている旨の回答があり、全委員異議なく可決いたしました。

次に議案第17号、和泉市災害見舞い金等支給条例制定についてと、議案第18号、和泉市立保育園条例の一部を改正する条例制定については、別に異議なく可決いたしました。

次に議案第19号、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、葬祭費が5千円に上がったことは結構なことであるが、健康保険の赤字ということもあり、昨年の実績はどのくらいあったのかとの問いに対し、葬祭費については、国、府の補助金がなく、これは発足当時から助産費は1万円、葬祭費2千円と格差がありますので、今回改善をはかったわけで、予算にも計上したとおり、350名で175万円を見込んでいる旨回答があり、全員異議なく可決いたしました。

次に議案第20号、和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定については、第1点に、し尿はこの条例どおり実施していないのが実態であり、特に山間部に多く見られるのは、20日に1回のところを2カ月に1回より取りにこないところが多く、また、取らなくても手数料は2カ月分を徴収している。市から業者に補助を出しているが、この補助の基準をどこに置いているのか。また、業者の委託は1年契約でやっていると思うが、入札で決めるのか、なれ合いで行なうのかとの質問がありました。これについては、現在のところ、山間部ではおこなっているのは事実ですが、この指導については、指導員は現在、そのおこなうの状態を調査しており、20日に1回にするよう努力しており、2ヶ月に1回くみ取りに2カ月の手数料徴収ということについては、個人から徴収するのであり、そのようなことはないと思っている。補助金については、山間部で25円、市街地で20円であり、市民からの徴収しているのは60円となっている。また、業者契約については、市長の許可権で、市長が許可した業者を毎年1回契約書に基づいて契約更新をしており、あくまでも、清掃法に定められている契約許可制度により行なっている現状である旨の回答がありました。

そのほか、各委員より数多くの質問もあり、また、くみ取り日が回覧板で知らされているが、回覧板通り取りに来たことがない。必ず取りに行くようにまず指導してもらいたい。次に補助金20円、25円ということでのなしに、1台の車が山間部、市街と1日どれだけ収集できるか調査検討し、それに基づいて補助金を出すべきであり、こういう点を両者理解と納得をもって完全実施するよう強い要望がありました。また、反対する声もあり、採決の結果、賛成多数で可決いたしました。

次に議案第21号、和泉市消防賞じゅう金条例の一部を改正する条例制定については、殉職された場合は、すべて顕著な功労として最高としている旨の回答があり、全員一致で可決いたしました。

次に議案第23号、青年学級開設については、別に異議なく可決決定いたしました。

以上をもちまして、予算特別委員会に付託された全議案の審議が終わつたしだいでありませう。何とぞすみやかに本議案を可決決定くださるようお願いいたしまして、私の報告を終わります。

- 議長（松尾千代一君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。

おはかりいたします。委員長報告に対する質疑を省略して直ちに討論に移りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「少数意見が留保してあるはずですから」と呼ぶ者あり）

それでは意見を述べていただきますでしょうか。どうぞ。

- 17番（山田清二君） 一般会計予算、特別会計予算を通じて、反対の意見を申し述べます。

予算委員会の席上で述べるべきであつたかも知れませんが、委員会であまり言われないうな状態にありましたので、少数意見として留保させていただきましたので。

施政方針が発表されて、予算はそれに基づいて組み立てられたものでなければならぬし、また、そうあるべきだと思いますが、施政方針と予算の編成とは、およそかけ離れたところが非常に多くあります。しかも、施政方針は、今年の施政方針であるはずですが、昨年の施政方針とほとんど変わっておらない。昨年の施政方針に正誤表を付ければ、そのまま使えるような施政方針の案であつた。したがつて、昨年の施政方針の予算のときに、こうあるべきだあるいはこうでなければならぬということを質問し、意見を述べて、ではその方向に進みたい、あるいはそういたしたいというような答弁を受けてあるけれども、そのことは一つも実現されてない。そのまま、また同じことを繰り返している。しかも、市政運営の根本的な問題、いわゆる財政基盤等が脆弱であると去年もうたい、それを解決しなければならぬと言いつつ、今年も同じことを繰り返してゐる。さらに市民福祉を冒頭に掲げ、積極的に進めるとかいろんなことを言いつつ、これも国あるいは府の方針によってやらなければならないものだけを予算としてあげて、和泉市独自でこのようにやっています。また、こういうことをやりたい、というようなことはほとんど見当たらない。したがつて、これは和泉市の予算には違ひないけれども、和泉市の予算として和泉市がつくつた予算とは言えなくて、国の方針あるいは規則、法等々によって、どうしてもやらなければならないことだけをあげた予算であつたと言わざるをえないと思つてゐます。しかも、市民があまり希望しておらないことであっても、これは国の方針である、あるいは府の行政の範囲であるというようなことで、市民の要望とおよそかけ離れたことすらやらなければならないような予算の編成ができ上がつておつた。したがつて、これは市政運営の基本原則である市民のうえに立つた予算とは認めがたい。昔からいうところの、いわゆるお役所仕事といひますか、官製予算と言わざるをえない。いわゆる、中央集権がそのまま具現された予算であると言わざるをえない。細部については別として、大綱以上のような観点から、この予算に対しては全面的に反対をいた

します。

以上です。

- 議長（松尾千代一君） 他に反対のお方、お願いいたします。勝部議員。
- 26番（勝部津喜枝君） 先ほどの委員長報告に反対する立場から意見を述べさせていただきます。

48年度の予算編成に関しましては、すでに施政方針の要旨の中で、特に四つの柱を設け、成長優先から福祉優先への転換をはかることを基本に、財政の健全均衡を維持する姿勢を前提として、市民の要望に応えるため努力していきたいと説明されていると思います。この基本方針の内容を本年度予算案の中でどのように具体化されているか検討してみたとき、種々の問題点があり、市民の期待からかけ離れたものであると思わざるをえません。

まず第1点、民生福祉対策についてですが、本年、老人憩いの家2カ所建設が予算化されております。これは和泉市の老人クラブの皆さんをはじめ、多数の方々の署名運動と陳情交渉、また府の補助制度のもとに実現したものであること、住民運動の結果であると考えます。老人対策については、このように一定の前進があるとはいえ、まだまだ検討されなければいけない問題がたくさんあると思います。また、保育所問題につきましても、全員入所の措置をとるべく一定の努力をされたとは思いますが、依然として入所困難であり、父母の強い要望である保育内容の充実、そうした問題は、いまの状態では何ら解決されません。保育行政全体の充実のために、その場限りでない、具体的な計画を立案、実行されることを切に望むものです。

また、町づくりの問題につきましても、まず、何よりも企原本位の住宅開発を市の独自の規制等できびしく規制して、憲法違反の、また多数の市民の意思に反して存在する自衛隊基地の撤去をする姿勢を明確に持つべきであると考えます。

公正な、また民主的な同和行政を確立するについては、種々の同和施策が予算案の中にも現れておりますが、そうした問題は市民の前に明らかにすべきであり、また、行政当局は職員の質問に対しても、依然として隠そうとする態度があることは、議会の折には明らかにする義務がある、そうした初歩的な責任すら果たしていないこととなります。国民的課題であればこそ、全住民の納得と協力のもとに進めるべきであり、同和行政は、すべての未解放部落住民全体が公正にその利益に浴するよう市が責任を持って進めるべきであり、思想、信条、団体による差別、窓口一本化は早急に改めるべきであると思います。

また、教育問題につきましても、毎議会ごとに、各議員さんからも各地の公立幼稚園建設の要望が強く出されておりますが、そうした点についての具体策も非常に乏しいと思います。また、教育費の父母負担軽減につきましても、現在、和泉市の各小中学校PTA会費が、一口50円、

一軒3口以上、なるべく多くのご協力をお願いします、こういうふうな徴収の方法をとられていること1点につきましても、教育委員会はぜひ謙虚にこの現実を直視して、教育設備の充実に真剣に取り組んでいただきたいと思ひます。

今回、池上遺跡取得事業が予算化されておりますが、これも多年の文化人、労働者、学者等、ねばり強い調査と運動の結果であると思ひます。この事業につきましても、今後とも、指定用地内の住宅建設についても正しく指導していき、地元の皆さんの納得と協力のもとに、文化財の保護育成の行政を進めていかれることを要望しておきます。

また最後に、財源の問題につきましても依然不明確であり、今後、市財政の大きな圧迫が予想されます。また自衛隊基地は、市民のために開放しないのなら、大幅な使用料の要求をすべきであり、わが党が従来から指摘してきた大企業の道路石有料など、適正な負担に引き上げるべきであります。

以上、簡単ですが、一般会計予算に対して反対する理由といたします。

また特別会計につきましても、受益者負担の増加と、さらに一そうの市民へのしわ寄せを大きくする事業であるものとして、国保会計、水道会計については反対いたします。

土地区画整理事業につきましても、地元の納得のないままに推し進めようとしております。この点についても反対いたします。

なお、病院会計につきましても、本年度分離後初めての予算であり、今後、長期計画を策定する委員会を設置して、市民の要望に十分応えられるようにすることを強く要望するにとどめます。

また、関連議案につきましても、議案第12号、非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例は、計算の基礎が不明確であり、また、市民的にも納得をえられる点が弱い点で反対いたします。

議案第20号、廃棄物の処理及び清掃条例一部改正につきましても、現在、市民の間にも非常に不満も多く、条例通り実施されていない点もありますので、この2点については反対いたします。

以上をもって終わります。

- 議長（松尾千代一君） 次に賛成の方、お願いいたします。池辺さん。
- 10番（池辺秀夫君） 私は本定例会に上程されております昭和48年度の各会計予算並びに関連議案制定に賛成するものでございまして、賛成の一端を申し上げたいと思ひます。

昭和48年度の本市の各会計の予算について種々内容を検討してみますと、積極的に市民福祉のための施策を取り入れ、財源の効率的配分に努め、予算編成を行なったものと思ひます。

一方、福祉優先の現在社会において、給付行政を進めていくうえに、市民の最も望んでいる行政は何かということ、常に見きわめなければならないと思ひます。

幸いにして、48年度予算は前年度に比較して大幅な伸びとなっております、住みよい町づくりのため、市施設の整備のため、事業経費を相当高額に計上しているものと認め、まことに結構なことと存じます。

また、特別会計及び医療会計予算につきましても、積極的に取り組まれております。

しかしながら、財政基盤の脆弱な本市にとって、財源の確保は急を要する問題であり、将来、財政運営に悪影響を及ぼさないよう、理事者各位一丸となっております研さん努力され、財政運営の健全化に邁進されんことを要望し、ここに本予算案に賛成の意を表するしだいであります。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、終わります。

- 議長（松尾千代一君） それでは討論を打ち切り採決に入ります。日程第1より日程第18までを委員長報告通り可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数により日程第1より日程第18までは原案通り可決決定されました。

委員の皆様方には、連日のご審議まことにご苦勞さんでございました。

それではただいまより1時まで休憩させていただきたいと思ひます。

（午前11時59分休憩）

（午後 1時14分再開）

- 議長（松尾千代一君） 午前に引き続き会議を開きます。

それでは日程第19より日程第28までは例月出納検査結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第1号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年12月26日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年12月26日
2. 検査の対象 昭和47年11月分の出納状況
3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、11月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	2,540,736,699	△ 5,207,899 389,109,796	2,924,638,596	2,963,363,585	△ 553,529 320,883,299	
才入才出外現金	88,382,813	9,402,145	97,784,958	81,450,981	8,606,981	
特別才入才出外現金	803,376,765	118,395,056	921,771,821	781,571,466	98,546,263	
府 税	154,108,942	21,802,299	175,911,241	132,409,005	25,112,374	
特 別 会 計	国民健康保険	419,323,495	△ 92,098 24,389,586	443,625,933	308,833,142	△ 161,553 59,916,850
	土地区画 整理事業	1	0	1	11,587,635	6,570
合 計	4,005,933,715	△ 5,299,997 563,098,882	4,563,732,600	4,279,220,814	△ 715,082 513,072,337	
基 金	用品調達	5,173,065	799,485	5,972,500	4,335,198	949,349
	同資 和金貸 生付	20,101,664	1,477,715	21,579,379	4,572,233	0
	財政調整					
	土地開発	101,236,945	49,000,000	150,236,945	100,577,916	0
合 計	126,511,674	51,277,150	177,788,824	109,485,347	949,349	

算 書

昭和47年11月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
3,283,698,355	△ 359,059,759	449,000,000	3,359,775	93,300,016	郵政省より250,000,000 積立金より 70,000,000 水道 // 100,000,000 土地基金 // 49,000,000 国保 // 15,000,000 市病院へ△20,000,000 土区整へ△11,640,225
90,057,962	7,726,996			7,726,996	
880,117,729	41,654,092			41,654,092	
157,521,379	18,389,862			18,389,862	
368,588,489	75,037,544		△15,000,000	60,037,544	一般会計へ
11,594,205	△11,594,204		11,640,225	46,021	一般会計より
4,791,578,069	△227,845,469	449,000,000		221,154,531	
5,284,547	687,953			687,953	
4,572,233	17,007,146			17,007,146	
100,577,916	49,659,029			49,659,029	
110,434,696	67,354,128			67,354,128	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	93,300,016	80,000,016		
特 別 会 計	国 保 事 業	60,037,544	59,737,544	
	+ 地区画整理事業	46,021	46,021	
基 金	課 品 調 達	687,953	551,093	136,860
	同和更生資金貸付	17,007,146	2,007,146	15,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	49,659,029	49,659,029	
特別才入才出外見金	60,022,483	41,654,092		
才入才出外現金	7,726,900	7,726,996		
府 税	18,389,862	18,389,862		
住 宅 敷 金	4,652,295	562,801		3,211,331
合 計	311,529,345	260,334,400	136,860	18,211,331

管 方 法

昭和47年11月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払 約 金	
	11,500,000		800,000 1,000,000	
			300,000	
11,442,925	6,925,466			大阪公 137 6,025,352円 大阪 24,223 114円
		878,363		
11,442,925	18,425,466	878,363	2,100,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	1,403,940,000	881,442,877	△ 3,724,364 77,171,913
国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,811,000	0	0
地方交付税	1,096,138,000	771,860,000	261,460,000
分担金及負担金	37,488,000	17,155,875	△ 5,200 5,045,060
使用料及手数料	51,082,000	23,549,376	△ 620 3,891,276
国府支出金	1,204,733,000	183,176,360	
府支出金	1,230,037,000	48,400,681	29,940,216
財産収入	24,256,900	14,265,560	4,805
寄附金	14,672,900	4,409,171	50,000
繰入金	600,000	0	0
繰越金	22,212,200	22,262,946	0
諸収入	332,289,000	63,570,808	△ 1,477,715 12,045,826
市債	1,306,353,000	109,257,000	0
自動車取得税交付金	51,000,000	19,072,000	0
交通安全対策特別交付金	9,087,000	9,087,000	0
地方譲与税	22,000,000	5,149,000	0
合 計	7,364,978,000	2,540,736,699	△ 5,207,899 389,109,796

調

書

昭和47年11月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予 算 に 対 す る 収 入 割 合
	過	不 足	
954,890,426		449,049,574	68.02
0		8,811,000	
1,033,320,000		628,180,000	94.27
22,196,435		15,291,565	59.21
26,940,032		24,141,968	52.74
183,176,360		1,021,556,640	15.20
78,340,897		1,151,696,103	6.37
142,702,880		99,866,120	58.83
44,147,171		1,025,818,299	30.09
0		600,000	
222,262,946	140,946		100.06
74,096,449		258,192,551	22.30
109,257,000		1,197,096,000	8.86
19,072,000		319,280,000	3.74
9,087,000		0	100.00
5,149,000		1,685,100	23.40
2,924,638,596		4,440,339,404	39.71

歲 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 會 費	63,516,000	37,521,621	4,405,970
總 務 費	91,605,800	55,606,507	△ 23,5889 33,560,098
民 生 費	1,461,277,000	546,881,908	△ 110,795 1,047,753,08
衛 生 費	506,201,000	321,813,368	△ 41,424 1,336,0661
勞 働 費	43,337,000	19,870,023	△ 14,5171 2,691,212
農 林 水 産 業 費	96,011,000	15,389,361	2,070,480
商 工 費	84,523,000	53,712,382	△ 7,500 2,303,216
土 木 費	21,970,950,000	424,367,363	△ 1,500 33,918,988
消 防 費	325,691,000	95,209,670	28,419,495
教 育 費	1,237,278,000	744,876,273	△ 11,250 47,277,511
公 債 費	414,069,000	147,616,544	46,741,760
諸 支 出 金	0	0	0
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	14,922,000	4,500	1,358,600
合 計	7,364,978,000	2,963,368,585	△ 553,529 320,883,299

調

書

昭和47年11月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
41,927,591	21,588,409	66.01
589,389,281	326,668,719	64.34
651,546,421	809,730,579	44.59
335,132,605	171,068,395	66.21
22,416,064	20,920,936	51.73
17,459,841	78,551,159	18.19
56,008,098	28,514,902	66.26
458,284,851	1,738,810,149	20.86
123,629,165	202,061,835	37.96
792,142,534	445,135,466	64.02
194,358,304	219,710,696	46.94
0	0	
0	5,000,000	
1,403,600	13,518,400	9.41
3,288,698,355	4,081,279,645	44.59

監査報告第2号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年12月26日

監査委員 堀田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年12月26日
2. 検査の対象 昭和47年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、11月末日における収支の状況は別表のとおりである。

昭和47年11月分月次台計残高試算表

昭和47年11月30日現在

借	高		方		勘定科目	貸	方	
	残	計	本	計			本	計
65464788	65464788				土地			
95281778	95281778				建物			600
1568267998	1572186998				構築物	8919000		8919000
184819737	189164737		184700		機械及装置	4845000		4845000
42495275	42629975		554800		量器			134700
5858753	5858753				車輛及運搬具			
17932927	17932927		3883000		工具器具及備品			
108196157	981572930		4298488		建設仮勘定			873376773
610000	610000				水利			
41200	41200				電話加入権			
20000	20000				現金			
91628446	1049760489		121874205		普通預金	134102635		958132043
872112834	872112834		134102635		当座預金	134102635		872112834
72675328	381492402		89453185		未収金	43830813		308817079
37188832	96276181		3607590		貯蔵品	3427659		59077349
419000	419000				仮払金			
					投資有価証券			
					前払費用			
1300000	1300000				保管有価証券			
100140000	100000000		100000000		短期貸付金			
					負債の部			
	117645461		4111980		未払金	3472890		118682441
					未払費用			
	250000000				一時借入金			447000000
	23085800				前受金	2195000		48843530
	19238043		1812937		預り金	1980937		22794693
					預り担保有価証券			1300000
								1036980
								197000000
								25757730
								3556650
								1300000

	27,094,74	27,094,74	減価償却引当金		16,131,762.7	15,860,081.53
			退職給与引当金		628,960	628,960
			資本の部			
			自己資本		11,870,323.5	11,870,323.5
	861,925	861,925	借入資本		125,966,439.7	123,936,600.3
			資本剰余金	40,151,000	55,861,838.8	55,861,838.8
46,301,007	46,301,007		利益剰余金			
			費用の部			
			原水及浄水費			
111,618,257	111,618,257	11,922,200.5	配水及給水費			
363,554,89	363,554,89	5,638,591	受託工事費			
15,455,730	15,455,730	531,000	業務費			
23,721,635	23,721,635	2,485,794	総係費			
15,973,216	15,973,216	1,639,499	減価償却費			
			資産減耗費			
43,502,663	47,502,663	13,90.27	交際利息及企業郵政諸費			
			雑出			
45,386,735	45,386,735	13,65,660	その他の営業費用			
80,450	80,450		過年度損益修正			
			収益の部			
		18,830.	給水収益	39,405,590	31,796,870.0	31,746,230.0
	505,900		補償金			
			受託工事収益	34,600,210	34,600,210	
			その他の営業収益	2,045,885	47,858,908	47,858,908
			受取利息	309,102	1,664,781	1,664,781
			雑収益	221,674,74	230,624,38	230,624,38
			固定資産売却益			
			過年度損益修正	20,150	20,150	20,150
2,729,245,381	6,248,143,831	44,109,032.0	合計	44,109,032.0	6,248,143,831	2,729,245,381

11月分予算執行報告書 甲

昭和47年11月30日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額			予 算 残 額
		11月	累 計	計	
① 水道事業収益	632,724,000	63,909,221	424,649,137	208,074,863	
1 営業収益	605,780,000	41,432,645	399,921,918	205,858,082	
1 給水収益	466,780,000	39,386,760	317,462,800	149,317,200	
2 補償金	5,000,000	0	0	5,000,000	
3 受託工事収益	33,000,000	0	34,600,210	△ 1,600,210	
4 その他の営業収益	101,000,000	2,045,885	47,858,908	53,141,092	
2 営業外収益	26,944,000	2,476,576	2,472,721	2,216,781	
1 受取利息	1,000,000	309,102	1,664,781	△ 664,781	
2 雑収益	25,944,000	2,167,474	23,062,438	23,815,62	

① 資本的収入	583,056,000	51,205,526	190,139,226	392,912,774
1 企業債	372,000,000	0	0	372,000,000
1 企業債	372,000,000	0	0	372,000,000
2 工事負担金	170,000,000	40,151,000	179,084,700	△ 9,084,700
1 工事負担金	170,000,000	40,151,000	179,084,700	△ 9,084,700
3 補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
1 府補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
	11,056,000			1,474
4 固定資産売却代金	11,056,000	11,054,526	11,054,526	1,474
1 固定資産売却代金	11,056,000	11,054,526	11,054,526	1,474
収入合計	1,215,780,000	115,114,747	614,788,868	600,991,637

11月分予算執行報告書乙

昭和47年11月30日現在(支出)

款	項	目	予	算	額	執			予	算	残	額
						11	月	行				
①	水道	事業費用	574,590,000			2,366,657.6			296,018,725		278,576,275	
1	営業	費用	471,753,000			2,352,754.9			248,511,062		223,241,938	
	1	原水及浄水費	171,054,000			11,922,200.5			111,618,257		59,435,748	
	2	配水及給水費	64,005,000			5,638,591			3,685,489		27,649,511	
	3	受託工事費	33,000,000			531,000			15,455,730		17,544,270	
	4	業務費	42,651,000			2,435,794			28,721,635		18,929,865	
	5	総係費	26,926,000			1,639,499			15,973,216		10,952,784	
	6	減価償却費	34,057,000			0			0		34,057,000	
	7	資産減耗費	60,000			0			0		60,000	
	8	その他の営業費用	100,000,000			1,365,660			45,386,735		54,613,265	
	2	営業外費用	102,737,000			139,027			47,502,663		55,284,337	
	1	支払利息及 企業債取扱諸費	102,727,000			139,027			47,502,663		55,224,337	
	2	雑支出	10,000			0			0		10,000	

8	予備費	100,000	0	0	0	100,000
1	予備費	100,000	0	0	0	100,000
①	資本的支出					
1	建設改良費	595,771,236	959,8208	154,508,307	441,262,929	
1	建設改良費	558,448,236	8,736,283	134,209,913	424,238,323	
1	事務費	8,000,000	458,512	4,375,358	3,624,642	
2	出張工事費	380,793,651	600,000	56,831,274	324,162,377	
3	改良工事費	115,000,000	3,239,971	63,941,099	51,058,901	
4	環境改善事業費	30,000,000	0	0	30,000,000	
5	營業設備費	15,974,000	4,437,800	9,262,182	6,711,818	
6	鶴山台水道建設改良費	8,680,585	0	0	8,680,585	
2	企業債償還金	37,323,000	861,925	20,298,394	17,024,606	
1	企業債償還金	37,323,000	861,925	20,298,394	17,024,606	
	支出合計	1,170,361,236	33,264,784	450,522,032	719,839,204	

和泉市水道事業損益計算書（11月分）
 （昭和47年11月1日から昭和47年11月30日まで）

1 営業収益

(1) 給水収益	39,386,760円
(2) その他の営業収益	<u>2,045,885円</u>
	41,432,645円

2 営業費用

(1) 原水及浄水費	11,922,005円
(2) 配水及給水費	5,633,591円
(3) 受託工事費	531,000円
(4) 業務費	2,435,794円
(5) 総係費	1,639,499円
(6) その他の営業費用	<u>1,365,660円</u>
	23,527,549円

営業利益 17,905,096円

3 營業外收益

(1) 受取利息 309,102円

(2) 雑収益 22,476,576円

40,881,672円

当月分総利益

4 營業外費用

(1) 支払利息及企業債取扱諸費 139,027円

40,242,645円

当月分純利益

資 金 予 算 表

昭和47年12月10日

科 目	月 次		11月執行済額	12月予定額	1月予定額	2月予定額
	前 月	繰 越 金				
前			103,876,876	91,648千円	19,620千円	18,744千円
	営 業 收 益		45,775,643	4,400	43,000	44,000
	営 業 外 收 益		22,476,576	200	200	200
收	前 年 度 未 収 金		34,680	4,449	960	480
	企 業 債		0	5,600	0	0
	工 事 負 担 金		40,151,000	20,000	2,000	8,000
	一 時 借 入 金		0	0	0	0
	預 り 金		168,000	500	500	500
入	前 年 度 繰 越 金		0	0	0	0
	前 受 金		2,195,000	500	500	500
	固 定 資 産 売 却 代 金		11,054,526	0	0	0
	計		121,855,375	12,2649	47,160	53,680

營業費用	20,790,140	69,500	48,000	44,000
營業外費用	189,027	2,458	0	9,964
前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
建設改良費	8,180,733	47,419	2,530	885
貯藏品	4,111,980	24,300	1,506	700
企業債償還金	861,925	0	0	5,065
一時借入金返還	0	50,000	0	0
預り金返還	0	500	500	500
前受金	0	500	500	500
短期貸付金	100,000,000	0	0	0
計	184,083,805	194,677	48,036	61,564
收支差引額	91,648,446	19,620	18,744	10,860

監査報告第3号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年10月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年12月26日

監査委員 堀田 徳 治
同 山田 清 二

記

- 1 検査実施日 昭和47年12月26日
- 2 検査の対象 昭和47年10月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、10月末日における収支の状況は別表のとおりである。

10月分月次貸計残高試算表

和泉市立病院事業会計

昭和47年10月31日現在

残高	借方		勘定科目	貸方		高
	高	計		当	計	
			資産の部			
			土地			
14,457,950	14,457,950	7,700,000	建物			
			構築物			
			車輜			
1,593,870	1,593,870	538,650	機械及備品			
			有価証券			
1,000,000	1,000,000		定期預金			
25,871,125	48,244,735	5,258,964	普通預金	4,983,562	45,657,622	
51,722,183	16,607,976	2,455,266	未収金	2,898,126	11,434,834	
53,853	8,293,753	11,495,480	貯蔵品	1,174,213	8,288,650	
1,389,966	2,093,046	14,280	前払金		703,080	
			負債の部			
			一時借入金	2,000,000	22,500,000	65,000,000
			未払金	11,495,480	8,880,185	34,141,425
			仮受金		62,478,140	27,366,192
			預り金	2,529,757	1,809,226	1,248,721
			予納金	315,000	2,170,000	485,000
61,608	61,608		固定負債			
44,150,538	44,150,538	8,260,824	46年度未払金			

				資本の部					
				自己資本金				181,070,000	181,070,000
1,325,728	1,825,728			借入資本金					
				繰越欠損金					
				収益の部					
				入院収益	15,795,472			111,602,274	111,602,274
				外来収益	1,332,566			895,403,222	895,403,222
				その他医療収益	1,107,185			7,131,874	7,131,874
				受取利息配当金			495,267	495,267	495,267
				他会計補助金			3,189,300	3,189,300	3,189,300
				患者外給食収益	216,535			1,337,610	1,337,610
				その他医療外収益	41,866			256,997	256,997
				費用の部					
				給与		15,066,729			
1,186,731,78	1,186,731,78			燃料		12,709,036			
85,978,587	85,978,587			経費		3,310,434			
266,403,05	266,403,05			減価償却費					
				資産減耗費					
71,8050	71,8050			研究修費		16,700			
1,148,778	1,148,778			支払利息及び					
247,1558	247,1558			企業債取扱諸費					
				患者外給食材料費		368,947			
388,600,682	1,311,418,398	150,385,768		合計			150,385,768	1,311,418,398	388,600,682

10月分予算執行報告書

昭和47年10月31日現在

和泉市立病院事業会計

款	項	目	予	算	額	執			行	額	予	算	残	額
						10	月	果						
病院事業	収益		393,732,000			30,486,664			242,257,344		151,474,656			
、	医療	収益	357,762,000			30,228,263			208,274,470		149,486,530			
	入院	収益	18,111,300			15,795,472			111,602,274		69,510,726			
	外来	収益	16,445,000			13,325,606			89,540,322		74,909,678			
	その他	医療収益	12,199,000			1,107,185			7,131,874		5,067,126			
医療	外	収益	35,970,000			258,401			33,982,874		1,987,126			
	受取	利息配当金	854,000						495,267		358,733			
	他会	計補助金	31,893,000						31,893,000		0			
	患者	外給食収益	2,767,000			216,535			1,337,610		1,429,390			
	その他	医療外収益	456,000			41,866			256,997		199,003			
病院事業	費用		487,393,000			31,471,846			245,919,451		191,473,549			
医療	費	用	403,657,000			31,102,899			232,010,120		171,646,880			
	給	与費	221,249,000			150,667,29			118,673,178		102,575,822			
	材	料費	123,427,000			12,709,036			8,597,8587		37,448,418			

經 費	44,909,000	3,310,434	26,640,805	18,268,695
減 價 償 却 費	12,721,000			12,721,000
資 產 減 耗 費	1,000			1,000
研 究 研 修 費	1,350,000	16,700	718,050	631,950
醫 業 外 費 用	33,436,000	368,947	13,909,331	19,526,669
支 私 利 息 及 不 企 業 債 取 投 諸 費	29,113,000		11,437,778	17,675,227
患 者 外 給 食 材 料 費	4,323,000	368,947	2,471,558	1,851,442
予 備 費	300,000			300,000
資 本 的 收 入				
他 會 計 出 資 金	18,107,000		18,107,000	0
資 本 的 支 出	25,828,000	8,238,650	18,493,616	7,334,384
建 設 改 良 費	2,150,000	8,238,650	16,051,820	5,448,180
建 設 費	1,450,000	7,700,000	14,457,950	4,205,000
機 械 備 品 購 入 費	7,000,000	538,650	1,593,870	5,406,130
企 業 債 償 還 金	8,711,000		1,825,728	1,885,272
看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	617,000		616,068	932

10 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和47年10月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	計
1 医 業 収 益			
入 院 収 益	15,795,472	111,602,274	
外 来 収 益	1,325,606	8,954,032	
そ の 他 医 業 収 益	1,107,185	7,131,874	
計	18,228,263	127,688,180	208,274,470
2 医 業 費 用			
給 与 費	15,066,729	118,673,178	
材 料 費	1,279,086	8,597,858	
経 費	3,310,434	26,640,805	
減 価 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	16,700	71,805	
計	19,662,949	134,082,846	232,010,120
医 業 利 益	△ 874,686		△ 23,735,650

3 医 業 外 収 益					
受取利息配当金				495,267	
他会計補助金				3,189,300	
患者外給食収益	216,535			1,337,610	
その他医業外収益	41,866			256,997	
計			258,401		3,982,874
4 医 業 外 費 用					
支払利息及び				11,437,773	
企業債取扱諸費				2,471,558	
患者外給食材料費	368,947				
雑 損 失					
計			368,947		13,909,331
当 月 分 純 利 益			△ 985,182		
当 月 迄 の 純 利 益					△ 3,662,107
上 記 当 月 分 収 益 中			24,559,266円		
上 記 当 月 分 費 用 中			11,495,480円		
			健保未収金		
			未 払 金		

資 金 予 算 表

昭和47年10月末

和泉市立病院事業会計

区分	科	目	10月の執行済額	11月予定	11月予定
収	専業	収益	29,694,884円	30,998,000円	30,000,000円
	固定資産	売却代金			
	企業	業債			
	過年度	未収金			
	一時	借入金	20,000,000		50,000,000
	預り	金	2,529,757	2,611,000	5,200,000
	他	会計繰入金			
	前払	金戻入			
	期間	外収益			
	予	納金	315,000	315,000	200,000
入	仮	受金			
	合	計	52,539,641	38,924,000	85,400,000

支	事業費用	19,516,093円	19,316,000円	63,700,000円
	建設改良費	8,238,650	1,130,000	143,000
	企業債償還金			309,000
	貯蔵品購入費	10,835,769	11,778,000	285,1000
	過年度未払金	8,260,824	9,308,000	10,130,000
	一時借入金返還			
	預り金還付	2,506,487	2,580,000	2,800,000
	前払金	142,800	3,053,000	
	期間外費用			
	予納金還付	335,000	190,000	300,000
	仮受金還付			
	合計	49,835,629	47,355,000	79,733,000
差	収支差引	2,704,018	△13,431,000	5,667,000
	前年度又は前月より繰越	2,416,7107	26,871,125	13,440,125
	翌年度又は翌月へ繰越	26,871,125	13,440,125	19,107,125
引				

監査報告第4号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年1月24日

監査委員 堀田徳治
同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和48年1月24日
2. 検査の対象 昭和47年12月分の出納状況
3. 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における収支の状況は別表のとおりである。

收 支 計

区 分	收 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	2,924,638,596	△ 275,048 461,252,841	3,385,616,889	3,288,698,355	△ 1,137,273 901,896,874	
才 入 才 出 外 現 金	97,784,958	117,596,839	215,381,797	90,957,962	16,185,600	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	921,771,821	163,492,818	1,085,264,639	880,117,729	159,433,875	
府 税	175,911,241	32,089,043	208,000,284	157,521,379	18,389,868	
特 別 会 計	国民健康保険	443,625,983	△ 88,965 29,780,687	473,317,705	368,588,439	△ 648,625 71,253,299
	土地区画 整理事業	1	0	1	11,594,205	8,550
合 計	4,563,732,600	△ 364,013 804,212,228	5,367,580,815	4,791,578,067	△ 1,785,898 1,167,167,066	
基 金	用品調達	5,972,500	389,277	6,361,777	5,284,547	429,772
	同 和 更 生 付 資 金 貸 付	21,579,379	140,625	21,720,004	4,572,233	3,650,000
	財 政 調 整					
	土 地 開 発	150,236,945	0	150,236,945	100,577,916	0
合 計	177,788,824	529,902	178,318,726	110,434,696	4,079,772	

算 書

昭和47年12月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との	差引残高	摘 要
		一時貸付金	相互流用		
4,184,457,456	△798,841,067	700,000,000 △40,000,000	70,000,000 73,359,775	4,513,708	郵政省 250,000,000 水道 100,000,000 銀行 350,000,000 国債 30,000,000 土地基金 49,000,000 市立病院△40,000,000 市区整△11,640,225 積立金 70,000,000
106,243,562	109,138,235			109,138,235	
1,039,551,104	45,713,535			45,713,535	
175,911,247	32,089,087			32,089,087	
439,193,113	34,124,592		△30,000,000	4,124,592	
11,602,755	△11,602,754		11,640,225	37,471	
5,956,959,237	△589,378,422	660,000,000	70,000,000 55,000,000	195,621,578	
5,714,319	647,458		△6,000,000	647,458	
8,222,233	13,497,771			7,497,771	
100,577,916	49,659,029		△49,000,000	659,029	
114,514,468	63,804,258		△55,000,000	8,804,258	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計	4,518,708	2,718,708		
特 別 会 計	国 保 事 業	4,124,592	3,824,592	
	土 地 区 画 整 理 事 業	37,471	37,471	
基 金	用 品 調 達	647,458	551,391	96,067
	同 和 更 生 資 金 貸 付	7,497,771	7,497,771	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	659,029	659,029	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	109,284,638	45,713,535		
才 入 才 出 外 現 金	109,138,235	109,138,235		
府 税	32,089,037	32,089,037		
住 宅 敷 金	4,655,295	565,601		3,211,331
合 計	27,265,2234	20,279,5370	96,067	3,211,331

管 方 法

昭和47年12月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払 釣 銭	
			800,000 1,000,000	
			300,000	
62,919,243	651,860			大阪公 137 651,626円 大 阪 24,223 234円
		878,363		
62,919,243	651,860	878,363	2,100,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	1,565,552,000	954,890,426	△ 271,578 121,914,078
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	11,778,000	0	11,778,000
地 方 交 付 税	1,096,138,000	1,033,320,000	0
分 担 金 及 負 担 金	405,110,000	22,196,435	6,817,650
使 用 料 及 手 数 料	51,082,000	26,940,032	△ 2,070 4,343,144
国 庫 支 出 金	1,273,659,000	183,176,360	80,463,000
府 支 出 金	1,291,334,000	78,340,897	23,759,800
財 産 収 入	246,627,000	142,702,880	11,610
寄 附 金	156,061,000	44,147,171	0
繰 入 金	70,600,000	0	0
繰 越 金	222,122,000	222,262,946	0
諸 収 入	521,575,000	74,096,449	△ 1,400 16,719,559
市 債	1,444,010,000	109,257,000	176,756,000
自 動 車 取 得 税 交 付 金	51,000,000	19,072,000	18,690,000
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,087,000	9,087,000	0
地 方 譲 与 税	22,000,000	5,149,000	
合 計	8,073,136,000	2,924,638,596	△ 275,048 461,252,841

調

書

昭和47年12月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予 算 に 対 す る 収 入 割 合
	過	不 足	
1,076,532,926		489,019,074	68.76
11,778,000		0	100.00
1,033,320,000		628,180,000	94.27
29,014,085		11,496,915	71.62
31,281,106		19,800,894	61.24
263,639,360		1,010,019,640	20.70
102,100,697		1,189,233,303	7.91
142,752,755		103,874,245	57.88
44,147,171		111,913,829	28.29
0		70,600,000	
222,262,946	140,946		100.00
90,776,343		430,798,657	17.40
286,013,000		1,157,997,000	19.81
37,762,000		13,238,000	74.04
9,087,000		0	100.00
5,149,000		16,851,000	23.40
3,385,616,389		4,687,519,611	41.94

歲 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 會 費	82,802,000	41,927,591	△ 122,230 19,054,912
總 務 費	963,766,000	589,389,281	△ 373,152 136,961,614
民 生 費	1,548,315,000	651,546,421	△ 149,258 281,434,907
衛 生 費	524,659,000	235,132,605	△ 53,800 35,570,883
勞 働 費	43,466,000	22,416,064	△ 136,658 11,012,632
農 林 水 産 業 費	120,988,000	17,459,841	11,321,240
商 工 費	93,136,000	56,008,098	9,347,846
土 木 費	2,296,638,000	458,284,851	△ 53,042 98,502,335
消 防 費	378,324,000	123,629,165	130,109,466
教 育 費	1,469,698,000	792,142,534	△ 249,133 146,888,153
公 債 費	414,069,000	194,358,304	16,465,526
諸 支 出 金	88,900,000	0	0
予 債 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	43,375,000	1,403,600	5,226,860
合 計	8,073,136,000	3,283,698,355	△ 1,137,273 901,896,374

調 査

昭和47年12月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
60,860,273	21,941,727	73.50
72,597,743	23,778,257	75.33
93,283,207	61,548,930	60.25
370,649,688	154,009,312	70.65
33,292,038	10,173,962	76.60
28,781,081	9,220,919	23.79
65,355,944	29,780,056	70.17
55,673,414	1,739,903,856	24.24
253,738,631	124,585,369	67.07
938,781,554	530,916,446	63.88
210,823,830	203,245,170	50.92
0	88,900,000	
0	5,000,000	
6,630,460	36,744,540	11.83
4,184,457,456	3,888,678,544	51.83

監査報告第5号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年1月24日

監査委員 堀田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年1月24日
2. 検査の対象 昭和47年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における収支の状況は別表のとおりである。

12月分月次合計残高試算表

昭和47年12月31日現在

借		方		貸				方	
残	高	計	本	月	月	計	合	計	高
65464,788		65465,388						600	
95681,778		95681,773	400,000						
156326,798		157218,698						8,919,000	
18431,978		189,164,737						4,845,000	
43058,125		431,878,25	557,850					13,4700	
5858,758		5,858,753							
17,932,927		17,932,927							
16483,1895		1,038,208,668	566,857,38					87,337,6773	
610,000		610,000							
41,200		41,200							
20,000		20,000							
49,095,485		1,191,668,087	141,907,598				184,440,609	1,142,572,652	
0		1,056,553,448	184,440,609				184,440,609	1,056,553,448	
68,299,101		419,839,432	383,470,30				427,232,52	351,540,331	
25,155,329		104,825,331	85,491,50				20,592,653	79,670,002	
419,000		419,000							
1,300,000		1,300,000							
1,000,000,000		100,000,000							
		123,947,051	630,1590				85,491,50	127,231,591	3,284,540
		300,000,000	50,000,000				56,000,000	503,000,000	203,000,000
		26,119,800	3,034,000				1,017,000	49,860,530	23,740,730
		25,616,084	6,378,041				5,478,841	28,273,534	2,657,450
								1,300,000	1,300,000

	2,709,474			減価償却引当金		161,317,627	158,608,153
				退職給与引当金		628,960	628,960
				資本の部			
				自己資本金		118,703,235	118,703,235
	202,983,94			借入資本金		1,259,664,397	1,239,366,003
	46,301,007			資本剰余金	20,970,000	579,588,383	579,588,383
				利益剰余金			
				費用の部			
				原水及浄水費			
135,049,976	135,049,976	23,431,719		配水及給水費			
49,132,774	49,132,774	12,777,285		受託工事費			
31,437,220	31,437,220	15,981,490		業務費			
32,122,163	32,122,163	8,400,528		総務費			
223,48,985	223,48,985	637,5769		減価償却費			
				資産減耗費			
49,666,361	49,666,361	2,163,698		交際費及企業取扱費			
				雑支出			
6357,0570	6357,0570	18,183,835		その他の営業費用			
80,450	80,450			過年度損益修正			
				収益の部			
	507,440	1,540		給水収益	38270370	356,239,070	355,731,630
				補償金			
				受託工事収益	34600210	3460,0210	3460,0210
				その他の営業収益	21070510	68929418	68929418
				受取利息	1664781	166,4781	166,4781
				雑収益	314476	23376914	23376,914
				固定資産売却益			
				過年度損益修正	20,150	20,150	20,150
281,520,0557	688201,1301	583867470		合計	583867470	683201,1301	281,520,0557

1.2月分予算執行報告書甲

昭和47年12月31日現在 (収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		12月	累 計	
① 水道事業収益	682,724,000	59,653,816	484,302,953	148,421,047
1 営業収益	607,780,000	59,339,340	459,261,258	148,518,742
1 給水収益	46,678,000	38,268,830	355,731,630	111,048,370
2 補償金	5,000,000	0	0	5,000,000
3 受託工事収益	35,000,000	0	34,600,210	399,790
4 その他の営業収益	101,000,000	21,070,510	68,929,418	32,070,582
2 営業外収益	24,944,000	314,476	25,041,695	97,695
1 受取利息	2,000,000	0	1,664,781	335,219
2 雑収益	22,944,000	314,476	23,376,914	432,914

① 資本的収入	583,056,000	20,970,000	211,109,226	371,946,774
1 企業債	372,000,000	0	0	372,000,000
1. 企業債	372,000,000	0	0	372,000,000
2 工事負担金	170,000,000	20,970,000	200,054,700	△ 30,054,700
1. 工事負担金	170,000,000	20,970,000	200,054,700	30,054,700
3 補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
1. 府補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
4 固定資産売却代金	11,056,000	0	11,054,526	1,474
1. 固定資産売却代金	11,056,000	0	11,054,526	1,474
収入合計	1,215,780,000	80,623,816	695,412,179	520,367,821

12月分予算執行報告書乙

昭和47年12月31日現在 (支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 高
		12月	累 計	
① 水道事業費用	598,408,000	87,314,324	383,328,049	215,079,951
1 営業費用	495,571,000	85,150,626	333,661,688	161,909,312
1. 原水及浄水費	184,949,000	23,431,719	135,049,976	49,899,024
2. 配水及給水費	67,297,000	12,777,285	49,132,774	18,164,226
3. 受託工事費	35,000,000	15,981,490	31,437,220	3,562,780
4. 業務費	44,633,000	8,400,528	32,122,163	12,510,837
5. 総係費	28,855,000	6,375,769	22,348,985	6,506,015
6. 減価償却費	34,057,000	0	0	34,057,000
7. 資産減耗費	780,000	0	0	780,000
8. その他の営業費用	100,000,000	18,183,835	63,570,570	36,429,430
2 営業外費用	102,737,000	2,163,698	49,666,361	53,070,639
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	102,727,000	2,163,698	49,666,361	53,060,639
2. 雑支出	10,000	0	0	10,000

3	予 - 備 費	100,000	0	0	100,000
1.	予 備 費	100,000	0	0	100,000
①	次 本 的 支 出	597,071,236	57,593,588	212,101,895	384,969,341
1	建 設 改 良 費	559,748,236	57,593,588	191,803,501	367,944,735
1.	事 務 費	8,000,000	1,899,067	6,274,425	1,725,575
2.	擴 張 工 事 費	380,793,651	10,300,000	66,931,274	313,862,377
3.	改 良 工 事 費	116,300,000	44,836,671	108,777,770	7,522,230
4.	環 境 改 善 事 業 費	3,000,000	0	0	3,000,000
5.	營 業 設 備 費	15,974,000	557,850	9,820,032	6,153,968
6.	鶴 山 台 水 道 施 設 建 設 改 良 費	8,680,585	0	0	8,680,585
2	企 業 債 償 還 金	37,323,000	0	20,298,394	17,124,606
1.	企 業 債 償 還 金	37,323,000	0	20,298,394	17,024,606
	支 出 合 計	1,195,479,236	144,907,912	595,429,944	600,049,292

和泉市水道事業損益計算書(12月分)
 (昭和47年12月1日から昭和47年12月31日まで)

1. 営業収益		
(1) 給水収益	38,268,830円	
(2) その他の営業収益	21,070,510円	59,339,340円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	23,431,719円	
(2) 配水及給水費	<u>12,777,285円</u>	
(3) 受託工事費	15,981,490円	
(4) 業務費	8,400,528円	
(5) 総係費	6,875,769円	
(6) その他の営業費用	<u>18,183,835円</u>	85,150,626円
営業損失		25,811,286円

3. 營業外收益

(1) 雑収益 314,476円

当月分総損失 25,496,810円

4. 營業外費用

(1) 支払利息及企業債取敢諸費 2,163,698円

当月分純損失 27,660,508円

資 金 予 算 表

昭和48年1月10日

科 目	次 月	12月執行済額	1月予定額	2月予定額	3月予定額
前月繰越金		91,648,446円	49,115千円	20,999千円	4,500千円
営業収益		62,923,462	43,000	44,000	44,000
営業外収益		314,476	200	200	200
前年度未収金		10,320	1,059	760	300
企業業債		56,000,000	0	0	346,000
工事負担金		20,970,000	16,425	0	0
一時借入金		0	0	0	120,000
預り金		1,017,000	500	500	500
前年度繰越金		0	0	0	0
前受金		670,800	500	500	500
貸付金		0	0	0	100,000
計		141,906,058	61,684	45,960	611,500

支	營業費用	65,115,823	44,000	45,000	46,000
	營業外費用	2,163,698	0	99,964	42,849
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	57,035,738	29,800	1,000	331,568
	貯蔵費	6,301,590	15,000	430	27,022
	企業債償還金	0	0	5,065	11,959
	一時借入金返還	5,000,000	0	0	147,000
	預り金返還	2,252,220	500	500	500
	前受金	1,570,000	500	500	500
	計	184,439,069	89,800	62,459	607,398
出	収支差引額	49,115,435	20,999	4,500	8,602

監査報告第6号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年11月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年1月24日

監査委員 堀田徳治
同 山田清二

記

- 1 検査実施日 昭和48年1月24日
- 2 検査の対象 昭和47年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関
係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、11月末日における収支の状況は別表のとおりである。

111月分月次合計残高試算表

昭和47年11月30日現在

和泉市立病院事業会計

借		方		勘定科目	貸		方	
残高	合計		当月		当月	合計		
	累計	当月				累計		当月
				資産の部				
				土地				
15587950	15587950	1180000		建物				
				構築物				
				車両				
1593870	1593870			機械及備品				
				有価証券				
1000000	1000000			定期預金				
12440210	516371481	33924130		普通預金	47355045	503981271		
50505051	189629816	23558840		未収金	24775922	139124765		
28928	96584168	13646660		貯蔵品	13671585	96555235		
1442220	2145300	52254		前払金		703080		
				負債の部				
	160000000			一時借入金		225000000	65000000	
	66438069	11777643		未払金	13646660	102448511	36010442	
	35111948			仮受金		62478140	27366192	
	19428856	2580813		預り金	2611161	20703425	1274569	
	1875000	190000		予納金	815000	2485000	610000	
616068	616068			固定負債				
56458650	56458650	12308112		46年度未払金				

				資本の部				
				自己資本金			18107,000	18107,000
1825,728		1825,728		借入資本金				
				繰越欠損金				
				収益の部				
				入院収益	15604,321		127,206,595	127,206,595
				外来収益	13088,451		102,628,773	102,628,773
				その他医療収益	1049,520	818,194	818,194	818,194
				受取利息配当金		495,267	495,267	495,267
				他会計補助金		3189,300	3189,300	3189,300
				患者外給食収益	226,480		156,409	156,409
				その他医療外収益	3,425		291,422	291,422
				費用の部				
				給与				
18413,752	18413,752		15464,674	費				
9942,053	9942,053		13,441,944	材料				
2964,559	2964,559		3005,292	経費				
				減価償却費				
				資産減耗費				
880,180	880,180		16,208	研究修費				
1220,215	1220,215		79,482	委託費				
284,380	284,380		37,224	患者外給食材料費				
				利息及び 委託費				
420,628,744	1,443,796,968	1,328,785,70	1,328,785,70	合計		13,287,857	1,443,796,968	420,628,744

11月分予算執行報告書

和泉市立病院事業会計

昭和47年11月30日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11 月	累 計	
病院事業収益	3,937,320.00	3,000,319.7	27,226,054.1	1,214,714.59
1. 医療業収益	857,762.00	297,422.92	2,380,167.62	1,137,452.38
1. 入院収益	1,811,130.00	1,560,432.1	12,720,659.5	5,390,640.5
ロ. 外来収益	1,644,450.00	1,308,845.1	10,262,877.3	6,182,122.7
ハ. その他医療業収益	1,219,900.00	1,049,520	8,181,394	4,017,606
2. 医療業外収益	359,700.00	260,905	3,424,377.9	1,726,221
1. 受取利息配当金	85,400.00		495,267	358,733
ロ. 他会計補助金	3,189,300.00		3,189,300.00	0
ハ. 患者外給食収益	2,767,000	2,264.80	1,564,090	1,202,910
ニ. その他医療業外収益	456,000	3,425	291,422	1,645.78
病院事業費用	4,373,930.00	3,321,061.8	27,913,006.9	1,582,629.1
1. 医療業費用	4,036,570.00	3,207,399.0	26,408,411.0	1,835,728.90
1. 給与	2,212,430.00	1,546,467.4	13,418,785.2	87,111.48

口. 材	料	費	123,427,000	13,441,944	99,420,531	24,006,469
經		費	4,490,900	3,005,292	29,045,597	15,268,403
減	價	扣	1,272,100			1,272,100
資	產	減	1,000			1,000
研	究	研	1,350,000	162,080	880,180	469,870
2	醫	業	83,436,000	1,136,628	15,045,959	18,890,041
	外	費	29,113,000	764,882	1,220,215	16,910,845
	私	利	43,233,000	372,246	284,880	1,479,196
	取	息	300,000			300,000
	及	諸				
	費					
資	本	的				
	收	入				
他	會	計	18,107,000		18,107,000	0
	出	資				
	金					
資	本	的	25,828,000	1,130,000	19,623,616	6,204,384
1	建	設	2,150,000	1,130,000	1,718,182	4,318,180
	改	良	15,587,950	1,130,000	15,587,950	0
	費					
口.	機	械	5,912,050		15,938,700	4,318,180
	備	品	3,711,000		18,255,728	1,885,272
	購	入				
2	企	業				
	價	值				
	退	金				
3	看	護	617,000		616,068	932
	婦	宿				
	舍	割				
	賦	金				

11月度月次損益計算書

昭和47年11月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	15604321		127206595
外 来 収 益	13088451		102628773
その他医業収益	1049520		8181394
計		23742292	238016762
2. 医 業 費 用			
給 与 費	15464674		134137852
材 料 費	13441944		99420531
経 費	3005292		29645597
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	162080		880130
計		32073990	264084110
医 業 利 益		△ 2331698	△ 26067348

3 医業外収益					
受取利息配当金			495,267		
他会計補助金			818,800		
患者外給食収益	226,480		1,564,090		
その他医業外収益	84,425		291,422		
計		260,905		842,437	79
4 医業外費用					
支払利息及び			1,220,215		
企業債取扱諸費	764,882		2,848,804		
患者外給食材料費	372,246				
雑損					
損失					
計		1,136,028			1,504,595
当月分純利益					
計		△ 320,742			
当月迄の純利益					△ 686,952
上記当月分収益中	健保未収金	285,588	40円		
上記当月分費用中	未払金	186,466	660円		

資 金 予 算 表

和泉市立病院事業会計

昭和47年11月末

区分	科	目	11月の 執行済額	12月予定	1月予定
収	事業	収益	3,999,796.9円	2,962,000円	3,000,000円
	固定資産	売却代金			
	企業	賃			
	過年度	未収金			
	一時	借入金		700,000	
	預	り	2,611,161	780,500	2,700,000
	他	会計繰入金			
	前	払金戻入			
	期	間外収益			
	予	納	金	315,000	145,000
入	仮	受	金		
	合	計	3,992,413	1,079,120	3,290,000

区分	科、目	執行済額	1.2月予定	1月予定
支	事業費用	1,981,672.8円	7,250,200.00円	2,300,000.00円
	建設改良費	1,130,000	1,386,000	689,000
	企業償還金			1,222,000
	貯蔵品購入費	1,177,764.8	2,352,000	1,198,500
	過年度未払金	1,230,811.2	1,013,000	7,560,000
	一時借入金返還			
	預り金還付	2,580,313	2,718,000	7,805,000
	前払金	5,225.4		
	期間外費用			
	予納金還付	190,000	230,000	200,000
出	仮受金還付			
	合計	4,735,504.5	8,981,800	52,411,000
	収支差引	△1,343,091.5	1,859,400	△1,951,000
差引	前年度又は前月より繰越	2,687,112.5	1,344,021.0	3,208,421.0
	翌年度又は翌月へ繰越	1,344,021.0	3,208,421.0	1,252,321.0

監査報告第7号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年1月24日

監査委員 堀田 徳治

同 山田 清二

記

- 1 検査実施日 昭和48年1月24日
- 2 検査の対象 昭和47年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における収支の状況は別表のとおりである。

1. 2. 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和47年12月29日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借		方		勘定科目	貸		方	
	残高	果	合	計		当	月		計
					資産の部				
					土地				
15982950	15982950	345000			建物				
					構築物				
					車輜				
2635120	2635120	1,041,250			機械及備品				
					有価証券				
1000000	1000000				定期預金				
31033859	624288492	1,079,120.11			普通預金	89318362	593249638		
52111391	214508911	24874095			未収金	23267755	162392520		
73858	110145983	13561820			貯蔵品	13516890	110072125		
1442220	2145300				前払金		703080		
					負債の部				
	160000000				一時借入金	70000000	295000000	135000000	
	68789831	2351762			未払金	13561820	116010331	47220500	
	35111948				仮受金		62478140	27366192	
	22146329	2717473			預り金	7805178	28508608	6362274	
	2105000	230000			予納金	145000	2630000	525000	
924102	924102	308034			固定負債				
66589216	66589216	1,013,056.6			46年度未払金				

				資本の部				
				自己資本金			18107000	18107000
1825728	1825728			借入資本金				
				繰越欠損金				
				収益の部				
				入院収益	17459851		144666446	144666446
				外来収益	12989725		115568498	115568498
				その他医業収益	1091700		9273094	9273094
				受取利息配当金		495267		495267
				他会計補助金		31893000		31893000
				患者外給食収益	289770		1803860	1803860
				その他医業外収益	72097		363519	363519
				費用の部				
192358248	192358248	58220891		給与費				
113983153	113983153	14562622		材料費				
85962495	85962495	6816898		経費				
				減価償却費				
				資産減耗費				
916580	916580	36450		研究修費				
18632178	18632178	6480028		委託費及び 取扱費				
3223557	3223557	379753		患者外給食材料費				
538644650	1693215116	249418148		合計	249418148	1693215116	538644650	

1. 2 月分子算執行報告書

昭和47年12月29日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 2 月	累 計	
病院事業収益	393,732,000	31,803,143	304,063,684	89,668,316
1. 医 業 収 益	357,762,000	31,491,276	269,508,038	88,253,962
1. 入 院 収 益	181,113,000	17,459,851	144,666,446	36,446,554
ロ. 外 来 収 益	164,450,000	12,939,725	115,568,498	48,881,502
ハ. その他医業収益	121,990,000	1,091,700	9,273,094	2,295,906
2. 医 業 外 収 益	35,970,000	311,867	34,555,646	1,414,354
1. 受取利息配当金	85,400		495,267	358,733
ロ. 他会計補助金	31,893,000		31,893,000	0
ハ. 患者外給食収益	2,767,000	239,770	1,803,860	963,140
ニ. その他医業外収益	456,000	72,097	363,519	92,481
病院事業費用	470,423,000	85,946,137	365,076,206	105,346,794
1. 医 業 費 用	435,693,000	79,136,361	343,220,471	92,472,529
1. 給 与 費	249,405,000	58,220,391	192,358,243	57,046,757

口. 材	料	費	123,427,000	14,562,622	1,139,831,53	9,443,847
六. 經	費		48,439,000	6,816,898	35,962,495	12,476,505
二. 減	價	却	12,721,000			12,721,000
本. 資	產	減	1,000			1,000
耗	費					
一. 研	究	研	1,700,000	36,450	916,580	783,420
修	費					
二. 醫	業	外	34,430,000	6,809,776	21,855,735	12,574,265
費	用					
1. 公	私	利	30,107,000	6,430,023	18,632,178	11,474,822
益	及	必				
取	取	費				
口. 患	者	外	4,323,000	379,753	3,223,557	1,099,443
給	食	材				
料	費					
3. 予	備	費	300,000			300,000
資	本	的				
收	入					
他	會	計	18,107,000		18,107,000	0
出	資	金				
資	本	的				
支	出					
1. 建	設	改	30,828,000	1,694,284	21,317,900	9,510,100
良	費					
1. 建	設	設	25,883,000	1,386,250	18,568,070	7,314,930
費						
1. 建	設	設	15,932,950	345,000	15,932,950	0
費						
口. 機	械	備	9,950,050	1,041,250	2,635,120	7,314,930
品	購	入				
費						
2. 企	業	債	3,711,000		1,825,728	1,885,272
價	還	金				
3. 看	護	婦	1,234,000	308,034	924,102	309,898
宿	舍	割				
賦	金					

12月度月次損益計算書

和泉市立病院事業会計

昭和47年12月29日

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1 医 業 收 益			
入 院 收 益	17459851		144666446
外 来 收 益	12939725		115568498
そ の 他 医 業 收 益	1091700		9273094
計		31491276	269508038
2 医 業 費 用			
給 与 費	58220391		192358243
材 料 費	14562622		113983153
経 費	6316898		35962495
減 価 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	36450		916580
計		79136361	343220471
医 業 利 益		△47645085	△73712433

3. 医 業 外 収 益						
受 取 利 息 配 当 金				495,267		
他 会 計 補 助 金				31,893,000		
患 者 外 給 食 収 益	239,770			1,803,860		
そ の 他 医 業 外 収 益	72,097			363,519		
計			311,867			345,556.46
4. 医 業 外 費 用						
支 払 利 息 及 び				18,632,178		
企 業 債 取 扱 諸 費	6,430,023			3,223,557		
患 者 外 給 食 材 料 費	379,753					
雑 損 失						
計			6,809,776			21,855,735
当 月 分 純 利 益			△54,142,994			
当 月 迄 の 純 利 益						△61,012,522
上 記 当 月 分 収 益 中、	健 保 未 収 金		24,874,095.円			
上 記 当 月 分 費 用 中	未 払 金		13,561,820.円			

資 金 予 算 表

昭和47年12月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	12月の 執行済額	1月予定	2月予定
収	事業収益	29,961,833円	30,000,000円	30,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金			
	一時借入金	70,000,000		
	預り金	7,805,178	2,700,000	2,600,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	145,000	200,000	200,000
入	仮受金			
	合 計	107,912,011	32,900,000	32,800,000

区分	科目	12月の 執行済額	1月予定	2月予定
支	事業費用	72,502,311円	23,000,000円	20,000,000円
	建設改良費	1,386,250	689,000	800,000
	企業債償還金		1,222,000	663,000
	貯蔵品購入費	2,351,762	1,935,000	11,000,000
	過年度未払金	10,130,566	7,560,000	5,964,000
	一時借入金返還			
	預り金還付	2,717,473	7,805,000	2,600,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	230,000	200,000	200,000
出	仮受金還付			
	合計	89,318,362	52,411,000	41,227,000
	収支差引	1,859,364.9	△ 19,511,000	△ 8,427,000
差引	前年度又は前月より繰越	13,440,210	32,033,859	12,522,859
	翌年度又は翌月へ繰越	3,203,385.9	12,522,859	4,095,859

監査報告第8号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年2月28日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年2月28日
2. 検査の対象 昭和48年1月分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	3,385,616,389	△ 2,524,803 402,656,132	3,785,747,718	4,184,457,456	△ 642,092 218,679,153	
才入才出外現金	215,381,797	35,961,725	251,343,522	106,243,562	59,720,348	
特別才入才出外現金	1,085,264,639	150,505,061	1,235,769,700	1,039,551,104	161,481,543	
府 税	208,000,284	17,884,222	225,884,506	175,911,247	32,106,507	
特 別 会 計	国民健康保険	473,317,705	△ 104,430 20,161,432	493,374,707	439,193,113	△ 13,058 55,902,245
	土地区画 整理事業	1	0	1	11,602,755	47,640
合 計	5,367,580,815	△ 2,629,233 627,168,572	5,992,120,154	5,956,959,237	△ 655,150 527,937,436	
基 金	用品調達	6,361,777	422,941	6,784,718	5,714,319	197,082
	同和更生 資金貸付	21,720,004	1,724,645	23,444,649	8,222,233	0
	財政調整					
	土地開発	150,236,945	0	150,236,945	100,577,916	49,000,000
	合 計	178,318,726	2,147,586	180,466,312	114,514,468	49,197,082

算 書

昭和 4 8 年 1 月 3 1 日 現在 (単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
4,402,494,517	△616,746,799	700,000,000 △ 40,000,000	△ 26,690,225	16,562,976	
165,963,910	85,379,612			85,379,612	
1,201,032,647	34,737,053			34,737,053	
208,017,754	17,866,752			17,866,752	
495,082,300	△ 1,707,593		15,000,000	13,292,407	
11,650,395	△ 11,650,394		11,690,225	39,831	
6,484,241,523	△492,121,369	700,000,000 △ 40,000,000	0	167,878,631	
5,911,401	873,317			873,317	
8,222,233	15,222,416			15,222,416	
149,577,916	659,029			659,029	
163,711,550	16,754,762			16,754,762	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	16562,976	9,762,976		
特 別 会 計	国 保 事 業	13,292,407	12,992,407	
	土地区画整理事業	39831	39831	
基 金	用 品 調 達	873,317	551,391	321,926
	同 資 和 金 更 生 貸 付	15,222,416	15,222,416	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	659,029	659,029	
特別才入才出外現金	52,688,834	34,737,053		
才入才出外現金	85,379,612	85,379,612		
府 税	17,866,752	17,866,752		
住 宅 敷 金	4,653,795	564,101		3,211,331
合 計	207,238,969	177,775,568	321,926	3,211,331

管 方 法

昭和 4 8 年 1 月 3 1 日 現 在 (単 位 円)

記				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払 釣 金	
	5,000,000		800,000 1,000,000	
			300,000	
17,504,964	446,817			大阪公 137,445,936円 大阪 24,223 881円
		878,363		
17,504,964	5,446,817	878,363	2,100,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,565,552,000	1,076,532,926	△ 739,727 1,389,941,449
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,177,800	1,177,800	0
地方交付税	1,096,138,000	1,033,320,000	0
分担金及負担金	40,511,000	29,014,085	△ 43,025 4,931,400
使用料及手数料	5,108,200	3,128,110	△ 16,360 3,168,100
国庫支出金	1,273,659,000	263,639,360	3,150,700
府支出金	1,291,334,000	102,100,697	7,994,063
財産収入	246,627,000	142,752,755	15,989
寄附金	15,606,100	4,414,717	1,100,000
繰入金	70,600,000	0	70,000,000
繰越金	222,122,000	222,262,946	0
諸収入	52,157,500	9,077,634	△ 1,725,691 8,761,431
市債	1,444,010,000	286,013,000	1,303,334,000
自動車取得税交付金	5,100,000	3,776,200	0
交通安全対策特別交付金	9,087,000	9,087,000	0
地方譲与税	2,200,000	5,149,000	5,850,000
合 計	8,073,136,000	3,385,616,389	△ 2,524,803 4,026,561,322

調

書

昭和48年1月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
計			
1,214,787,348		850,764,652	77.59
11,778,000		0	100.00
1,033,320,000		62,818,000	94.26
33,902,460		6,608,540	83.68
34,432,846		1,664,915.4	67.40
295,146,860		978,512,640	23.17
110,094,760		1,181,239,240	8.52
142,828,884		103,858,256	57.88
45,247,171		110,813,829	28.99
70,000,000		600,000	99.15
222,262,946	140,946		100.06
97,751,943		423,762,917	18.75
416,347,000		1,027,663,000	28.83
37,762,000		13,238,000	74.04
9,087,000		0	100.00
10,999,000		11,001,000	49.99
3,785,747,718		4,287,388,282	46.89

歳

出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	8 2 8 0 2 0 0 0	6 0 8 6 0, 2 7 3	△ 1 1, 2 0 0 5, 6 9 2, 3 9 5
総 務 費	9 6 3, 7 6 6, 0 0 0	7 2 5, 9 7 7, 7 4 3	△ 6 9, 0 9 3 6 1, 3 7 8, 9 6 5
民 生 費	1, 5 4 8, 3 1 5, 0 0 0	9 3 2, 8 3 2, 0 7 0	△ 1 0 5, 0 5 2 6 1, 6 2 2, 3 6 1
衛 生 費	5 2 4, 6 5 9, 0 0 0	3 7 0, 6 4 9, 6 8 8	△ 2 1 4, 1 2 2 7, 3 2 5, 4 8 3
勞 働 費	4 3, 4 6 6, 0 0 0	3 3, 2 9 2, 0 3 8	△ 7 6, 3 1 1 2, 4 5 2, 7 7 2
農 林 水 産 業 費	1 2 0, 9 8 8, 0 0 0	2 8, 7 8 1, 0 8 1	1 4, 2 2 2, 2 9 9
商 工 費	9 3, 1 3 6, 0 0 0	6 5, 3 5 5, 9 4 4	1, 4 1 7, 3 9 1
土 木 費	2, 2 9 6, 6 3 8, 0 0 0	5 5 6, 7 3 4, 1 4 4	△ 2, 4 0 0 2 6, 7 1 2, 6 2 1
消 防 費	3 7 8, 3 2 4, 0 0 0	2 5 3, 7 3 8, 6 3 1	△ 9 1 0 9, 2 7 8, 0 5 6
教 育 費	1, 4 6 9, 6 9 8, 0 0 0	9 3 8, 7 8 1, 5 5 4	△ 1 6 3, 0 0 4 2 7, 0 7 7, 3 9 9
公 債 費	4 1 4, 0 6 9, 0 0 0	2 1 0, 8 2 3, 8 3 0	2 2 2, 6 0 3
諸 支 出 金	8 8, 9 0 0, 0 0 0	0	0
予 備 費	5, 0 0 0, 0 0 0	0	0
災 害 復 旧 費	4 3, 3 7 5, 0 0 0	6 6 3, 0 4 6 0	1, 2 7 6, 8 0 8
合 計	8, 0 7 3, 1 3 6, 0 0 0	4 1 8 4, 4 5 7, 4 5 6	△ 6 4 2, 0 9 2 2 1 8, 6 7 9, 1 5 3

調

書

昭和48年1月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
6 6 5 4 1, 4 6 8	1 6 2 6 0, 5 3 2	8 0.3 6
7 8 7, 2 8 7, 6 1 5	1 7 6, 4 7 8, 3 8 5	8 1.6 8
9 9 4, 3 4 9, 3 7 9	5 5 3, 9 6 5, 6 2 1	6 4.2 2
3 7 7, 7 6 1, 0 4 9	1 4 6, 8 9 7, 9 5 1	7 2.0 0
3 5, 6 6 8, 4 9 9	7, 7 9 7, 5 0 1	8 2.0 6
4 3, 0 0 3, 3 8 0	7 7, 9 8 4, 6 2 0	3 5.5 4
6 6, 7 7 3, 3 3 5	2 6, 3 6 2, 6 6 5	7 1.6 9
5 8 3, 4 4 4, 3 6 5	1, 7 1 3, 1 9 3, 6 3 5	2 5.4 0
2 6 3, 0 1 5, 7 7 7	1 1 5, 3 0 8, 2 2 3	6 9.5 2
9 6 5, 6 9 5, 9 4 9	5 0 4, 0 0 2, 0 5 1	6 5.7 0
2 1 1, 0 4 6, 4 3 3	2 0 3, 0 2 2, 5 6 7	5 0.9 6
0	8 8, 9 0 0, 0 0 0	
0	5, 0 0 0, 0 0 0	
7, 9 0 7, 2 6 8	3 5, 4 6 7, 7 3 2	1 8.2 3
4, 4 0 2, 4 9 4, 5 1 7	3, 6 7 0, 6 4 1, 4 8 3	5 4.5 3

監査報告第9号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年2月28日

監査委員 堀田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年2月28日
2. 検査の対象 昭和48年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日における収支の状況は別表のとおりである。

1 月分月次合計残高試算表

昭和48年1月31日現在

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	勘定科目
65,464,788	65,465,388		資産の部				
95,681,778	95,681,778		土地		600		
156,826,798	157,218,698		建物				
184,319,787	189,164,787		構築物		891,900		
48,467,775	48,602,475	414,650	機械装置		4,845,000		
5,858,758	5,858,758		量水器		184,700		
179,329,27	179,329,27		車輻及運搬器具				
171,649,640	10,450,264.18	6,817,745	工具器具及備品				
610,000	610,000		建設仮勘定		878,376,778		
41,200	41,200		水利権				
20,000	20,000		電話加入権				
908,493,60	12,720,633.41	803,952,54	現金	386,413,29	1,181,213,981		
66,956,678	10,951,947,72	886,413,29	普通預金	386,413,29	1,095,194,772		
83,547,326	45,885,180.8	890,123,71	当座預金	403,547,94	391,896,125		
419,000	117,290,221	124,648,90	未収金	407,289,8	887,428,95		
1,300,000	419,000		貯蔵品				
100,140,000	13,000,000		仮払金				
	1,300,000		投資有価証券				
	100,140,000		前払費用				
	13,000,000		保管有価証券				
	100,140,000		短期貸付金				
	13,625,514.1	123,080,90	負債の部				
	80,000,000		未払金	12,464,890	139,696,481	344,134.0	
	27,542,800	142,300.0	未払費用				
	27,716,008	2,099,919	一時借入金		503,000,000	203,000,000	
			前受金	14,970,000	51,357,530	238,147,30	
			預り金	130,197,19	412,932,58	135,772,50	
			預り担保有価証券		130,000	130,000	

	277,094.74			減価償却引当金		161,317,627	158,608,153
				退職給与引当金		628,960	628,960
				資本の部			
				自己資本		118,703,235	118,703,235
	20,298,394			借入資本		125,966,439.7	123,936,600.3
				資本剰余金	195,360,000	599,124,383	599,124,383
	46,301,007			利益剰余金			
				費用の部			
	147,513,179	147,513,179	124,632,203	原水及浄水費			
	51,987,679	51,987,679	28,549,005	配水及給水費			
	3,143,720	3,143,720		受託工事費			
	3,486,037.5	3,486,037.5	2,738,212	業務費			
	23,915,307	23,915,307	1,566,822	総係費			
				減価償却費			
				資産減耗費			
	49,666,361	49,666,361		対人国及企業債取掛費			
	65,900,405	65,900,405	2,329,835	雑支出			
	80,450	80,450		その他の営業費用			
				過年度損益修正			
				収益の部			
	51,2760	5320		給水収益	389,548,26	89,519,389.6	39,468,11.96
				補償			
				受託工事収益	638,1000	414,312,10	414,312,10
				その他の営業収益	1,464,765	703,94,188	703,94,188
				受取利息		1,664,781	1,664,781
				雑収益	56,500	28,433,414	28,433,414
				固定資産売却益			
				過年度損益修正		201,50	201,50
2,893,188,928	70,475,463,46	215,535,045	215,535,045	合計	215,535,045	70,475,463,46	2,893,188,928

1月分子算執行報告書 甲

(収入)

昭和48年1月31日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	累 計	
① 水道事業収益	632,724,000	47,301,771	531,604,724	101,119,276
1 営業収益	607,780,000	47,245,271	506,506,529	101,273,471
1 給水収益	466,780,000	38,949,506	394,681,136	72,098,864
2 補償金	5,000,000	0	0	5,000,000
3 受託工事収益	35,000,000	6,831,000	41,431,210	△ 8,431,210
4 その他の営業収益	101,000,000	1,464,765	70,394,183	30,605,817
2 営業外収益	24,944,000	56,500	25,098,195	△ 154,195
1 受取利息	2,000,000	0	1,664,781	335,219
2 雑収益	22,944,000	56,500	23,433,414	△ 489,414

① 資本的収入	583,056,000	19,536,000	23,064,522.6	352,410,774
1 企業債	372,000,000	0	0	372,000,000
1 企業債	372,000,000	0	0	372,000,000
2 工事負担金	170,000,000	19,536,000	219,590,700	△49,590,700
1 工事負担金	170,000,000	19,536,000	219,590,700	△49,590,700
3 補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
1 府補助金	30,000,000	0	0	30,000,000
4 固定資産売却代金	11,056,000	0	11,054,526	1,474
1 固定資産売却代金	11,056,000	0	11,054,526	1,474
収入合計	1,215,780,000	66,837,771	762,249,950	453,530,050

1 月分予算執行報告書 乙

昭和48年1月31日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	累 計	
① 水道事業費用	598,408,000	21,952,477	405,280,526	193,127,474
1 営業費用	495,571,000	21,952,477	355,614,165	139,956,835
1 原水及浄水費	184,949,000	12,468,208	147,518,179	87,435,821
配水及給水費	67,297,000	2,854,905	51,987,679	15,309,321
受託工事費	35,000,000	0	31,437,220	3,562,780
業務費	44,633,000	2,738,212	34,860,375	9,772,625
総 係 費	28,855,000	1,566,322	23,915,307	4,939,693
減価償却費	34,057,000	0	0	34,057,000
資産減耗費	780,000	0	0	780,000
その他の営業費用	100,000,000	2,329,885	65,900,405	34,099,595
2 営業外費用	102,737,000	0	49,666,361	53,070,639
1 支払利息及 企業債取扱諸費	102,727,000	0	49,666,361	53,060,639
2 雑 支 出	10,000	0	0	10,000

8	予備費	100,000	0	0	100,000
1	子備費	100,000	0	0	100,000
①	資本的支出	597,071,236	7,232,395	219,334,290	377,736,946
1	建設改良費	559,748,236	7,232,395	199,085,896	360,712,340
1	1 事務費	8,000,000	532,226	680,651	1,193,349
2	2 擴張工事費	380,793,651	4,270,000	71,201,274	309,592,377
3	3 改良工事費	116,300,000	2,015,519	110,793,289	5,506,711
4	4 環境改善事業費	30,000,000	0	0	30,000,000
5	5 營業設備費	15,974,000	414,650	1,023,468	5,739,318
6	6 鶴山台水道施設建設改良費	8,680,585	0	0	8,680,585
2	企業債償還金	37,323,000	0	20,298,394	17,024,606
1	1 企業債償還金	37,323,000	0	20,298,394	17,024,606
	支出合計	1,195,479,236	29,184,872	624,614,816	570,864,420

和泉市水道事業損益計算書 (1月分)

(昭和48年1月1日から昭和48年1月31日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	38,949,506円	
(2) 受託工事収益	6,881,000円	
(3) その他の営業収益	<u>1,464,765円</u>	47,245,271円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	12,463,203円	
(2) 配水及給水費	2,854,905円	
(3) 業務費	2,738,212円	
(4) 総係費	1,566,322円	
(5) その他の営業費用	<u>2,329,835円</u>	<u>21,952,477円</u>

営業利益 25,292,794円

3. 営業外収益

(1) 雑収益	<u>56,500円</u>	<u>56,500円</u>
---------	----------------	----------------

当月分総利益 25,349,294円

当月分純利益 25,349,294円

913

昭和48年2月10日

資 金 予 算 表

科 目	月 次		1月執行済額	2月予定額	3月予定額	4月予定額
	前月	繰越金				
前月繰越金		千円 49,115,435	千円 90,869		千円 20,100	千円 0
営業収益		48,185,014	45,000	49,000	9,000	
営業外収益		56,500	200	20,200	200	
前年度未収金		27,620	1,371	700	42,000	
企業債		0	0	82,000	0	
工事負担金		19,586,000	0	0	70,000	
一時借入金		0	0	50,000	0	
預り金		1,497,000	500	500	500	
前年度繰越金		0	0	0	7,692	
前受金		11,087,800	500	500	500	
貸付金		0	0	100,000	0	
計		80,389,934	47,571	302,900	129,892	

支	營業費用	18,294,234	46,000	49,500	46,000
	營業外費用	0	9,964	42,849	0
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	6,817,745	37,540	52,000	14,000
	貯藏品	12,308,090	18,771	10,000	5,500
	企業償還金	0	5,065	12,959	0
	一時借入金返還	0	0	147,000	50,000
	預り金返還	1,047,940	500	500	500
	前受金	168,000	500	500	500
	計	38,686,009	118,340	315,308	116,500
出					
収支差引額	90,869,360	20,100	7,692	13,892	

監査報告第10号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年2月28日

監査委員 堀田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年2月28日
2. 検査の対象 昭和48年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日における収支の状況は別表のとおりである。

1 月分月次合計残高試算表

和泉市立病院事業会計

昭和48年1月31日現在

借		方		貸			方	
残高	合計		当月	勘定科目	当月	累計	残高	
	累計	当月						
				資産の部				
				土地				
15,932,950	15,932,950			建物				
				構築物				
				車輜				
3,323,820	3,323,820	688,700		機械及備品				
				有価証券				
1,000,000	1,000,000			定期預金				
8,617,144	65,707,220	32,788,713		普通預金	55,205,428	648,455,061		
5,223,361	23,861,563	2,411,724		未収金	23,989,502	186,382,022		
4,4581	11,932,175	9,175,775		貯蔵品	92,050,52	11,927,717		
15,975,20	2,300,600	155,300		前払金		703,080		
				負債の部				
				一時借入金		295,000,000	135,000,000	
				未払金	9,175,775	125,186,106	444,334,15	
				仮受金		62,478,140	270,000,000	
				預り金	3,190,106	31,698,709	1,795,203	
				予納金	205,000	283,500	535,000	
924,102	924,102			固定負債				
74,149,760	74,149,760	7,560,544		46年度未払金				

				資本の部				
				自己資本金			18,107,000	18,107,000
3,047,422	3,047,422	1,221,694		借入資本金				
				繰越欠損金				
				収益の部				
				入院収益	16,368,610		161,035,056	161,035,056
				外来収益	1,222,1432		1,277,89930	1,277,89930
				その他医業収益	1,225,960		10,499,054	10,499,054
				受取利息配当金		495,267	495,267	495,267
				他会計補助金		31,893,000	31,893,000	31,893,000
				患者外給食収益	229,300		2,033,160	2,033,160
				その他医業外収益	65,619		429,138	429,138
				費用の部				
212,130,210	212,130,210	19,771,967		給与				
123,595,836	123,595,836	9,612,683		材料				
39,197,700	39,197,700	3,235,205		経費				
				減価償却費				
				資産減耗費				
992,470	992,470	75,890		研究研修費				
20,675,835	20,675,835	2,043,657		委託費及び 薬費取扱費				
358,2260	358,2260	358,703		患者外給食材料費				
561,045,223	182,429,690	131,081,784		合計		131,081,784	182,429,690	561,045,223

1 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和48年1月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	累 計	
病院事業収益	393,732,000	30,110,921	334,174,605	59,557,395
1. 医 業 收 益	357,762,000	29,816,002	299,324,040	58,437,960
イ. 入 院 收 益	181,113,000	16,368,610	161,035,056	20,077,944
ロ. 外 来 收 益	164,450,000	12,221,432	127,789,930	36,660,070
ハ. そ の 他 医 業 収 益	12,199,000	1,225,960	10,499,054	1,699,946
2. 医 業 外 収 益	35,970,000	294,919	34,850,565	1,119,435
1. 受 取 利 息 配 当 金	85,400		495,267	358,733
ロ. 他 会 計 補 助 金	31,893,000		31,893,000	0
ハ. 患 者 外 給 食 収 益	2,767,000	229,300	2,033,160	733,840
ニ. そ の 他 医 業 外 収 益	456,000	65,619	429,138	26,862
病院事業費用	470,423,000	35,098,105	400,174,311	70,248,689
1. 医 業 費 用	435,693,000	32,695,745	375,316,216	59,776,784
1. 給 与 費	249,405,000	19,771,967	212,130,210	37,274,790

甲. 材料	費	123,595,836	9,612,683	123,595,836	0
乙. 經費		48,270,164	3,235,205	39,197,700	9,072,464
丙. 減價償却費		12,721,000			12,721,000
丁. 資產減耗費		1,000			1,000
戊. 研究修費		1,700,000	75,890	992,470	707,530
2. 醫藥外費用		34,430,000	2,402,360	24,258,095	10,171,905
1. 支私利息及 企業償取救護費		30,107,000	2,043,657	20,675,835	9,431,165
2. 患者外給食材料費		4,323,000	358,703	3,582,260	740,740
3. 予備費		300,000			300,000
資本的收入					
他會計出資金		18,107,000		18,107,000	0
資本的支出					
1. 建設改良費		30,828,000	1,910,394	23,228,294	7,599,706
1. 建設費		25,883,000	688,700	19,256,770	6,626,230
2. 機械備品購入費		15,932,950		15,932,950	0
3. 企業償還金		9,950,050	688,700	3,323,820	6,626,230
4. 看護婦宿舍割賦金		3,711,000	1,221,694	3,047,422	663,578
5. 其他		1,234,000		924,102	309,898

1 月 度 月 次 損 益 計 算 書

和泉市立病院事業会計

昭和 48 年 1 月 31 日

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 収 益		
入 院 収 益	16,368,610	161,035,056
外 来 収 益	1,222,432	12,778,993.0
そ の 他 医 業 収 益	1,225,960	10,499,054
計	29,816,002	299,324,040
2. 医 業 費 用		
給 与 費	19,771,967	212,130,210
材 料 費	9,612,683	123,595,836
経 費	3,235,205	39,197,700
減 価 償 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	75,890	992,470
計	32,695,745	375,916,216
医 業 利 益	△ 2,879,743	△ 76,592,176

3. 医業外収益					
受取利息配当金				495,267	
他会計補助金				31,893,000	
患者外給食収益	229,300			2,033,160	
その他医業外収益	65,619			429,138	
計			294,919		34,850,565
4. 医業外費用					
支払利息及び					
企業債取扱諸費	2,043,657			20,675,835	
患者外給食材料費	358,703			3,582,260	
雑損失					
計			2,402,360		24,258,095
当月分純利益			△ 4,987,184		
当月迄の純利益					△ 65,999,706
上記当月分収益中	健保未収金		24,111,724円		
上記当月分費用中	未払金		9,175,775円		

資 金 予 算 表

昭和48年1月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	1 月 執行 済 額	2 月 予 定	3 月 予 定
収	事 業 収 益	29,393,607 円	30,000,000 円	30,000,000 円
	固 定 資 産 売 却 代 金			
	企 業 債			
	過 年 度 未 収 金			17,895,000
	一 時 借 入 金		15,000,000	15,000,000
	預 り 金	3,190,106	2,800,000	3,200,000
	他 会 計 繰 入 金			
	前 払 金 戻 入			
	期 間 外 収 益			
	予 納 金	205,000	200,000	200,000
入	仮 受 金			
	合 計	32,788,713	48,000,000	66,295,000

区分	科 目	1 月 執 行 済 額	2 月 予 定	3 月 予 定
支	事業費用	25,664,153円	21,000,000円	35,633,000円
	建設改良費	688,700	848,000	1,000,000
	企業債償還金	1,221,694	663,000	308,000
	貯蔵品購入費	11,962,860	1,058,500	12,258,000
	過年度未払金	7,560,544	5,964,000	
	一時借入金返還			
	預り金還付	7,757,177	2,800,000	3,000,000
	前払金	155,300		
	期間外費用			
	予納金還付	195,000	20,000	200,000
出	仮受金還付			
	合計	55,205,428	42,060,000	52,899,000
	収支差引	△ 2,416,715	5,940,000	13,896,000
差引	前年度又は前月より繰越	3,203,385	9,617,144	15,557,144
	翌年度又は翌月へ繰越	9,617,144	15,557,144	29,453,144

○ 議長（松尾千代一君） 本報告についてご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にご意見ないものと認め、監査報告第1号から第10号までの報告を終わります。



○ 議長（松尾千代一君） 次に日程第29「土地（部落共有地）処分について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第32号

土地（部落共有地）処分について

次の土地（部落共有地）の処分について、議会の同意を求めらる。

昭和48年3月30日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 処分する物件

和泉市王子町541番地の1	ため池	4,581㎡
同 所 541番地の2	堤	363㎡

2. 所有者

和泉市王子町

管理者 和泉市長 藤 木 秀 夫

議案第32号参考資料

〔1〕 部落有財産処分申請書

下記部落有財産はすでにその用途を廃止したので処分下さるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和48年3月20日

和泉市王子町1番地

申請者 宮本町々々長 沼 保 ㊟

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

記

和泉市王子町541番地の1	溜池	4,581㎡
同 所 541番地の2	堤	363㎡

〔2〕 確 約 書

下記部落有財産の処分に付水利補償の問題については解決しております。尚今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑をおかけしないことを確約します。

昭和48年3月20日

和泉市王子町1番地

宮本町々会々長 沼 保 ㊟

和泉市長 藤 木 秀 夫 君

記

和泉市王子町541番地の1	溜池	4581㎡
同 所 541番地の2	堤	363㎡

〔3〕 水利権放棄書

別記部落有財産については有する水利権その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても今後補償の要求は一切致しません。

昭和48年3月20日

水 利 権 者

和泉市王子町866番地	山千代 重兵衛 ㊟
同 上 1番地	沼 保 ㊟
同 上 885番地	山 下 秋 美 ㊟
同 上 950番地2	沼 間 藤 太 郎 ㊟
同 上 11番地	山 本 正 夫 ㊟
同 上 944番地	坂 上 竹 一 ㊟

記

和泉市王子町541番地の1	溜池	4581㎡
同 所 541番地の2	堤	363㎡

[4] 同意書

下記部落有財産はすでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於て処分することに同意します。

昭和48年3月18日

和泉市王子町1番地

官本町々会長 沼 保 ㊦

和泉市王子町944番地

官本町々副会長 坂下竹一 ㊦

和泉市王子町866番地

官本町々会立会 山千代重兵衛 ㊦

和泉市尾井町185番地

官本町々会立会 中村一男 ㊦

和泉市王子町8番地

官本町々会立会 田中久統 ㊦

和泉市王子町946番地

官本町々会立会 山下重雄 ㊦

和泉市王子町950番地2

官本町々会立会 沼間藤太郎 ㊦

記

和泉市王子町541番地の1	溜池	4581㎡
同 所 541番地の2	堤	363㎡

[5] 同意書

下記部落有財産を売却処分することに同意します。

昭和48年3月18日

和泉市王子町866番地

宮本町農事実行組合長 山千代 重兵衛 ㊟

記

和泉市王子町541番地の1	溜池	4,581 m ²
同 所 541番地の2	堤	363 m ²

[6] 落有共有財産(溜池)売却処分金使途計画書

市に対する処分金支払額	25,025,000
光明池土地改良区負担金	51,050
共同墓表整備費	9,100,000
王子町老人ホーム建設用地費	9,100,000
宮本町々内会館建設費(用地設備を含む)	28,223,950
合 計	71,500,000

以上の通り相違ありません。

昭和48年3月20日

宮本町万会長 沼 保 ㊟

王子町々会長 松 尾 利 明 ㊟

[7] 部落有財産処分申請書

下記部落有財産はすでにその用途を廃止したので、処分下さるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和48年3月20日

和泉市王子町91番地

申請人 王子町々会長 松 尾 利 明 ㊟

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

記

和泉市王子町 5 4 1 番地の 1 溜池 4,581 m²
同 所 5 4 1 番地の 2 363 m²

[8] 確 約 書

下記部落有財産の処分に付水利補償等の問題については解決しております。

尚今後問題を生じた場合には、当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑をおかけしないことを確約します。

昭和 4 8 年 3 月 2 0 日

和泉市王子町 9 1 番地

王子町々会長 松 尾 利 男 ㊦

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

記

和泉市王子町 5 4 1 番地の 1 溜池 4,581 m²
同 所 5 4 1 番地の 2 堤 363 m²

[9] 同 意 書

下記部落有財産はすでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市において処分することに同意します。

昭和 4 8 年 3 月 1 8 日

和泉市王子町 9 1 番地

王子町々会長 松 尾 利 明 ㊦

和泉市王子町 4 0 6 番地

王子町々会幅会長 岸 田 久 治 ㊦

和泉市王子町 2 1 0 番地

王子町々会役員 吉 村 春 三 ㊦

和泉市王子町 2 1 6 番地

王子町々会役員 中 辻 一 盛 ㊦

和泉市王子町 1 8 6 番地

王子町々会役員 明 坂 富 夫 ㊦

和泉市王子町 1 0 5 番地

王子町々会役員 上 田 増 太 郎 ㊦

和泉市王子町 1 9 9 番地

王子町々会役員 中 辻 八 重 春 ㊦

和泉市王子町 8 3 番地

王子町々会役員 米 田 芳 住 ㊦

和泉市王子町 3 8 1 番地

王子町々会役員 林 勇 ㊦

和泉市王子町 1 9 6 番地

王子町々会役員 井 上 広 一 ㊦

和泉市王子町 9 4 番地

王子町々会役員 永 田 治 三 ㊦

記

和泉市王子町 5 4 1 番地の 1	溜池	4,581 m ²
同 所 5 4 1 番地の 2	堤	363 m ²

[10] 同意書

下記部落有財産を売却処分することに同意します。

昭和48年3月18日

和泉市王子町216番地

王子農事実行組合長 田畑 辻夫 ㊟

記

和泉市王子町541番地の1	溜池	4,581㎡
同所541番地の2	提	363㎡

[11] 部落有共有財産(溜池)売却処分金使途計画書

市に対する処分金支払額	25,025,000
光明池土地改良区負担金	5,105,000
共同墓地整備費	9,100,000
王子町老人ホーム建設用地費	9,100,000
宮本町々内会館建設費(用地設備を含む)	28,223,950
合計	71,500,000

以上の通り相違ありません。

昭和48年3月20日

宮本町々会長 沼 保 ㊟

王子町々会長 松尾 利明 ㊟

[12] 宮本町々会総会議事録

総会の日時 昭和48年3月18日 午後7時30分

場 所 宮本町青年会場

出席理事者	町会長	沼 保
	副会長	坂上 竹一
	立 会	山千代 重兵衛
	同	中 村 一 男
	同	田 中 久 統
	同	山 下 重 雄
	同	沼 間 藤 太 郎

出席会員 209名

内 自ら出席した者 43名

委任状提出者 166名

議事の要領

(午後7時30分)

沼町会長 みなさんおつかれの処ご出席下さいまして有難う存じます。ご出席者43名、委任状提出者166名、合計209名に達しましたので、開会したいと存じます。

本日提出の議案は当町会としてはまことに重要な案件でありますので、会議にはいる前にみなさんのご意志にて議長を選任していただいて、適正にこの会議の進行を計りたいと存じますが、如何なものでございましょうか。

(「賛成」「賛成」の声起る。)

沼町会長 満場賛成と認めます。選出の方法についてご発言願います。

(「議長は町会長から指名が適当である」の声起る。)

沼町会長 私から本日の議長を指名して異議ありませんか。

(満場「異議なし」「異議なし」)

沼町会長 では、私から指名いたします。田所昭啓君を指名いたします。

(満場拍手)

沼町会長 本日の議長は、田所昭啓君に決定しました。

(田所昭啓君議長席に着く。)

議長 老齢でありますから不手際もあろうかと存じますが、みなさんのご援助で無事終らせていただければ幸いです。それでは議事に入ります。理事者に提案理由の説明を求めます前に、私は議案朗読いたします。(と朗読)

沼町会長 唯今、議長議長自ら朗読いたされました議案を、念のためもう一度私も朗読して説明いたします。

議案第1「本町会は部落有財産処分の件を市長に申請するものとする」—この物件はすりばち池と言う共有溜池であります、現在既に泉北水道企業団がその公共目的の為、使用されているものであります、今回町会役員と企業団当局その他関係方面と話し合いの結果ある程度了解点に達しましたので、この際地方自治法に規定されている処に随い市議会の議決その他の手続を履んでいただく為に市長に申請したいと存じ、提案いたしました次第でございます。どうか充分のご審議をお願いします。

議長 ご質問をお願いします。

河井稔君 宮本町にはおそらく明治以前から存在していたと思われる「公司家」と称する一種の組合のようなものがあり、溜池、水路、農道の維持修繕に一役をかってきたと思われますが、この溜池についてはどんな関係があったのか古記録などをお調べになったことはございますか、お伺いします。この公司家のことは、私共の知っております限り相当の権威があったようで、一戸の家屋が千円程度の資金で建築できる頃に新たに分家した者が公司家へ加入するには3百円も出さねば加入させて貰えなかったようであります。この関係も研究する必要があると思えます。

沼町会長 お互い、この問題も研究の要があると思えます。

議長 外にご質問はございませんか。

(満場「異議なし」「異議なし」)

議長 議案1は、原案の通り可決確定されました。

議長 議案第2「売却代価の件」、議案第3「売却代金処分の件」を一括上程いたします。

(議案朗読)

沼町会長 売却代価は全部で7千万円以上とし、代金処分の件は福利施設として町会会館建設と敷地購入に充当したいと存じます。勿論、代金処分の件は、市への納金、関係町会への配分、光明池への納金等が終って後のものを使用することになりますから、唯今の処、如何程が充当出来るか明言いたしかねることをご理解願いたいと存じます。

議長 ご質問を願います。

(「質問なし」「質問なし」の声起る。)

議長 討論にはいります。

(「原案賛成」「原案賛成」と呼ぶ。)

議長 討論省略して決をとりたいと思います。異議ありませんか。

(異議なし「異議なし」)

議長 議案第2「売却代価の件」、議案第3「売却代金処分の件」、何れも原案に決して異議ありませんか。

(異議なし「異議なし」)

議長 「異議なし」の声があります。決定してよろしいか。

(「賛成」「賛成」)

議長 それでは、原案通り可決確定されました。

以上で、提出議案全部議了されました。

町会長が発言を求めています。発言を許します。

沼町会長 本日は、終始和やかな中に、全部の議案を議了下さいました。厚く御礼申し上げます。

皆さんのご意見を充分尊重してまいりたいと存じております。大変有難うございます。

議長 これにて議事を終ります。

(時に午後10時30分)

沼町会長 これにて総会を終ります。

以上は昭和48年3月18日開会宮本町町会総会の議事録に相違ありません。

宮本町町会長 沼 保 ㊦

[13] 王子町会総会議事録

開催日時 昭和48年3月9日 午後7時

場 所 王子町公民館

出席理事者 町 会 長 松 尾 利 明

副 会 長 吉 村 春 三

同 岸 田 久 次

役員(会計) 中 辻 一 盛

同 米 田 芳 澄

役 員 中 辻 八 重 春

同 上 田 増 太 郎

同 明 坂 富 夫

同 林 勇

出席会員 410名

内 自ら出席した者 14名

委任状提出者 396名

議事の要領

午後7時

松尾町会長 定刻でございますので会議を開きたいと存じますが、出席者が14名、外に委任状提出者396名 計410名に達しております。自らご出席下さいました方は少のうございます。これは、もし出席者が少なく流会になっては大変と役員各位を煩わして委任状を集めて戴きましたので、会員各位が委任状をもう出しているからと安心したのではないかと恐われますのと、その際、詳細に説明して下さいましたので内容は充分わかっているから出席は少ないと思います。

何れにしても早急に解決したいと存じますので、この状態で開会して処置したいと存じます。

吉村春三君 私も同感です。委任状も揃っていますから。

(全員賛成)

松尾町会長 それでは、只今から総会を開きます。議長を如何しますか。

(全員「議長は会長にお願いします」)

(松尾会長、議長席に着く)

議長 では、議事に入ります。

議案第1 本町会は、部落有財産を処分する件を市長に申請するものとする。

議案第2 売却代価の件

議案第3 売却代金処分の件

を一括上程いたします。

松尾会長 議案第1は、地方自治法によって市会の議決を願わねばなりませんので当然出さねばならぬものであり、議案第2は、宮本町会と緊密な連絡をとり善処したい。議案第3は、住民の福利のために使いたいと考えています。

岸田久次君 何れにしても手続きを早急に進めることが重要ですから、原案可決せられんことを希望します。

(全員賛成)

議長 全員賛成と認めます。

(「議長、ご苦労だが急いで欲しい」の声あり)

議長 議案第1、議案第2、議案第3、何れも原案に決し異議ありませんか。

(「異議なし」「異議なし」)

議長 議案第1 本町会は、部落有財産を処分する件を市長に申請するものとする。

議案第2 売却代価の件

議案第3 売却代金処分の件

は何れも可決確定しました。以上で、議案全部議了しました。会議を閉じます。

松尾会長 閉会いたします。

以上は、昭和48年3月9日開会王子町々会総会の議事録に相違ありません。

王子町々会長 松尾利明 ㊟

財審第130号

昭和48年3月29日

和泉市長 藤木秀夫 殿

和泉市財産評価審査会

会長 小路山丑松 函

財産区財産(溜池)処分価額の評価について

(答申)

昭和48年3月28日付、諮問第130号について当委員会は次のとおり答申する。

記

1. 価額評価 諮問第130号価額を適正価額と認める。
2. 諮問第130号価額

所在地	地目		面積 ^{m²}	単価 ^{m²/円}
	台	現		
王子町541の1	溜池	溜池及び堤	4,581	14,462
" 541の2	堤	堤	363	14,462

- 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(坂口礼之助君) それではお許しを得まして、ただいまご上程をいただきました議案第32号、土地処分について、提案のご説明を申し上げます。

本部落有財産は、王子町に所在いたします通称「すり鉢池」というため池でございます。今回、宮本町並びに王子町両町会長よりそれぞれ処分申請がございましたので、それに伴い処分のご提案を申し上げたさいでございます。

処分の内容でございますが、物件は記載しておりますように王子町541番地の1、ため池4千5百81平方メートル、同所541番地の2、堤3百63平方メートルとなっております。

本すり鉢池はご承知の通り、泉北用水企業団が昭和40年度に信太山浄水場の貯水池として築造いたしまして、すでに公共目的のために使用されているものでございますが、当時、企業団が貯水池を築造するに当たり、池の堤防を移築し、その構造を変えてしまったことにつき、企業団に対し地元より異議の申し出があった経緯がございますが、これに対する解決が長引きましたた

めに、実質上の処分手続きができないまま今日に至ったものでございますが、今回、企業団と地元との調整が整いましたので、正式に処分手続きをすることとなったさせていただきます。

なお処分価格は平方メートル当たり単価1万4千4百62円、総額7千50万円で泉北水道企業団に売却いたすものでございます。

処分金の使途計画につきましては、参考資料に記載しておる通りでございます。

なお過般来、総務委員会並びに議会全員協議会を通じご協議をわざわざまいりました部落有財産の処分に伴う事務手続き上の取扱い問題につきましては、本件はすでに旧来の方式で事務取り扱い上の指導をいたしてまいりました関係上、従来と同じ方法を採用させていただきます。

なお新しい方式につきましましては、4月1日以降から適用してまいりたいと存じます。

以上、簡単ですが、議案第32号の提案の理由並びに内容のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ可決ご決定を賜りますようお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 3番（金沢勝君） これはいままで非常に問題があったわけでございまして、改築された当時私も泉北用水の議員だったのですが、地元も知らなんだ、施工者の泉北用水も知らずため池の補修をやったという経緯がございまして。いろいろ問題があったわけですが、円満に片が付けばこれに越したことはないが、ただ、泉北用水と地元との経過について簡単に説明を願いたい。

いわゆるこういうことが起こったのは、本当にどちらも知らなかった、そして紛争が起こったという経緯がございまして、簡単にご説明を願いたい。

それから会議録ですが、当時、経緯は聞いておったが、宮本町は合併によってできた行政だけの名前で、あくまでも宮本町も王子町の地番でございまして。ため池の性質からいきますと、王子町に住居するものに権利がある。信太当時は2区王子といていた、そして宮本町と王子といていたが、王子町と2区王子時代に覚え書きを写し、二区王子には権利がないという一札を取っていた。しかし議事録には両方取ってある。ため池の性格からこういうふうにとっているのかどうか、その点についてお答えをいただきたい。議事録では、王子町のほうは宮本町と密接なる話し合いをし、今後、金が入ったら……ということだが、宮本町は王子町が権利があるとか、ないとか書いてない、その点質しておきたい。

- 議長（松尾千代一君） 答弁。
- 総務部理事（庄司清君） 第1番目の問題ですが、ただいま総務部長から提案理由の中でご説明させていただいておりますように、40年ごろからその工事を実施して現在に至っておるとい

う実情でございます。この経緯につきましては、非常に複雑なものがあるように私たちも承っております。それが今回、円満に解決され、このようにご提案できる運びになったわけでございます。

そこで問題の端緒でございますけれども、昭和40年10月1日付けで覚え書きが交されてございます。これは幸地区連合町会長、王子町会長、それと和泉市長、泉北用水管理者の四者により覚え書きを締結し、実施をするということになりました。

その後、この覚え書きにつき、42年6月28日に王子共有地の代表者、宮本町会長から異議の申し立てがあり、ため池並びに堤防の原状復旧回復の要求をされたわけでございます。そして現在まで解決をみなかったという状態でございますが、今回、宮本町、それから王子町の両者と企業団との間に円満に話し合いが付き、地元の関係についても、宮本町、王子町との間において円満に話し合いが成立し、申請がされてきたようなわけでございます。そのようなことで今回、ご提案させていただいたわけでございます。

それから王子町、宮本町の問題でございますが、あの宮本町という地番そのものがないわけでございまして、一応、王子町1本でございます。その王子町の中に旧来の宮本町の方たちが古くからそこにお住みになっており、そして別の宮本町という自治体というか、自治組織をこしらえられたということによりまして、双方からこの処分申請を取ることにし、円満に話し合いを進めていただくようにわれわれとしてもとりはからったわけでございます。

先ほど申し上げた覚え書きの段階では王子町の町会長さん、幸地区連合会長、和泉市長、管理者の間で交された、それに宮本町町会長さんが入っておらんということから、42年に異議の申し立てがあって今日まできたという経緯でございますので、ひとつご了解を賜りたいと思います
○ 3番(金沢勝君) 当を得た回答をされてない。内容証明がきて裁判沙汰寸前までいった。円満に解決して結構やが、どういふ内容で円満に解決付いたんかを尋ねたい。あんた言うてるのは経過ばかり、私は円満の内容を聞きたいと言ってる。

もう1点、私も当時、泉北用水議員をさせてもらったが、信太当時には二区王子、王子と分かれていた。そのときに聞いたのは、二区王子は手を引いた。現在の宮本町だけがため池の権利があるんだという覚え書きを取ったという。あんた、知らんなら知らんと言ってもらうたらええ。私が町会長や個人に聞いたのでは、宮本町だけにしか権利がない たまたま、手続きとして王子町にも権利があると、このようにやらなければならない。関連した会議録をみると、王子のほうに分けるのか知らんが、密接な関係を持つと書いてある。宮本町のほうにはそういうことはうたっていない。王子町に渡すとも書いてない。その点、議事録の内容にも不一致がある。今後、もめることがあっても困るのでたしかめておきたい。簡単に結構です。むずかしい答弁はいりません。

○ 総務部理事(庄司清君) 円満の話の内容でございますが、一応、処分金は7千百50万円でございませう。その中から市に納入する分、光明池に納入する分を差し引き、宮本町が6割、王子町が4割という割合で各関係者が円満に解決を図られた、このように承っております。今後一切ご迷惑はかけない、昨日も会っていろいろお話申し上げたわけでございませう。

それから宮本町、二区王子の問題でございますが、これは王子町に権利がある、ないという問題は別として一応、王子町内に古くから居住される住民を対象としたということで、両方から手続を申請していただいたわけでございませう。

○ 3番(金沢勝君) 王子町と宮本町が4分6に分けるといふが、泉北用水としては即金で渡すのか。私が聞いてるのは、10年、15年賦と聞いてますが、泉北用水と地元との話し合いがどう付いたのか、簡単に説明してほしい。

○ 総務部理事(庄司清君) 泉北用水からこの資金手当はできているように私、承っておりますので、即金でお支払いされるものと思ひます。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませうか。

○ 1番(田中幸一君) 議案内容よりも字句のことですが、同意書の上から2人目、和泉市王子町944番地、宮本町々会副会長、「坂上竹一」とあるが、左側で「坂上竹一」となっている。これは同意書で間違ってきたのか。それとも市役所の印刷で間違っているのか、おそらく「坂上」と思ひますが……。

○ 総務部理事(庄司清君) まことに申しわけございませう。プリントの間違ひでございまして「坂上」さんが本当でございませう。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませうか。

○ 17番(山田清二君) あとから問題が起こってきたときに私たちが責任を持ちますという誓約書は入れてはあるんですが、大池の問題にしても、黒鳥の誓約書が入ったと思うんですが、いろんな問題が出てきて何回か問題になったわけですが、そういうことが起こるような誓約書でないことを一べん確認していただきたいと思ひます。

○ 総務部理事(庄司清君) 今回の処分につきましては一応、町会長さん、それから各隣組長さんを通じ回覧といふか、委任状までいただき、全員に周知していただく方法をとってもらっております。総会出席についても一応の委任状、こういう案件で、こういうぐあいにやりますといふ同意を得たうえで開催しておりますので、この分については、問題は起こらないという確信を私たちは持っておるわけでございませう。

○ 17番(山口清二君) 普通の場合、部落の総会があつて、委任状を持ってきてたらそれでええとか、あるいは2分の1以上集まったらええ、あるいは3分の2集まって決議されたらええと

ということになりますけれども、共有財産の問題なれば、たとい1人でもいややという人が出れば問題になるはずで、大池の問題だって総会で決議されてやったが、その中で何人かの人知らなかったのが問題が出てきた。今度も処分されたあとの使途の問題もからんだわけ。この場合、役所としてもなかなか確認はとりにくいとは思いますが、ところがそれが議会に持ち込まれるあるいはこれを認めた議会の責任というところまで発展してきたのが大池の問題です。もし、そういうことが今後起こったとしても、議会の問題じゃなく、町内会の問題だといって遮断できるかどうか。それだけははっきりわからないと、共有地の問題について、今後、責任を議会に持ってこられるような状態の中で認めるわけにはいかないとしますので、その点、はっきりした決意を表明していただきたい。

- 総務物理事(庄司清君) 財産区の財産処分につきましては一応先般来、いろいろご協議をわずらわしたわけでございますが、全員の同意を得なければならないことには、法律でもなっていないわけでございます。そういうところから、一部反対者があっても処分ができるわけでございますから、法的にはそういう問題は通用しないのではないかと、このように思っております。

われわれとしても、議会あるいは市に対してそういうことが起こらないよう今後、最善の努力を払ってまいりたい、かように考えております。法律的には違法でないと考えておりますので、そういう問題は起こらないと思っております。

- 17番(山田清二君) 反対があってもかまわない、多数決でいい。
- 総務部理事(庄司清君) はい。
- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ないと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって議案第32号は原案通り可決されました。

-
- 議長(松尾千代一君) 日程第30「和泉市総合基本構想の制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 24 号

和泉市総合基本構想の制定について

地方自治法第 2 条第 5 項の規定に基づき、本市の基本構想を別紙のように定める。

昭和 48 年 3 月 9 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいま上程をいただきました議案第 24 号、和泉市総合基本構想についての提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。

ご承知の通り、戦後のわが国における社会、経済の成長発展は目ざましく、特に生活様式及び産業構造の質的な転換に伴う社会形成の基盤は、国内的にも、あるいは国際的にも大きな変貌がみられましたが、高度経済成長を図るのみだけで、生活の真の幸せが保障されるのかとの反省が出てまいりましたのでございます。

すなわち国における施策の体系付けの基本として、国民生活に対するそれぞれの分野における活動を、互に関連する共通の価値観を求めていく国民的合意のものと福祉社会実現への道の諸計画策定と、既定計画の見直しとでございます。

これらの計画に基づき、長期の施策目標を国民の前に提示し、構想実現への施策を総合化し、計画的な行政運営を行なう姿勢が示されたものでございます。もちろん、これら国家的なレベルでの目標達成は、国民の理解と同意を前提として、あらゆる行政機関、団体、企業の施策と活動のうえでの協力が不可欠であると考えます。

以上のような趣旨を持ちまして過般、地方自治法の一部が改正され、府県、市町村の行政運営の基本として、それぞれの行政区域における長期の施策目標である基本構想を定め、その目標実現への施策を展開する総合的かつ計画的な行政運営を求められたものでございます。

本市におきましてもこれの趣旨を受けまして、急速に変化する都市形成に対応するとともに、その流れに押し流されることなく、市民生活の安全と福祉の向上を旨とする長期の施策目標を定め今後の都市基盤施設計画策定の基礎となる基本構想を樹立すべく作業を進めてまいりましたのでございます。事務局による試案を学識経験者の助言と指導のもとに取りまとめ、去る 47 年 5 月 13 日付けをもって和泉市総合計画審議会に、本市総合計画の基本構想について諮問申し上げます。総合計画審議会におかれましては、約 6 カ月の期間内に総会、専門小委員会を精力的に開

催され、慎重なご審議、ご討議をわずらわしまして、去る47年11月21日付けご審議会会長横田義治氏から別添の通り、ご答申をいただきましたので、地方自治法第2条第5項の規定に基づき、基本構想を定めるべくご提案申し上げたさせていただきます。

続きまして、内容のご説明申し上げたいと存じますが、本構想は長文でございますし、その内容も多岐にわたって記述されておりますので、構想のねらいと、構想の基本的な条件について簡潔に申し上げます。

まず第1に構想の目的でございますが、第1章、第1節に記述いたしました、市民の生活を守り育てる立場からの行政施策の重要性の認識に立ち、特に都市化が急激に進むにつれ、過密過疎の現象から派生する諸問題を緊急に解決を迫られている社会情勢のなかで、憲法に保障された基本人権を尊重し、人々が健康で平等な権利のもとで、安心して暮せる生活と、能力を自由に伸ばせる労働の場の確保を行ない、次代を担う青少年が伸び伸びと教育、文化、自然を享受できる社会を建設する基本理念として、大阪府における長期ビジョンとの調和を図りながら、人間尊重を基調とする「人間回復のまちづくり」の実現を目的といたしました。この目的達成のため、あらゆる行政機関の協力と市民各位の理解を得て施策の展開を図るべく、その目標、いわゆる共通のビジョンとして提示いたすものでございます。

第2に、目標年次の設定でございますが、長期的展望が計数的に可能な範囲及び国、府、周辺市町の構想、目標年次との整合性を考慮して昭和60年と設定し、人口等の基本指標の推計を行ないました。

第3に、本構想の構成についてでございます。ただいま申し上げました構想の目的、意義、目標年次等、前提となるべき事項を第1章、構想のねらいとして集約いたしまして、第8章、計画を推進するための項まで、8章、30節に区分し、それぞれ記述いたしました。したがって、第2章として「まちづくりの基本的枠組」として、市勢の現状の基本的事項と目標水準、いわゆる主要施策整備基準の算定に不可欠な基本指標として、本市域の土地条件と快適な市民生活を保障する社会資本の整備の見通しを勘案して、昭和60年における人口を20万人と推計、関連する諸事項を計数化するとともに、市民所得の試算推計を行ない、施策の量の算定に利用いたすものでございます。さらに現状から将来を含めて、本市の構想策定の計画条件の基本的条件として同和対策、文化財、教育、産業、財政、住宅及び都市整備、レクリエーションの7項目について問題点の把握と、その将来の方向付けを行ないました。

これら基本条件を基礎として、第3章、自然環境、第4章、歴史的環境、第5章、社会環境、第6章、経済環境と区分し、各部門ごとに問題の把握と将来への展望の分析を行ない、総論的には第7章、「あすのまちづくり」として、都市構想の将来像として、地帯構想、住区構成、交通

体系、都市基盤整備、市街地整備、公園緑地、公共空地等に対する基本の方針を明らかにいたしました。

第8章では、本構想を実現する計画の推進に対し、市行政の責務を自覚し隘路となる条件を克服して具体的な中期事業計画の策定を行ない、その実施を課題として問題提起がなされております。

市長といたしましては、答申をいただきました和泉市総合基本構想を尊重し、今後の行政施策を展開するため、早期に中期事業計画を策定いたしまして、事業の総合的かつ計画的な実施に向かって全力を傾注する所存でございますので、本構想案について、何とぞ慎重なるご審議をお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 本基本構想については後日、研究の場を設け、議員各位に十分ご検討を願う必要がありますので、この際、本件を所管の総務委員会に付託し、閉会中も継続審議をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 23番（貝淵博治君） 「にんげん回復」という問題点で過日、総務委員会を主として、議長さんも藤沢市とかへ視察に行かれたと聞いておりますが、それはこの基本姿勢に基づいて藤沢市に視察に行かれたのですか、その点ひとつ。
- 議長（松尾千代一君） 私はその際、基本構想を見たとき、これは大変なことだ、これだけ膨大なものである限り簡単にはまいらないであろう、一応、全員にこれをはかって……。
- 23番（貝淵博治君） いいえ、理事者からの要請で行ったのですか。
- 議長（松尾千代一君） 理事者の要請で行ったことは行ったのですが。
- 23番（貝淵博治君） 藤沢市に行った最高責任者、その説明をする人はどなたさんですか。誰にこれを尋ねたらいいか。

しからは角度を変えてお尋ねいたしますが、総務委員会、そして常任の正副委員長さんが言ってくれたと聞いてますが、総務委員会に付託と言われるが、各常任の正副委員長、また正副議長さんなりが行っていただいたが、その常任委員会を開いて、そしてあらかじめ行ってきた骨子を皆さんに伝えるべきだ。正副委員長が私らの代りに行ってくれたと解釈しているんです。何もわからんと効果があった、成果があったということだけではわからん。漏れ承っておりますけれども、正副委員長が代表として行っていただいてそのまま、一ぺんここで詳しく議長さんから、また理事者から、先進の藤沢市を視察されたいところをつぶさにご説明を願いたい。こう思うんです。しかし、そういうことは時間を食いますからしませんが、少なくとも、議長、副議長、そして総務委員会はもちろん、各常任の正副委員長が議会を代表して行かれたのに、委員会も開かれずに、私は金沢さんという立派な委員長をいただいておりますが、何の委員会も開かれずに、

ただ行って来たというだけでつんぼ棧敷にわれわれを置いておいて総務委員会に……。これは議長、ちょっとおかしい。

○ 議長（松尾千代一君） そこでちょっと申し遅れていたわけなんですけれども、そういうことで一応、全員にこの内容を十分知っていただくために、そしてわれわれが藤沢市に視察に行かせていただいた過程のことを皆さん方にご報告させていただくと同時に、もっと深く研究する必要があるんじゃないかというところから、継続審議にし、そして内容を皆さん方にご説明させていただき、よく知っていただいたうえでということをやまず言わなければならなかったと思うわけなんです、ちょっと前後したように思います。

○ 23番（貝淵博治君） 端的に申し上げて、ある1人の議員さんから、藤沢市はこういうところだ、そして開発するにもこういうふうにしてるんだということを聞いたわけです。そういういいことを代表で行ってくれた人が、なぜ他の行かない人にも教えてやらないのかどうか。悪いことやったら教えていらんけど、非常にいい豊かな町づくりをしてると聞いたら、ええことやったら全員に知らすべきだ。それだけの配慮があっているのではないのか。誰の責任か私は知りませんよ。しかし、総務委員会、そして各常任委員長だけで、行ってない議員はつんぼ棧敷。だから、一ぺんここで全部行って来た状況、そして藤沢市の現況を誰が責任を持って説明するのか、誰がやってくれるのか、お聞きしたい。

○ 25番（藤原要馬君） 関連。いま貝淵議員から言われたことは当然と思う。ということは、町づくりは非常に大きな問題で、和泉市挙げてやらなければならない。だから、総務委員会ですらいろいろ審議を願ったと思いますが、必要性があったということで視察に行かれたと思う。それならば、なぜ議長が視察に行くまでに議員総会を開いて全員にこの重大性を知ってもらおうともにおはかりする。また正副委員長だけやなく、ぜひともみななければならないようなところならば全員が行って視察すべきではなかったかと私も考えてます。

それで議長のいまの答弁の内容でいくと、ただ単に悪かったということだけでは困る。あえて今後、総務委員会に再度付託することになるんやったら、ここで付託する理由というのがいると思う。いま、貝淵議員が言うたのは当然と思う。そこで誰がこれについて答弁をするのか、説明するのか、同じことですが……。

○ 28番（坂上国治君） いま、貝淵議員並びに藤原議員からにげん町づくりについての藤沢市視察の件でいろいろ問題になってますが、いろいろ考え方はあると思いますが、実際問題、総務委員の方々が熱心に行っていたことには感謝申し上げますが、市の職員のほうで付いていただいた方が、これはやはり土木あるいは建設関係の方々が行ってほしかったと思う。やはり、専門やなかったら、行ったところでいろんな質問に答えにくいと思う。本当に先日いただ

いた「にんげん回復」の町づくりというふ厚いやつ、あんなものは本当に構想だけであってできないんか、私は空想に過ぎんと思う。だから、わかりにくいことよりも、もっともっと簡単な方法で、行ってきて見てきて、これはええやないか、こうやろうかと、誰でも一目見てわかるようなことをやらんと、私は非常にあれだけふ厚いものをこしらえて、あれをつくるだけでも相当費用がかかってるのに今後、プラスになるか、マイナスになるんか、私はあんな状態では何にもプラスにならんと思う。そんなわずらわしいことをせんでも、各関係の人が行って見てきて、そしてすぐに実現に結び付けていけるような方々が視察にもっと行ってほしいと思う。

だから、私はどの委員会とか、この委員会とかじゃなく、そういうところは全議員が一応視察し、それに関係のある部課長が全部行って、今後の和泉市の発展のために尽してほしいと思うんです。両議員がこれの説明をせよと言われてるが、誰がするんか。誰も納得して、ああそうですか、それやったら今後、こうしていかないかんという説明はできんやろうと思う。おそらく、できる人あったらやっていただいたら結構やけど、ちょっと時間的にも余裕もないし、あれだけの日時では十分の調査もできてないと思う。総務委員会もこんなもん、付託してもらってもどないしてええやらわからんと思う。いかに総務委員会でも、どういうふうに、どうしていこうという結論は出していけんと思う。だから、それをどうして出していけるか、その方法に持って行くためには、皆の知識はぜひとも必要じゃないかと思う。その点で近々のうちに、いろいろとお忙しい方もあると思うが、万障繰り合わせて、皆が和泉市の発展のためにもう一ぺん視察し、そして部課長もほとんどといっていいぐらい行ってもらうて視察していただいたら結構やと思います。

いろいろの内容については私もちょっと触れましたが、どんどん住宅を誘致して入ってきてますが、人間1人に対して、社会増は別として、自然増1人に対して17万円の赤字が出ていくと聞いている。だから、重大な問題やと思う。一応、そういうことをお考えになって、果して理事者の方のお気持はどうかわかりませんが、私はそれを要望したいと思います。

- 23番(貝淵博治君) 藤沢市に行ってきた最高責任者の答弁を求めている。
- 総務物次長(西川喜久君) まことに申しわけございません。当日の議員さんの視察につきましては、議会事務局から事務局長さん以下職員1名、市長部局から部長が都合ございまして、私代りまして随行させていただいたわけでございます。なるほど、私も藤沢市へまいりまして……。
- 23番(貝淵博治君) そしたら、誰がこれを企画したんか、総務部のほうで企画したのか。そして正副委員長と誰が決めたんか聞いている。
- 総務部長(坂口礼之助君) 実際を申し上げます。
総務委員会のほうにいろいろ事前のことでお話を申し上げ、内容についても説明してまいりましたが、その過程で大規模な構想でございまして、所管としては総務委員会ですが、内容は多岐

にわたり、全般にわたるといふことでございますので、今後の取り扱いをどのようにするが、ひとつご検討をお願いしたいといふことで、総務委員会を通じて議長のほうに申し出ておきました。その後、議会のほうで、まず内容の審議も必要ではございますが、先進都市というものを現実に見てくるのがいいんじゃないか、「百聞は一見にしかず」といふことでお取り決め願ったしだいでございます。

- 23番(貝淵博治君) そしたら、総務部のほうで総務委員会、そして各常任正副委員長といふことをお決めになったのですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) そのような計画は、直接、私のほうはご提案申し上げておりません。
- 23番(貝淵博治君) 議長と総務委員長とはからいですか、その点ははっきりして下さい。誰がどういふふうにして総務委員会、正副委員長と決められたか。かまわないんですよ、行っていたらいいんです。ただ、行ってない議員に説明してしかりだと言ってる。今後、常任の正副委員長、そして特定の委員会が行った場合は、精鋭主義で結構だと思うが、各常任正副委員長といふものは、委員会の責任を持って行ってと思う。私の場合は、厚生文教委員長が委員会を招集して視察の報告をし、また産衛は産衛で報告しなければならない義務があると思う。だから今後、こういうケースがあった場合は、議長が議員総会を開いて、こうこうで行ってこうやったといふ何とかの報告をし、そして知識を新たにしてくれるのが、すなわち行ってきた人の責任じゃなかろうか、義務ですよ、かように思います。終わります。
- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 21番(藤原要馬君) 一番重要なことでございます。これは要するに議会の議決があるわけです。それについてお尋ねしたいが、これは都市計画審議会から答申し、われわれが審議して可決するわけですね。もし、内容的にわれわれが修正できるのか、できないのかということです。修正できんもんなら審議する必要はない。これは重大な問題だと思います。審議会のこれだけの人がやってくれて答申が出るわけですから、議会で修正ができるか、できんかということをお尋ねしたい。
- 総務部長(坂口礼之助君) 都市計画審議会でなく、総合計画審議会でございます。諮問し、ご答申をいただきましたのは総合計画審議会の委員さんでございます。しかし、審議権即修正権といふものは当然、議会がお持ちでございますので、内容が不適当であるという議会としてのご意見が出れば、修正権は議会側にございます。これは一般議案と全く同じでございます。
- 25番(藤原要馬君) 当然そうだと思う。しかし修正をした場合は、審議会に再度諮問しなければならぬのですか。

- 総務部長（坂口礼之助君） そうじゃございません。
- 25番（藤原要馬君） そしたら、審議会は少しの権限はないと思う。私はそういうことじゃなく、一応、諮問するまでに議員総会でもして内容をあらかじめ説明をし、そして納得してもらって諮問すべきではないかと思う。修正するとなれば、そう考えるわけです。やはり、総合計画審議会の方々の権限と権威に対しても、そういうことを考えられるべきだと申し上げた。
- 20番（寺田茂君） 先ほど、各議員の発言の中に、総務委員会でこの問題をいろいろ話されそして一応の過程をたどったように僕は聞いたのですが、1回やったときは、その「にんげん回復」の基本構想案をいただき、たくさん資料があるんで一度、皆目を通してほしい、次の総務委員会でやりたいということで現在に至っておりますので、私も総務委員でございますので、その点お間違いのないように、これについては、1分も審議はやっておりませんということをはっきり申し上げておきます。
- 議長（松尾千代一君） 他にございませんか。
- 17番（山田清二君） 総務委員会に付託することについては反対ではございません。結構です。それまでに聞いておきたいことは、これが議会で承認されたというか、決定されて以降、この計画案が持つ拘束力の及ぶ範囲。それと決定以降の修正の可否。それから現在の町の上にこれをかぶせるのか、あるいは新しい別のところへつくろうとするのか、一ぺん教えてほしい。読めばわかると言われるが、あんまり立派なことが書いてありますので、どこか別のところへつくるのかと思ったが、どうもいまの和泉市の上へかぶせるようにも思うし、その点をはっきりしていただきたい。これはあまり重要ではないかも知れませんが、前の二つははっきりした答弁をお願いしたい。
- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

ここに明記いたしてごきます通り、これは和泉市の将来に対する基本構想でございますから言わば、和泉市の将来のあり方の一つの指標と申しますか、そういうものなんです。したがって法律的な拘束力とか、何とかとは関係なく、やはり、和泉市の将来のあり方がこうあるべきだという一つの構想の素案をつくって議会にご提案申し上げておりますので、この構想でしかるべきだとの議決を得られましたら、少なくとも、関係部局は、やはりこれを一つの指標として受け持っておる行政分野は、すべてこういう構想の方向に向かってあらゆる施策というものを具体化していく心構えがなければならぬと思います。構想は構想、実際は別だという考え方では、構想をつくる必要もなければ、構想の価値もないわけです。だけれども、構想として、いわゆる法律的な拘束力はないが、和泉市の各部局は当然、これを一つの基本構想として、基本的な指標という形ですべての行政をそこに集約していくような方向付けをすべきだ、このように考えておりま

す。また事実、そうでなければならぬと思っております。

それから修正ができるかということでございますが、一応、目標年次を60年ということにおいて人口設定とか、それに伴う計数関係の整理は、それを一つの目標にさせていただきますけれども、各部門にわたるいろんな施策については、常に社会というものは動いており、日進月歩でございます。したがって、ここに書かれておる諸問題が現実を反映していない、もっと高いものであるべきだという状態になってくれば、年々修正してしかるべきである性質のものだと理解しております。

それからこれは当然、現在の和泉市の上に築いていきたいという考えでございます。

- 17番(山田清二君) 拘束力という点で聞いたのは、たとえば都市計画が現在あるわけですから、ところが都市計画で計画された道路の上にどんどん建て売り住宅が建ってるのに、全然どうすることもできない現状です。場合によっては、きびしくやられているところもありますが……。そういうことで一カ所だけきびしいのかどうかわかりませんが、事業決定以前でも相当きびしいところと、事業決定が打たれるまでは至し方ありませんということで、道路の真中へ家建てて、買うた途端にここは将来道になるんやとびっくりした人もおる。そういう都市計画で計画決定されたものですら全然拘束力がないわけです。まして、いま言われるように、言わば努力目標みたいなもんですわな、これに拘束力がないとするならば、あんまりがいがい言うもんと違うんやないか、「はい、さよか」ですむ。

もう一つ、修正の可否を聞いたのは、かつて新市計画というのがありました。このために道路がつくれぬ。あるいは道路の位置を変えることができなかつたということがあつたはずで、新市計画というのは相当の拘束力を持つた。これは時代の推移に従つて、いまは新市計画なんてものがなくなつたからええようなもの、またこれがそういう拘束力を持つたならば、あるいは修正ができないとするならば、これはむしろ決めるべきでないと思つたので聞いた。年々、情勢に応じて変化していくというんだつたら、目標年次が昭和60年、たつた12年ですが、現在の10年は過去の50年、百年に匹敵するほどの変化がある。おそらく、12年たつても実現するものはほとんどないと思つます。

新しい町をつくるんでなく、現状の上にかぶせるとするならば、おそらく計画とか目標、夢とか、
「青年よ夢を持って」なんて言う人があるから、和泉市もいよいよ青年期に入つてきたんでつくられたんか知りませんが、本当につくつて審議会にかけ、議会にかけて修正するものが出てくると言われますが、実際はできたとするならば、ある程度の拘束力を持ち、また議会も理事者も総力を挙げて実現に向かつて進んでいく決意があるのかどうか、これをひとつ披歴していただいて、あとはもう聞きません。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではおこがましようございますが、私の段階でお答え申し上げます。

昨年5月以来、鋭意努力してようやくこのような基本構想をまとめてまいったわけなんです。構想内容については、それぞれ各分野にわたっておりますので、いろいろの角度からの検討が行なわれれば、批判なり、修正を求められる場合がありうるかもしれませんが、少なくとも、私たちは全力を尽してこの構想をまとめてまいったわけなのでございまして、この構想実現のためにご議決をいただきましたら、全部課を挙げて、全力を尽していきたい。そのためには具体的に構想だけにとどまらず、さらに細分化して実施計画を中期計画という形でとらえ今後、関係部課と協議して、これを一つの指標として計画をまとめていきたいと存じております。決意だけをお聞き取り願えればと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 他にございませんか。

○ 10番（池辺秀夫君） 議事進行。本当に各議員が真剣に本件についてご審議され、感謝申し上げます。実際、私は議長がおっしゃったように総務委員会に付託願って継続審議として慎重にご審議を願ひ、そのうえで部長の先ほどの答弁のように、各種にまたがって網らした計画でございまして、その後、また議員総会等を持っていただいて、いろいろこれについて、全議員挙げて練っていただくのが一番えんやないか、かように思います。

○ 18番（直村静二君） いまは議事進行の発言じゃなく、取り扱いのご意見だと思います。私は意見を申し上げます。

一つは住民参加の立場から、この内容については、非常に美文調に書いてますが、まず第一に労働組合の代表が参加しておらない、この答申についてはそれが欠落しておる。共産党議員も多数住民の支持を受けて出ておりますが、総務部長が非常に立派なものだと自負しておるのに、労働者代表並びにわれわれの会派が参加していないことも含めて、自負しているということは撤回してもらいたい。

内容につきましては、60年をめぐりという中で、果してこのまま自衛隊の基地があってよいものかどうかという、基本的な町づくり問題について何ら触れていない。

さらに同和関係についても、美辞麗句があるが、何ら実態に即応していない。

また光明池、その他平坦部についてもるる述べているが、今後とも研究の余地があると考えます。だから、この答申の中にある住民参加も、今後はさらに住民全体の声を聞けるように、先ほど申し上げた労働組合員、各会派が全部入るという中で、町づくりの構想をもっと強めるよう申し上げたいと思います。

取り扱いにつきましては、池辺議員さんがおっしゃる通り、いろいろな考え方が網らされてお

り、各委員さんのお名前をみても多彩な方々と思いますので、やはり特別委員会を設置するという意見もあったが、やはり総務委員会しかなかろうと思う。そのうえで全議員に参加していただき、議運で委員長も発言してもらったらええと思うが、理事者の説明もある中で意見を反映していくような扱いをしていただきたい、こう申し上げたい。その点、意見として申し上げておきたいのであります。

- 7番(田中包治君) 実は私、総務委員として、この問題で藤沢市へ行きましたが、ただ、総務委員会として、いま寺田議員が言われたように、この問題が提示されましたが、いろいろ考えて、とても大きいから一応、審議しようじゃないかというのが変わって、藤沢市へ行ったのが実態だと思う。この問題について私が言いたいのは、これは和泉市の理想図であり、一つの目的であるということだと思います。いろいろな学者なり、その他の人が研究してつくってもらったという過程の中で、この目的に向かって政治というものが邁進するのは基本原則だと思います。ところがその基本原則の中で、この基本構想に基づく当面の実施計画が提案されていないというところにこの問題点があると思います。

ただ、いろいろと言われますけれども、やはり市自体としても、一応の理想、目的というものをからめながら、政治の場でどういう問題と、どういう問題に取り組んでいくんだという一つの提案があってしかるべきだと思います。ここらが非常に問題だと思います。

それから藤沢市へ行った問題についても、私も参加いたしました。ご存知の通り、実施計画を見てきたのであって、俗に言えば、基本構想とはあまり関係はなかったと思う。当面、私たちのように、大都市へ1時間以内に通勤できる近距離の場所については人口増に悩んでおり、こういう問題についてはどうすべきだということを選んで学んできたと考えております。

そこで議長が提案しておる、あるいは議運で決めた通り、一応、所管の委員会に付託しながら審議し、そしてこの理想図に向かって政治の場で実施するよう努力していくことが正しい筋道じゃないかと思うので、議長にお願いして、簡単ですが、終わりたいと思います。

- 議長(松尾千代一君) ただいままで貴重なるご意見を拝聴させていただきましたが、これは改めて申し上げるまでもなく、非常にむずかしい問題でございますため、別途、研究の場を設けそして継続審議という中で研究をしていただくということで、所管の総務委員会という名前を使っておりますが、あながち総務委員会だけでなく、全体で研究願いたいと、議運でも一応話がまとまり、そうさせていただいたらどうかということで出させていただいたのが現状でございます。まことに恐縮でございますけれども、本件については総務委員会に一応付託させていただき、その中で十分研究の場を設けていただくということで、委員会に付託していただくようお願いしたいと思いますが、それでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、本件を総務委員会に付託することに決めます。

○

○ 議長(松尾千代一君) 次に日程第31「用水路改修について請願」を議題といたします。

請願書を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

用水路改修について請願

紹介議員

和泉市議会議員	山	田	清	二	㊦
同	横	田	憲	治郎	㊦
同	藤	原	要	馬	㊦
同	坂	上	国	治	㊦
同	竹	下	義	章	㊦

請 願 書

黒鳥町471から伯太町430を逕流する用水路(略図添付)につきましては、最近附近周辺が宅地化が著しく家庭汚水の流水が主となっており、雨期は勿論常に溢水の恐れがあり農繁期特に6月～9月の耕作時に用水としての使用も困難になっている現状であります。

市行政におかれましても当用水路改修について、光明池水利組合共々これが改修工事着手を一日も早く御決定下さいます様、関係耕作者及び附近住民連名にて請願申し上げます。

昭和48年3月30日

和泉市議会議長

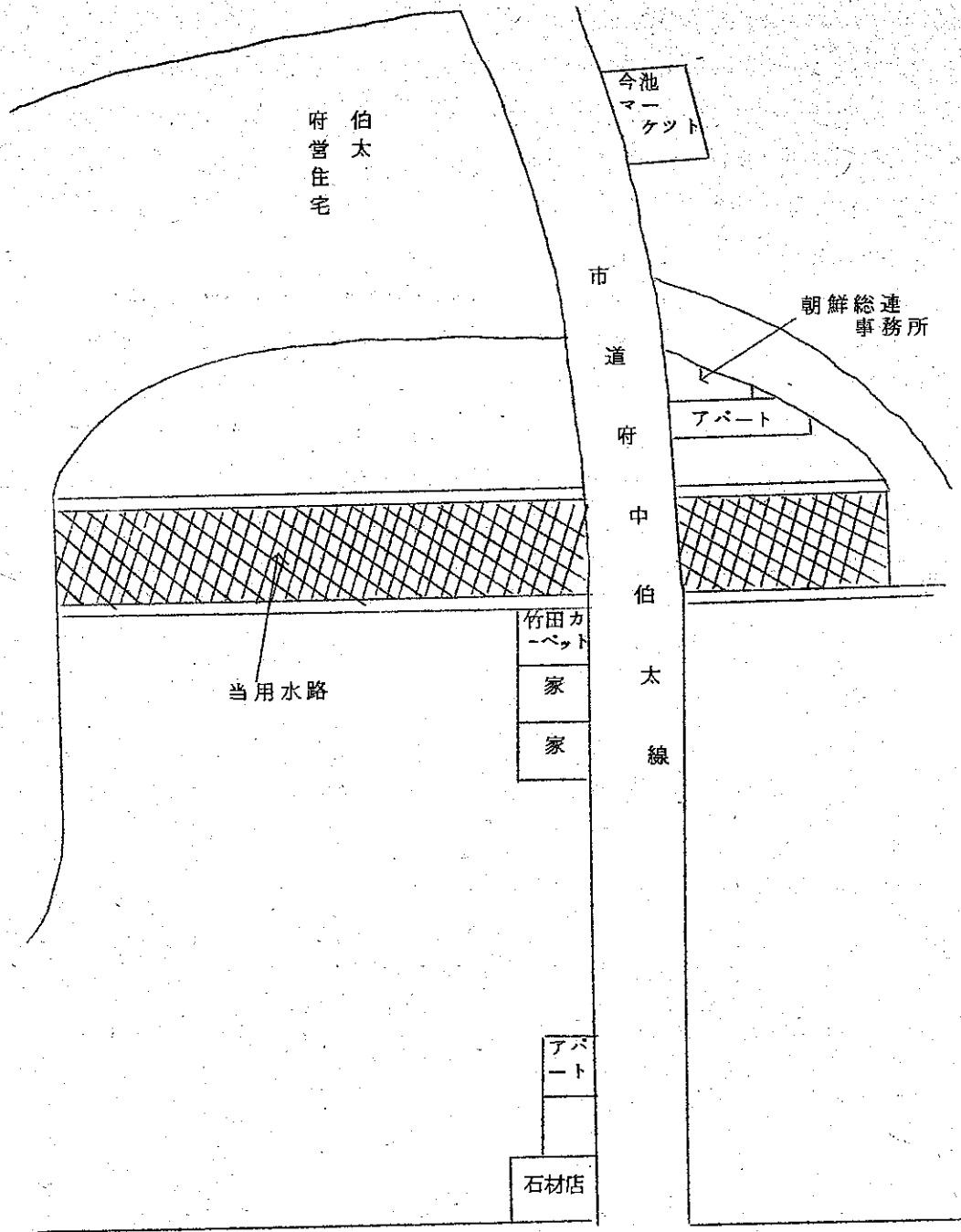
松尾千代一 殿

代 表 者

和泉市府中町6丁目7-1

辻村秋太郎 ㊦

他49名



エリートボール
(ボーリング場)

- 議長（松尾千代一君） 本請願の趣旨説明を願います。
- 28番（坂上国治君） お許しをいただきまして、提案理由の説明を申し上げます。
ただいま事務局長からの朗読通りでございますので、よろしく願い申し上げます。
- 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。本請願については、十分研究、検討願う必要があると思いますが、所管の建設委員会に付託し、閉会中も審議をお願いいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本件を建設委員会に付託するに決めます。委員の皆様方にはまことにご苦勞でございますが、よろしく願い申します。

○

- 議長（松尾千代一君） この際、おはかりいたします。お手元に配布の通り、本日、市長から議案第33号が提出され、また決議第3号が提出されました。この取り扱いについて先ほど、議会運営委員会を開催していただきましたので、その決定に基づき、この際これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、議案第33号及び決議第3号を日程に追加し、議題とすることに決めます。

それでは日程第32「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

議案第33号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年3月30日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員旅費条例(昭和31年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

	給料表の種類 職務の等級		日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)
			円	円	円
第1	特 別 職		1.800	5.500	1.500
	医療職(一)	特1等級			
第2	行 政 職	1 等 級	1.500	5.000	1.300
	医療職(一)				
	医療職(二)	特1等級			
	医療職(三)				
第3	行 政 職	2 等 級	1.500	4.500	1.300
	医療職(一)				
	医療職(二)	1 等 級			
	医療職(三)				
第4	行 政 職	3 等 級	1.200	4.500	1.200
	医療職(一)				
	医療職(二)	2 等 級			
	医療職(三)				
第5	行 政 職	4 等 級	1.200	4.500	1.200
		5 等 級			
	医療職(一)	4 等 級			
	医療職(二)	3 等 級			
	医療職(三)	4 等 級			

別表第2を次のように改める。

別表第2 特定旅費額

地 域	特定日当額
隣接市町（堺市、高石市、泉大津市及び岸和田市並びに忠岡町）	200円
その他大阪府下市町村	500円

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

理 由

国家公務員旅費法の改定動向ならびに近時の宿泊事情、近隣諸都市との均衡等にかんがみ、旅費額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾千代一君）提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいま上程をいただきました議案第33号、和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由及び内容のご説明を申し上げます。

非常に最終の議会に追加ご提案をお願いいたしまして、もっと早くから準備すべきものを国家公務員の旅費の法律の改正の動向等を勘察してまいりましたので、本日、追加ご提案申し上げるようなことになったしだいでございまして、その点、ひとつよろしくご了解を賜りたいと存じます。

ご承知の通り、近隣各市の旅費条例と本市の旅費条例等についての均衡がかなり格差がございまして、前回の臨時会の席上においてもご指摘をいただいてまいりましたしだいでございますが、このたび、国家公務員の旅費に関する法律の一部が改正される動向に鑑みまして、この際、本市の職員旅費条例の一部をも改正させていただきたくご上程を申し上げたしだいでございます。

改正の内容でございますが、まず第1点につきましては、別表第1に定めております日当、宿泊料について改めようとするものでございます。まず、区分別に申し上げて、第1にランクされております特別職職員並びに医療職の特1等級の職員につきましては、日当が現在1,200円とありますのを1,800円に宿泊料4,500円とあるのを5,500円に、食卓料1,200円とある

のを1,500円にそれぞれ改めさせていただきます。存ずるしだいでございます。

以下、各ランクについて申し上げますと、日当については、第2、第3にランクされておる職員につきましましては、千円及び9百円とあるのを1,500円、第4、第5にランクされる職員については、現在800円、700円とあるのを1,200円にそれぞれ改めようとするものでございます。

宿泊料につきましては、第2にランクされる職員は、現在4,000円とあるのを5,000円に第3から第5にランクされる職員は、現在3,500円から3,700円とあるのを一律に4,500円にそれぞれ改めようとするものでございます。

また食卓料については、第2、第3にランクされるものについては、現行1,000円から1,300円に、第4、第5にランクされるものについては、現行800円を1,200円にそれぞれ改めさせていただきます。と申すものでございます。

第2点は、別表第2でございますが、この改正でございます、いわゆる特定旅費額の改正でございます。すなわち隣接各市町村、堺市、高石市、泉大津市及び岸和田市並びに忠岡町に出張した際には、特定日当額として、先に申し上げました日当額によらず、一律に現在、150円が支給されることとなつてございますのを、50円アップし200円に、またその他の大阪府下各市町村に出張した場合には、現行250円の日当を500円にそれぞれ改めようとするものでございます。

その他の旅費、すなわち、車馬賃等については、それぞれ職制に応じ実費を支給することとしたしてございますので、今回の改正では触れず、前述いたしました日当、宿泊料、食卓料の3種類の改正をさせていただきますこととしてございます。

なお食卓料と申しますのは、水路旅行の場合、宿泊料が支給されないこととなっておりますので、その代りとして支給されるものでございます。

この条例は、昭和48年4月1日から施行いたしたく存じております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議のうえ原案通り可決ご決定をいただくようお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） まず、この表は追加議案とはいえ不親切だ。総務部長の説明を聞きながら、こちらがボールペンで書き入れた。これからは現行の分を必ず渡してもらいたい。その点今後できますか。

もう一つ、いま数字を入れてわかったのですが、現行のやつよりもかなり改善はされている。上と下が縮まった点、たとえば食卓料、実際に1等級と4等級が行った場合一箱や、お前は

1,200円、わしは1,500円やとか、そんなはできませんから、そんな問題もあります。食卓料はもっと縮める。また3段階にするということではなく、この点はできるかどうか。

第3点は、一緒に行ったときはどういう扱いをするか。

- 総務部長（坂口礼之助君） 第1点につきましては、現行制度は、お手元にご置きます例規集の中に記載されてますので、つい出さなかったのをご置きます。しかし審議の過程で、いろいろそれを書いていただくという不便な面もご置きますので今後、参考資料として新旧対照表を添付させていただきますと思います。

それから2点目につきましては、十分年々扱いの程度を配慮しつつあるわけで、今回についても、現行よりもさらに職階別の格差をなくしていくように努力はしております。と同時に、等級の低い職員のアップ率を高くしている。たとえば特別職の日当、宿泊料合計して0.28、28%アップですが、4、5等級については35.7%アップの形で、格差の解消には順次配慮してまいりたい、今回もその意向で改正をしてご置きます。

それから同じように出張した場合にはどうかということをご置きますが、これは上級職の職員に随行いたします場合は、日当を除きまして、他は上級職のランク適用というふうに取りはからってまいっており、今後もそのようにしてまいりたいと思います。

- 18番（直村静二君） 総務部長は頭いいから、うまいこと答弁しよるが、よく審議できるようにしてもらいたい。また、いままでは随行した場合は出とります。

以上です。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご意見ないものと認め、議案第33号は原案通り可決されました。

- 議長（松尾千代一君） 日程第33「大阪府立高等学校誘致について要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第3号

大阪府立高等学校誘致について要望決議

上記の議案を別紙のとおり提出する。

昭和48年3月30日提出

和泉市議会議員

成	田	秀	益
関	戸	正	一
竹	内	修	一
柏		音	三郎
田	中	包	治
竹	下	義	章
藤	原	利	一
直	村	静	二
中	塚	辰	之助
吉	川	伊	与一
三	井	正	光
木	下	甲	子三

大阪府立高等学校誘致について要望決議(案)

和泉市における義務教育施設の整備促進については、かねがね国及び府の特別の配慮のもと逐年その伸長をみつつあることは、まことに感謝に堪えないところであります。

近畿圏における大阪地方計画をみても、本市においては例年1万人以上の人口増加と社会開発に伴う今後の発展に著しいものがあると予想され、また、本市総合基本構想の中でも、60年における目標値としての人口推計が20万人を越える中で、義務教育施設はもとより高等学校、大学を含む都市施設の整備促進は大きな課題となっております。

なかんずく、産業経済の進展に伴う市民の教育に対する熱意は、とみに高まりつつあり、生涯教育を訴える中で府立高等学校の誘致促進に対する要望は、日夜耳にしている現状に加えて、本市の地域は極めて広く高等学校新設に対する積極的な施策が望まれるところであります。

本市教育委員会の資料より、昭和43年度中学校卒業生1,226名中、963名という78.5%の進学率が、昭和47年度卒業生1,353名中、1,230名という91%の進学率に上昇している現況より、高等教育も義務教育の段階になってきた全国的な趨勢に加えて、本市の進学人口の急増に応えるためには、更に本市に二校の高等学校新設を求めねばならぬことが課題的であります。

大阪府におかれても、財政措置等、重要課題の山積する中で、高等学校設置は深刻且つ急を要する課題と存じますが、この問題へのとりくみを本市域平坦部に昭和49年開校を目標に是非設置下さいませよう強く要望するものであります。

以上決議する。

昭和48年3月30日

和 泉 市 議 会

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 27番（成田秀益君） 先ほど町づくりのことで、教育問題について、総務部長がおっしゃられたことはご存知の通りでございます。この高校誘致についても、その町づくりの観点から、ぜひ府のほうも何か所か予算を持ってらるそうでございますので、この際、ひとつぜひこれをご審議のうえ、可決していただくようお願いいたします。
- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明が終わりました。
おはかりいたします。本件を原案通り決議するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、決議第3号を決定いたしました。

-
- 議長（松尾千代一君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

この際、おはかりいたします。本定例会は本日をもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、昭和48年和泉市議会第1回定例会を閉会いたします。

○ 議長（松尾千代一君） この際、助役のあいさつを許します。

（助役あいさつ）

○ 助役（辻忠夫） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る9日に本年第1回定例会をお願い申し上げ、昭和48年度一般会計予算、特別会計予算をはじめ、病院事業会計予算並びに水道事業会計予算、これに関連いたします条例制定等、多数の重要な議案をご提案いたしましたところ、議員の皆様方にはきわめて長期間、しかも公私ご繁忙のおりにもかかわらず、連日にわたり慎重ご審議賜り、可決決定いただきましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお予算委員の皆さん方には、大変お疲れのところ連日ご審議をわずらわし、深く感謝申し上げます。

ここに成立をみました昭和48年度予算によりまして、市政各般にわたり所期の施策を推進し市政の一そうの進展と市民生活の向上発展に寄与してまいりたいと念願しておるものでございます。

本議会を通じ、あるいは予算委員会の過程においてご指摘をいただきました諸事項、ご意見、ご要望に対しましては十分尊重し、検討いたしまして、市政の運営に遺憾なきを期してまいりますとともに、予算執行につきましても、慎重を期してまいる所存でございます。

何ぞ議員各位におかれましては、十分健康に留意せられ、市政運営に一そうのご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

終わりに当たり、今議会に際し、市長病気のため出席できず、大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます、閉会に当たっての御礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○

○ 議長（松尾千代一君） 一言、御礼申し上げます。

本定例会は去る9日開会以来、22日間の長期間にわたり、昭和48年度当初予算並びに関連議案をはじめ、多数重要議案についてご審議をわずらわしたわけでございます。議員の皆様方には公私きわめてご多用中にもかかわらず、連日にわたり慎重ご審議を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお予算特別委員の皆さん方にはお忙しい中にもかかわらず、膨大な予算並びに関連議案の全議案を慎重ご審査のうえ、日程内に消化していただきましてまことにありがとうございます。

ここで理事者に申し上げますが、審議の過程で種々指摘のあった通り、提案する限りは、どんな質問、指摘にも満足に答えられるよう、自信を持って提案してほしいと思います。そうでない

と、いたずらに時間を空費し、議会運営に支障を来しますので、この点深く反省され、今後に対処していただくよう特に要望いたします。

以上、簡単ですが、長期間のご苦労に対し、不手際な点は多々あったことですが、ご協力を賜り、おかげをもちまして本日、閉会の運びに至りましたことを厚く厚く感謝申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。

(午後2時50分閉会)

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員